

109

292
104

樺太要覽

昭和十四年



内閣文庫
八〇五—〇号 冊
和書

本書は最近に於ける樺太の事情を紹介せんが爲編纂したるものなり。

昭和十四年十二月

樺太廳長官々房文書課

樺太要覽目次

第一章 總論

第一節 領有の沿革	一
松前氏及幕府の樺太探險	一
露國の東侵と南樺太の恢復	二
第二節 經營施設	四
千島樺太交換以前	四
一 幕府時代	五
二 開拓使時代	七
軍政時代	八
一 軍政署時代	八
二 民政署時代	九
第三節 地誌	一〇
位置及面積	一〇
地勢	一一

目次

目次

地質	二
第四節 氣象	三
氣象觀測事業の沿革	四
概説	四
氣温、風及日照時	七
湿度、降水及霜雪	七
第五節 地磁氣觀測	八
第六節 人口	一〇
戶口	一〇
國勢調査	一三
主要市街地	一四
第二章 行政	一五
第一節 樺太廳	一五
沿革	一五
組織	一五
第二節 地方行政	一六

支廳及支廳出張所	一六
第三節 自治制度	一六
沿革	一六
市町村	一六
一 概説	一六
二 市町村會	一七
三 市參事會	一七
四 市町村吏員	一七
市町村の財政	一八
第三章 法制	一八
第四章 司法	一八
第一節 沿革	一八
第二節 裁判所	一九
第三節 供託事務所	一九
第四節 刑務所	一九

目次
第五章 警察

第一節 總 說	一
沿 革	一
警察機關の配置	七
警察官吏の教養	七
第二節 行政警察	八
保安警察	八
警防警察	八
風俗警察	八
交通警察	八
營業警察	八
經濟警察	八
第三節 司法警察	八
第六章 衛生	九
第一節 總 說	九

第二節 醫 事

公 醫 院	九
醫師、齒科醫師其他	九
第三節 救療機關	九
第四節 藥 事	九
第五節 海港檢疫	九
第六節 檢 微	九
第七節 飲料水及水	九
上 水	九
清涼飲料水	九
水	九
第八節 屠場及屠畜	九
第九節 飲食物及其他の物品	九
牛 乳	九
生 肉	九
日 次	五

飲食物取扱又は製造所の取締	109
飲食用器具類	100
第十節 傳染病	100
第十一節 汚物掃除	101
第七章 財政及金融	
第一節 財政	102
概説	102
歳入	103
一 租 稅	103
二 租稅外收入	110
歳出	111
第二節 煙草專賣	110
第三節 金融	111
第八章 交通通信	
第一節 交通	112

鐵道	112
道 路	112
一 國有鐵道及自動車	112
二 地方鐵道	112
軌道	112
乘合自動車	112
港 灣	112
航 路	112
航路標識	112
驛 遇	112
第二節 通信	112
概説	112
郵便	112
爲替貯金	112
電 信	112
電 話	112

簡易生命保険、郵便年金

第一章 電氣及水道

第一節 電氣事業

第二節 水道

上水道

下水

第十章 教化

第一節 學校教育

概説

初等教育

高等普通教育

實業教育

師範教育

其の他の教育機關

第二節 社會教育

一五

一六

一七

一八

一九

二〇

二一

二二

二三

二四

二五

二六

二七

二八

概説

主なる社會教育團體

本島社會教育施設

一 青少年教育

二 成人教育

觀覽施設

體 育

第三節 専門學校入學者試験檢定

第四節 史蹟名勝天然紀念物

第五節 神社及宗教

社 教

宗 教

第六節 兵 事

第十一章 社會事業

一 法令に基く社會事業

二 社會事業團體

二九

三〇

三一

三二

三三

三四

三五

三六

三七

三八

三九

四〇

四一

四二

四三

四四

四五

四六

四七

四八

四九

第十二章 殖民及農業

第一節 土地	二六
第二節 移民	二九
交換前の殖民概況	二九
露領時代の本島殖民概況	三〇
領有後に於ける殖民概況	三三
第三節 農業	三三
概説	三三
現状及施設	三一
第四節 畜産	三一
第十三章 林業	三六
第一節 概説	三六
第二節 林政	三六
第三節 造林	三六
第四節 森林經營調査	三七
第五節 土地利用基本調査	三五

第十四章 水産業

第一節 概説	三六
第二節 漁業並水産製造	三六
第三節 蕃殖保護	三六
第四節 水産物検査	三六
第五節 水産に関する組合	三六
第十五章 鑛業	三六
第一節 概説	三六
目次	三六

目次

111

鑛業制度	250
鑛務行政の状況	250
第二節 鑛物	252
石炭	252
石油	255
海緑石	259
柘榴石	260
金屬鑛物	261
第三節 鑛業	261
稼行炭礦の現況	261
石炭低温乾溜工業	264
鑛業の將來	265
第十六章 工業	265
概説	268
ハルプ	269
醸造業	271

第十七章 商業

272

織詰業	272
其の他の工業	272
第十七章 商業	272
概説	274
貿易	279
商工會議所	283
度量衡	284

第十八章 産業試験

第一節 中央試験所の沿革

事業

組織

第二節 試験部門

事業	286
組織	286
第二節 試験部門	287
農業	287
畜産	287
林業	287
水産	287

目次

111

化學工業

第十九章 土 人

第一節 總覽	三五
第二節 種族及戶口	三五
第三節 風俗習慣	三五
概 說	三五
衣 食	三五
住 宅	三五
社會及家族關係	三五
經濟及法律關係	三五
娛樂及祭禮	三五
第四節 文 化	三六
教 育	三六
衛 生	三六
第五節 產 業	三六
第六節 救 恤	三六
第七節 指導要項	三六

寫真目次

官幣大社樺太神社
樺太護國神社
國境伐開及國境標
樺 太 廳
樺太地方裁判所
樺太廳中央試驗所
樺太廳觀測所
樺太廳鐵道事務所
樺太廳豐原郵便局
豐原憲兵分隊、樺太廳博物館
樺太廳豐原中學校、樺太廳豐原高等女學校
樺太廳殖殖學校、同校實習場
北海道殖殖銀行豐原支店、豐原商工會議所
樺太廳豐原醫院



目次

稚泊連絡船宗谷丸
スキ場(其ノ一及其ノ二)
殖民部落、耕作(其ノ一)
耕作(其ノ二及其ノ三)
農作(其ノ一及其ノ二)
牛の放牧、蚕蚕場
林相
伐木、木材の流送
鯨漁、氷下魚漁
蟹の陸揚、鱈の陸揚
臘納歇、ロツベン島
大平炭礦露天掘、内税低溫乾溜工場ガソリン塔
王子製紙株式会社豊原工場、樺太製糖株式会社豊原工場
日本人絹バルブ株式会社敷香工場



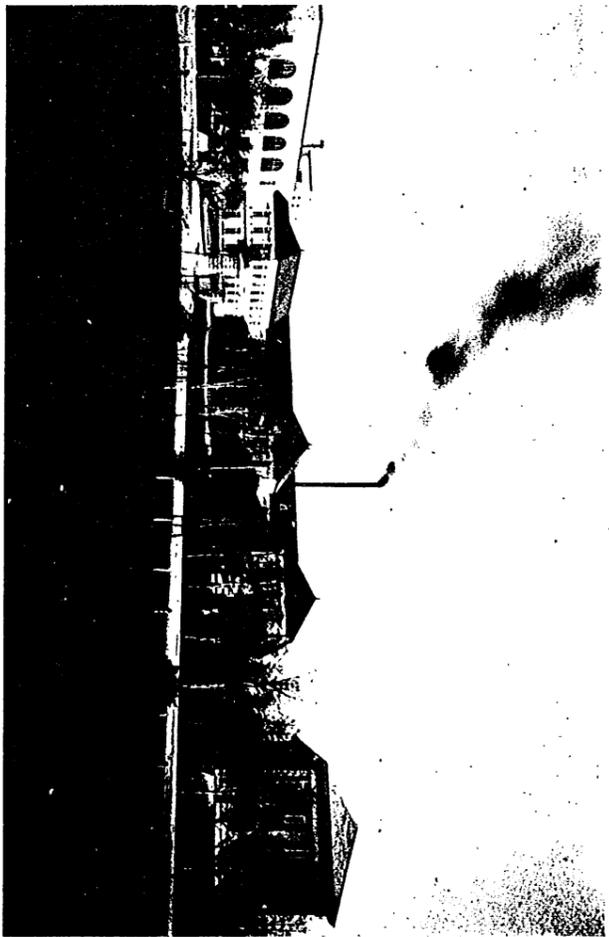
社神木樟社大新宮



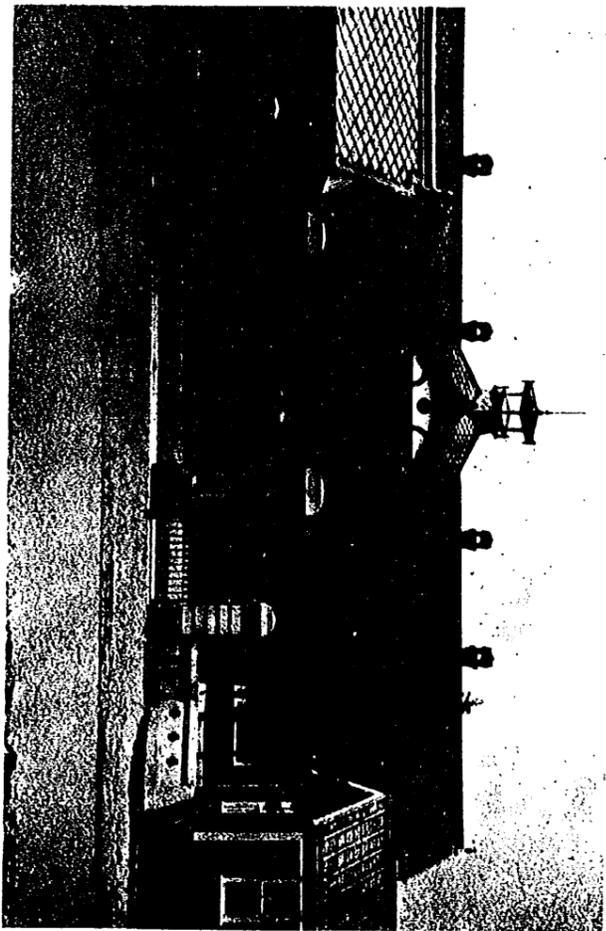
社 神 國 護 大 博



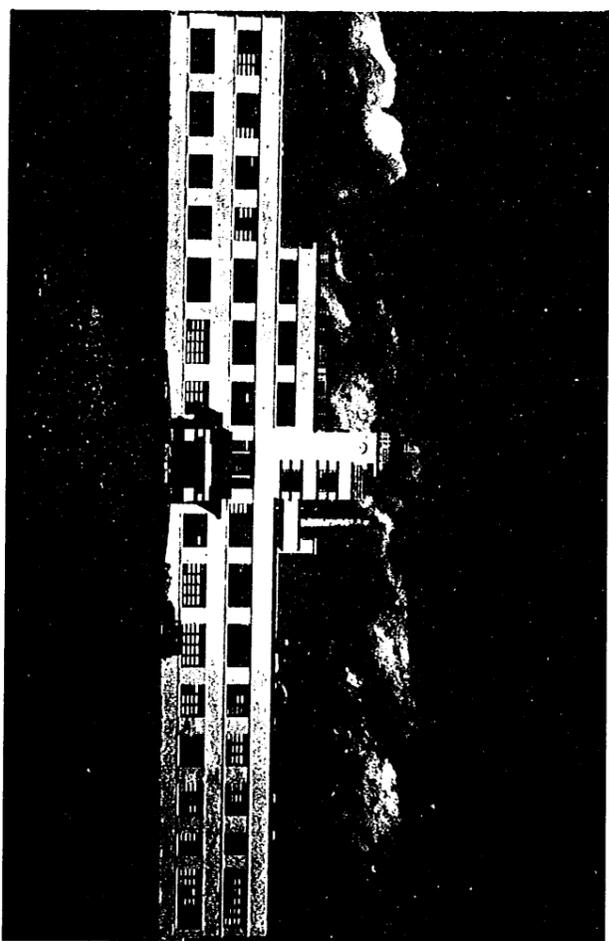
標 埃 國 及 開 伐 埃 國



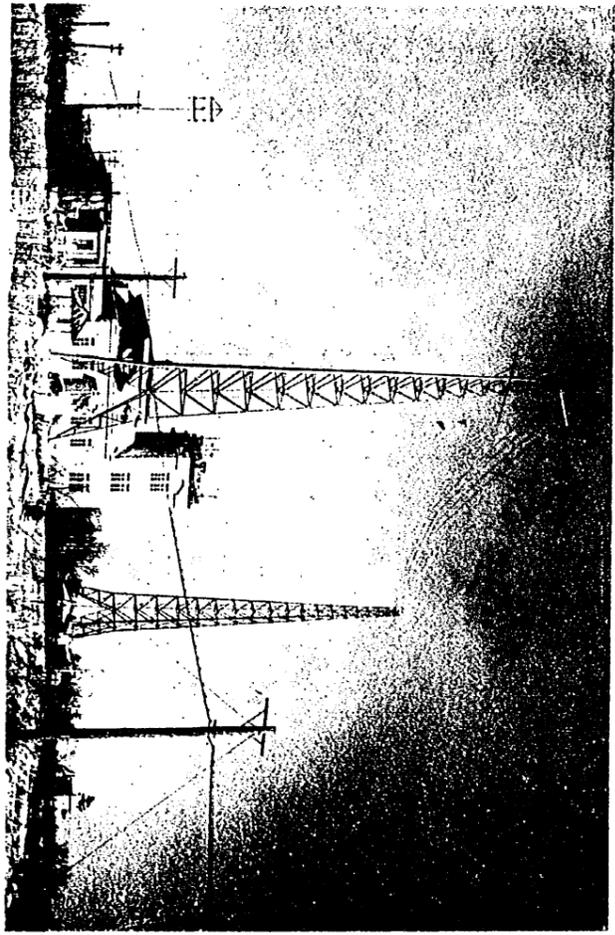
大 橋 屋



所判並方地水塔



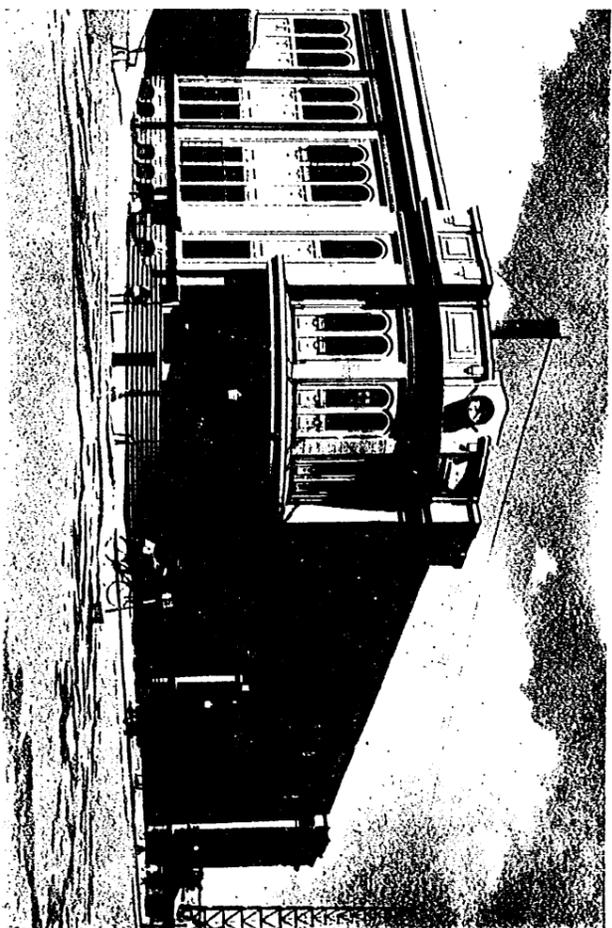
所 際 試 央 中 器 本 機



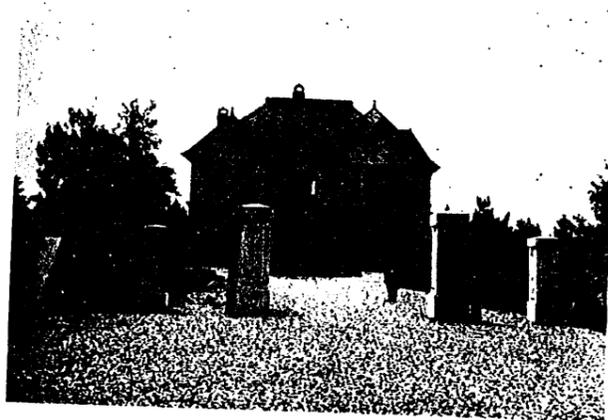
所 測 観 監 太 棉



大橋鐵道事務所



局長野原豊雄大権



原原憲兵分隊



樺太廳博物館



太極殿豐原中學校



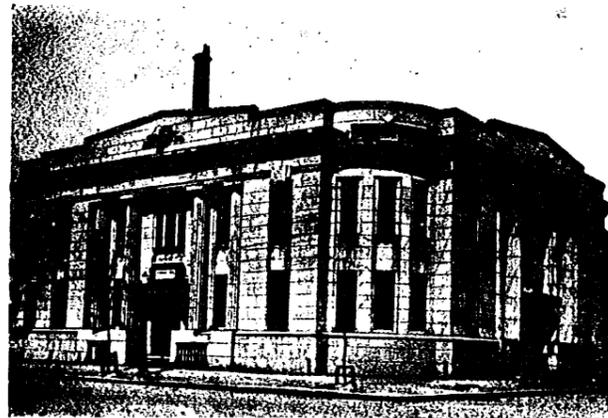
太極殿豐原高等女學校



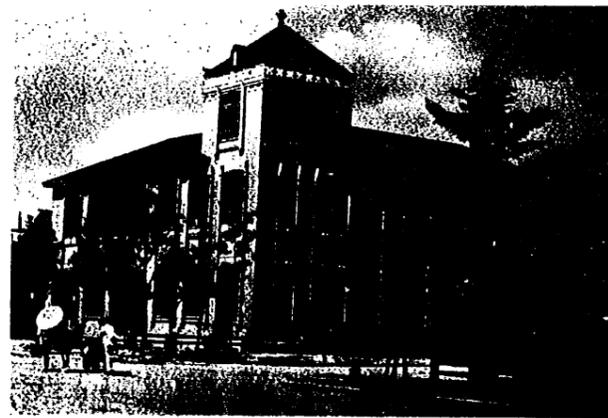
校學殖拓廳太樺



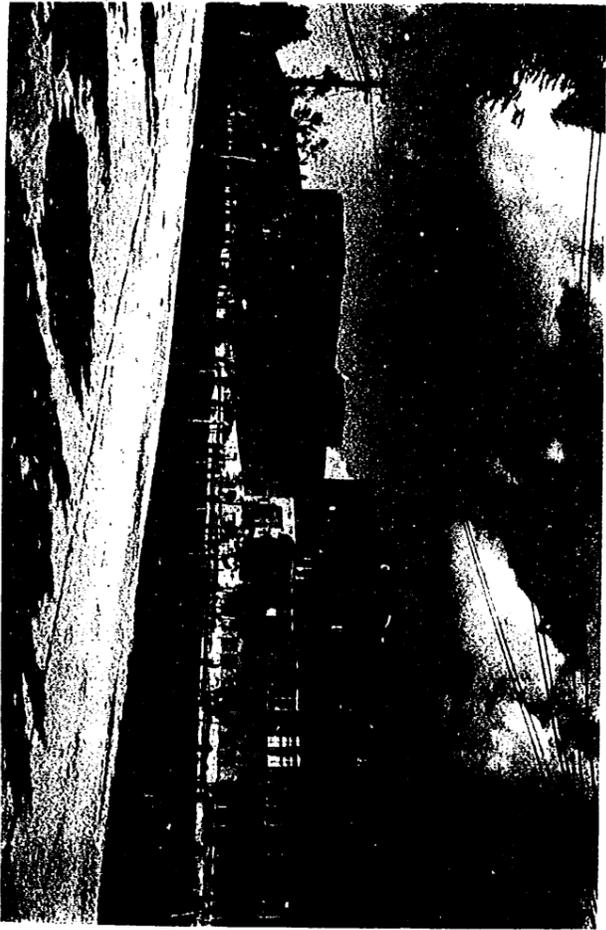
場習實校同



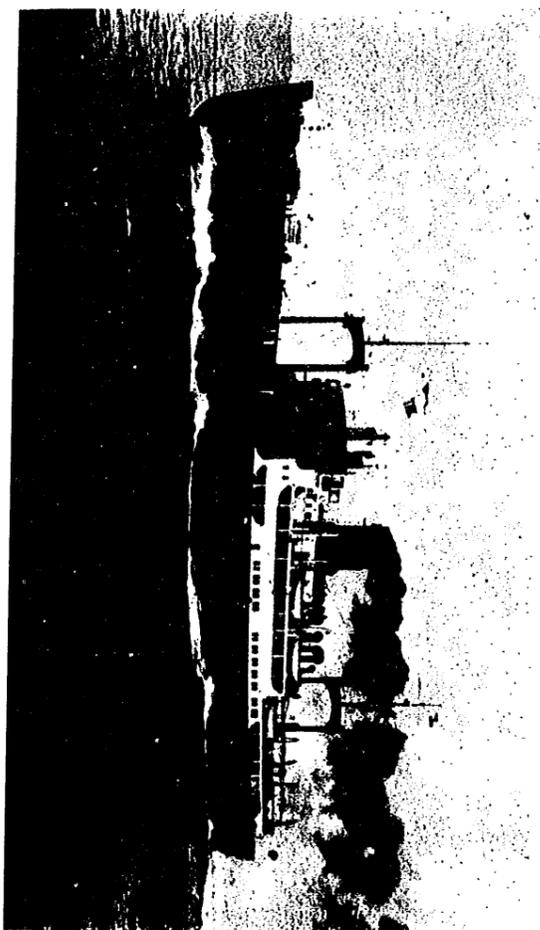
店交原豐行銀殖拓道海北



所議會工商原豐



院 醫 原 豊 隆 太 博



(明治三十二年) 丸谷宗船造泊雅



(一ノ丸) 堀 — キス



(二ノ丸) 堀 — キス



落 部 民 殖



(一ノ里) 作 耕



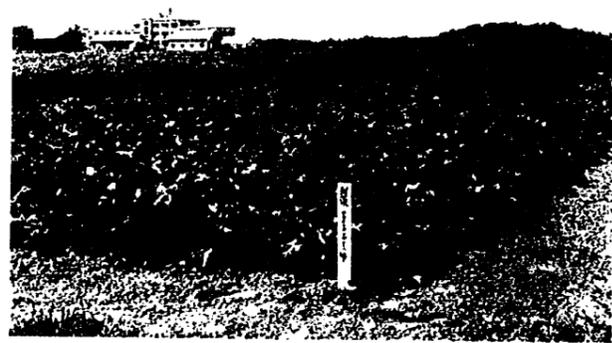
(三ノ丸) 作 耕



(三ノ丸) 作 耕



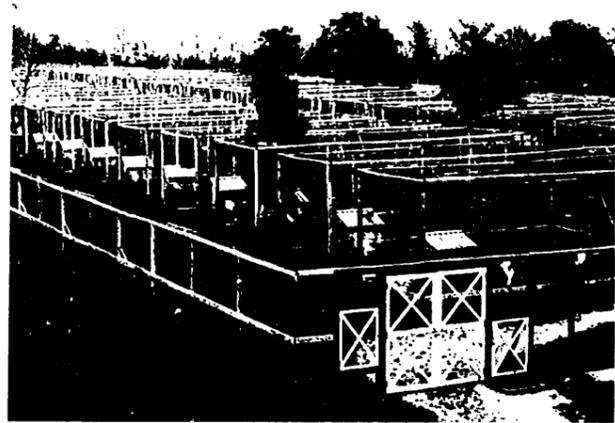
(一ノ英) 作 農



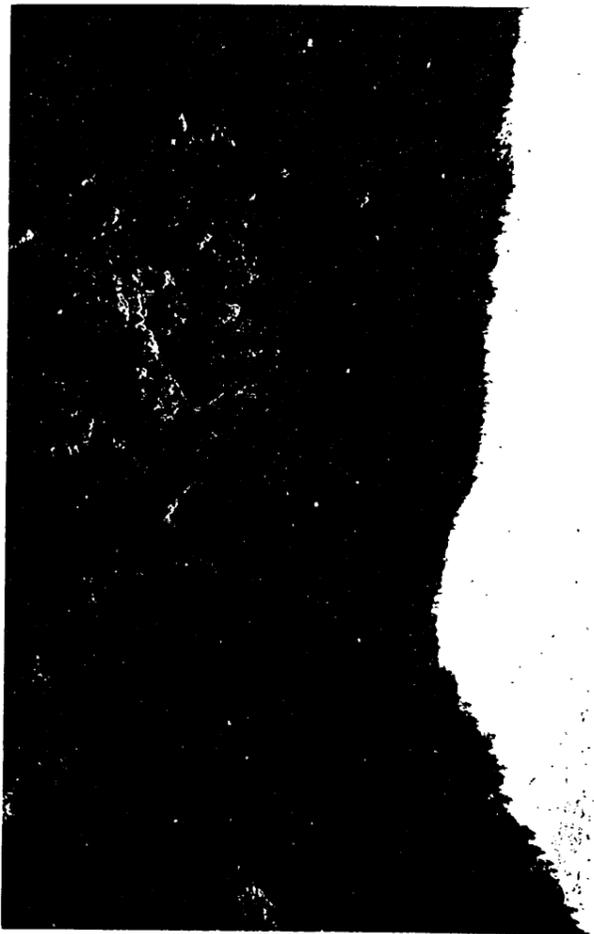
(二ノ英) 作 農



牛の放牧



養狐場



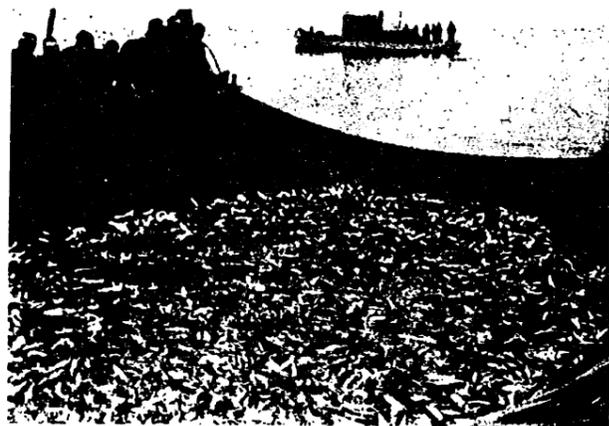
相
林



木 伐



送流の材木



漁 罟



漁 魚 下 氷



湯陸の蟹



湯陸の蟹



猷 的 臘



鳥 ツ ベ ッ ロ



大平炭礦露天天掘



内視低沼乾工場カソリ塔

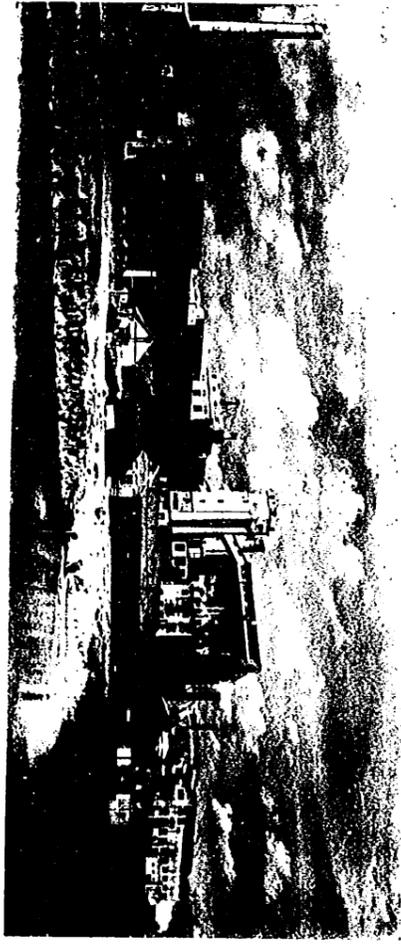


王子製紙株式会社豊原工場



大塚製糖株式会社豊原工場

日本文学社株式会社



樺太要覽

第一章 總論

第一節 領有の沿革

松前氏及幕府の樺太探險

樺太古代の状態に關しては文献の徴すべきものなしと雖も自然の地理的關係と近世に於ける史實とに依りて之を稽ふるに、樺太の先住者は北海道より移住して南部に居を構へしアイヌ族と、山丹地方より渡り北部に蕃殖せるニクブン、オロツコ等の祖先なることは想像するに難からず。然れども彼等は單に移住したりと云ふに止まり、唯水草を逐ふて遊牧を事としたるに過ぎず。其の統治權の歸屬に關しては史上明確を缺くと雖も之を邦領として認むるに至りたるは文祿二年豊臣秀吉の松前慶廣に對する蝦夷地統轄の公許及寛永以後に於ける松前氏の樺太探險に始まる。

松前氏は寛永以後屢次家臣を派遣し樺太を視察探險せしめたるが、土人の漁業に従事する者尠から

ざるのみならず奥羽地方より渡來し漁撈を業とする者漸を逐ひ増加せるを以て、寛政二年にはシラヌシ(白主)、クシニコタン(大泊補溪)等に勤番所を設け、藩吏を派して之が保護取締に任せしめたり。然れども當時に於ては國防警備に關して未だ何等の施設なく、勤番の藩吏と雖も僅かに漁期中のみ在勤するに過ぎざりき。然るに北隊に於ける露國との交渉倍々頻繁を加へ事態漸く多事ならんとするを以て幕府に於ては天明五年以降松本秀持其他を相踵ぎ特派して蝦夷各地を調査探險せしめ、其の進言獻策に依り之が經營の實を擧げ斯くて管轄統治の端を啓けり。

露國の東侵と南樺太の恢復

露國の東方經略は素と其の祖宗の遺謀歴代の國是に基くものにして、其の西比利亞より貝加爾以東に進出し、更に清國と尼布楚條約を結びスタノボイ山脈以西の地を得たるは實に西曆一六八九年(元敵二年)なり。越えて一八四七年(弘化四年)海軍中將ムラヴィヨフを東部西比利亞總督に任じて今の黒龍州及沿海州を略し一八五八年(安政五年)愛理條約を締結して黒龍江以北を併せ、一八六〇年(萬延元年)北京條約を締結したるの故を以て烏蘇里江以東の地を獲たり。

斯くて東方活躍の基礎定まるや更にベーリング海峡を涉り北米大陸のアラスカ地方に其の驛足を伸すと共に、一方千島に南下して我が北門を窺ふに至れり。北方の危態斯くの如く急なるに而かも松前藩の北方經營は唯名あるのみにして其實之に伴はず。勘察加を根據とせるコサツクは千島列島竝に

樺太との間を往來して其の動靜を窺ひ、黒龍江口を地盤とせる露人は北部樺太より侵入し漸次南下せり。

露國は斯くして其の勢力の伸張に努むると共に、一方一七九二年(寛政四年)ラツクスマンをして我が漂流民を伴はしめて我が國に派し交易を請ふも成らず、一八〇四年(文化元年)レザノフ再び修交を求め來りしが是亦幕府の拒む所となれり。然るに露國は一八五三年(嘉永六年)三度水師提督プウチャチンを派して一は和親通商を求め、一は樺太に於ける日露國境劃定の事を議せしむ。我が交渉委員は大目付筒井肥後守政憲及勘定奉行川路左衛門尉聖謨にして、プウチャチンは千島の擇捉以北及亞庭灣沿岸の一部を除くの外樺太の全土を露領なりと云ひ、我が委員は北緯五十度線境界を主張して譲らず爲に交渉遅々として抄らず往再三年に亘り、遂に所謂下田條約に依り千島の擇捉以南を邦領とし得撫以北を露領と認めたるが、樺太の境界に就ては決定するに至らず唯從來の儘として終結せり。亞で一八五九年(安政六年)東部西比利亞總督ムラヴィヨフは愛理條約の例を試みんとして渡來し、極めて強硬なる態度を以て樺太全島を露領なりと主張せるが、我が委員遠藤但馬守及酒井右京亮等之を峻拒したる爲遂に其の目的を達する能はずして空しく歸れり。

越えて一八六一年(文久元年)我國は修交のため國使として外國奉行竹内下野守、松平石見守、京極能登守等を歐洲各國に派遣し、露國に對しては特に樺太の境界劃定を提議せしめたり。此の交渉に際し露國は初め樺太露領を唱へ後北緯四十八度線を主張し、我が委員は北緯五十度線を固持して相讓ら

ず、依て翌年を期して兩國の使節を樺太に會せしめ、實地に山河の形勢を視察し之に従つて協定せんことを約せしも、當時幕末の紛擾其の極に達し外事を顧みるの暇なく、遂に之が履行を見ること能はずして止みたり。

幕府は一八六六年(慶應二年)再び小出大和守及石川駿河守を露都に派し、巽に提議せる北緯五十度線測定の實行を迫らしめたるも議合はず、従前の通り漫然日露兩國の所屬として之が假條約を締結し、一八七二年(明治五年)露國代理公使ビョッフオフ來りて樺太に關し協定を試みる所ありしも議熟せざりき。

外務卿副島種臣は樺太の買収を提唱し力説大いに努めたりしが、偶々開拓使次官黒田清隆の樺太拋棄の建白政府の容るゝ所となり、一八七四年(明治七年)駐露公使榎本武揚は政府の命を受け之が交渉に任じ、一八七五年(明治八年)遂に千島樺太交換條約を締結するに至れり。

露國の東方經略は既述の如くなるも、其の勢力は日清戦役の後更に滿洲を南下し朝鮮を脅かせる結果日露兩國は遂に干戈相見ゆるに至り、一九〇五年(明治三十八年)十月ポーツマス條約に依り樺太南半は永遠に我が領有に歸したることは尙世人の耳目に新たなる所なり。

第二節 經營施設

千島樺太交換以前

一 幕府時代

樺太の經營は當初松前藩之に當りクシユンコタン(大泊浦溪)、シラヌシ(自主)等に勤番所を設け、夏期間のみ藩吏を派して保護取締に任じたるが、露國の東侵により北邊の情勢漸く多事ならんとし、松平定信等は北境の保全開拓の閑却すべからざるを高唱せり。依て幕府は天明五年勅定奉行松平秀持等を派遣し蝦夷各地を視察せしめたりと雖も何等積極的施設を見ず、一方露國は倍々暴威を逞ふし北方の形勢愈々急なるを以て書院番頭松平信濃守忠明は屢次北邊の事態の忽にすべからざるを上書し當路を激勵せるが、寛政九年に至り先づ之を實地に監察せしめ其の復命を得て施設することに幕議決し、翌寛政十年目付渡邊胤、使番大河内政壽、勘定吟味役三橋成方を監察役として簡派し、其の復命を待ち同年末松平忠明を抜擢して蝦夷地行政を統督せしめ之に勘定奉行石川忠房、目付羽太庄左衛門正資、大河内政壽及三橋成方等を配する外幕府に蝦夷地掛を置き老中戸田栗女正氏教、若年寄立花出雲守種周等之を監し、東蝦夷地を七箇年を限り上地せしめて幕府直接之が經營に當れり。

寛政十一年蝦夷地統治の大本を確立し、戸田氏教の蝦夷地掛を解きて老中連帶之に任ずることとなり蝦夷地經營漸く其の緒に就きたるを以て享和二年蝦夷地を永久上地せしめ、箱館に蝦夷地奉行を置き新に納戸戸川筑前守安倫、羽太安藝守正資を奉行に任じ松平忠明以下の職を解き、後蝦夷地奉行を箱館奉行と改め蝦夷地統轄の陣容漸く整ひたりと雖も尙大勢は之を以て止むべくもあらず、文化四年遂に西蝦夷地及北蝦夷地(樺太)をも上地せしめ茲に蝦夷地全部を幕府の直轄となし、翌文化五年松

田傳十郎及間宮林蔵に命じ樺太を調査檢分せしむると共に奥羽の大藩をして之が守備に任せしむ。即ち文化五年には會津藩之に當り翌文化六年より津輕藩之に代る。

然るに之より先歐洲に於ける國際紛争のため極東の事態稍小康を保ちたるを以て、文政四年幕府は其の施設する所を守り邊要の警備を嚴にすべきことを命じて、松前氏を蝦夷地に封じ再度其の所領に復せしめたり。

茲に於て松前藩は樺太に毎年藩吏を派して土人の戸口を調査し、海岸を測量して里程を明かにし、漁業を奨励する等銳意經營に努めたり。然れども内外の形勢は斯る消極的施設の永續を許さず、偶々神奈川條約の結果其の必要を迫られ、文政元年幕府は箱館及其附近の地を收めて箱館奉行を置き、勘定吟味役竹内清太郎保徳及堀織部正利熙を奉行に任せたるが、滔々たる中外の大勢は幕府を刺戟し遂に翌文政二年松前氏に命じ再び蝦夷地一帯を上納せしめ之を幕府直轄とせり。

樺太は箱館奉行の管轄に屬しクシユンコタン(天泊補溪)に調役を、シラヌシ(白主)、西トンナイ(眞岡)其の他の要地に調役下役、同心等を配置し、萬延元年以後は組頭駐在して行政を擔當し、警備は始め秋田藩之に任じたりしが後仙臺、會津、庄内及秋田の四藩をして二藩宛隔年交代之に當らしめたり。歴代の奉行は屢次渡航し島内の實狀を視察して土人を撫育指導し、道路を修築し航路を開きて交通運輸に便し、漁業を奨励する等經營大いに努めたるも、時恰も幕末に際し内憂外患頻發して幕府の威信殆ど地に委し治績の見るべきものなかりき。

二 開拓使時代

明治元年四月箱館に裁判所を置き侍從清水谷公考を總督に任じ箱館奉行に代らしめたるが、四月之を廢し箱館府となし清水谷公考を府知事に任じ、翌明治二年六月清水谷公考を罷め鍋島直正に蝦夷開拓督務を命じ、亞で七月箱館に開拓使を置き鍋島直正を長官に任じ蝦夷地一般の行政を統督せしむ。

樺太には明治元年八月權判事岡本監輔命を奉じて楠溪に駐し、此の地に公議所を置き地方に出張所を設け樺太の行政事務を統轄す。

明治三年二月開拓使を北海道開拓使(明治二年八月蝦夷を北海道と改稱す)樺太開拓使に分離獨立せしめ、五月兵部大丞黒田清隆北海道開拓使次官に任じ兼て樺太開拓使の事務を擔當す。

是より先岡本監輔は諸般の施設を改善し銳意土人の撫育産業の開發に努め、治績稍見るべきものありたるが偶々樺太南部に根據を築くべく機會を窺へる露國は我が維新の紛擾を聞知し機乘すべしと爲し、明治二年六月露兵は突如ハツゴドマリ(大泊榮町)に強行上陸し、我が勸告を肯せず暴逆を振舞ひ毫も憚る所なかりしを以て岡本監輔は倉惶上京し北方の急を政府に報じ保境の緊要を力説大いに努めたり。

然るに開拓使に新任せる黒田清隆は先づ北海道の開拓を遂行し、而して後樺太に及ぶべしとなし樺太の積極的施設を肯せず、岡本監輔等議合はざるを以て明治三年四月遂に其の職を辭し、權判官長

谷部辰連、岡本監輔の後を襲ひ、監事堀基之を扶く。

明治四年八月樺太開拓使を北海道開拓使に合併して開拓使と稱し、明治五年八月クシユンコタン(大泊楠溪)の公議所を廢して樺太支廳を置き出張所を増設し、明治六年八月には黒田次官開拓使長官に任じたるが施設の見るべきものなく、我が勢力は愈々萎微し露國の勢力を倍々増長せしめたるのみならず黒田開拓使長官の樺太拋棄建議となり、外務卿副島種臣の樺太買收論も政府の容るゝ所とならず、明治八年五月樺太は遂に千島列島と交換せらるゝに至れり。

軍政時代

一 軍政署時代

明治三十八年七月我が獨立第十三師團の樺太を占領するや、軍事上の必要及占領地の安寧秩序を保持するため臨時的軍政を施行せり。即ち軍政署をコルサコフ(大泊)に設け軍政署に軍政長官及軍政委員を置き軍政長官は占領軍司令官之を兼ね軍政を統轄し、軍政委員は軍參謀其の他の職員を以て之に充て軍政事務を擔當す。占領地域は數個の假軍政區管に分ち假軍政區管に軍政區署を置き、軍政委員長及軍政委員を配置し軍政の執行に任ず。軍政長官は立法、司法、行政の權を行ひ、軍政委員は軍人を以て之に充て、特異の組織を以て百般の事項を裁斷し占領地の安寧秩序保持に努めたり。

軍政區署は最初コルサコフ(大泊)に置き、占領地域の擴大するに従ひ逐次増設してウラジミロフカ(豊原)、ガルキノウラスコエ(落合)、マウカ(眞岡)の四箇所に及びたるが、其の期間は僅々一箇月餘に過ぎざりき。

二 民政署時代

民政署は樺太占領草創に於ける軍政署の後を承け、明治三十八年八月二十八日軍令第一號に依り樺太民政署をアレキサンドルフスク(同年九月コルサコフに移轉)に、支署をコルサコフに置き、軍令第二號を以てコルサコフ、ポロアントマリ(大泊)、ベルワヤバージ(一ノ澤)及其の附近に民政を布きたるに始まる。

民政署は明治三十八年勅令第五百十六號「占領地民政署ノ職員ニ關スル件」に依り編制せられ、民政長官、事務官其の他の職員を置く。

樺太軍司令官(後樺太守備隊司令官以下同じ)は軍令を發して各種の規則を制定し、民政署司法委員條例を定め民事刑事事件を審判せしむる外一般民政を統轄し立法、司法及行政の權を行ひ、民政長官は軍司令官に屬し民政事務を統轄し、支署長は事務官を以て之に充て民政事務の執行に任じ、茲に組織的機關の樹立を見、新版圖の秩序漸く其の緒に就きたり。

民政署統治は其の期間長からずと雖も百事草創の時に際し、其の施設頗る多端にして後に於ける樺太廳統治の基礎を爲せるものと云ふべし。今民政署、民政支署及支署出張所を示せば左の如し



民政署	民政署支署	支署出張所	設置年月日
樺太民政署	コルサコフ(大泊)支署	ルウタカ(留多加)出張所	明治三十八年八月二十八日 上
	ウラジミロフカ(豊原)支署	ボロアントマリ出張所	明治三十八年九月十四日 詳
	マウカ(真岡)支署	ガルキノウラスコエ(密合)出張所	明治三十八年九月十四日 詳
		ナイヨロ(内路)出張所	明治三十九年七月二十五日 上
		クスンナイ(久春内)出張所	同 三十八年十月二十五日 詳

斯くて新領土の庶政其の緒に就き明治四十年三月勅令第三十三號を以て樺太廳官制公布せられ同年三月三十一日限り軍政を廢し、四月一日より樺太廳設置せらる。

第三節 地誌

位置及面積

樺太はオホツク海と日本海との間に介在して南北に延び、西は間宮海峽を隔て、沿海州に對し、南

端西能登呂岬は北緯四十五度五十四分に位し、峽間約四十三軒の宗谷海峽を隔て、北海道宗谷岬と相呼應す。北部は北緯五十度を以てソ聯邦薩哈啞州と境し、延長四五・六軒、幅員二七・五軒乃至一五七軒其の面積三六、〇九〇・三方軒にして臺灣より稍大なり。

地勢

本島は地説及地質に因り之を東部山地帯、中央低地帯及西部山地帯の三地帯に區分するを得べし。西部山地帯、西部山地帯の脊梁を成せる山脈は所謂西樺太山脈にして、概ね南北に延び平頂を有し幾條の深谷を以て南北に連続す。本山脈は五十度以南に在りては四十九度半附近に於て屹然最高峰(敷香岳)を爲し海拔約千二百米餘に達す。四十八度以南に至るや漸次低下し、最狹部たる眞縫、久春内附近に於て最も低しと雖も南下して再び野田寒岳、留多加山等の高峰を爲せり。本山脈の東西兩側には丘陵性の臺地蜿蜒として起伏し、西海岸鶴城地方及東海岸登帆より眞縫に至る間に於ては是等丘陵性山地を貫きて進出せる火山岩より成れる高峰南北に併立し直ちに海に臨めり。東部山地帯、東部山地帯は多來加灣頭より榮濱に至る間海中に没し南北に二分せらる。北部は東北山脈と稱し五十度附近に於て幅廣く海拔六百六米に達する所あり。西南は多來加湖の北方に於て絶え、東南は船越に於て没し、再起して一連の山丘は北知床半島と爲り遠く南方に突出す。本地帯の南半は海拔千四十五米の鈴谷岳を有する鈴谷山脈其の脊梁と爲り、南は補溪高原、東南は富内、池邊嶺



等の諸湖を洪へたる遠淵低地を以て一度断絶し、再び中知床半島を起し海拔約六百六米に達する山地となりて南走し中知床岬に至りて海中に没す。

中央低地帯 中央低地帯は東側に於ける東部山地帯の中絶するや、幌内川口附近より榮濱附近迄の間は海面下に没し南北二帯に分たる。北中央低地帯はツイミ、幌内兩河の流域にして其の長さ約二百八十軒、五十度以南邦領に屬する部分は長さ約百二十軒、幅約二十軒乃至三十二軒とす。其の大部分は所謂ツンドラと稱する一種の低濕地にして、厚層の泥炭上に厚き蘚苔類密生し、倭少なる落葉松點々疎生するのみにして、沼澤多き階段的平地なり。然れども幌内川及其の支流の兩岸にはドロ柳、椴松、蝦夷松及落葉松等叢生し、或は階段的平地の乾燥する部分に於ては往々白樺の純林を見る。斯くの如く幌内川の兩側に展開するツンドラは寂漠荒茫たる濕地なりと雖も其の地方に居住するオロツコ族及ニクブン族に對して馴鹿の好放牧地なり。南中央低地帯は榮濱附近より鈴谷川口附近に至る約八十八軒に亘れる平野にして、北中央低地帯に於けるが如き泥炭の厚層なく、土地豊饒にして農牧に適し、良好なる部分は既に之を開墾し幾多の農村處々に發達せり。

河川 河川の主なものは概ね南流又は北流す。東海岸に注ぐものに幌内川、知取川、内淵川、亞庭瀨に注ぐものには鈴谷川、留多加川、西海岸に注ぐものに北名好川、惠須取川、名寄川、泊居川、野田川、惟内川等あり。

湖沼 西部山地帯の東側には白鳥湖、西側には雄武洞沼、來知志湖、東部山地帯の西側には北部

に於て多來加湖、南部に於て富内湖、遠淵湖、和愛湖、池邊濫湖等あり。

地質

邦領樺太を構成する地質及岩石は左の如し

(一) 水成岩

一 古生界 〔神威古潭系 珪岩、絹雲母片岩、角閃岩、綠泥片岩、輝岩、紅簾片岩等〕

〔秩父系 砂岩、粘板岩、石灰岩、輝綠岩、燧岩、硬砂岩等〕

二 中生界 白堊系 砂岩、頁岩、燧岩、凝灰岩、泥灰岩等

三 近世界 〔第三系 砂岩、頁岩、燧岩、泥灰岩、凝灰岩、集塊岩等〕

〔第四系 砂、礫、粘土、泥炭等〕

(二) 火成岩 〔深成岩 花崗岩、閃綠岩、斑禰岩、橄欖岩等〕

(一) 東部山地帯

東部山地帯を構成する岩石は主として神威古潭系及秩父系の岩石にして就中東北山脈は主として秩父系の岩石より成り、鈴谷山脈の北半は神威古潭系の岩石、其の南半は秩父系の岩石其の大部分を占め、處々に石灰岩を介在し、花崗岩、橄欖岩及閃綠岩等の進出せるものあり。

(二) 西部山地帯

西部山地帯の脊梁を爲す中央山脈を構成するものは主として白堊系の岩石にして本島の中央部を略南北に縦貫し、之より西方は漸次高さを減じ廣大なる石炭層及石油層を胚胎する第三系より成れる臺地的地形となり、處々に火成岩の進出ありて地形の單調を破れり。

(三) 中央低地帯

中央低地帯は主として第四系に依り構成せられ、北中央低地帯は靉内河畔の一部に進出せる火成岩の外堅硬なる岩石なく厚層の泥炭、粘土、砂及礫等より成り、南中央低地帯は主として粘土、砂及礫等より成り泥炭層甚だ薄し。

總括 一種特別なる本島の地形は前記岩石の分布と密接なる關係あるを知るべし。即ち堅硬なる結晶片岩類、古生界及白堊系の岩石等長く南北に連亘し、永年の剝磨作用に耐へ高處を作れる結果地形は主として此等堅硬なる岩石の分布に左右せられ、南北に延亘せる地形を成せるものにして同時に主要河川も亦此等山脈及岩質に左右され殆ど全部南流或は北流す。

第四節 氣象

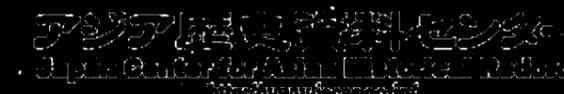
氣象觀測事業の沿革

邦領前樺太に於て繼續し稍秩序的に氣象觀測の行はれしは一八八一年(明治十四年)以降にして、一八九三年西能登呂岬に、一八九六年眞岡に、一八九八年内路、敷香、東白浦、落合、留多加等に觀測所を配置せり。

越えて明治三十八年南樺太邦領に歸するや、臨時觀測所官制の公布に依り同年十月コルサコフ(大泊)に第十臨時觀測所を設置したり。之本所の創始にして本島氣象觀測の一紀元を劃するに至れり。當初中央氣象臺の所屬なりしが、明治四十年四月樺太廳の開廳と共に同廳所屬となり、島内各地に支所及簡易觀測所を設置し觀測を繼承し今日に及べり。

樺太觀測所及簡易觀測所の名稱及位置左の如し

名	稱	地	名	東	經	北	緯	創	立	年	月
樺太	總觀測所	大泊	香	一四二・四六	四六・三九	分	分	明治	三十八年	十月	
同	敷香支所	敷香	敷香	一四三・〇七	四九・一四	分	分	同	四十年	九月	
同	眞岡支所	眞岡	眞岡	一四二・〇三	四七・〇三	分	分	同	四十年	十一月	
同	落合支所	落合	落合	一四二・四七	四七・二〇	分	分	同	同	同上	
同	本斗支所	本斗	本斗	一四一・五二	四六・四〇	分	分	大正	九年	一月	
同	安別支所	安別	安別	一四二・〇九	四九・五九	分	分	同	十一年	十月	
同	惠須取支所	惠須取	惠須取	一四二・〇三	四九・〇五	分	分	昭和	十四年	二月	
海	樺太簡易觀測所	海	樺太	一四四・三八	四八・三〇	分	分	明治	三十九年	六月	



總論

西能登呂	白浦	富内	久春	名好	海馬	留加	雨龍	好仁	逢坂	泊居	元取	知電	氣榮	上喜美内	彌保	美呂	小能登	珍内	上香	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
西能登呂	白浦	富内	久春	名好	海馬	留加	雨龍	好仁	逢坂	泊居	元取	知電	氣榮	上喜美内	彌保	美呂	小能登	珍内	上香	
一四二・〇五	一四二・三二	一四三・一〇	一四二・一二	一四二・〇七	一四二・一五	一四二・三一	一四二・一九	一四二・五〇	一四二・一三	一四二・〇五	一四二・三七	一四二・四七	一四二・四五	一四二・二〇	一四二・五二	一四三・二一	一四二・三三	一四二・〇七	一四二・〇六	一四二・五一
四五・五四	四七・五二	四六・五一	四八・〇〇	四九・二六	四六・一六	四六・四二	四六・二九	四七・〇三	四七・四六	四八・一六	四八・三六	四九・四七	四六・四七	四六・四八	四六・四九	四六・二二	四七・二〇	四七・一八	四八・二四	四九・一八
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四十二年六月	四十二年八月	四十二年九月	四十二年十月	四十二年十一月	四十二年十二月	昭和六年一月	昭和六年二月	昭和六年三月	昭和六年四月	昭和六年五月	昭和六年六月	昭和六年七月	昭和六年八月	昭和六年九月	昭和六年十月	昭和六年十一月	昭和六年十二月	昭和六年一月	昭和六年二月	昭和六年三月

一六

概説

本島は日本海とオホーツク海との間に介在し沿岸は寒暖二種の海流に洗はれ、内部は二條の山脈縦貫し、近く亞細亞大陸の影響を受けるものあり、氣象は地方に依りて種々の狀況を呈せり。然れども之を概観するに南西沿岸部は暖流に洗はるゝを以て比較的溫暖に、北東海岸は寒流の影響を受け寒冷にして中部は山脈に圍まるゝを以て大陸的氣候を呈し寒暑の差甚し。而して世界同緯度の地に比し氣温の低きは近海に暖流渺なきを其の一因とするも主として亞細亞大陸の影響を受けることに因る。近海寒暖兩流の衝突する附近には濃霧を生じ、冬季氣温低下するに至りて止む。冬季は山脈を境とし西海岸は概ね陰曇にして東海岸は霽明なり。

氣温、風及日照時

氣温 年平均氣温は海馬島の五度三より敷香の氷點下零度一の間在りて、各地を通じ最寒なるは一月、最暖なるは八月なり。晩春より初秋に亘りては氣候溫和にして盛夏の候と雖も三十度を越ゆる事は稀なり。内部地方は海岸地方に比すれば寒暖の差著しく、西海岸は暖流の影響を受け、同緯度の東海岸に比し各季節を通じ高温を示し、其の差は平均に於て一度内外なり。以上の如く冬季は寒冷

總論

一七

能登	能登	一四四・一二	四九・〇七	同
----	----	--------	-------	---

なりと雖も其の間大氣晴明の日多く且つ紫外線に富み、乾濕適度なるを以て移住内地人の多くは豫想に反し健康地なりと推賞す。

風 最多風向は之を概括すれば四月乃至九月の六箇月は南偏風にして、他の六箇月は北偏風なり。然れども各地風癖を有し一定せず、豊原地方の如きは各月を通じ北風卓越し、落合地方は晩春より盛夏の候に互り偏東北風多く、又亞庭灣沿岸、西海岸地方に於ては冬の季節風期は東に偏し、夏の季節風期は西に偏し、梶内川流域にては南風は暖候期に、北風は寒候期に卓越して整然たる區別を現はし十一月西に偏するに過ぎず。年平均風速度は真岡の五米一と落合の三米二の間に在りて沿海地に強く、内陸及梶内川流域に弱し、内陸地方は春季に最も強きも一般には冬季に強大にして夏季最も弱く、高緯度地方の特性を示す。最大風は各地共寒候期に起るも三十米以上に達する事は極めて稀なり。

日照時 年總計は敷香の一八八九時間と本斗の一五〇二時間の間にありて可照時數に對する百分率は敷香は四三%に上れども本斗は三四%に過ぎず。多照なるは春季にして北部は二〇〇時間以上南部は一九〇時間内外を示し、十二月最も寡照にして北東海岸敷香地方にては二二〇時間の多照を示すと雖も西海岸は五〇時間に達せず、蓋し冬季真日本通行の陰曇なる天候に起因す。

濕度、降水及霜雪

濕度 平均濕度は夏季に高く春季に低し。各地を通じて月平均九十%に上ることあるも八十%に降ることなく、多來加灣沿海の如きは平均八十二%に上り、最乾なる月に於ても七十%を降らず本邦中殊に多濕の地とす。然れども春秋兩季に於ては最も能く乾燥し日平均三十%以下に降ること珍しとせず、沿海地に於ても往々二十%内外に降ることあり。

降水 降水量は一般に夏秋の候に多くして冬春の候に少く、月量多きも三百耗を越ゆること極めて稀にして少きは十耗に充たず。内部は沿海地に比し多きも尙年量九百耗を越ゆること稀にして本邦中最寡雨地の一として南滿洲に次ぎ北見沿岸と略相等し。最大日量は五十耗を越ゆること少からざるも、百耗を越ゆることは甚だ稀なり。

降水日數は南部に於て秋冬の候に多く夏季に少きも北東部は之に反す。而して西海岸南部に於ては略山陰地方に等しく一年の總日數は約二百日に達し、東海岸北部は關東地方と大差なく百五十日に過ぎず。

霜・雪 結霜は九月下旬内部に始まり、十月初旬に至りて全島に普き、五月下旬に至りて終を告ぐ。然れども内部に於ては往々六月下旬に互ることあり、昭和六年及同七年の如きは七月下旬に於て異常晩霜を見たり。

雪は北部は早く概ね十月中旬末に現はれ南部に於ては同月初旬餘谷連山に冠雪することあるも平地の初雪は概ね十月下旬なり。終雪は各地とも五月中下旬の候にあるも、大正二年及昭和六年には南部

地方に六月中降雪を見たり。而して各地とも十一月下旬乃至十二月初旬には既に根雪となり、通常南西部は四月上旬、内部及北東部は同月下旬に於て融雪を見る。

氣象表

地 名	氣 壓	氣 温	水蒸氣 張力	濕 度	雲 量	風 速 度	降 水 量	日 照 時 表	
								總計	百分率
大 泊	七五・九	三〇・三	五・八	八三・七	六・六	四・五	七三・七	一八・六	四三・三
本 斗	七五・九	四・五	六・〇	七三・七	七・五	四・四	八三・六	一五・〇	四三・三
真 岡	七五・八	三・九	五・八	七三・七	七・五	五・二	七五・三	一五・五	四三・三
岩 合	七五・八	一・九	五・五	六八・八	六・八	三・三	八〇・八	一七・八	四三・三
歌 香	七五・八	〇・〇	五・〇	六八・八	六・三	三・三	七三・八	一八・九	四三・三
安 別	七五・九	一・三	五・三	七九	六・八	三・三	七三・〇	一六・八	三七・七

第五節 地磁氣觀測

西曆一八八二年八月一日より同一八八三年九月一日に亘り英、米、獨、佛、露等十二箇國協同して地磁氣、極光、氣象等の觀測を行ふ爲北極地に十二隊、南極地に二隊の學術探險隊を送りたることありき。偶々一九三二年より一九三三年に亘る一箇年はこれより五十年目に當るを以て、これを記念するため各國協同して第二回極地探險を企つるは最も時機に適したるの故を以て國際氣象委員會の議に上り、一九三二年八月一日より一九三三年八月三十一日までを第二極年とし地磁氣、極光、地電流、電波、空中電氣の外海上、山頂、高層、地上の氣象の觀測をなす事を決議せり。依て我が國に於ても之に参加し、中央氣象臺及支臺並に附屬測候所に於ては地上に於ける觀測の外に測風、氣球の二點觀測をなし、富士山頂にては氣象の觀測を爲し、樺太豊原にては地磁氣、空中電氣、地電流の觀測を爲し、附屬樺岡地磁氣觀測所に於ても亦此の舉に参加することとなりたり。

之がため昭和七年七月樺太豊原市に中央氣象臺臨時豊原地磁氣觀測所を設置せらる。其の位置は東經一四二度四五分、北緯四六度五八分なり。同年八月一日より地磁氣、地電流、空中電氣等の連續觀測を開始せり。特殊の國際協調を行ふべき期間は昭和八年八月三十一日を以て終了せるも尙當所に於ける觀測は當分の中其の儘繼續することとなりたり。今昭和十三年中の地磁氣三要素の平均値を示せば左の如し

- 偏 角 西九度二分九
- 水 平 分 力 二五、〇三五ガンマ
- 鉛 直 分 力 四四、六一五ガンマ

第六節 人口

戸口

靜・總 昭和十三年末現在人口は總數三三九、三五七人にして、之を領有當初明治三十九年末人口内地人一〇、八〇六人、土人一、二九一人、外國人二六四人計一二、三六一人に比すれば三二六、九九六人の増加にして實に約二七・四倍に達す。

人口累年比較(十年毎)

年 別	戸 數	人 口	
		男	女
明治四十年	五、二一八	二三、四五六	八、〇一一
大正五年	一四、六四四	三三、三四〇	二九、〇四〇
大正十四年	三〇、四〇三	一〇八、五五七	八〇、五二九
昭和九年	六二、〇〇九	一五五、一九四	一三〇、九五六
昭和十三年	六六、三六六	一八三、九〇〇	一五六、四七〇

昭和十三年末現在人口を市支廳別に示せば左の如し

市支廳管内別	面 積	戸 數	人 口		一方料二付 人 口
			男	女	
豊原市	六、四七七	七、四六六	一九、五四三	一八、五八〇	三七、〇九三
大正市	四、一〇八	五、九〇〇	一六、一八三	一四、五五九	三〇、七四三
本斗	四、八四三	一〇、三〇〇	三三、五五〇	三六、四〇八	五〇、五九八
真岡	一、五五六	四、四四三	一一、八六七	一一、一〇三	二二、九八〇
泊居	二、四〇二	八、一三三	二二、八三三	二一、三四四	四三、三三六
元計	六、九〇八	一七、五〇二	五二、七三三	五〇、三六一	一〇三、〇〇四
香泊	三、一〇九	四、七三三	一三、三三三	一〇、〇九四	二三、五五五
計	一〇、〇一七	二二、二三九	六六、〇六六	六〇、四七五	一二九、五五七

昭和十三年末現在種族別戸口左の如し

種 別	戸 數	人 口		計 口
		男	女	
内地人	六、三〇六	一七、一一九	一五、三六六	三二、四八五
朝鮮人	一、三三六	四、八〇四	二、八三三	七、六三五
計	七、六四二	二一、九二三	一八、二〇〇	三九、一三三

總 計	オ クロ ッ	ニ ブ ッ	キ リ ン	サ ダ ツ	ヤ ー ン	波 蘭 人	中 華 人	獨 逸 人	總 計	總 數
	一 四 四	一 八 三	一 四 四	一 四 四	一 四 四	九	九	一 一	六	
空 室 六	二 三	二 三	二 三	二 三	二 三	八 〇	二 四	二 四	一 九	一 八、九〇
	一 六	一 三	一 三	一 三	一 三	八 六	二 六	二 六	二	一、五、四三
	二 五	二 五	二 五	二 五	二 五	一、四 八	三	三	六	三、九、五七

本島に於ける國勢調査は第一回大正九年、第二回昭和五年各十月一日現在に依りて行はれ、其の間大正十四年及昭和十年各十月一日簡易調査施行せられたり。各調査に於ける人口を對比すれば左の如し

國勢調査

年	別	世帯數	男	女	計	増	増加割合
大正九年		三、四六	六、三三	四、三三	一〇、六六	九七、八五	九、二〇
大正十四年		三、二二	三、三九	八、七五	一二、一四	九七、八五	九、二〇
昭和五年		五、六六	一六、三三	二六、六四	四二、九七	四、四三	四、八九
昭和十年		五、五〇	一六、三三	一四、七六	三一、〇九	四、七三	二、三三

即ち第二期(自大正十四年至昭和五年)に於ては増加割合減少し、一年平均増加率は第一期(自大正九年至大正十四年)一八・四八%に對し第二期は八・九八%を示せり。昭和十年國勢調査の結果に於ては増加割合著しく減少し第三期(自昭和五年至昭和十年)一年平均増加率は僅かに二・四九%に過ぎず。尙全期を通じて十五ヶ年間に於ける人口増加は二二六、〇四四人(二一三・四五%)にして一年平均増加率は一四・二二%なり。

主要市街地 (戸口は昭和十三年末現在)

- 一、豊原市 戸數 七、四五八戸
- 人口 三七、九二二人

樺太廳の所在地にして本島第一の平原たる餘谷平野の中央に位し、面積六四八方軒規模輪奐壯大にして市區整然たり。昭和十二年三月法律第一號を以て樺太市制公布せられ同年六月より本法施行せら

る、や本島最初の市に昇格し政治、文化、交通の中心地にして鐵道東海岸線は此の地を過ぎて東海岸榮濱に至り、東西兩海岸を連結すべき豊真線の通ぜらるゝに及び島内交通の樞軸を占む。

露領時代ウラジミロフカと稱せし舊市街は市北端に位し今尙露人式家屋(丸太造)を存し當時を偲ぶものあり。東郊の勝地旭ヶ丘は土地高濶眺望絶佳鈴谷平野を一時に聚め官幣大社樺太神社、樺太護國神社を始め東洋一の稱ある樺太シャングエ、華麗にして設備全き大ヒュッテ等あり。

各種の機關概ね此の地に置かれ樺太廳を始めとし豊榮支廳、豊原警察署、鐵道事務所、豊原林務署、廳立豊原醫院、師範學校、豊原中學校、豊原高等女學校、豊原郵便局、私立藤川實踐女學校、公立豊原商業學校、樺太廳博物館、樺太廳圖書館、樺太地方裁判所、豊原區裁判所、豊原憲兵分隊、樺太刑務所、札幌地方專賣局樺太出張所、中央氣象臺臨時豊原地磁氣觀測所、縣社豊原神社、豊原市役所、樺太慈惠院、恩賜財團人事相談所、豊原商工會議所、北海道拓殖銀行豊原支店、王子製紙株式會社豊原工場、樺太酒精工業株式會社豊原工場、樺太電氣株式會社、樺太製藥株式會社、樺太製糖株式會社、社豊原工場、樺太日日新聞社其の他新聞社、銀行、會社、工場等あり。道路四通八達、電信、電話、電燈及上下水道等文明の施設整へり。

二、落合町

戸數 二、七七二戸
人口 一四、八八一人

東海岸榮濱の稍南に位し東海岸線沿線の要地にして、樺太鐵道株式會社の經營に係る鐵道は此の地

點より起り東海岸を長驅して敷香に至る。元ガルキノウラスコエと稱し十數戸の一寒村に過ぎざりしが、大正六年製紙工場の設置により急激なる發展を爲し期年ならずして市街地を形成せり。加之附近に肥沃なる農耕適地と奥地に豊富なる炭田を擁するを以て、之が開發と相俟つて將來益々發展を見るべし。公立落合商工學校、落合警察署、豊原區裁判所落合出張所、北海道拓殖銀行落合支店、落合郵便局、觀測所支所、落合町役場、王子製紙株式會社落合工場、樺太鐵道株式會社其の他會社、工場等あり。

三、大泊町

戸數 四、五六四戸
人口 二二、五八〇人

亞庭灣の北澳東伏見灣の東岸に位する開港場にして内外の船舶輻輳す。樺太廳鐵道東海岸線の起點にして内地連絡及島内交通の要地を占め、交通頗る頻繁市況殷盛、本島物資の吞吐港にして貨客集散の中心を爲す。元コルサコフ(楠溪町)及ボロアントマリ(榮町)と稱し、露領時代にはコルサコフ郡廳、監獄等ありて南部樺太の首都たり。明治三十八年領有後暫時政治の中心を爲し各官公署の此の地に置かるゝもの多かりしを以て領有の初期に於て急速の發展をなせり。

市街は中央の丘陵を以て自然的に區劃され、北部楠溪町一帯は官署を中心として住宅地帯を成し、南高地を隔て榮町及本町一帯は商家櫛比して商業地帯を形成し、船見町は更に南に延びて漁業者及一般労働者を中心とする住居地を成し、海岸地帯は船舶業、運送業及旅館等軒を列ぬ。大正九年榮港事



業を起し昭和二年度に於て完成を見、之と内部の開発と相俟つて倍々繁盛を加ふ。大泊支廳の外に大泊警察署、大泊林務署、廳立大泊醫院、大泊中學校、大泊高等女學校、公立大泊商業學校、樺太廳觀測所、大泊郵便局、大泊無線電信局、豊原區裁判所大泊出張所、函館税關大泊支署、大泊町役場、大泊商工會議所、北海道拓殖銀行大泊支店、樺太銀行、王子製紙株式會社大泊工場、樺太共同漁業株式會社、東洋養蠶場其の他新聞社、會社、工場等多數あり。

四、留多加町 戸數 一、四四八戸
人口 七、八六〇人

南樺鐵道株式會社の經營に係る鐵道の終點地にして留多加川の河口に位す。附近一帯は肥沃なる農耕地にして大豊、豊榮の殖民地あり。近年農具の改善、土地改良、農産物の加工、副業の奨励等に依り農家生活の向上を計り農産物の集散地となり。大泊支廳留多加出張所、留多加警察署、留多加林務署、留多加町役場、豊原區裁判所留多加出張所、留多加郵便局、北海道拓殖銀行留多加支店其の他會社、工場等あり。

五、本斗町 戸數 二、〇六四戸
人口 一〇、六〇七人

西海岸南部に位し本島唯一の不凍港にして内樺連絡船の要地を占め、樺太廳鐵道西海岸線及三菱石炭油化学工業會社線の起點なり。大正五年築港事業を起し十箇年繼續事業として昭和元年度に於て竣工

せり。尙昭和十年八月大豊遠節間道路完成と共に留多加本斗間を廳營バス開通し旅客貨物を輸送するに至り交通極めて便となり。領有當時は僅かに十數戸の一寒村に過ぎざりしが、近海漁族の饒裕なると林産物、礦産物の豊富なるため急激に膨脹發展せり。

海岸は暖流を以て洗はれ海水凍結せず、氣候溫和風光亦佳にして、近海漁業盛に行はれ、附近に林産、礦産豊富なるも開拓未だ完からず。之が開發と相俟つて其の發展は今後に囑せらる。本斗支廳の外本斗警察署、眞岡區裁判所本斗出張所、本斗林務署、本斗郵便局、本斗町役場、觀測所支所、北海道拓殖銀行本斗支店、公立本斗水産學校、本斗運輸株式會社其の他新聞社、會社等あり。

六、眞岡町 戸數 三、三五五戸
人口 一七、八七九人

元マウカと稱し西海岸の要地を占むる開港場にして本斗に發せる西海岸線は此の地を経て此方泊居に至り、豊原との間に豊眞街道を通ずるの外、昭和三年九月豊眞線開通に依り豊原を経て大泊及東海岸方面との鐵道連絡の便開け、益々商工業の活潑を來し西海岸に於ける交通經濟の中心となり會社工場等多し。大正十年築港事業を起し昭和二年度に於て竣工せり。眞岡支廳、眞岡警察署、眞岡林務署、廳立眞岡醫院、觀測所支所、眞岡郵便局、中央試驗所宇遠泊農事試驗支所、眞岡區裁判所、眞岡刑務支所、函館税關眞岡支署、眞岡町役場、眞岡中學校、眞岡高等女學校、公立眞岡商業學校、眞岡商工會議所、北海道拓殖銀行眞岡支店、樺太銀行眞岡支店、王子製紙株式會社眞岡工場其の他新聞社

總論

會社、工場等あり。

七、野田町

戸數 一、四〇七戸
人口 七、二二〇人

西海岸線の沿線に在りて夙に漁業を以て知られ、附近一帯は肥沃なる農耕適地多く豊富なる魚田と相俟つて將來益々發展を見るべし。野田警察署、野田郵便局、野田町役場、野田町立病院、北海道殖産銀行野田支店、王子製紙株式會社野田工場其の他新聞社、會社、工場等あり。

八、泊居町

戸數 二、〇九〇戸
人口 一〇、四五六八

西海岸の要地にして泊居支廳の所在地なり。領有當時は僅かに十數戸の一寒村なりしが近海漁業の發達と附近炭礦の採掘、製紙工場の設立等により漸次發展の途上でありしが、大正七年支廳の久春内より此の地に移轉してより急激なる發展をなせり。然るに大正十一年十一月火災に罹り其の主要部分を烏有に歸し一時慘憺たる状況にありしが、住民の發奮と當局の措置とに依り災前に倍したる市街を建設し面目を改むるに至れり。野田より此の地を経て久春内に至る野久鐵道は大正十四年工事に着手し、昭和五年には此地まで開通し、更に昭和十二年十二月より久春内に至る新線開通せるを以て今後同地方の開發と共に益々發展を見るべし。泊居支廳、泊居警察署、泊居林務署、泊居郵便局、真岡區裁判所泊居出張所、泊居町役場、泊居高等女學校、公立泊居商工學校、王子製紙株式會社泊居

工場、北海道殖産銀行泊居支店、樺太汽船株式會社其の他新聞社、會社、工場等あり。

九、恵須取町

戸數 五、六一九戸
人口 二八、五五六八

西海岸北部の要地にして、大正十四年製紙工場開設以來急激なる發展を遂げ、物資の集散地にして昭和三年一月村名恵須取村を恵須取町と改稱するに至れり。附近には豊富なる炭田、林木並に豊饒なる沃野を有し、市況股賑を極む。昭和四年五月火災に罹り其の大半を烏有に歸したるも住民の發奮と當局の機宜を得たる措置とに依り舊に倍する市況を呈するに至れり。恵須取林務署、觀測所支所、樺太廳中央試験所恵須取農事試験支所、恵須取警察署、真岡區裁判所恵須取出張所、恵須取郵便局、恵須取無線電信局、恵須取町役場、恵須取商工會議所、公立恵須取商工學校、北海道殖産銀行恵須取支店、王子製紙株式會社恵須取工場其の他新聞社、會社、工場等あり。

十、塔路町

戸數 二、九〇二戸
人口 一五、八二九八

石炭鑛業の勃興に伴ひ近來急激なる發展を爲すに至り、昭和十三年四月恵須取町より分立したる町にして、域内は有望なる數多鑛區を蔵し之が採掘事業は現下重工業の發達に伴ひ増産計畫の樹立進展を見るに及び其の産出は漸次増加し炭坑街を中心とする附近一帯は日々に膨脹を來し、今や島内屈指の産業都市として旺盛なる發展を致しつつあり。

總論

總論

十一、知取町 戸數 三、二二七戸
人口 一六、〇四七人

東海岸の要地にして大正十三年製紙工場の設置以來急激なる發展を遂げ、大正十五年東知取村を知取町と改稱するに至れり。昭和二年十一月落合、知取間の樺太鐵道開通するや沿線の商工業の發達著しく一層町勢の發展を見るに至れり。知取警察署、知取郵便局、北海道拓殖銀行知取支店、知取町役場、知取商工會議所、公立知取工業學校、王子製紙株式會社知取工場、登帆炭礦株式會社事務所其の他新聞社、會社、工場等あり。

十二、敷香町

戸數 四、六二一戸
人口 三三、八六四人

東海岸北部の要地にして幌内川の河口に臨み、奥地木材の伐採事業隆昌と附近炭礦の操業等に依り市況殷盛を極め、昭和十一年八月樺太鐵道株式會社線の開通せるに因り町勢頗る發展を見るに至れり。附近にはアイヌ、ニクブン、オロツコ、キーン、サンダー及ヤクト族等の土人住居し農業、漁業及馴鹿の放牧等を營み、アイヌ族以外の子弟は土人教育所に入學し小學校程度の普通教育を受く。敷香支廳、敷香警察署、敷香林務署、觀測所支所、敷香郵便局、北海道拓殖銀行敷香支店、敷香町役場、公立敷香商業學校、公立敷香實科高等女學校其の他新聞社、會社等あり。尙日本人絹バルブ株式會社敷香工場は昭和十年四月完成し操業開始せるを以て町勢更に發展を致しつゝあり。

第二章 行政

第一節 樺太廳

沿革

樺太廳は樺太民政署の後を承け明治四十年三月勅令第三十三號樺太廳官制の公布に依り同年四月一日其の設置を見、當初樺太廳長官は樺太守備隊司令官之を兼攝し内務大臣の指揮監督下に屬し、廳内を長官々房及第一部、第二部に分ち一般行政並拓殖行政の事務を管掌することとなり、長官々房に於ては官吏の身分進退、文書の往復及會計其の他の事務に當り、第二部に於ては拓殖、土木、鑛業、林業及牧畜に關する事務を掌り、第一部は之等を除く行政諸般の事務を管掌し、長官々房を秘書、文書及會計の三課に、第一部を警務、水産、交通、庶務及臨時建築の五課に、第二部を拓殖、土木、林務及鑛務の四課に分ち夫々所部の事務を分掌せしめたり。

斯くて新領土の庶政其の緒に著き年と共に人口の増加を見、拓殖の進展に伴ひ行政の實情に即せしむる爲、明治四十二年五月第一部より警察及衛生に關する事務を分離し第三部を設置せるを始めとし、數次に亘り官制の改正を見、幾多行政機構の變革を経て今日に至り、其所管も明治四十三年六

月より内閣總理大臣に移り、大正二年六月再び内務大臣に屬し、大正六年七月更に内閣總理大臣の指揮下に入り、昭和四年六月拓務省の新設に伴ひ其の指揮監督下に屬し今日に及べり。更に本島拓殖の著しき進展は漸次行政制度完備を要するに至り樺太廳と同時に設置せられたる支廳及醫院、郵便電信局の外鐵道事務所を始め警察署、觀測所、中央試験所、林務署等所屬官衙の増設を見、樺太廳に於ても樺太廳部内臨時職員設置制を設け産業、土木、交通其の他行政事務の整備を期し所屬官署と共に之等も亦幾多の變革を経て今日に至れり。

今樺太廳官制の主なる變革を擧げ之に伴ふ廳内機構變遷を示せば左の如し

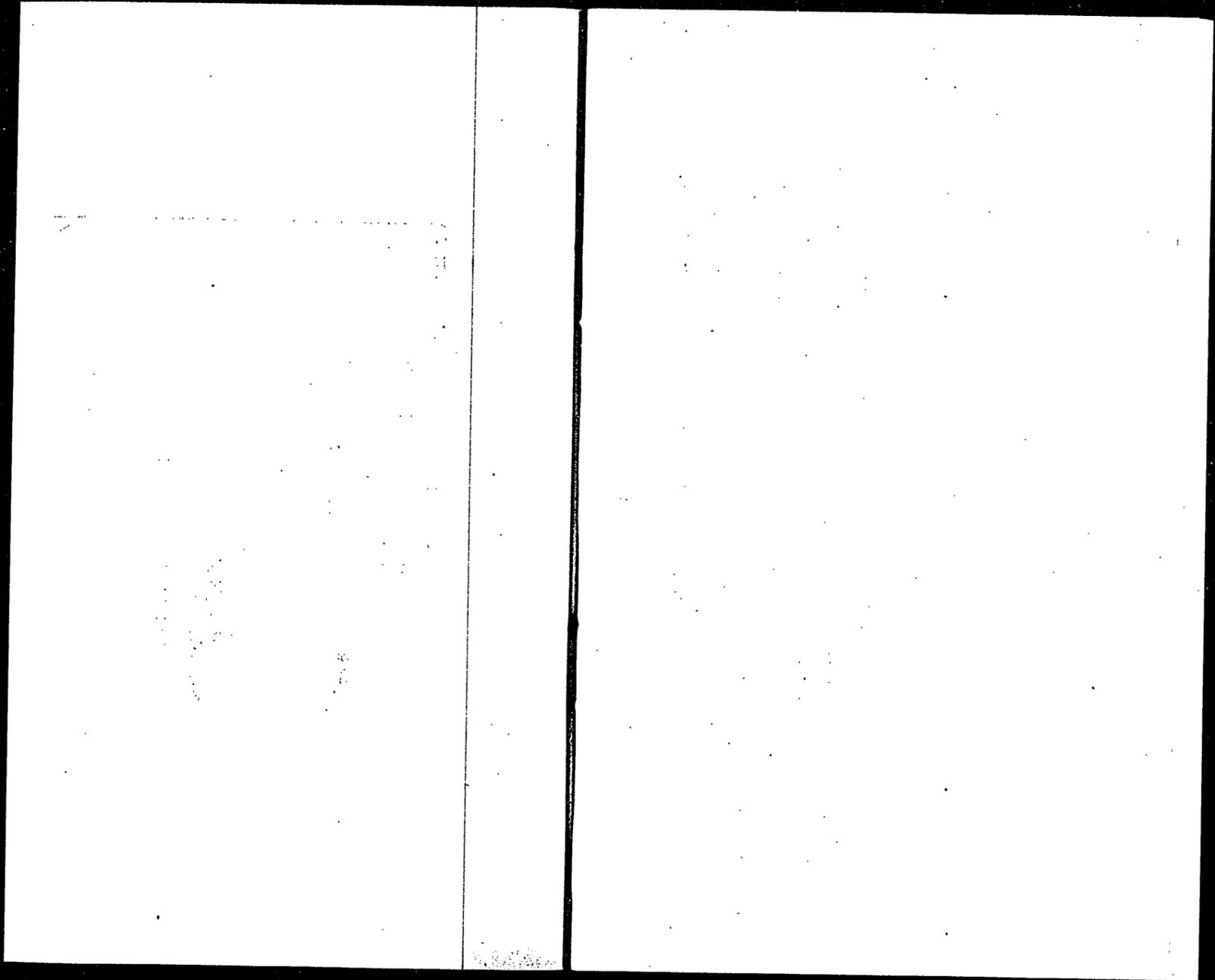
- 一、明治四十二年六月 第一部より警察及衛生に關する事務を分離し第三部を設く。
- 一、大正二年十二月 長官は樺太守備隊司令官を以て充て得るの制を廢し第一部第二部及第三部を夫々内務部、拓殖部、警察部に改む。
- 一、大正三年十一月 拓殖部を廢し其の事務は内務部に移る。
- 一、大正七年六月 拓殖部を設置し支廳より警察及衛生に關する事務を分離し警察署及警察分署を置く。
- 一、大正十一年十月 支廳出張所を廢止し支廳を増設す。
- 一、大正十三年十二月 拓殖部を廢し其の事務を内務部に移し支廳出張所を置く。
- 一、昭和二年六月 農林部を新設し警察分署を廢し警察署を増設す。

一、昭和十一年十二月 交通部を新設し農林部を殖産部に改稱す。

組織

現在樺太廳は前記官制に明かなる如く拓務省の所管に屬し長官は郵便、電信及電話、貨幣、銀行及關稅、度量衡及計畫に關する事務に關し夫々逓信大臣、大藏大臣の監督を承ける外總て拓務大臣の指揮監督を承け法律命令を執行し部内の行政事務を管掌す。樺太廳に長官々房の外内務部、殖産部、交通部、警察部の四部を置き更に別表の通之を各課に分ち所部の事務を分掌せしめ更に長官管理の下に別表の如き所屬各官公署ありて所謂綜合行政の全能を發揮しつゝあり。





樺太廳官制
 第一條 樺太ニ樺太廳ヲ置ク
 第二條 樺太廳ニ左ノ職員ヲ置ク

行政	通譯	技手	警部	視學	屬師	技師	警視	支廳長	社會教育官	視學官	事務官	部長
	專任	專任	專任	專任	專任	專任	專任	專任	專任	專任	專任	官
	一	八十六	十七	九	百九十八	十七	七	七	一	一	十四	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	判任	判任	判任	判任	判任	奏任	奏任	奏任	奏任	奏任	奏任	勅任

第三條 長官ハ拓務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ管理ス但シ郵便、電信及電話ニ關スル事務ニ付テハ逕信大臣、貨幣銀行及關稅ニ關スル事務ニ付テハ大藏大臣、度量衡及計量ニ關スル事務ニ付テハ商工大臣ノ監督ヲ承ケ

第四條 長官ハ其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ廳令ヲ發シ之ニ三月以下ノ懲役若ハ禁錮、拘留、百圓以下ノ罰金又ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

第五條 長官ハ非常急變ノ場合ニ臨ミ兵力ヲ要シ又ハ警護ノ爲兵備ヲ要スルトキハ師團長ニ移牒シテ出兵ヲ請フコトヲ得

第六條 長官ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ高等官ノ功過ハ拓務大臣ニ具狀シ判任官以下ノ進退ハ之ヲ行フ

第七條 長官ハ所部ノ高等官ノ懲戒ヲ拓務大臣ニ具狀シ判任官以下ノ懲戒ハ之ヲ行フ

第八條 長官ハ所轄官廳ノ命令又ハ處分ニシテ成規ニ違ヒ、公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ命令又ハ處分ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

第九條 長官事故アルトキハ官等ノ順序ニ從ヒ部長其ノ職務ヲ代理ス

長官及部長共ニ事故アルトキハ拓務大臣ニ於テ他ノ高等官ノ一人ヲシテ長官ノ職務ヲ代理セシム

長官ハ廳ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第十條 長官ハ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ所轄官廳ニ委任スルコトヲ得

第十一條 樺太廳ニ長官官房及左ノ四部ヲ置ク

- 内務部
- 殖産部
- 交通部
- 警察部

長官官房及各部ノ事務分掌ハ長官之ヲ定ム

第十二條 樺太廳管内須要ノ地ニ樺太廳支廳ヲ置ク其ノ名稱、位置及管轄區域ハ拓務大臣ノ認可ヲ經テ長官之ヲ定ム

第十三條 部長ハ長官ノ命ヲ承ケ所部ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第十四條 警察部長ハ事務ノ執行ニ關シ長官ノ命ヲ承ケ警視、警部、警部補及巡查ヲ指揮監督ス

第十五條 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ分掌ス

第十五條ノ二 視學官ハ上官ノ命ヲ承ケ學事ニ關スル視察及事務ヲ掌ル

第十五條ノ三 社會教育官ハ上官ノ命ヲ承ケ社會教育ニ關スル指導監督及事務ヲ掌ル

第十六條 支廳長ハ長官ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

- 第十七條 支廳長ハ法律命令ニ依リ又ハ長官ヨリ委任セラレタル事件ニ付支廳令ヲ發スルコトヲ得
- 第十八條 支廳長事故アルトキハ其ノ廳勤務ノ上席屬其ノ職務ヲ代理ス
- 第十九條 支廳長ハ其ノ廳ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得
- 第十九條ノ二 警視ハ上官ノ命ヲ承ケ警察及衛生ニ關スル事務ヲ掌リ部下ノ警部、警部補及巡査ヲ指揮監督ス
- 第二十條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル
- 第二十一條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス
- 第二十二條 視學ハ上官ノ指揮ヲ承ケ學事ニ關スル視察及事務ニ従事ス
- 第二十三條 警部ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生ノ事務ニ従事シ部下ノ警部補及巡査ヲ指揮監督ス
- 第二十四條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス
- 第二十五條 通譯ハ上官ノ指揮ヲ承ケ通譯ニ従事ス
- 第二十六條 (削除)
- 第二十七條 (削除)
- 第二十八條 警部補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生ノ事務ニ従事シ部下ノ巡査ヲ指揮監督ス
- 第二十九條 長官ハ支廳ノ事務ヲ分掌セシムル爲支廳出張所ヲ置クコトヲ得其ノ名稱、位置及管轄區域ハ長官之ヲ定ム

- 第三十條 支廳出張所長ハ屬ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス
- 第三十一條 樺太廳管内須要ノ地ニ警察署ヲ置ク其ノ名稱、位置及管轄區域ハ長官之ヲ定ム
- 第三十二條 警察署長ハ警視又ハ警部ヲ以テ之ニ充ツ但シ地方ノ狀況ニ依リ警部補ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得
- 警察署長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ部内ノ警察及衛生ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス
- 第三十三條 樺太廳ニ巡査ヲ置ク判任官ノ待遇トス
- 巡査ニ關スル規定ハ別ニ定ムル所ニ依ル

第二節 地方行政

支廳及支廳出張所

支廳及支廳出張所は明治四十年四月一日樺太廳と同時に設置せられ、當初は主として警察事務を取扱ひたるも大正七年警察署及警察分署の設置を見るや純然たる地方行政機關となれり。設立當時の支廳及支廳出張所は

支 廳	支 廳 出 張 所	位 置
コルサコフ支廳	ルウタカ出張所	コルサコフ
ウラジミロフカ支廳	ガルキノウラスコエ出張所 シスカ出張所	ウラジミロフカ ガルキノウラスコエ
マウカ支廳	海馬島出張所 クسنナイ出張所 ナヤン出張所	マウカ クسنナイ ナヤン

の三支廳六出張所なりしが、其の後拓殖の進展に伴ひ地方事務は漸次繁劇を加ふるに至り廢置分合等幾多の變遷を辿り現在次の七支廳二支廳出張所となれり。

支 廳	支 廳 出 張 所	設 置 年 月	摘 要
豐榮支廳	留多加出張所	明治四十年四月	昭和十二年七月豊原支廳を豐榮支廳と改稱せり
大泊支廳		明治四十年四月	大正十一年十月留多加支廳設置せられたるが大正十三年十二月之を廢し出張所とせり

支 廳	支 廳 出 張 所	設 置 年 月	摘 要
本斗支廳		大正十一年十月	
眞岡支廳		明治四十年四月	
泊居支廳		明治四十一年十二月	始め名好に在りて名好支廳と云ひしを大正二年六月久春内に移し久春内支廳に改め更に大正七年六月泊居支廳と改稱せり
元泊支廳	鶴城出張所	大正十三年十二月	鶴城支廳設置せられたるが大正十一年十月之を廢し出張所とせり
敷香支廳		大正十一年十月	
		明治四十一年十二月	

支廳長は長官の指揮監督を承け法律命令を部内に執行して行政事務を掌理し、出張所長は支廳の事務を分掌するものにして、現在支廳は庶務、財務及産業の三課に分ち各課長を置き夫々事務を分掌す。出張所は別に係を設けず各主任をして事務を掌理せしめつゝあるも、支廳長委任事項及出張所長取扱事項は益々複雑多岐に亘りつゝあるを以て地方行政事務の處理は實情に即應する如く屢々改正せられ支廳及支廳出張所は地方中間機關として遺憾なく職能發揮に努めつゝあり。

第三節 自治制度

沿革

明治三十八年本島領有後移住者は漸次各地に集關し部落を形成するに至るや、部落民會或は町民會

等の團體を組織し、總代或は評議員等を選出し部落に於ける公共事務を處理せしめたり。其の費用は總て住民の釀出に係り單なる申合せ團體に過ぎざりしも、本島に於ける地方自治の萌芽は既に此の時に發せりと謂ふべし。

次いで明治四十二年に至り廳令を以て部落に部落總代を置く制度を布きたるが、部落總代は部落住民中より樺太廳支廳長之を選任し、且つ其の取扱事項は専ら官廳事務の補助なりしも、實質的には部落の執行機關として公共的施設に當らしめ以て自治的訓練に資したり。

越えて大正四年六月本島の郡町村編成に關する勅令の公布ありて全管内を十七郡、四町、五十八村に區劃せるが單なる地理的區劃に止まり、各地に部落總代を置き地方事務を取扱はしめたるは従前の如くなりしも、地方制度實施と共に設置せる町村の區域は此の區劃に據れり。爾來人口年を逐ふて増加し自治心の向上著しきものありしを以て遂に其の要望を容れ、大正十年四月法律第四十七號を以て本島の地方制度に關する件公布せられ自治の基礎始めて確立するに至れり。同法律は大正十一年勅令第七號に依り同年四月より施行せらるゝと共に同年勅令第八號を以て樺太町村制の公布ありたり。此處に於て従來の部落總代は廢止せられ當初先づ五町十九箇村に之が施行を見、續いて大正十二年四月より全管内に施行せられたり。之を現行制度に比し制度の劃一的なると町村長は官の任命にして、其の諮問機關たる町村評議會は官選の評議員に依り組織せられ、執行機關たる町村長及其の補助者たる助役、収入役を官選としたる等は主なる差異なるも實際の用途に於ては住民の政治的自覺と多年郷土

に於ける自治的經驗とに依り良好なる成績を示せるを以て更に完全なる町村自治を圖り、昭和四年三月法律第二號を以て樺太町村制、同年六月勅令第九十五號を以て同施行令の公布を見、同年七月より實施せられ本島に於ける町村自治の制度茲に漸く整備するに至れり。爾來地方自治の發達著しきものあるに及び昭和十二年三月法律第一號を以て樺太市制公布せられ、同年六月勅令第二百七十三號に依り本法は同年六月より施行され、更に同月勅令第二百七十四號を以て樺太市制施行令の公布施行に依り茲に樺太市制の制度整備され、七月より市自治の實現を見るに至れり。

市 町 村

一、概 説

本島に於ける地方團體として市及町村あり、町村は更に其の發達の現狀に鑑み二級、二級及附則第二項の舊制度を適用するものと三種に區別す。市は其の自治組織相當大にして堅實なるものなるべく、一級町村は大體人口五千人に達し、住民土着心に富み且つ財政の基礎鞏固なる町村又は之に準すべき村にして、之が制度も略内地町村に準せり。二級町村は剩餘の町村にして、大體人口千五百人に達し獨立經營に堪え得るものとし、附則第二項の町村は特殊の事情存するものにして仍當分の内從前の規定を適用す。

管下市町村名を列擧すれば左の如し

市 豊原市

一級町村 落合町、大泊町、留多加町、本斗町、眞岡町、野田町、泊居町、恵須取町、塔路町、元泊村、知取町、敷香町。

二級町村 豊北村、榮濱村、白縫村、千歳村、深海村、長濱村、遠淵村、富内村、三郷村、能登呂村、内幌村、好仁村、廣地村、蘭泊村、清水村、小能登呂村、名寄村、久春内村、三濱村、鶴城村、帆寄村、泊岸村、内路村、名好村、知床村。

附則第二項ノ町村 川上村、海馬村、散江村

而して市町村は法人とし官の監督を承け法令の範圍内に於て其の公共事務及法律勅令に依り市町村に屬する事務を處理す。市町村長は市町村を統轄し市町村を代表す。市は市會及市參事會、一、二級町村は町村會の議決機關を有し、附則第二項の町村は諮問機關として町村評議會あり。市は第一次に樺太廳長官、第二次に主務大臣之を監督し、町村は第一次に樺太廳支廳長、第二次に樺太廳長官、第三次に主務大臣之を監督す。市町村は其の事務を執行するに要する費用に充つる爲使用料、手数料、市町村税及夫役現品の賦課徴收及永久の利益となるべき事業、舊債償還又は天災事變の爲必要ある場合に限り借入金爲すことを得。

二、市町村會

市町村會は市町村會議員を以て組織す。市町村會議員は名譽職とし市町村公民中より之を選擧し其

の任期は四年なるも公民たる要件として市及一級町村に在りては二年以來、二級町村に在りては一年以來其の市町村の住民たるを要す。其の議員定数は市は三十人以上四十人以内、一級町村は十二人以上三十人以内、二級町村は八人以上二十四人以内なるも、市町村條例を以て特に増減することを得。而して市會には議長及副議長を置き議員中より之を選擧す。町村會は町村長を以て議長とするを原則とするも特別の事情ある一級町村に於ては町村條例を以て議員中より町村會の選舉に依る議長及其の代理者一人を置くことを得、現在大泊、眞岡、知取、恵須取、敷香の五町に置かる。

市町村會は法律勅令に依り其の權限に屬する事件の議決及選舉を行ひ其の他行政廳の諮問に答申し市町村の公益に關する事件に付關係行政廳に意見書を提出することを得。

市町村會の議決事項は市及一級町村に在りては總括例示主義に依るも二級町村に在りては制限列舉主義を探り其の議決事項は著しく局限せらるゝのみならず、其の輕易なるものに就いては書面決議の方法に依ることを得るの特例を認めらる。

市町村會に對する發案は市町村長の外、歳入出豫算を除きては議員三名以上より文書を以て之を爲すことを得。

尙附則第二項の町村に於ける町村評議會は樺太廳支廳長の任命に係る町村評議員を以て組織せられ其の任期は三年である。

三、市參事會

市参事會は議長及名譽参事會員を以て組織す。名譽参事會員は市會に於て議員中より之を選舉し其の定数は六人とす。市参事會は市長を以て議長とし法令に依り其の權限に屬する事件を處理す。

四、市町村吏員

市町村には執行機關として市町村長を置く。市長は有給職を原則とし其の任期は四年とし市會に於て之を選舉す。特別の事情ある市に在りては市條例を以て名譽職とすることを得、又一級町村に在りては町村會之を選舉し其の任期は四年とし名譽職を原則とするも特別の事情ある町村に在りては町村條例を以て有給となすことを得。二級町村に在りては樺太廳長官の任命にして給料は國庫の負擔とす。市町村長の補助機關として市及一級町村に助役を置き、市町村會之を選任又は選舉し任期は四年とす。市町村の出納其の他の會計事務を掌らしむる爲收入役を置き有給とす。市及一級町村に在りては其の選任、任期共助役に同じく、二級町村に在りては町村會の推薦に依り樺太廳支廳長之を任命す。前記の外主事、技手及書記等必要なる有給吏員を置き市町村長之を任免す。又處務便宜の爲區長其の代理者、其の他臨時又は常設の委員を置くことを得せしむ。何れも名譽職にして區長及其の代理者は市町村公民中選舉權を有する者より、委員は市町村會議員又は市町村公民中選舉權を有する者より市町村長の推薦に依り市町村會之を定む。

市町村の財政

市町村には未だ基本財産の見るべきものなく且使用料、手数料其の他の税外收入亦僅少にして市町村費の大部分は之を税收入に頼るの外なき状態にして又本島拓殖の進展に伴ひ諸般の公共的施設益々多きを加へ逐年經費の膨脹を來し財源の窮乏に苦しみつゝある現状なり。

而して市町村税として賦課し得べきものは直接國税の附加税及特別税にして、特別税の種類は命令を以て次の如く定めらる。

戸別割 市町村内に住所を有し又は三月以上の滞在者にして構戸若は獨立の生計者に對し其の所得額及資産の狀況を標準として之を賦課す。

建物割 法人及市町村住民に非ずして其の市町村に建物を所有する者に對し建物の構造、用途及敷地の地位に依り其の差を設け坪數を標準として之を賦課す。

所得割 本島に住所又は一年以上居所を有せざる者の本島に於ける資産又は營業を有する者に對し居住地の法令に依り賦課せられたる場合其の所得税額中本島に於ける資産又は營業より生ずる所得に對する所得税相當額を見積り法人に在りては其の十分の五、其の他に在りては十分の三以内を限度として賦課す。

土地割 市街宅地又は國より貸付、讓與若は賃拂を受けたる後五年を経ざる土地を除き土地臺帳又は土地貸付臺帳記名の土地の所有者又は貸付を受けたる者若は國有地を使用する者に對し賦課す。其の種類左の如し

第三章 法制

本島は他の外地に比し内地の法令の施行せらるゝもの遙に多しと雖も、内地と別個の法域を爲し内地の法令は原則として樺太に施行せらるゝことなく、唯司法制度に關しては内地と其の法域を同じくし民法、刑法、裁判所構成法、民刑兩訴訟法の如き内地の法律は樺太にも施行せらる。内地の法律は其の規定事項の性質上當然内地と共に樺太にも施行せられたりと認むべきものゝ外は、特に勅令を以て其の全部又は一部を樺太に施行することを定むるに非ざれば樺太に施行せらるゝことなし(明治四十二年法律第二十五號)。而して勅令を以て法律を本島に施行する場合に在りては、一定の事項に關し勅令を以て特別の規定を設けることを得(大正九年勅令第百二十四號參照)。尙本島に於てのみ施行せらるべき目的を以て制定せられたる法律施行せらる。現在本島に施行せらるゝ内地の法律は二〇八件の多きに達せるが、其中全部施行せらるゝもの一八一件一部施行せらるゝもの二七件を算せり。

命令中勅令は其の規定事項の性質上當然本島に施行せらるゝことあるも、閣令及省令は一般には本島に其の効力を有せず。之に相當すべき事項は樺太廳令を以て之を定むることを得。即ち樺太廳長官は其の職權又は特別の委任に依り廳令を發し之に三月以下の懲役若は禁錮、拘留、百圓以下の罰金又は料金の罰則を附することを得。

●樺太ニ施行スベキ法令ニ關スル件 (明治四十年法律第二十五號)
 法律ノ全部又ハ一部ヲ樺太ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ左ノ事項ニ關シテハ勅令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

- 一 土人ニ關スルコト
- 二 行政官廳又ハ公署ノ職權ニ關スルコト
- 三 法律上ノ期間ニ關スルコト
- 四 裁判所又ハ裁判長カ職權ヲ以テ選任シ又ハ選定スル辯護人、訴訟代理人又ハ訴訟承繼人ニ關スルコト

附 則

本法ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○樺太に施行せらるゝ法律左の如し

- (一) 全部 施行
 - 一、郵便法
 - 一、郵便爲替法
 - 一、郵便貯金法
 - 一、鐵道船舶郵便法
- 一、電信法
- 一、法 例
- 一、裁判所構成法
- 一、裁判所構成法施行條例



法制

- 一、執達吏規則
 - 一、執達吏手数料規則
 - 一、辯護士法
 - 一、民法
 - 一、民法施行法
 - 一、明治三十五年法律第五十號（年齢計算ニ關スル件）
 - 一、明治三十七年法律第十七號（記名ノ國債ノ目的トスル質權ノ設定ニ關スル件）
 - 一、不動産登記法
 - 一、利息制限法
 - 一、明治三十二年法律第四十號（失火ノ責任ニ關スル件）
 - 一、明治三十三年法律第十三號（軍人軍屬ノ遺言ノ確認ニ關スル件）
 - 一、供託法
- 一、明治三十二年法律第五十號（外國人ノ署名捺印及無資力證明ニ關スル件）
 - 一、商法
 - 一、商法施行法
 - 一、明治三十三年法律第十七號（商法中署名スヘキ場合ニ關スル件）
 - 一、爆發物取締罰則
 - 一、明治二十二年法律第三十四號（次開罪ニ關スル件）
 - 一、明治三十八年法律第六十六號（外國ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券證券偽造變造及模造ニ關スル件）
 - 一、民事訴訟法
 - 一、民事訴訟法施行條例
 - 一、民事訴訟費用法
 - 一、民事訴訟用印紙法

法制

- 一、人事訴訟手續法
 - 一、商事非訟事件印紙法
 - 一、非訟事件手續法
 - 一、明治三十二年法律第五十三號（銀行ニ關スル法律ニ定メタル過料ニ關スル件）
 - 一、競賣法
 - 一、明治三十二年法律第六十七號（外國人ノ抵當權ニ關スル件）
 - 一、違警罪即決例
 - 一、逃亡犯罪人引渡條例
 - 一、外國艦船乗組員ノ逮捕留置ニ關スル援助法
 - 一、明治十四年太政官達第八十二號（司法官吏ヨリ巡査及兵員要求使用手續）
 - 一、明治十四年第五十九號布告（治罪法中豫審判事拘引狀ヲ發シ拘引セシメタル被告人留置方）
- 一、明治十四年司法省達甲第五號（司法警察事務上巡査ニ於テ警部代理方）
 - 一、明治十四年司法省達甲第七號（治罪法第三百十五條裁判言渡ノ謄本ヲ求ムル者費用上納額）
 - 一、外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助法
 - 一、會計法
 - 一、行政執行法
 - 一、治安警察法
 - 一、出版法
 - 一、質屋取締法
 - 一、陸軍々人軍屬違警罪處分例
 - 一、海軍々人軍屬違警罪處分例
 - 一、戒嚴令
 - 一、軍機保護法
 - 一、軍用電信法

- 一、海上衝突豫防法
- 一、徵發令
- 一、陸地測量標條例
- 一、行旅病人及行旅死亡人取扱法
- 一、刑法
- 一、刑法施行法
- 一、監獄法
- 一、陸軍刑法
- 一、陸軍刑法施行法
- 一、海軍刑法
- 一、海軍刑法施行法
- 一、行政裁判法
- 一、關稅法
- 一、關稅定率法
- 一、噸稅法
- 一、印紙犯罪處罰法
- 一、煙草專賣法
- 一、新聞紙法
- 一、砂糖消費稅法
- 一、砂鑛法
- 一、公證人法
- 一、古物商取締法
- 一、遺失物法
- 一、水難救護法
- 一、明治三十三年法律第十五號（飲食物其ノ他ノ物品取締ニ關スル件）
- 一、織物消費稅法
- 一、漁業法
- 一、貨幣法
- 一、通貨及證券模造取締法
- 一、明治四十四年法律第五十八號（租稅外諸收入金整理ニ關スル件）

- 一、藥品營業並藥品取締規則
- 一、工場抵當法
- 一、明治四十五年法律第二十一號（臘虎臘狗獸獵禁止ニ關スル件）
- 一、間接國稅犯則者處分法
- 一、工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻稅法
- 一、明治三十三年法律第五十二號（法人ニ於テ租稅ニ關シ事犯アリタル場合ニ關スル件）
- 一、明治三十四年法律第十號（酒精酒類其他酒精含有飲料輸出下戻金ニ關スル件）
- 一、保管金規則
- 一、明治三十九年法律第三十四號（國債ニ關スル件）
- 一、明治四十二年法律第八號（登錄國債ノ擔保充用ニ關スル件）
- 一、明治四十二年法律第九號（政府ニ對スル保證金其ノ他ノ擔保ニ供シタル國債ノ買入銷却ニ關スル件）
- 一、無線電信法
- 一、大正四年法律第十八號（法人ノ役員處罰ニ關スル件）
- 一、豫約出版法
- 一、國庫出納金端數計算法
- 一、海底電信線保護萬國聯合條約制則
- 一、印紙稅法
- 一、大正五年法律第十號（證券ヲ以テスル歲入納付ニ關スル件）
- 一、精神病者監護法
- 一、軍事扶助法
- 一、紙幣類似證券取締法
- 一、土地收用法
- 一、地方鐵道法



- 一、鐵道抵當法
- 一、刑事訴訟費用法
- 一、鑛業抵當法
- 一、貯蓄銀行法
- 一、擔保附社債信託法
- 一、關稅徵收法
- 一、種痘法
- 一、鑛業法
- 一、砂鑛區稅法
- 一、破産法
- 一、和議法
- 一、度量衡法
- 一、特許法
- 一、實用新案法
- 一、意匠法
- 一、商標法

- 一、辨理士法
- 一、刑事訴訟法
- 一、國籍法
- 一、戶籍法
- 一、寄留法
- 一、明治三十一年法律第二十二號(外國人ヲ養子又ハ入夫ト爲スノ件)
- 一、明治三十三年法律第九十四號(國籍喪失者ノ權利ニ關スル件)
- 一、兵役法
- 一、大正十三年法律第二十四號(醫澤品等ノ輸入稅ニ關スル件)
- 一、大正十三年法律第二號(海軍軍備制限ニ關スル條約ノ實施ニ關スル件)
- 一、治安維持法
- 一、大正十四年法律第五十二號(關東州ノ生産

ニ係ル物品ノ輸入稅免除ニ關スル件)

一、大正十五年法律第六十號(暴力行爲等處罰

ニ關スル件)

- 一、外國人土地法
- 一、商工會議所法
- 一、著作權法
- 一、明治四十一年法律第十七號(陸海軍召集諸費繰替支辨ニ關スル件)
- 一、陪審法
- 一、司法代書人法
- 一、民事訴訟法中改正法律施行法
- 一、資源調査法
- 一、昭和五年法律第九號(盜犯等ノ防止及處分ニ關スル件)
- 一、電信線電話線建設條例
- 一、抵當證券法(樺太豊原市ニ施行)

一、軌道法

一、明治四十二年法律第二十八號(軌道ノ抵當

ニ關スル件)

- 一、骨牌稅法
- 一、明治四十四年法律第四十五號(砂糖消費稅織物消費稅等ノ徵收ニ關スル件)
- 一、刑事補償法
- 一、入營者職業保障法
- 一、昭和七年法律第四號(輸入稅ノ從量稅率ニ關スル件)
- 一、昭和七年法律第十六號(國債ノ價格計算ニ關スル件)
- 一、金錢債務臨時調停法
- 一、大正八年法律第四十一號(執達吏ノ手数料及立替金增額ニ關スル件)
- 一、外國爲替管理法

- 一、身元保證ニ關スル法律
 - 一、手形法
 - 一、小切手法
 - 一、昭和九年法律第四十五號(貿易調節及通商擁護ニ關スル件)
 - 一、軍用電氣通信法
 - 一、公益質屋法
 - 一、不正競争防止法
 - 一、昭和八年法律第五十四號(法律事務ノ取締ニ關スル法律)
 - 一、不穩文書臨時取締法
 - 一、揮發油稅法
 - 一、鐵ノ輸入稅免除ニ關スル件
 - 一、昭和十二年法律第九十二號(輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件)
 - 一、昭和十二年法律第九十四號(支那事變ノ爲
- 從軍シタル軍人及軍屬ニ對スル租稅ノ減免、徵收猶豫等ニ關スル件)
 - 一、未成年者飲酒禁止法
 - 一、未成年者喫煙禁止法
 - 一、日滿司法事務共助法
 - 一、國家總動員法
 - 一、臨時通貨法
 - 一、本邦内ニ於テ募集シタル外國債ノ待遇ニ關スル件
 - 一、馬西去勢法
 - 一、大日本航空株式會社法
 - 一、軍用資源秘密保護法
 - 一、人事調停法
 - (二) 一、部 施行
 - 一、一、訴訟法(第一條第一號乃至第六號ヲ除ク)
 - 一、傳染病豫防法(第二十二條、第二十四條及

第二十五條ヲ除ク)

- 一、水路測量標條例(官有地ニ關スル規定ヲ除ク)
 - 一、産業組合法(第九條第二項、第七十九條、第一百六條及第一百七條ノ規定並産業組合中央會ニ關スル規定ヲ除ク)
 - 一、登録稅法(第三條、第四條、第五條、第六條ノ第二項第三號、第八條乃至第十三條及第十六條第一項第一號第二號ヲ除ク)
 - 一、森林法(第七十六條乃至第九十四條及第一百二條)
 - 一、少年法(保護處分ニ關スル規定ヲ除ク)
 - 一、船舶法(第一條乃至第三條、第二十二條及第二十三條)
 - 一、水產會法(帝國水產會及道府縣水產會ニ關スル規程ヲ除ク)
- 一、畜牛結核豫防法(第七條及第八條ヲ除ク)
 - 一、無盡業法(第七條、第三十八條第二號及第四十二條ヲ除ク)
 - 一、電氣測定法(第七條及第八條ヲ除ク)
 - 一、米穀統制法(第七條乃至第九條及第十二條並附則第三項及第四項ノ規定施行)
 - 一、藥劑師法(第十三條乃至第十五條及第十六條第四項ノ規定ヲ除ク)
 - 一、石油業法(第八條ノ規定ヲ除ク)
 - 一、輸出水產物取締法(第十四條ノ規定ヲ除ク)
 - 一、臨時租稅増徴法(鑛產稅及其ノ附加稅並ニ砂澱消費稅ニ關スル規定)
 - 一、國有財産法(第十三條及第二十四條ノ規定ヲ除ク)
 - 一、思想犯保護觀察法(第十二條ノ規定ヲ除ク)



ク)

- 一、臨時資金調整法
- 二、防空法(第十二條ノ規定ヲ除ク)
- 一、人造石油製造事業法(第十九條ノ規定ヲ除ク)
- 一、産金法(第十一條、第十二條、第二十四條第四號及第二十二條第二號(第十條第一項ニ關スル部分ヲ除ク)ノ規定並ニ第二十三條中第二十條第四號及第二十二條第二號(第十條第一項ニ關スル部分ヲ除キ)ニ關スル規定)
- 一、支那事變特別税法(第九條、第十條、第六十八條及第六十九條ノ規定)
- 一、臨時租稅措置法(田畑地租及特別礦産稅ニ關スル規定並ニ第十六條ノ規定ヲ除ク)
- 一、日滿國稅徵收事務共助法(第四條ノ規定ヲ

除ク)

(三)當然適用

- 一、共通法
- 一、判事懲戒法
- 一、恩給法
- 一、恩給扶助料ノ増額ニ關スル法律
- 一、恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律
- 一、國勢調査ニ關スル法律
- 一、命令ノ條項違犯ニ關スル罰則ノ件
- 一、司法事務共助法
- 一、刑事交渉法
- 一、預金部預金法
- 一、公共團體ニ對スル工事補助費繰越使用ニ關スル法律
- 一、所得稅法ノ施行ニ關スル法律
- 一、内地臺灣又ハ樺太ヨリ朝鮮ニ移出スル物品

ノ内國稅免除ニ關スル法律

- 一、租稅其ノ他ノ收入徵收處分囑託ニ關スル法律
- 一、陸軍軍法會議法
- 一、海軍軍法會議法
- 一、不動産融資及損失補償法
- 一、航空法
- 一、國產獎勵ノ爲ノ會計法ノ特例ニ關スル法律
- 一、特別會計ニ於ケル營繕費ニ關スル法律

一、特別會計ノ恩給負擔金ヲ一般會計ニ繰入ルルコトニ關スル法律

- 一、朝鮮臺灣又ハ南洋群島ヨリ移出スル物品ノ内地又ハ樺太ニ於ケル取締ニ關スル法律
- 一、内地、朝鮮、臺灣又ハ樺太ト南洋群島トノ間ニ於ケル船舶及貨物ノ出入ニ關スル法律
- 一、軍用自動車補助法
- 一、恩給金庫法



第四章 司法

第一節 沿革

明治三十八年八月本島を占領するや、軍令第二二號を以て民政を布くと共に、民政署に於て民事及刑事の審判を行ふこととなれり。

亞で同年十月占領地人民刑罰令（軍令第二十一號）、民事審判條例（軍令第二十二號）及民政署司法委員條例（軍令第二十三號）を制定し、民政署職員中民政長官の任命せる民政署司法委員に於て民事及刑事の審判（軍事裁判所の權限に）を司ることとなり、其の職務を行ふ所を民政法院と稱せり。然るに明治四十年三月軍政の撤廢せらるゝや司法事務は行政事務と分離し、同年四月より司法省管轄の下に裁判所の設置を見るに至り、勅令第九十四號を以て司法に關する各種法律施行せられたるを以て特殊の事項を除くの外殆ど内地と同一の制度となれり。而して昭和三年十月陪審法施行せられ、更に昭和七年十月金錢債務臨時調停法施行せられたり。

第二節 裁判所

明治四十年軍政の撤廢と共に同年法律第二十八號を以て、四月一日より豊原に地方裁判所及區裁判所を、眞岡に區裁判所を各設置せられ更に昭和十三年法律第十一號を以て知取に區裁判所設置せられたるが、其の構成並に司法行政の職務及監督等總て裁判所構成法に據り内地普通裁判所と同一なり。左に其の概況を記述すべし。

地方裁判所	區裁判所	區裁判所出張所 並調停出張所	設置年月日	位 置
豊原區裁判所	大泊出張所 留多加出張所 落合出張所	明治四十年四月一日 明治四十年四月一日 明治四十年十一月一日 昭和五年一月十五日	豊原市 同 上	
眞岡區裁判所	本斗出張所 泊居出張所 鶴城出張所	昭和五年一月十五日 明治四十年四月一日 昭和五年一月十五日	眞岡郡眞岡町 本斗郡本斗町 泊居郡泊居町	
知取區裁判所	惠須取出張所	大正八年七月一日 大正十一年十月十六日 昭和十二年十月一日 昭和十四年一月一日	名好郡惠須取町 元泊郡知取町	

元泊出張所	大正十一年十月十六日	元泊郡元泊村
敷香出張所	昭和五年一月十五日	敷香郡敷香町
敷香金銭債務臨時調停取扱所	昭和十一年六月一日	同上
敷香人事調停所	昭和十四年七月一日	同上

裁判所開設當時に於ては各種事件何れも少数なりしが、拓殖の進展、人口の増加するに従ひ逐年増加を來せり。

民事 領有の初期に於ては事件の内容概ね簡易にして又件数も少かりしが、近時人口の増加に伴ひ人事漸く繁く事件は逐年増加すると共に内容亦複雑となる傾向あり、近年人事訴訟の提起尠からず。

刑事 人口の増加に伴ひ刑事事件亦逐年増加し詐欺、窃盜に關する犯罪最も多く、軍人服役並に召集、横領、殺傷、權太漁業取締規則、森林法及賭博に關する犯罪之を亞ぐ。詐欺、横領、殺傷、軍人服役並に召集に關する犯罪の比較的多きは漁業、林業、礦業等に從事する爲内地より入り込む労働者の犯すもの其の過半を占むるに因る。

各裁判所別民事及刑事新受理件数左の如し
新受理件数(地方裁判所)

年別	民事		刑事		合計
	第一審控訴抗告假處分事件の計	第二審控訴再審抗告私訴の事件	第一審控訴抗告假處分事件の計	第二審控訴再審抗告私訴の事件	
昭和十三年	117	13	117	13	130

新受理件数(區裁判所)

種別	昭和十三年		種別	昭和十三年	
	豊原區	眞岡區		豊原區	眞岡區
民事	120	110	民事	70	70
通訟	1	1	假差押假處分	1	1
和解	1	1	強制執行	1	1
督促	1	1	非訟事件	1	1
破産	1	1	金錢債務臨時調停	1	1
破産管財人	1	1	其他の事件	1	1
公債	1	1	其他の事件	1	1
示催	1	1	其他の事件	1	1
第一審	1	1	其他の事件	1	1
第二審	1	1	其他の事件	1	1
控訴	1	1	其他の事件	1	1
抗告	1	1	其他の事件	1	1
假處分	1	1	其他の事件	1	1
私訴	1	1	其他の事件	1	1
其他	1	1	其他の事件	1	1
合計	120	110	合計	70	70

執達吏事務 従来事件少かりし爲執達吏を置くに至らざりしが、近年著しく事件増加したるを以て豊原區裁判所は昭和七年十一月より、眞岡區裁判所は昭和九年四月より各専任執達吏を常置し其の事務を取扱ひ居れり。

公證人事務 豊原區裁判所管内は近年著しく事件増加したるを以て公證人を置き昭和六年七月より豊原に於て取扱を開始するに至れり。然れ共眞岡區裁判所管内は未だ其の機に到らず同所判事其の事務を取扱ひ居れり。

辯護士 領有當時に於ては百般未開の状況にありて辯護士を得ること亦困難なる事情ありしを以て衆人の便宜を圖る爲辯護士に非らざるも特に適當と認めたる者に民事訴訟代理及刑事辯護を認可し來るもの漸次多きを加へ、最早訴訟代理業者を認むるの必要なきに至りたるを以て大正十三年七月限り

種別	件数	種別	件数
本斗出	四〇五	本籍人	三、五九〇
泊居出	六六二	非本籍人	一、五九〇
鶴城出	三三	計	五、一八〇
出	八〇〇	計	六、七八〇
計	一、五八五	計	一、〇三〇

其の業務を差止め、當時繫屬中の事件に限り其の處理の爲には従前の如く業務を爲し得ることゝせり。而して昭和十三年末に於ける樺太地方裁判所所屬辯護士は八名となれり。

戸籍事務 明治四十年樺太廳令を以て居住、移轉、出生及死亡に關する届出規則を制定したるが、大正九年之を廢止して居住者届出規則を制定し、戸口に關する事務は樺太廳支廳に於て掌理し來りたるが大正十一年及大正十二年に樺太町村制施行せられたるを以て之を町村に移管せり。然れども當時樺太には未だ戸籍法の施行なく、各種手續上の不便は勿論島地開拓の上に及ぼす影響尠からざりしが大正十三年八月遂に國籍法、戸籍法其の他の關係法令施行（土人には施行せられず）せられ始めて樺太は内地と同一法の下に統一せられたり。爾來樺太に轉籍するもの相續ぎ、昭和十三年末に於て戸數六五、三八八戸、人口三三九、三五七人を算し尙逐年増加の趨勢にあり。又昭和七年十二月勅令第三七三號を以て樺太施行法律特例中改正せられたる結果昭和八年一月より樺太アイヌ人に對し戸籍法の施行を見るに至れり。

昭和十三年に於ける戸籍に關する届出種類及件數左の如し

種別	件数		種別	件数	
	本籍人	非本籍人		本籍人	非本籍人
出生	五、五五〇	七、四四五	死亡	三、〇九〇	七五
知	二六八	二四	失踪	二、〇三〇	四、四六
計	五、八一八	七、四六九	計	五、一二〇	六、九一六



養子縁組 氏名族稱の變更及喪 附籍得喪 家督相續人の指定 入籍離籍及復籍拒絶 養子離縁 婚 推定家督相續人の廢除	昭和十三年		昭和十二年	
	件数	金額	件数	金額
養子縁組	五九	三三	七三	五九
氏名族稱の變更及喪	六	三	九	一
附籍得喪	一	一	一	一
家督相續人の指定	一	一	一	一
入籍離籍及復籍拒絶	二四	一	一五	一
養子離縁	三	二	二	一
婚	二六	一〇	三三	二
推定家督相續人の廢除	一	一	一	一
合計	一〇六	四七	一三三	七二

第三節 供託事務

大正十一年四月供託法施行せらるゝと共に供託局官制の公布を見、豊原に樺太供託局を置き、真岡に其の出張所を設けて供託事務を取扱ふこととなれり。

樺太供託局、同真岡出張所の取扱ひたる件数、金額左の如し。

供託事件表

種別	昭和十三年		昭和十二年	
	件数	金額	件数	金額
前年より繰越	100	五,三三九・四〇	六	二八,七五五・七〇
現金	一三	一五,九一〇・〇〇	一三	四,四四一・〇〇
有價証券	一三	〇〇〇・〇〇	一三	四,四四一・〇〇
利息	一三	〇〇〇・〇〇	一三	四,四四一・〇〇
計	二六	一六,九一〇・〇〇	二六	八,八八二・〇〇
同真岡出張所	八	二,四六〇・〇〇	三	四〇〇・〇〇
現金	三	四,九七四・八〇	四	二,五七九・七〇
有價証券	三	〇〇〇・〇〇	三	一,〇〇〇・〇〇
利息	二	〇〇〇・〇〇	二	一,〇〇〇・〇〇
計	一三	七,四四四・八〇	七	三,五七九・七〇

第四節 刑務所

明治三十九年一月樺太民政署拘禁所條例(軍令第三十一號)を制定し樺太守備隊憲兵隊長管理の下に

大泊に民政署拘禁所を、豊原及真岡に拘禁所支署を置き、民政署司法委員の管掌に属する未決、既決の囚人を收容せり。明治四十年軍政の撤廢せらるゝや同年四月豊原に札幌監獄樺太分監を置き、大正十一年十月官制改正の結果樺太刑務所と改稱し同年十一月真岡に樺太刑務所真岡出張所設置せらる。大正十三年十二月官制改正に依り樺太刑務所廢止せられ札幌刑務所樺太支所と改稱樺太刑務所真岡出張所は札幌刑務所真岡出張所と改稱す。昭和四年十二月司法省告示第四十二號に依り札幌刑務所樺太支所を樺太刑務支所に、札幌刑務所真岡出張所は真岡刑務支所と改稱し、昭和十一年三月官制改正に依り樺太刑務支所は樺太刑務所と改稱し、同月司法省告示により真岡刑務支所は樺太刑務所の管轄となり現在に至る。

一、樺太刑務所昭和十三年末に於ける收容人員左の如し

受刑者 二二三人 刑事被告人 二七人
 勞役場留置者 四人 計 二六三人

新受刑者犯數百分比例

年次	犯數		新受刑者數	初犯	二犯	三犯	四犯	五犯以上	十犯以上
	男	女							
昭和十三年	二〇七	三	〇・三	〇・九	〇・一	〇・一	〇・〇	〇・〇	〇・〇

備考 本表新受刑者數ニハ禁錮受刑者男九名、拘留受刑者男二二六名、同二一名、計二三六名ハ掲上セズ。
 二、真岡刑務支所に於ける昭和十三年末收容人員左の如し

收容人員 六人

六人

樺太保護會 本會は大正八年六月豊原に創立、昭和六年九月更に真岡に其の支部設置さる。樺太刑務所及真岡刑務支所釋放者及樺太地方裁判所管内に於ける刑の執行猶豫、起訴猶豫等の司法處分を受けたる者を主とし、其他本島に歸住すべき者にして内地司法保護團體よりの囑託を受けたる者を保護指導す。

樺太保護會保護人員 (昭和十三年)

- 一、收容保護したる者 八四
 - 一、間接保護したる者 一一〇
 - 一、一時保護したる者 三四二
- 同真岡支部保護人員 (昭和十三年)
- 一、收容保護したる者 一
 - 一、間接保護したる者 二八
 - 一、一時保護したる者 三六

第五章 警察

第一節 總說

沿革

領有當初に於ける警察權は樺太占領軍司令官に屬し、所屬憲兵隊其の執行に任じたりしが同年八月樺太民政署開設と共に同署に移管せり。

明治四十年四月樺太廳設置と共に、廳に第一部及第二部を置き、第一部に警務課を設け警察事務を管掌せしむ。又地方に支廳を置き、支廳に警務係を設け、支廳長に警察權を付與し警察事務を執行せしめたり。

明治四十二年五月樺太廳官制改正に依り第一部の警務課を獨立せしめ第三部となし、部長は事務官を以て之に充て其の職名を警務長となせり。警務長は警察事務の執行に關し部下職員を指揮監督するの外事急なる場合に於ては支廳長以下を指揮する職權を有せり。

大正二年十二月官制を改正し第三部を警察部となし警務長を警察部長に改めたり。
大正七年六月官制改正に依り支廳長より警察事務を分離し管内須要の地に警察署及警察分署を設置

し専ら警察及衛生事務の執行に任せしめたり。

昭和二年六月官制改正に依り警察分署を廢止し之を警察署に昇格し時代の進展に適應せしめたり。

警察機關の配置

拓殖の進展、事業の勃興に伴ひ逐年人口増加し、且住民は内地各府縣よりの移住者なるを以て人情風俗を異にするのみならず、未開地の開拓と共に警察取締を要する區域自然に擴大せられ、加ふるに交通機關の設備完からざるを以て職務執行上困難尠からず。又ソヴェート聯邦と境を接するを以て國境の警備忽にすべからざるものあり。本島警察官吏の受持人口は昭和十三年末に於て巡査一人當り七二人にして内地に比し何等逾ることなきも、住民の移動性、受持區域の龐大、交通の不便及警察連絡機關の未完備等幾多の不便不利は職務執行上一層辛酸を嘗むるの狀態に在り。目下其の改善充實に鋭意努力し居れり。

現在警察部に警務課、警防課、保安課、刑事課、高等警察課、衛生課及警察官練習所の六課一所を置くの外執行機關として警察署一二、警部補派出所四、巡査部長派出所二九、巡査派出所一九、巡査駐在所八九を置く。其の配置定員及人口竝に面積等を擧ぐれば左の如し

警察 警察區劃表

名	稱	位	置	管	轄	區	域
豐原警察署	警察署	市	豐原市	豐原市、豊原郡			
落合警察署	警察署	町	落合町	榮清郡			
元泊警察署	警察署	村	元泊村	元泊郡ノ内元泊村、帆寄村			
知取警察署	警察署	町	知取町	元泊郡ノ内知取町			
敷香警察署	警察署	町	敷香町	敷香郡、散江郡			
大泊警察署	警察署	町	大泊町	大泊郡、長濱郡、富内郡			
留多加警察署	警察署	町	留多加町	留多加郡			
本斗警察署	警察署	町	本斗町	本斗郡			
真岡警察署	警察署	町	真岡町	真岡郡			
野田警察署	警察署	町	野田町	野田郡			
泊居警察署	警察署	町	泊居町	泊居郡、久春内郡、鶴城郡(鶴城村大字來知志一圓)			
惠須取警察署	警察署	町	惠須取町	名好郡、鶴城郡(鶴城郡鶴城村ノ内大字來知志ヲ除ク)			

警察職員及巡査と人口並に面積表 (昭和十三年末)

警察	部						部 署 名	判 任 以 上 ・ 警 視 幹 部 警 部 補	巡 査 定 員	管 轄 面 積	管 轄 人 口	巡 査 一 人 當 面 積	巡 査 一 人 當 人 口
	警務課	警防課	保安課	刑事課	高等警察課	衛生課							
豐原警察署								二		二,一〇四・三	四,五七〇	三三・一	七五〇
落合警察署								二		二,七六三	二,四九三	八五・三	七六二
大泊警察署								三		三,三三〇	四,〇五三	四三・九	五七六
警察								△		三〇			

警察	留多加警察署	本斗警察署	眞岡警察署	野田警察署	泊居警察署	恵須取警察署	元泊警察署	知取警察署	敷香警察署	合計
警察	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
留多加警察署	△									△
本斗警察署		△								△
眞岡警察署			△							△
野田警察署				△						△
泊居警察署					△					△
恵須取警察署						△				△
元泊警察署							△			△
知取警察署								△		△
敷香警察署									△	△
合計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
警察	1,677.5	1,566.6	1,628.5	1,736.6	1,777.5	1,655.5	2,183.3	1,001.6	1,346.5	15,000.0
留多加警察署	1,424.6	2,009.9	1,628.5	1,318.3	2,575.8	689.9	817.1	1,595.5	3,540.0	15,666.6
本斗警察署	603.3	416.6	354.4	378.8	488.3	87.6	244.6	313.3	1,480.0	1,571.1
眞岡警察署	754.4	766.6	754.4	754.4	754.4	754.4	754.4	754.4	754.4	7,544.4
野田警察署	754.4	754.4	754.4	754.4	754.4	754.4	754.4	754.4	754.4	7,544.4
泊居警察署	754.4	754.4	754.4	754.4	754.4	754.4	754.4	754.4	754.4	7,544.4
恵須取警察署	754.4	754.4	754.4	754.4	754.4	754.4	754.4	754.4	754.4	7,544.4
元泊警察署	754.4	754.4	754.4	754.4	754.4	754.4	754.4	754.4	754.4	7,544.4
知取警察署	754.4	754.4	754.4	754.4	754.4	754.4	754.4	754.4	754.4	7,544.4
敷香警察署	754.4	754.4	754.4	754.4	754.4	754.4	754.4	754.4	754.4	7,544.4
合計	7,544.4	7,544.4	7,544.4	7,544.4	7,544.4	7,544.4	7,544.4	7,544.4	7,544.4	75,444.4

備考 △八國境警備及思想取締巡查

警察官吏の教養

一、警察官練習所

警察部に警察官練習所を設置し警察官練習所に教習科、講習科及特科を置き、警察官吏に必要な學術實務を教授し併せて警察官吏の品質陶冶、人格の鍛錬を圖り居れり。

教習科 新任の巡査を收容し、警察官吏として必要な學術技藝其他基礎的教練を爲すものにして期間を四箇月とす。

講習科 現職の警察官吏を收容し警察官吏として必須なる一般學術を教養するものにして、期間は其の都度之を定む。

特科 現職の警察官吏を收容し警察官吏に必須なる専門的學術を教養訓練するものにして、期間は其の都度之を定む。

二、其の他

内務省警察講習所へ普通講習生として現職の警察官吏を派遣するの外、同所に於ける各種特別講習及中央衛生會主催の衛生講習其の他此の種の催しには努めて職員を派遣し、知識の普及向上並に素質の改善に努め居れり。

第二節 行政警察

保安警察

工場

管下に於ける工場總數は昭和十三年末現在に於て五三五、使用職工數は七、四一〇名を算す。工場數の最も多きは鐵工場の三三三にして、製材工場八〇之に次ぐ。然れども規模の最も廣大なるはバルプ工場にして其の數九、使用職工五、〇六九名にして本島職工數の約六・八割を占む。一般工場取締に關しては大正六年工場取締規則を制定し、大正十年工場法の精神に則り之に改正を加へ現在に至れり。斯くて職工の保護、待遇の改善、災害豫防に努め以て産業の圓滑なる發達を期しつゝあり。又勞資の關係は概して圓滿にして從來爭議等起りたることなき状態なり。

原動機

原動機は主としてバルプ工場、製材工場及雜詰工場等に使用せられ、昭和十三年末現在に於て其の總使用馬力一七〇、五〇九・五、汽機數五七、汽罐數二二八、發動機一四、電動機一、九〇九、タービン三二を有す。之が取締に關しては大正十一年原動機取締規則を制定、昭和五年三月之に改正を加へ、從來五馬力以上の原動機のみに適用したるを二馬力以上の原動機並に同電動機にも同規則を適用し之を取締に努力し以て災害豫防に遺憾なきを期しつゝあり。

労働者

鐵道の新設、港灣、船澳の築造、道路の開墾其の他鑛業、林業、工業等日を逐ふて隆盛に趨くに從ひ、労働者の需要も亦年々激増の勢を示せり。而して土木、林業等に要する労働者は何れも季節的に一時に需要増大する關係上善良なる労働者を撰擇使用すること困難にして、勢ひ身元不確實なる不良者介入し、雇主側に於ても古き慣習に囚はれ自由を拘束し、或は不當なる労働を強ひ、或は亦虐待する等諸種の弊害あるに鑑み之が改善のため労働者募集取締規則、周旋營業取締規則、勞務者使用取締規則及請負營業取締規則を制定し、以て極力之を取締を勵行しつゝあり。之がため往年の弊風漸く其の跡を絶たむとするの狀況に在り。鑛業、工業等に從事する労働者は使用者との協調至極圓滿にして殆ど問題を惹起したる事例なし。

消防警察

建築物火災

本島は氣候の關係上火氣の使用多きと一時的居住者多かりし爲、防火建築物極めて尠く、従つて火災率甚だ多きに上れり。依て曩には煙筒取締規則を制定し、昭和二年には豊原、大泊、眞岡、泊居、本斗、野田更に昭和十年には落合、知取、敷香、惠須取の各市街地に屋上制限規則を實施し、火氣使



用場の取締並に防火建築の實行を懲進すると共にポスターの配付、火防劇活動寫眞の映寫、火防護演を開催し警火思想の普及宣傳に努めつゝあり。

林野火災

本島の山野は伐採の跡地廣汎にして晴天の續ける時季に一度火を發せば數日に亘り延焼し一回に千數百町歩を烏有に歸すること珍しからず。斯くては如何に人力を盡すも消火の效少く、雨天の至るを待つの外なき有様なり。故に林野火災警防の實を擧ぐるため例年左記に依り取締並に豫防宣傳に努めたる結果頗る良好なる成績を納めつゝあり。

- 一、林野火入に就ては林野火入取締規則を制定し嚴に火入の取締を勵行しつゝあり。
- 二、融雪乾燥期に入るや特に各地に警察官を配置し之が取締に當らしむ。
- 三、各駐在所に火防巡視員を配置し或は林野火災豫防委員を囑託し一定區域を定めて巡回せしめ、豫防及警戒の任に當らしむ。
- 四、汽車の煤煙よりの出火に關しては、機關車火粉飛散防止の裝置を爲さしめ燃料に煉炭を使用するの外鐵道沿線の雜草を燒却せしむ。
- 五、ポスターの配付、活動寫眞の映寫並に講演等を爲し警火思想の普及宣傳に努む。

警防

時局の推移と北邊防備の重大性とに鑑み、國土防衛と國家資源擁護の強力なる活動機關として本島

水火消防の豫防、鎮壓の爲、輝しい歴史を有する消防組と、時局の進展に伴ふ國民防空の自治的組織として存在したる防護團とを改組統合して、昭和十四年六月一日各市町村に警防團を設置せり。

警防團數四十二、團員數一八、三一二名にして自動車唧筒、蒸汽唧筒、瓦斯倫唧筒、腕用唧筒、水管車、防毒面、防毒衣、消毒用具、警報傳達器具等の資材は逐次整備されつゝありて、之を内地各府縣に比するに、遜色なきを認めらるゝも、例年の火災損害と國土防衛の緊要性とに鑑み、尙一層の充實を必要とするを以て、樺太廳に於ては必要なる範圍に於て補助金を交付して、改善及發達を助成せしめつゝあり。

殊に防空態勢の確立強化に關しては、防空法の施行に基き、市町村及官廳の防空計畫並に工場、鑛山等の特別防空計畫を設定せしめると共に、島民防空の基礎細胞として家庭防空組合を組織せしめて、陣容を整備せしめ居れり。

特に北邊警備の積極的活動機關としては、全島主要地に義勇團を設置せり。

尙ほ本島警防の助成援助事業團體として、大正九年設立されたる樺太消防義會は警防團の設置と同時に樺太警防義會と改稱し、現在會員數一八、三一二名、基金九萬五千圓を有し、その事業としては警防に關する調査研究、警防思想の普及徹底、弔慰救濟並に慰靈祭執行、功勞者の表彰、會報の發行等に努めつゝあり。又日本全國の警防團を以て組織せる大日本警防協會に加入し警防團員の共濟表彰其の他警防改善發達を圖りつゝあり。

更に昭和十三年十二月樺太防衛協會を設立し、基金十六萬圓を有し、その事業としては防衛機關の援助、防衛功勞者の表彰、防衛殉職者及傷病者の救護、防衛に關する設備及資材整備の奨励助成等を行ひつゝあり。

水難救済

本島は四面海を環し漁業及航運業盛なると、一面地勢氣象等の關係上荒浪多く、従つて海難事故各所に頻發するの實狀なり。依て警察としては常に警報の周知、警戒等之が警防に力を致しつゝあるが一面之が救済機關たる帝國水難救済會の活動を希求し、會員並に基金の募集及救難所設置を急務とし、昭和二年之が計畫を樹て其の實現に努めたる結果昭和四年六月帝國水難救済會樺太支部の設置を見、昭和十三年末現在に於ては救難所三四、同支所二、會員五、五九二名に達し、其の事業著々進行し水難救済の實績を挙げつゝあり。既往に於ける救助成績（昭和十三年末調）は救助回數四一八、同船數五八一、同人員三、七一五名、同船體貨物價額七、〇三六、一七八圓を算す。

風俗警察

新興地の弊として本島各地には料理店飲食店其他風紀上取締を要する諸營業極めて多く、動もすれば無節制に陥り、風俗頹廢の虞あるを以て特に之を取締を嚴にせる結果良成績を挙げつゝあり。昭和十三年末現在料理店三五九、特殊飲食店二八六、飲食店七〇六、女給一、二二〇、藝妓五一七、酌

婦八六六、貸座敷二〇、娼妓八四名なり。

交通警察

海上 海上交通は逐年發達し、航路の増設船舶の増加に伴ひ事故亦逐次増加の傾向にあるを以て海上衝突豫防法、出入船舶届出規則、舢艀及小廻船の各營業取締規則等に依り取締を勵行し事故防遏に努めつゝあり。昭和十三年中に於ける海難罹災船舶は汽船三、發動機船一五、漁船五四其の他二〇なり。

陸上 各地に於ける産業の發達に伴ひ軌近各種交通機關漸次發達し、殊に道路の開鑿と共に自動車は各地に普及される。而して之等交通機關の増加と交通の頻繁は自然交通事故を惹起するに至りたり。之を取締に付ては道路取締令、自動車取締令其他に依り大體内地府縣同様に取締を爲し以て交通の安全を圖りつゝあり。

營業警察

警察取締を要する營業者は軌近異常の増加を來せり。其の主要市町村に於ては其の營業久しきに亘り其の設備營業方法等逐年改善せられつゝあるも、新發展の部落には一攫千金を夢想し娯集するもの多く、従つて之に伴ふ弊害亦尠からざるを以て、各營業共取締規則を制定し是に基き取締を勵行し、以て弊害を防止すると共に營業の堅實なる發展を圖りつゝあり。



尙昭和十三年末現在に於て旅人宿六〇三、質屋四九、古物商九九九、湯屋一一九、乗合馬車三五二、小廻船營業五七、周旋業五三、劇場三五、活動寫眞常設館一〇あり。

經濟警察

戦時下に於ける經濟統制を確保せんが爲中央に於ける經濟警察制度の創設に即應し、當廳に於ても經濟警察制度を確保する事となり昭和十三年九月十日經濟警察官として警部以下數十名の警察官を緊急増員し其の陣容を整備し本格的の活動に入りたり。

爾來各般の諸執行は極めて圓滑なる過程を進みつゝあるも、當初本島一般業界は從來經驗せざる統制經濟の聲に脅かされ稍不安動搖の兆あり取締當局の指導に依り漸次時局の認識を深め法令を知悉するに至り經濟界は平靜に歸し自肅自戒の氣運に進みたり。違反事件は本制度創設以來本年八月迄滿一ヶ年間に八十四件の發生を見たるに過ぎず、之等も一、二のものを除くの外輕微にして未だ起訴せられたるもの皆無の狀況なり。將來更に之が指導と防犯に努め違反の絶無と經濟統制の圓滑なる遂行を期せんとしつゝあり。

第三節 司法警察

本島は少數の土人、外國人を除くの外大部分は内地人及朝鮮人なるを以て、犯罪の手段方法態様等

殆ど内地と異なる所なきも、殖産の進展社會狀勢の推移に伴ひ逐年犯罪増加の傾向を示し、其の手段方法等漸次惡辣巧妙若は兇暴慘虐を極め、見聞する者をして慄然たらしむるもの多きを加へつゝあり。

昭和十三年中に於ける犯罪發生件数は刑法犯五、八八三件、特別法犯一四六件、諸規則違反二五七件、合計六、二八六件にして同年末人口三三九、三五七人に對する其の割合は一・八%に當り之を内地各府縣に比較するに約一倍の高率を示す。之が原因は概ね土木事業、林業、漁業等のため周期的に内地各方面より入込む労働者中には、犯罪手配中の者及前科者、其他視察取締を要する者多數ありて、之等は科刑を何等意に介せず取締の間隙に乗じ隨時隨所に於て犯罪敢行の舉に出づるため、自ら犯罪増加を來すに因る。

本島は氣候寒冷なると娛樂機關の乏しき等より自然飲酒に耽る者多く爲に單純なる殺傷犯及放恣遊惰なる労働者博徒に依り行はるゝ賭博犯、火氣取扱不注意に因る家屋、林野の失火犯頗る多し。殺人、強盜、強姦、放火の重罪犯を始め窃盜、詐欺、横領等の財産犯は近年頗る増加の傾向あり。特異犯罪として擧ぐべきものは、官林窃盜、養狐窃盜及許可を得ずして漁業を爲す漁業法令違反、許可なくして生阿片を製造し若くは之を移出する麻薬取締規則違反、土工夫、柚夫の酷使虐待に因る暴行、不法監禁、傷害、傷害致死等の犯罪なるべし。

違警罪即決處分の件數も亦逐年増加し、昭和十三年中の即決處分件數拘留六六〇件、科料一、五八四件にして拘留は浮浪者最も多く、科料は交通關係法令違反を其の主たるものとす。

本島は廣汎なる面積に加へて山野間道の多きは自然犯人の潜伏逃走を容易ならしめ又交通通信機關の不備並警察官配置の稀薄等に因り犯罪捜査上困難を感ずる場合尠からざる現狀に鑑み、電信網の完成、鑑識設備、警察官の増員等刑事警察機關設備の刷新充實を圖り以て犯罪豫防及檢舉の完璧を期しつゝあり。

第六章 衛生

第一節 總 說

領有以來衛生設備は漸を趁ふて備はり衛生思想亦次第に普及發達し、市街地に於ては意を強ふするに足るものあり。然れども村落にありては衛生施設未だ全からず衛生思想の普及も亦充分ならざるものあるを以て、衛生思想の喚起を計ると共に施設の改善を要するもの尠からず。輒近拓殖の進展に伴ひ各種産業の勃興、交通機關の發達及人口の増加著しく、從て交通亦頻繁を加へ各種病菌傳播の機會多く傳染病漸次増加の傾向あるを以て之が豫防撲滅に努力しつゝあり。尙傳染病中コレラ、ペストの如きは未だ曾て發生したることなく又風土病と稱するものなし。

醫療機關は漸次充實し人口の比率より見れば内地及各殖民地に比し寧ろ優れる觀ありと雖も、本島は人口に比し面積廣汎にして寧ろ過少の憾あるを以て尙之が充實の計畫中なり。而して病毒傳播上最も注意を要する飲食物及接客營業に關しては嚴重取締を勵行すると共に之を指導し、自發的病害豫防に努めつゝあり。

市場	理髮業	清涼飲料水	水雪營業	牛乳搾取	屠場	贅肉業	屠獸	屠夫	汚物掃除
一五	結理 一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五

第二節 醫事

醫院

明治四十年四月コルサコフ(大泊)に於て樺太廳醫院を設置し、ウラジミロフカ(豊原)及マウカ(眞岡)に其の分院を置き一般患者の診療を開始せるを始とす。同年九月マウカ分院を廢止し、翌四十四年四月ウラジミロフカ分院を豊原分院と改稱したるが、同年十月樺太廳醫院を豊原に移すと共に、大泊を分院とし、尙眞岡分院を復活し、同年十一月より診療を開始せり。越えて大正五年四月分院を廢止し豊原の外、大泊及眞岡に樺太廳醫院を置き、之が擴張改善を圖り一般診療の傍ら看護婦及助産婦の養成に努めつゝあり。

(昭和十三年末)

醫院別	職員		員		分科	病床數	昭和十三年中	
	醫師	醫師	書記	看護婦			外來	入院
眞岡	一	一	一	一	内科、外科、小兒科、婦人科、皮膚科、眼科、耳鼻喉科、小兒科、小兒科、小兒科	延七、六三	延三、四四	延三、三三
大泊	一	一	一	一	内科、外科、婦人科、小兒科、眼科、耳鼻喉科、小兒科	延三、九三	延九、四七	延三、三三
豊原	一	一	一	一	内科、外科、小兒科、婦人科、皮膚科、眼科、耳鼻喉科、小兒科、小兒科	延一、三三	延一、三三	延一、三三
合計	三	三	三	三		延一、三三	延一、三三	延一、三三

備考 ×印ハ看護婦兼務ヲ示ス

公 醫

管内樞要の地に開業せる醫師に公醫を命じ、受持區域を指定し一般醫務、傳染病豫防、種痘、一般保健事務等を擔任せしめ一定の補助を與ふ。昭和十三年末に於て八〇名あり。

醫師、齒科醫師其の他

從來本島は土地の廣大なるに比し人口稀薄なる爲病院の如きも概ね小規模なりしが、近時各種産業の勃興及び人口の増加に伴ひ敷香、野田町に於ては町立病院を設立し其の他の町に於ても之が計畫中



のものあり亦鑛業方面に於ては相當大規模の病院を經營する等漸時醫療機關は充實されつゝあり。昭和十三年末現在醫師、齒科醫師等左表の通にして醫師一名に對する人口割合一、五三五名、齒科醫師一名に對する人口割合三、七二九名なり。

醫師	有資格醫師	假免許	齒科醫師	有資格齒科醫師	假免許	有資格產婆	假免許	看護婦	鍼灸師
一、四	五	六	二、五	三、五	三	九	共		

第三節 救療機關

財團法人樺太慈惠院其の他あり。第十一章に於て既述のものにして貧困患者の救療を爲すものなり。右の内樺太慈惠院最も整備し、昭和十三年度末に於ける資産一四二、八八四圓餘を有し、普通病室七室、精神病室一四室、患者收容定員普通五〇名、精神病患者一四名にして、現在收容しつゝあるは市町村の委託に依る行旅病人及精神病患者並に私人委託の精神病患者及貧困者にして外來患者なし。最近の收容人員左の如し

年度	區別		收容		人員	
	前年度より越收	退院	死	亡	年末現在	延人員
昭和十三年	七	四	三	三	六	一九四八

第四節 藥事

警察部及各警察官署並に樺太廳醫院に藥品監視員を置き、藥品の取締に任ずるの外醫師藥室、藥局、藥種商及製藥場等に對し年一回以上警察官吏をして一齊に臨檢せしむると共に時々部分的に巡視し、必要に應じ藥品の分析、試験を行ひ以て之が取締を勵行しつゝあり。現在製藥品目は沃度、アルコール、各種チンキ劑等なり。

賣藥製造に就いては樞要地に賣藥検査員を配置し、其の製造及製品を検査監視せり。昭和十三年末營業者左の如し

藥劑師、藥種商其の他

藥劑師	藥局	藥種商	毒物關物	製藥者	賣藥業	賣藥請負	賣藥行商
六	四	三	六	六	三	一、〇四	五五

第五節 海港檢疫

海外との交通は從來北樺太及沿海州との間に於て小船舶の往來頻繁なりしが、北樺太及沿海州に於

ける日本軍撤退後は沿海州との交通は其の跡を絶ち、僅かに北樺太より入港するものあるのみにして傳染病殊にコレラ、ペストの流行地と目せらるゝ南支那、印度、ヒリッピン諸島方面との航行なく、従つて從來斯種病原の侵襲を見たることなきも、近時滿洲方面諸港よりの入港船舶増加の趨勢にあり、従つて病菌傳播の機會亦多きを以て之を取締に關しては最全を期するの必要あり。海港檢疫に關しては未だ之が法規の制定を見ざるも、是等船舶の入港に際しては醫師、警察官吏立會の上船員客の健康診斷を行ふ外、貨物の陸揚、鼠族の驅除等に監視を嚴にし之が防遏に努めつゝあり。

第六節 檢 査

娼・妓 豊原及眞岡に貸座敷の設置あり。娼妓には各貸座敷組合の建設に係る保健院に於て毎週一回醫師の健康診斷を受けしめ、其の傳染性疾患の輕症患者は保健院に於て治療し、重症患者は樺太廳醫院に入院治療せしめ其の料金を半減す。

藝妓酌婦 藝妓酌婦は貸座敷所在地に於ては毎月一回以上、其の他の地方に在りては月三回指定したる醫師の健康診斷書を所轄警察官署に提出せしめ、傳染性疾患者は治療に至る迄就業を停止し入院治療者には娼妓同様其の料金を半減す。昭和十三年中娼妓及藝妓酌婦の健康診斷成績左の如し

種 別	受診延人員		病 者		延人員百 分患者	
	有	無	微 毒一症	病一軟性下痢一其他傳染病	計	病患者
娼 妓	四、四〇九	一三	一	一	一〇六	三・三三
藝 妓	一五、六六五	八	一	一	一四八	〇・六
酌 婦	三〇、七八一	五	一七五	七	三〇八	一・〇〇

第七節 飲料水及水

上 水

現に上水道の設備あるは豊原市、大泊町、眞岡町、泊居町、本斗町及名好村にして惠須取町及其他の町村に於ても工事計畫中なり。飲料に供する井水に就ては順次水質検査を執行し、飲料としての適否を明にして衛生上の不安なからしむべく計畫實施中なり。

清 涼 飲 料 水

清涼飲料水營業者及之が製造場は豊原市、榮濱村、大泊町、眞岡町、惠須取町、知取町及敷香町に在り。其の水質並に製品に對し理化學的試験を行ひ、且つ販賣業に付ては賣品の検査を施し不良品の取締を勵行せり。昭和十三年中に於ける製造高はラムネ二、〇〇〇本、サイダー類一、五五七、一四

衛生

○本其の他一一、九一〇本等なり。

氷

本島は冬期寒冷にして四圍の事情は天然水の採取に最も適し、氷結前現場の設備及水質検査の結果優良なるものに付許可を與へ、尙成氷検査の上採取せしむ。而して採取後其の融解水の試験表を徴するの外販賣場に就き現品を収去し検査する等品質改善に努めつゝあり。昭和十三年中に於ける營業者四八、採取高八、〇二九、五〇〇疋を示し、其の品質極めて良好なり。

第八節 屠場及屠畜

屠獸場は各主要市街地に一箇所を有し、何れも風教上、衛生上支障なき箇所に存置しありて、昭和十三年末に於ける屠場数は三〇箇所なり。屠畜に際しては別に任命せられたる屠畜検査員に依り生體検査を行ひ更に解體検査の結果食料に供するも支障なきものに對し検印を（所轄警察署に於て）付し販賣せしめつゝあり。

第九節 飲食物及其の他の物品

牛 乳

牛乳營業者は昭和十三年末現在三九〇人あり。之が取締に付ては各警察署に於て畜舎検査、取扱場臨検を行ひ、尙乳質に付ては廳令に定むる試験方法（内務省令と同様）に依り各警察署に於て施行しつゝあり。右検査に依り尙要すれば衛生試験方法に依り藥劑師又は獸醫師の技術者をして施行せしめつゝあり。

生 肉

屠獸肉、鳥肉、魚介類に對しては時々一齊に各警察署に於て取締を勵行しつゝあり。而して外觀的又は其の他簡易に良否或は腐敗を決定し得る場合は之を廢棄せしめ、又其の販賣を停止せしめつゝあり。更に容疑品にして良否眞贋等不明なる場合は藥劑師或は獸醫師各専門の技術に依り鑑定分析せしめつゝあり。

飲食物取扱又は製造所の取締

宿屋、料理店、飲食店及其の他飲食物を調理竝に取扱を業とする者の營業所又は其の調理品、製造器具に對しては時々警察署に於て臨検又は検査し尙要すれば藥劑師等の専門的技術者の鑑定と相俟つ

衛生

て之が取締の完全を期しつゝあり。

飲食用器具類

飲食用器具(金屬製品、陶磁製品、漆器類)中には往々有毒性原料品を以て製造又は加粧しあるものあり、之を連続使用することに依り慢性中毒を醸成する事例屢々あるを以て、之を取締に付いては必要に應じ醫師の生物學的鑑定、薬剤師の化學的鑑定等衛生試験を施行し保健衛生に努めつゝあり。

第十節 傳染病

法定傳染病 法定傳染病はデフテリアを首位とし腸チフス、猩紅熱之れに亞ぎ、その他赤痢、バラチフス等の發生に至りては微々たるものにして、コレラ及ペストは曾て其の侵襲を見たることなし。傳染病に關しては從來樺太廳に於て直接之が豫防及消毒を行ひ、各醫院に傳染病室を設け患者を收容治療するの外一切の事項を處理し來りたるが、大正十一年及大正十二年に町村制施行せられてより其の一部は之を町村に於て行ふこととなれり。然るに人口増加し交通頻繁となるに伴ひ各種病菌の傳播する虞れあるを以て大正十四年六月廳令を以て傳染病豫防法施行規則及施行細則を公布し、各町村に於ては相競ふて隔離病舎を設くるの外蠅の驅除、豫防注射其の他の豫防施設を爲し之が防遏に努め

居れり。昭和十三年に於ける發生狀況左の如し

區別	年次	昭和十三年		區別	年次	昭和十三年	
		患者	死亡			患者	死亡
腸チフス	患者	三三	一	痘	患者	一	一
デフテリア	患者	四七	三	痘瘡	患者	一	一
バラチフス	患者	五	一	流行性腦脊髄膜炎	患者	二	一
猩紅熱	患者	二三	一	計	患者	六	三
赤痢	患者	三	一	死亡	患者	二	一
	死亡	三	一	死亡	患者	一	一
	死亡	三	一	死患者百ニ對スル率		一・七三	

結核 本島の氣候寒冷なると住民の多くは半歳に亘る冬期屋内に籠居するを以て結核患者多く累年遞増の傾向に在り昭和十二年内地に於ける結核死亡人口一万に對する二〇・三に對し本島は二六・八の多きを示せり。樺太廳に於ては右の事情に鑑み昭和十四、十五年の兩年度に於て豊原市大澤に結

核療養所豊養園を設立(約百床)し併て結核豫防法を施行すべく手續中なり。
最近五ヶ年間に於ける本島結核死亡者数左の如し

年 別	呼吸器ノ結核	其ノ他ノ結核	計
昭和九年	四八二	二一八	七〇〇
昭和十年	四七九	二一七	六九六
昭和十一年	六〇〇	二三九	八三九
昭和十二年	六〇〇	二七五	八七五
昭和十三年	五九六	二九二	八八八

第十一節 汚物掃除

塵・芥 比年人口の増加に伴ひ塵芥の處分に付ては各地に於て種々考慮研究されつゝあるも未だ確實なる成案なく、現在郊外に汚物投棄場を指定し之に搬出投棄しつゝあり。其の經營管理者を観るに市町村經營、衛生組合經營及び汚物掃除營業者等に依る三にして、昭和十三年末に於ける狀況は左の通りなり

市町村經營 豊原市、落合町、大泊町、本斗町、眞岡町、泊居町、恵須取町、泊岸村

衛生組合經營 留多加町、知取町

汚物掃除營業者 野田町、敷香町

尿尿及汚泥 各地共附近農民に於て適宜搬出し肥料に供するもの多く、農民に於て消費し得ざる部分は汚物掃除業者に依り郊外汚物投棄場に溜溜し自然乾燥せしめ、又は農家に供給しつゝありて今後之が處分に付ては充分の研究を要す。

第七章 財政及金融

第一節 財政

概 説

樺太の歳計は領有當時臨時軍事費特別會計に屬せしが、明治四十年三月限り軍政を廢し樺太廳官制實施と共に樺太廳特別會計を設置し、租税其の他の收入及一般會計よりの補充金を以て諸般の歳出に充當することとなり。今特別會計開始以來十年毎の收入及支出額を示せば左の如し

樺太廳特別會計歳入及歳出(決算) (單位圓)

年 度	歳 入				歳 出
	收 入	補 充 金	繰 入 金	公 債 及 借 入 金	
明 治 四 十 年	1,077,086	69,808	—	—	1,146,894
大 正 五 年	3,058,576	25,775	—	—	3,084,351
昭 和 元 年	18,339,368	1,577,333	688,844	1,766,563	23,372,108
計	—	—	—	—	—
昭 和 十 年	27,556,441	—	15,339,451	—	42,895,892
昭 和 十 四 年 (算定)	48,494,335	—	4,722,536	—	53,216,871

歳 入

年 度	一、租 税	二、地 價 税	三、地 價 税 (補正)	計
昭 和 十 年	27,556,441	—	—	27,556,441
昭 和 十 四 年 (算定)	48,494,335	—	—	48,494,335

一、租 税
 樺太に於ける租税制度は明治四十年三月の制定に係り、當時戸數割、營業税及雜種税の三目に分類せられしが爾來數次の改廢又は増設に依り今日に至れり。今現行種目を示せば市街宅地税、所得税、營業收益税、酒造税、出港税、消費税、鑛業税、漁業税、資本利子税、法人資本税、相續税、外貨債特別税、押發油税、骨牌税、登録税、印紙税、噸税、關稅及臨時利得税、支那事變特別税等にして特殊のものを除き支廳長に於て賦課徴収す。而して支廳出張所長は其の事務の一部を分掌することとなり居れり。今其の各目に就き左に説明せむ。

市街宅地税 本税は大正十年四月の制定に係り特に指定したる市街宅地の拂下價格を以て地價と定め、課率は之を二級に分ち一級は地價千分の五、二級は地價千分の三を賦課す。實施初年度歳入は六八三〇圓なりしが昭和十四年度豫算額は一〇、七二二圓を示す。

所得税 大正八年度始めて法人所得(第一種)のみに對し賦課し、大正十一年度より新に第二種及第三種をも賦課することに改正し爾來數次の改正を爲したり。其の課率は第一種(同族會社に對する加



算税率を除く)第二種(丙を除く)は内地と同一なり。第一種中同族會社に對する加算税率及第三種は内地に比し概して低減し、猶昭和十二年より臨時増徴税を課し、本税實施初年度歳入は一〇五、二七五圓にして、昭和十三年より支那事變特別税令に依り増徴し且第三種所得税の免稅點を引下げ昭和十四年度豫算額は八四四、八一三圓を計上するに至れり。

營業收益税 本税實施前は營業税として明治四十年實施以來數回の改廢ありしも昭和三年度より之を廢止し新に本税の實施を見たり。營業税は外形的の標準に依り課税せられたるに依り各業體毎に其の標準を異にしたりしも本税は法人に在りては全部の營利法人に對し各事業年度の總益金より總損金を控除したる金額に、個人に在りては營業の純益金額に課税し個人の課税營業種類は物品販賣業、銀行業、無盡業、金錢貸付業、物品貸付業、製造業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、寫真業、席貸業、旅人宿業、料理店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業の十九種とし其の課率は法人個人共内地と同一にして個人の課税最低限は内地より高く、昭和十二年より法人に對し臨時増徴税を課し營業税は施行初年度即ち明治四十年歳入二五、〇〇〇圓(雜種税共)なりしも、商工業の發展に伴ひ逐年増加し昭和十四年度豫算額は七九五、二二二圓を計上するに至れり。

酒造税 本税は創始時代營業税中に加へられ三等級課税なりしが、大正五年より造石課税に改められ大正十年四月より獨立税目となるものなり。之が課税は課率を異にする外略内地同様にして、昭和七年十一月一部改正せられ第一種清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎、麥酒及酒精は一石に付酒精分一

度毎に七十五錢(但し一石に付二二・五〇圓を下ることを得ず)第二種酒精含有飲料は一石に付酒精分一度毎に一・八〇圓(但し一石に付四十二圓を下ることを得ず)の税率となりしも、昭和十二年臨時増徴に依り第一種酒造税は一石に付酒精分一度毎に八十五錢(但し一石に付二十五圓五十錢を下ることを得ず)となり、酒類の製造に付ては新に免許制度を採用し、造石數の制限は内地の清酒三百石、濁酒百石、燒酎五十石なるに對し、清酒百石、濁酒五十石なる等稍緩和せられたる點あり。本税課税標準の造石高に改められたる大正五年度の造石高は一、〇五一石なりしが本税の獨立したる大正十年度造石高は六、六二〇石となり、其の後漸次増加歩合上昇し昭和十三年酒造年度分は其の見込石數三八、〇五三石、此の豫算税額一、三〇〇、八五九圓を計上するに至れり。

出港税 本税は樺太に於て製造したる酒類を帝國内の他の地方へ移出するとき燒酎に在りては酒造税法、酒精及酒精含有飲料に在りては酒精及酒精含有飲料税法の造石税と同一の税率に依り課す。大正元年八月制定後大正四年度に始めて一〇三圓の歳入あり。昭和十四年度には豫算税額三三六圓を計上す。昭和十三年四月よりは支那事變特別税令の施行に伴ひ移出先に於ける内國税と同一税率に依り課する事と改まれり。

消費税 砂糖消費税は明治四十二年度より、織物消費税は明治四十三年度より當該税法を施行せり。然れども樺太には製造者なく偶々北樺太方面より輸入取引ありたる際課税するの狀態にして、砂糖消費税は大正十三年度初めて三十六圓、織物消費税は大正十一年度十七圓、大正十二年度十一圓、

大正十四年度二三四圓の歳入ありたるに過ぎざりしも砂銜工場の新設に依り昭和十四年度豫算額五八六、七八六圓を計上す。

鑛業税 本税は創始當時は雜種税中に加へられ課税したるも、大正十一年四月鑛業法及砂鑛區税法の全部を施行し内地同様賦課することとなり。之れが實施當初たる大正十一年度の歳入は一二四、五九〇圓にして臨時増徴を含み昭和十四年度豫算額四二八、一〇四圓を計上せり。

漁業税 本税は從來租税外收入として漁業料の目にて徴收せるものにして、其の時代に屬する明治四十二年度の如きは歳入額實に七十八萬圓を算したりしが、其の後數次税法の改正ありたるが漁獲高の漸減に依り昭和十四年度には豫算額九六、五〇九圓を計上せり。

資本利子税 本税は昭和十二年より實施せり。樺太に於て支拂を受くる(甲種)公債、社債又は銀行預金の利子、(乙種)第三種所得税を納むる者が第三種の所得中非營業貸金又は預金の利子に對し賦課す。昭和十四年度豫算額四四、六七五圓を計上せり。

法人資本税 本税も昭和十二年より實施せり。法人の資本に付之を賦課す。昭和十三年より支那事變特別税令に依り増徴となり昭和十四年度豫算額七五、八二六圓を計上す。

相續税 本税も昭和十二年より實施せり。課税標準は内地と同様に於て税率は内地の臨時増徴を含まざるものと同率なり。昭和十四年度豫算額は一、八〇〇圓を計上す。

外貨債特別税 本税は内地同様昭和十二年より實施されしが本島には課税物件僅少にして、外國

通貨を以て表示する國債及地方債並に日本法人の發行したる社債の利子に付賦課す。昭和十四年度豫算額五〇圓を計上す。

揮發油税 本税は内地同様昭和十二年より實施されたり。昭和十四年度豫算額五〇圓を計上す。

骨牌税 本税は昭和六年度より實施せり。然れども本島には製造者なく内地より朝鮮に移出せられ更に本島に再移出せらるゝ免除骨牌に對し賦課する状態に在り、印紙を以て納入せしむ。

登録税 本税は不動産、鐵道、工場財團、鑛業財團、漁業財團、商會社、辯護士、鑛業權、砂鑛業、漁業權又は入漁權等の登記に關し之を賦課す。大正十年より實施せられ印紙を以て納入せしむ。

印紙税 本税は大正五年より實施せり。財産權の創設移轉、變更若は消滅を證明すべき證書帳簿及財産權に關する追認若は承認を證明すべき證書を作製するものをして納付せしむ。

噸税 本税は明治四十二年より實施せり。外國貿易の爲め外國に往來する船舶の開港に入港の都度登録噸數一噸又は積量十石に付七錢(但し右の三倍に相當する額を一時に納付する時は其の港に於て滿一ヶ年免除)の割合に依り課すものにして、船舶入港したる時船長より税關に納付せしむ。

關稅 本税は明治四十二年より實施せるものにして輸入貨物に對し關稅定率法に依り之を課し、輸入申告者より税關に於て徴收す。

臨時利得税 本税は昭和十年度より實施せられ昭和十三年の稅制改正に於て支那事變に依る利得を新たに課税に加へ従前の利得に對する稅率を引上ぐる事になれり。而して昭和十四年度豫算額は六〇、

二、六二三圓を計上せり。
支那事變特別税 昭和十三年支那事變の推移に連れ、軍事費の一部を補充する爲北支事件特別税に代る本税が内地同様の課税方法を以て實施され所得税及法人資本税を増徴し利益配當税、公債及社債利子税、建築税、通行税、入場税、特別入場税、物品税及飲食遊興税を新設したり。
新税の昭和十四年度豫算額は四二五、六八九圓を計上せり。

二、租税外收入

租税外收入の概要を記述すれば左の如し
官業及官有財産收入 昭和十四年度豫算額三五、五三六、五〇七圓にして其の收入の内容左に略述す。

- イ、郵便、電信、電話、切手収入二、八五三、一五二圓
- ロ、鐵道に依る旅客、手小荷物、貨車、自動車及其他鐵道より生ずる収入九、二四七、一五三圓
- ハ、官設醫院の入院料、往診料、藥價、治療料及其他醫院より生ずる収入二三七、八三〇圓
- ニ、中央試験所に於ける水産部、農業部、畜産部、林業部の収入四六、四九八圓
- ホ、國有森林に於ける原木官行研伐及其他副産物の賣拂収入二三、〇二一、六一〇圓
- ヘ、市街宅地、部落宅地、未開地、諸建物其他官有物の貸付料収入一三〇、一六四圓
- 印紙收入 收入印紙の賣拂代及税印押捺に依る現金收入にして、昭和十四年度豫算額三六五、七六

一圓を計上す。

煙草專賣基金受入 本島に於ける專賣基金を一般會計より繰入れらるゝものにして、昭和十四年度豫算額は一、八五〇、八九三圓を計上す。

雑收入 懲罰及沒收金、辨償及違約金、中學校及高等女學校の授業料、石炭採掘料、水面使用料、恩給法納金、大藏省預金部特別會計より受入金及其他の雑收入等にして昭和十四年度豫算額は八九四、四六五圓を計上す。

官有物拂下代 市街宅地、部落宅地、未開地、蔬菜畑、埋立地、建物、船舶、石炭、物品其他の官有物拂下に依る收入にして、昭和十四年度豫算額は七八、九九一圓を計上す。

返納金 定期及据置貸金の返納金にして、昭和十四年度豫算額は五四八圓を計上す。

前年度剩餘金繰入 前年度剩餘金を繰入れらるゝものにして昭和十四年度豫算額は四、七九二、五三六圓を計上す。

歳 出

昭和十四年度に於ける歳出豫算の概要を示せば左の如し

歳 出 總 計	四八、七三三、七六五
經 常 部	二五、二二八、八三〇

財政及金融



財政及金融

臨時部

一三、五〇四、九三五

(1) 歳出經常部

一、樺太神社費及神饌幣帛料

一八、一八六

主として官幣大社樺太神社及樺太招魂社に要する交付金等にして大要左の如し

樺太神社費

一三、〇〇〇

神饌幣帛料

一八六

樺太招魂社費

五、〇〇〇

一、樺太廳の經費

二、二九五、〇七一

主として樺太廳、支廳及支廳出張所並に町村長俸給所要經費にして大要左の如し

俸給

七二七、四〇四

廳費

一九九、二〇八

町村長諸給

六六、七二八

雇員給及傭人料及給與

五〇三、四四二

其の他の雜給及雜費

七九八、二八九

一、教育に関する經費

二、九五一、七〇四

中學校、高等女學校、師範學校及工業學校、青年學校の維持經營並に公立小學校教員の俸給及

旅費等の經費にして大要左の如し

俸給(奏任、判任給)

四八九、二三一

中學校費

一一〇、〇五六

高等女學校費

八七、二八一

師範學校費

六〇、〇二二

拓殖學校費

三〇、三六一

工業學校費

六、八四六

青年學校費

八、九〇八

小學校教員諸給

二、一五八、九九九

一、警察に関する經費

一、八七八、三四二

各警察の警務に要する經費にして大要左の如し

俸給

五四、四四三

廳費

二一〇、〇六三

巡查俸給

四七五、八五一

雜給及雜費

一、一三七、九八五

一、林務署に関する經費

二、七三五、一八八

財政及金融

財政及金融

一一四

各林務署に於ける林木の年期賣拂、官行斫伐等の事業に要する經費にして大要左の如し

俸給 四八一、五一^甲

事務費 九七八、六七七

斫伐費 一、二七五、〇〇〇

一、現業に關する經費 一二、〇〇三、九四七

選信、鐵道、醫院の經營、氣象觀測等に要する經費にして大要左の如し

選信費 二、二七九、六八四

鐵道費 九、一四二、一六一

醫院費 四一七、三一九

測候費 一五四、四六六

結核療養費 一〇、三一七

四四一、七七四

一、試驗事業に關する經費

中央試驗所に於ける農事、畜産、林業、水産及化學工業の學究的試驗に要する經費にして大要左の如し

俸給 一一五、六一九

事務用諸費 一〇四、〇〇七

農業部費 五四、六一九

畜産部費 四一、四九一

林業部費 四〇、一三六

水産部費 五七、六一八

化學工業部費 二八、二八四

職業紹介所に關する經費 二五、六一九

俸給 五、〇二四

事務費 二〇、五九五

恩給負擔金 三五、四五二

恩給分擔に要する經費とす。 三三、〇七二

一、諸支出金 三三、〇七二

死傷手當、國有林被害諸費、傳染病豫防費、恩賜及救助費、傳染病豫防費補助、諸拂戻金、滯納處分費、受刑者及刑事被告人護送並に留置諸費、選信事業用證票類諸費、檢丁及新兵旅費、救護費及同補助、結核豫防費等主なるものとす。

一、公債 一、八九四、四七五

港灣修築、鐵道建設並に改良及道路開鑿並に改良等に要する公債及之に伴ふ諸雜費とす。

財政及金融

一一五

財政及金融

- 一、豫備金
 - 第一豫備金 三三〇、〇〇〇
 - 第二豫備金 一一〇、〇〇〇
- 第二豫備金 二〇〇、〇〇〇

(口) 歳出臨時部

- 一、營繕土木費 二、〇九一、七九四
 - 道路、港灣及治水事業の施設、廳舎、學校等の増設、新營竝に拓殖開發の爲め各種事業の擴張に要する經費にして大要左の如し
 - 俸給 三一、九四一
 - 廳費 一一、九八四
 - 雜給及雜費 九二、九四一
 - 道路修繕費 四八九、二八九
 - 港灣及河川維持費 四二、一五〇
 - 樺太廳廳舎新營費 一一〇、〇〇〇
 - 師範學校新營費 一八七、〇〇〇
 - 結核療養所新營費 四六、〇〇〇
 - 航空無線電信電話施設費 一四二、〇〇〇

財政及金融

- 廳舎、學校 六七七、九七〇
 - 官舎及各所新營 一二九、一二五
 - 官舎修繕及各所修繕 六七、八三〇
 - 警察專用電話架設費 五二、〇六四
 - 氣象專用電話架設費 五〇〇

一、補助費

私設鐵道、航路、運輸交通、商工業、教育、社會事業、衛生、警防、産業組合、博覽會其の他各種公益團體に對する補助金

- 二、三四二、三三三
 - 一、樺太拓殖事業費 一二、三九八、一八五
 - 道路新設及改良費 一、一〇五、九四六
 - 鐵道建設費 一、五一一、三五一
 - 鐵道改良費 一、〇三九、一九八
 - 港灣修築費 一、〇六五、〇〇〇
 - 船灣修築費 三二二、五〇〇
 - 船灣改良費 九九、一〇〇
 - 河川改修費 一八四、七四八

財政及金融

電信電話擴張及改良費 四〇〇、〇〇〇
 殖民費 五五九、六三三
 土地改良費 七二〇、〇〇〇
 産業振興費 二、〇四九、六二〇

内譯

作給 一〇七、八〇五
 事務費 一八八、五五三
 産業基本調査費 一六一、九四五
 販路調査及擴張費 七三、七四六
 農業獎勵費 五八二、九六一
 畜産獎勵費 三一九、六四三
 水産獎勵費 一八〇、二六八
 燃料工業獎勵費 三七一、六九四
 鑛區整理費 一〇、〇〇〇
 鑛業出願審査費 三八、〇〇〇
 造林獎勵地區劃費 一五、〇〇五

財政及金融

水産増殖事業費 一八四、七三八
 國有林事業經營費 三、〇〇六、九五一
 燃料資源調査及開發助成費 一五九、四〇〇
 一、臨時軍事費特別會計へ繰入 四、六七七、一五三
 臨時軍事費財源繰入 四、〇〇〇、〇〇〇
 北支事件特別稅收入繰入 七、一四六
 支那事變特別稅收入其他繰入 六七〇、〇〇七
 一、市町村財政援助費 三〇五、七三九
 俸給事務費 五、七三九
 市町村交付金 三〇〇、〇〇〇
 一、國民精神總動員諸費 二〇、〇〇〇
 一、國民登錄諸費 三六、二七七
 一、物資需給調整諸費 一〇四、五九九
 一、臨時軍事援護諸費 三五、二二三
 一、物價調整及貯蓄獎勵費 四八、〇九六
 一、臨時警察費 九一、七二二

- 財政及金融
- 一、防空及警備費 一、三〇一、三二五
- 防空及警備費 一七九、〇四九
- 國境警備費 一、一三二、二七六
- 一、昭和十四年臨時國勢調査費 三三、七九〇
- 一、貸金統制諸費 一八、七〇九

第二節 煙草專賣

明治四十二年六月煙草專賣法施行と共に豊原に函館專賣支局出張所を、大泊に同專賣官吏派出所を新設し専ら煙草供給に關する事務を取扱ひ向豊原、大泊、眞岡に煙草元賣捌人を置き、従來の煙草小賣業者はその希望に依り政府專賣機關として小賣人に指定せられたり。其の後本島各地の發展に伴ひ眞岡、泊居、元泊、敷香の四箇所に專賣官吏派出所の増設を見たるが昭和六年七月元賣捌制度廢止の結果豊原以外の專賣官署は之を煙草販賣所と改稱し同時に惠須取販賣所を増設し、各所に於て直接販賣事務を取扱ふに至りたる結果略煙草供給機關の完成を見るに至りたり。而して右の内元泊煙草販賣所は地方狀況の推移に依り昭和十年十二月より知取に移轉せり。

煙草賣渡代金調査表

區	昭和十三年		區	昭和十三年	
	分	年		分	年
口	國華	二六四	水府	薩	三三〇
	敷島	元、八七〇		刺	三六四
朝日	三三三	白梅	さつ	二八五	
みのり	三六六、七四〇	あやめ	は	二二〇	
錦織	二六、二三三	なでしこ	は	三三六、二二九	
豐里	一七、三三〇	富貴	な	三三六、二二九	
カメリヤ	九、五三三				
不	六八、五〇〇				
計	二、一〇三				
合	三、七三三				
内地葉卷、パイプ煙草、輸入煙草					
計	三、七三三				
總					
計		一、三〇一、三二五			

輸入煙草中には内地葉卷の賣渡代金を含む

第三節 金融

財政及金融

樺太に於ける金融機關（昭和十三年末）

北海道拓殖銀行		普通銀行		貯蓄銀行		産業組合		無盡業		私益		公益	
本店	支店	本店	支店	本店	支店	聯合會	組合						
一	二	一	二	一	二	一	△			六		五	四

本島に於ける金融機關の概要を略述すれば左の如し

一、銀行

明治三十八年本島の邦領となるや北海道拓殖銀行は政府の命に依り直に大泊に派出所を設け、中央金庫事務の取扱を爲す傍ら預金及爲替業務を行ふこととなり。當時一般銀行業務は同行定款の許さざる處なるを以て本島の拓殖資金の供給に對しては全然没交渉の状態に在りしが、明治四十年一月右派出所を樺太支店となし一面同行後援の下に大泊、真岡の兩地に泰北銀行支店を設置し、一般銀行業務を營むに至れり。越えて明治四十一年大泊に於ける諸官衙の豊原に移轉するや北海道拓殖銀行樺太支店（大正三年四月豊原支店と改稱）も亦豊原に移轉し依然従來の業務を行ひしが、明治四十四年北海道拓殖銀行法を改正し本島をも營業區域に加ふる事となり。其の後大正三年四月に至り本島に於ける泰北銀行の業務全部を繼承する事となり大泊、真岡に出張所を設置し、前者は大正七年、後者は大正八年に各々支店に昇格せり。爾來同行支店、出張所は一般普通銀行業務、不動産、漁業権、工場財團等の各種擔保貸付、農業者、漁業者等の十人以上連帶貸付及公共團體各種組合に對する貸付の外

預金部地方資金の取扱を行ひ以て本島拓殖事業資金の供給を計ると共に豊原、大泊及真岡の各支店に在りては日本銀行代理店として國庫金の出納保管の事務を掌り、其の業務極めて廣汎にして且營業所は全島に亘り現在豊原、大泊、真岡、本斗、野田、泊居、落合、知取、敷香、留多加、惠須取の各地に支店を設く。

本島に於ける産業資金の供給を圓滑ならしむる目的を以て樺太廳の補助を得大正三年五月設立せられたる樺太金融株式會社は、定款を變更し大正五年十月大泊に資本金五十萬圓よりなる株式會社樺太銀行を創立し銀行業を開始せり。然るに各種産業の發展に伴ふ資金の需要漸次多きを加へ來れるを以て、大正八年三月資本金を二百萬圓に増資すると同時に真岡に支店を設置せり。以上の二行は鋭意拓殖資金の供給に努力し、本島開發に貢献する所尠からず。

右の外本島に於ける唯一の貯蓄銀行として大正十一年四月支店を豊原に設置したる株式會社北門貯蓄銀行は鋭意島民貯蓄心の向上に努め漸次其の業績を擧げつゝあり。

今各銀行の昭和十三年末現在の各種銀行貸付及預金額を示せば次の如し

株式會社北海道拓殖銀行各支店

預金總額 二八、七二〇、二七四

貸金總額 一四、二八五、六八一

株式會社樺太銀行（小樽支店の分を除く）

財政及金融

財政及金融

預金總額 一、八六五、一四四
 貸金總額 一、九三九、二六二
 株式會社北門貯蓄銀行支店
 預金總額 二、三四八、八二〇
 貸金總額 一七一、四二一

一三四

二、産業組合及産業組合聯合會

産業組合は大正四年産業組合法施行と同時に一組合の設立を見、大正五年末に於ては組合數六、組合員數二九五入、拂込濟出資金一一、三四五圓、運轉資金總額二三、〇九二圓を算す。産業組合聯合會は大正十四年に設立を見、昭和元年末事業概況は所屬組合數一四、出資總額三六、五〇〇圓、拂込濟出資金七、〇五〇圓、運轉資金總額七、〇五五圓なりき。其の後島内各地に産業組合の設立せらるゝもの逐年其の數を増加し、加ふるに當局の指導、監督宜しきを得たる等により堅實なる成績を示し近年其の發達顯著なるものあり、之に伴ひ産業組合聯合會の事業成績も亦漸次發展しつゝあり。

尙昭和六年開催の第二回全島産業組合一大會の決議に基き設立を見たる樺太産業組合協會は本島産業組合の聯絡統一、指導、改善、助成等の目的達成の爲鋭意活動しつゝありて、昭和九年より産業組合擴充計畫の實施せらるゝに及び組合運動は目醒しき躍進を遂げ本島拓殖の進展に貢獻するところ多大にして其の將來は刮目せられつゝあり。

昭和十三年度に於ける産業組合及産業組合聯合會の事業概況左の如し

事業内容	事業種別	産業組合	産業組合聯合會
組合數(聯合會數)	△	1	1
調査組合數(調査聯合會數)	〇	1	1
組合員數(所屬組合數)	11,250	101	101
出資	6,196	100,800	
出資	〇		
運轉資金	7,050		
拂込濟出資金	1,047,134		
諸積立金	307,230		
借入金	1,107,134		
貯蓄金	3,668,637		
計	7,440,014		
餘金	11,250		11,250

財政及金融

一三五

種別	裕 有 價 券		利 餘 金	貸 付 金	販 賣 高	購 買 高	利 用 料	債 務 保 證
	現 計	金 券						
昭和十三年	10,928	2,856,620	1,535,526	3,949,400	1,110,000	879,953	5,840	33
前年	10,928	2,856,620	1,535,526	3,949,400	1,110,000	879,953	5,840	33

種類別組合数

年次	種別	信用組合	信託組合	販賣組合	購買組合	信託	利販	信販	計	組織別
昭和十三年		二	六	四	一	一	一	四	一六	有責任 無責任 任意
										七

職業別組合員数

年次	種別	組合数			組合員数			職業別	組合員数
		組合数	調査組合数	組合員数	組合員数	農業	工業		
昭和十三年		八	七〇	二,二六〇	二六,五二二	六四六	三,七〇〇	五四六	一,八九三
									一,〇〇五
									五九

三、質屋

イ、私營質屋 質屋營業に付ては明治四十年質屋取締法施行せられ庶民金融機關の完備せざる本島に於ては重要な金融機關として各地共相當に利用せられつゝあり。今昭和十三年に於ける營業概況を擧ぐれば左の如し

業者数	貸付高	辨済高	流質高	貸付残高
五	二四、五二四	三九、二四三	一六、八五四	一七、五五〇

ロ、公益質屋 公益質屋は昭和七年十二月豊原に、同九年十二月知取に、同十年四月大泊に、同年十二月敷香に、同十一年十二月蕨須取に夫々設置せられ、私營質屋に對し遙かに低利なるを以て庶民階級の福利を増進しつゝあり。今昭和十三年度に於ける事業概況を擧ぐれば左の如し

経営主体数	貸付高	辨済高	流質高	貸付残高
五	一七、一〇〇	一五、一七三	四、二六四	六、六六六

四、無盡會社

無盡會社に就ては昭和五年十一月勅令第二一〇號を以て昭和六年四月より無盡業法の施行を見るに至り一時四十有餘の業者數を算し競争激烈を極めしが現在免許を得たるものは七社にして庶民金融機關として堅實なる機能を發揮しつつあり。昭和十三年末業務狀況左の如し

會社名	所在地	資本		掛金契約高	給付金契約高
		公	私		
豊原無盡株式会社	豊原市	20,000	10,000	2,275,000	2,017,000
大泊無盡	大泊町	50,000	50,000	2,623,000	1,127,000
本都無盡	本斗町	15,000	16,500	2,025,000	1,227,000
樺太相互無盡	真岡町	50,000	15,000	2,222,000	579,000
泊居無盡	泊居町	10,000	11,000	3,305,000	1,627,000
敷香無盡	敷香町	11,500	16,500	1,610,000	1,207,000
計		117,000	121,000	11,107,000	7,007,000

第八章 交通通信

第一節 交通

道路

露領時代に於ける道路施設は殆どなく所在の森林を伐開して小徑を通じ僅に通行せる有様にして道路として稍見るべきものは大泊より豊原を経て東海岸を北上し内路より北樺太オノールを経てアレキサンドロフスクに至る幹線道路及二、三小路の通ずるものありたるに過ぎず。然れども其の構造粗悪にして且つ幹線道路と雖も其の大半は荒廢し、降雨の際は交通全く杜絶する状態にして、之が施設改善に關しては創始的努力を要せり。

拓殖の業進み人口増加し各種事業の勃興するに従ひ道路の普及は益々緊要となれるを以て、年々新道を開鑿すると共に舊道を修築し其の普及發達を計り道路網の實現を期し居れり。本島は地形上道路の設定は勢ひ海岸線に依らざるを得ず、従つて幹線道路の配置は東西兩海岸の縦貫線と之を連結する横断線に分つ。本島の路線は右幹線の外官公署所在地、樞要郡邑等を連絡するため幹線より分岐せる路線及農村部落を連絡する農耕道路より成り現在主要道路の延長一、八〇〇軒二九五に達す。



一、東部縦貫幹線(大泊國境線)
大泊を起點とし豊原落合を過ぎ東海岸築港に出で海濱に沿ひて北上し白浦、元泊及内路を経て半田澤國境に至る延長四三九六九二幅員五・五米乃至七・三米の路線にして全線車馬を通じ殊に大泊豊原間の沿道各市街及び豊原小沼間はアスファルト舗装完成せるを以て舊態を一新し更に築港真縫間の路床の改良に依り西海岸北部恵須取方面との自動車の交通至便となれり。大泊豊原間及豊原落合間、知取敷香間及敷香氣屯間は夏季乗合自動車の便あり。本路線は國防上並に産業上の大動脈線にして國境奥地の開發に伴ひ之が利用益々頻繁となれり。

二、西部縦貫幹線(本斗西能登呂岬線、本斗安別線及珍内恵須取線)

本線は往時幕政時代北蝦夷陣營のありし西能登呂南自主に發し葦苫の嶺を越え西海岸に沿ひて北上し武意泊、内幌、本斗、真岡、野田、泊居、久春内、珍内、鶴城、恵須取及名好を経て安別國境に至る延長五一八・七二二軒内名好安別國境間六三・六五三軒は僅に人馬を通ずるに過ぎざる原始的な小徑にして他は幅員五・五米乃至三・六米の幹線道路にして本斗、南名好間、真岡蘭泊間、泊居名好間は各夏期乗合自動車の便あり、仁多須追手間の一部を除きては全線自動車を通ず。

更に珍内、恵須取を起終點とする西海岸北部縦貫線は上恵須取に於て内路恵須取線に連絡し其の延長七〇・三七八軒幅員五・五米にして諸車の交通に便す。

本線は昭和九年着手昭和十二年の竣功に係り來知志川、恵須取川流域に於ける産業の開發上重要な

る使命を有す。

三、横斷線

豊原・真岡線 豊原より軍川、中野、逢坂を経て真岡に至る東西を連絡する重要路線にして延長七二軒四六幅員三米六乃至四米五全線諸車を通ず。

真縫・久春内線 本島の中央最狹部を横斷連絡する重要路線にして真縫久春内間延長二九軒八幅員五米五車馬を通じ、夏季は乗合自動車を運轉し冬季は客馬棧の便あり。

大豊遠節線 留多加蘭泊線中大豊市街を起點とし附近農耕地を扼し樺太中央山脈を臥龍峽、八眺嶺の勝地に於て突破し西海岸遠節市街に通ずる本島南部唯一の横斷道路にして其の開鑿延長四八軒四五幅員五米五橋梁及附屬工作物は總て鐵筋混凝土の設計に成り留多加本斗間六八軒五は樺太廳鐵道事務所經營に依る乗合自動車の便あり豊原、大泊地方と西海岸本斗地方との連絡至便なり。

内路恵須取線 東海岸内路市街と西海岸恵須取市街を連絡する北部唯一の横斷道路にして開鑿延長二〇二軒五一六、造成幅員五米五とす。昭和九年着手昭和十二年の竣功にして自動車道として本島交通上の一大施設とす。

四、其の他の主要線

豊原・留多加線 東部縦貫幹線豊原市より分岐し並川、小里を経て留多加に至る。本道路は豊原、留多加を連絡する重要路線にして近時兩者の往來頻繁なるに鑑み追分留多加間全線の屈曲勾配の改良幅

員の擴張を施し砂利敷を爲し、更に豊原並川間にアスファルト舗装を施工せしを以て全く舊態一新せり。延長三七軒四幅員七米三車馬の通行容易にして夏季は乗合自動車の便あり。新場西能登呂脚線、留多加蘭泊線と相俟つて産業の發展並に留多加大殖民地開發に資する所大なり。

新場西能登呂脚線 東部縦貫線新場より分岐して亞庭灣岸に沿ひ西南走し留多加、雨龍を経て西能登呂脚に至る延長一三〇軒八内新場留多加間延長一九、五九三軒、留多加古江間延長六六、二九五軒幅員五米五乃至七米三延長八五軒九にして全線車馬を通じ夏季新場留多加間及留多加古江間は乗合自動車の便あり。南樺鐵道と相俟つて交通益々便利となれり。

大泊中知床脚線 大泊より亞庭灣岸に沿ひ東南走し長濱を経て札塔に至る。延長九七軒八八一(六軒湖間支線四、三三三軒)幅員四・五米乃至五・五米の自動車道なり。夏季大泊札塔間は乗合自動車の便あり。

大泊富内線 大泊より東北に向ひ喜美内を経て東海岸富内に至る。全線車馬を通じ富内地方より亞庭灣岸に通ずる主要路線にして交通又頻繁なり。延長四六軒五幅員五米五乃至七米三にして夏季乗合自動車の便あり。

豊原落帆線 總延長三四軒四二三造成中四米五全線諸車を通ず。本線は落帆皆岸唐松と還狀線を形成し産業助成道路たるの外春秋二期の遊覽コースとして亦スキー速乗コースとして利用せらるる所多し。

敷香内路線 本線は内路に於て東部縦貫線より分岐し東北走して敷香に至る。延長一八軒三四五軒

幅員五米五平坦にして夏季は乗合自動車の便あり。

留多加蘭泊線 西灣内留多加より大豊、二股を経て豊原真岡線邊坂に出で西海岸蘭泊に至る。延長八一軒九五三幅員五米五にして車馬を通ず。尙留多加二股間乗合自動車の便あり。

遠内北知床脚線 遠内北知床脚間總延長一七二軒六一三の内最難所たる小泊鳴子間一三軒五二九は昭和十三年度に於て造成中四米五に開鑿せられ諸車を通ず。將來多來加灣内西野頃と小泊との連絡を見んか灣内より遠内國境に至る自動車交通至便とならん。

唐松皆岸線 豊南皆岸間二三軒〇一幅員四米五東部縦貫線及大泊富内線と相通じ、車馬の交通頻繁なるのみならず夏季は乗合自動車の便あり。

榮濱中知床脚線 榮濱を起點として野寒を経て唐松、皆岸線の皆岸に連絡する路線にして内、榮濱、野寒間二七軒七五は幅員二米の駄馬道にして野寒、南遠古丹間三一軒一は未開鑿に屬し僅かに徒渉に便する伐開道路あり。

南遠古丹皆岸間延長二三軒七八七は幅員四・五米の自動車道路にして皆岸、落帆間は夏季乗合自動車の便ありて大泊及豊原に連絡す。

敷香上敷香線 敷香より中敷香を経て東部縦貫線敷香に至る。延長二三軒一五六幅員五米五交通自在にして夏季乗合自動車の便あり。

惠須取名好山手線 總延長八一軒九一〇の路線とす。既成區間は惠須取名好間國道入泊より分岐し



大平炭礦を経て丸越澤に達する一八六二六にして造成中四米五諸車を通す。

以上の外農耕地開發を兼ねたる幹線道路を擧ぐれば

- (イ) 榮濱山中線 榮濱を起點とし内淵川を渡り鐵太鐵道を新榮濱にて横斷し山中に達す。延長一八六二六幅員五・五米車馬を通す。
- (ロ) 落合上美保線 落合町を起點とし内淵川に沿ひ上流の農耕地上美保に至る。延長二八六二六幅員五・五米夏季乗合自動車を通す。
- (ハ) 多蘭内上多蘭内線 新場西能登呂岬と多蘭内にて分岐し多蘭内川上流末廣澤に至る。延長二八六二六幅員五・五米夏季多蘭内、上多蘭内間乗合自動車を通す。

鐵道

本島には領有當時未だ鐵道の敷設なく、軍政時代に軍需品輸送の爲め陸軍鐵道大隊が咄嗟の間に敷設したる大泊豊原間の輕便鐵道を以て嚆矢とす。軍政廢止後樺太廳に於て之を繼承し、爾來之に改善を加ふると共に新線を計畫し且つ大正十二年五月鐵道省と連帶運輸の開始を見るに至りたるを以て、運輸機關の面目一新するに至れり。現在營業線路延長樺太廳鐵道三七五八其の他地方鐵道營業線路延長二八〇六合計六五六六にして外に廳營自動車線一八〇六を有す。

一、國有鐵道及自動車

營業線路

- 東海岸線 大泊港—榮濱間
- 川上線 小沼—川上—炭山間
- 豐眞線 豊原—手井間
- 西海岸線 本斗—久春—内間
- 南部横斷線 本斗—留多加驛前間
- 北部横斷線 内路—惠須取間

東海岸線 本線は我が陸軍鐵道大隊が明治三十九年九月より僅々六十日間を以て急設したる楠溪町豊原間の軍用輕便鐵道に始まる。當初線路は屈曲急勾配多く九屈軌條を用ひ軌間〇・六一〇米獨逸双合式重量十五噸の機關車及積載量僅か四噸の無蓋貨車のみにして軍需品を輸送するに過ぎざりしが明治四十年四月軍政廢止と共に樺太廳に移管同年八月より一般營業を開始せり。翌明治四十一年六月大泊楠溪町間を延長せるが越えて明治四十三年十一月全線を軌間一米〇六七となす改築工事竣工し茲に始めて普通鐵道としての形態を整へたり。翌明治四十四年六月豊原榮濱間新設工事に着手し同年十二月竣工茲に大泊榮濱間延長九五六の一の全通を見たり。而して昭和三年八月三十一日大泊突堤竣工に伴ひ海陸連絡の便を計るため大泊港驛を新設し、昭和三年十二月より大泊港大泊驛間一六六を開業し、越えて同四年十二月大泊驛は構内狹隘なるため之を清水谷に移轉したるを以て更に〇・二六の延長を

見るに至れり。

川上線 東海岸線小沼驛より分岐し西北方川上炭山に至るものにして、大正三年四月には小沼奥川上間一二軒七を運轉し同十一年十月全線二一軒九の開通を見たり。

豊真線 首都豊原と西海岸の要地眞岡とを連絡す。中間に鬱蒼たる大森林と留多加川流域の豊饒なる殖民地を擁し拓殖上重要な使命を有す。大正十年十月起工大正十四年十月豊原鈴谷間九軒九大正十五年十一月手井逢坂間三一軒二の開通を見更に昭和三年九月鈴谷逢坂間四二軒七を開業し茲に豊真線の全通となれり。

西海岸線 西海岸南部の要地本斗より眞岡泊居を経て久春内に至る。従来西海岸の交通は海運を主としたるも沿岸各地の著しき發展に鑑み大正七年起工大正九年十月本斗眞岡間四七軒三の營業を開始し、大正十一年十一月眞岡野田間四七軒六、昭和四年十二月眞岡海岸支線一軒八、昭和五年六月野田追手間二六軒三、同年十一月追手泊居間一六軒、同年同月本斗海岸支線一軒三及昭和十二年十二月泊居久春内間三二軒九何れも營業開始せり。

南部横断線(自動車) 島内鐵道豫定線及鐵道幹線相互相對峙する區間にして鐵道の培養線たるべき地方の状況に應じ漸次廢營自動車の運轉を爲し旅客、貨物の運輸を行ひ以て島民の福利増進に資すべく先づ昭和九年七月留多加上大豊間の道路竣功に伴ひ該區間二五軒の運輸を開始し引續き昭和十年八月上大豊本斗間四六軒五の營業を開始せり。

北部横断線(自動車) 昭和十三年七月上惠須取内路間の道路竣功に伴ひ該區間八三軒八の營業を開始し次で昭和十四年六月上惠須取惠須取間二五軒を開業したるを以て茲に東西兩海岸要衝の都邑を連接するに至れり。

營業線 現在營業線軒程、其他 (圖表)

線名	營業軒程	運轉回数	驛	荷取扱所	假停車場	荷扱所
東海岸線	六九軒	大泊—豊原間 豊原—落合間 落合—榮沼間	七	四	三	一
川上線	三九軒	豊原—川上炭山間	四	三	—	—
豊真線	八八軒	豊原—北眞岡間 本斗—眞岡間 眞岡—野田間 野田—久春内間	四	六	—	—
西海岸線	一七三軒	本斗—眞岡間 眞岡—野田間 野田—久春内間	四	七	—	—
計	三三八軒		二七	二〇	三	一

從業員 現在從業員は一千九百七十二人にして庶務、經理等の事務に従事する外運輸、車輛、保線
交通通信 一三七

等の各系統に分属す。而して是等従業員は一軒平均五人二分に當り、内地其の他に比し配當人員過少なれども銳意能率増進を計り以て之を補ひつゝあり。

運輸成績 拓殖の進展、人口増加及線路の延長等に因り之が利用は逐年増加しつゝあり。殊に大正十二年五月より鐵道省の稚泊連絡、大正十三年十月より北日本汽船株式會社の稚斗連絡、更に大正十五年四月より北日本汽船株式會社及近海郵船株式會社の大泊真岡と小樽青森間の航路を經由し樺太鐵道と鐵道省線との連帶運輸開始するに及び本島内地間を一層近接せしめ、更に大正十五年十月南樺鐵道株式會社の南樺線(新場留多加間一八杆六)の開通、昭和二年十一月樺太鐵道株式會社の經營に係る樺鐵線及昭和六年十月三菱石炭油化工業株式會社線(本斗内幌炭山間一六杆三)の開通等は本島拓殖に一大利便を與ふると共に日露の經濟的關係を密接ならしむる效果大にして我が樺太鐵道は是等會社線と連帶運輸の便を計れり。

廳鐵運輸成績表

(昭和十三年度)

年度	種別	旅客	貨物	取扱収入	鐵道省、社及汽船 會社ヨリ割賦受領	司上拂額及 線内代引拂額	純收入
昭和十三年度		一、五八六、〇五八人	一、四三三、〇四噸	七、五八、四六八円	八、〇一〇、一八一円	一、〇〇〇、〇〇〇円	三、五八、三八八円

主要貨物輸送數量(單位噸)

年度	種別	米	木材	挽材	薪炭	石炭	砂利	牧草	パルプ	洋紙
昭和十三年度		三、四四五	三、五三三	一〇、一〇〇	一三、五九四	五、〇三三	三三、三三三	五、九七三	二六、三三九	六、五三二

運輸收入表(單位圓)

年度	種別	客車收入	貨車收入	合	計
昭和十三年度		一、二八、六六六	三、三九、六六六		四、六八、三三二

自動車運輸成績表

年度	種別	旅客	人員	運輸	收入
昭和十三年度			三三、二五八人		一、四、七〇九・〇三円

二、地方鐵道

地方鐵道の營業免許を與へたるものは樺太鐵道株式會社、南樺鐵道株式會社及三菱石炭油化工業株



交通通信

一四〇

式會社の三社にして、樺太廳は拓殖の進展並に地方開發上其の緊要なるに鑑み右樺太鐵道株式會社及南樺鐵道株式會社の二鐵道に對し樺太地方鐵道補助法に依り補助金を交付せり。
 南樺鐵道株式會社線 本社は資本金百二十萬圓にして樺太廳鐵道東海岸線新場より留多加に至る延長一八軒六の鐵道を經營す。大正十四年六月起工大正十五年十月開通せり。沿線は景勝に富み且つ留多加川流域には屈指の農耕適地を擁し將來の開發を期して俟つべし。
 三菱石炭油化工業株式會社線 本社は資本金二千萬圓、樺太廳鐵道西海岸線本斗より内幌炭山に至る鐵道にして内幌本斗間一四軒六は昭和六年十月より内幌同炭山間一軒八は同年十二月より夫々一般營業を開始し總延長二六軒四の處昭和九年十二月内幌開通に伴ふ改良工事の結果〇・一軒を減じたり。

軌道

本島に於ける軌道は大正十三年大泊市街軌道の火泊船見町より同楠溪町迄の間敷設されたるに始まり、交通機關未發達の時に於て交通の具として重用されたり。以來交通機關の整備と共に軌道は何れも營業不振となり現在營業を繼續せるもの左の二線に過ぎず。
 樺太拓殖鐵道株式會社線 本社は資本金三十萬圓を以て設立され昭和三年五月大泊、喜美内間の營業を開始し其後昭和十一年十一月に至り喜美内富内間の工事竣工に因り總延長四六軒三分となれり。
 三井鑛山株式會社線 内川軌道本社は資本金一億圓を有する三井鑛山株式會社の經營に係り内川炭山より日本人絹バルブ株式會社敷香工場に送炭する外、一般運輸營業を目的として昭和九年十二月北斗軌道を買収し敷香、内川間一六軒三分の軌道を敷設し昭和十一年七月より營業を開始せり。

乗合自動車

島内拓地の進展道路の開設に伴ひ各地に乗合自動車線開通し昭和十四年九月末に於ける車數一五三臺を算し交通極めて頻繁にして各町内は勿論輿地と雖も交通の不便を感ずることなきに至れり。現在路線の主なるもの左の如し

運轉區間	軒數	經營者
本斗、留多加	七一・五	樺太廳
内路、恵須取	一〇八・八	同
留多加、登原(新場廻り)	四三・五	南樺鐵道株式會社
留多加、登原(並川廻り)	三七・八	同
留多加、大泊	三八・〇	同
留多加、川口	三・四	同

交通通信

一四一

留多加二股	四五・四	留多加自動車株式會社
留多加古内	六六・三	同
多内上多内	一四・五	同
豐原合	四四・〇	豐原合乘合自動車合資會社
落合東美保	二九・〇	落合町 本谷彌太郎
大原大	四二・四	中央自動車株式會社
富内大	九七・九	東瀨運輸合資會社
富内落	四六・五	富内村 小川正運
富内豐	一〇・一	同
眞岡	四七・八	同
眞岡	一三・四	眞岡自動車株式會社
久春内眞	一三・七	同
泊内眞	二九・八	樺太中央運輸株式會社
珍内名	七八・四	同
惠須取大	一四二・二	丸惠惠須取自動車株式會社
惠須取(王子地内)布磔	九・八	同
西恩洞塔	二六・五	同
取	三・二	同
取	八三・五	樺太自動車株式會社

港 灣

西多來加佐知	一七・三	同
内 路 上 歌 香	二六・〇	同
敷 香 國 境	一〇六・〇	同
本 斗 白 主	九六・五	本斗自動車合名會社
内 幌 内 幌 炭 山	二・五	同

本島は海岸線極めて單調にして天然の良港甚だ乏しきを以て調査研究の結果内外の連絡港として大泊、眞岡、本斗、敷香及惠須取の五港を築港するの外沿海航行の小汽船及漁船の繫留並に避難所として沿岸樞要の地に船入洞を築設し海運に便せり。

一、大 泊 港

本港は亞庭灣の北澳東伏見灣の東岸に在りて本島の咽喉を扼し北海道及本州との連絡の要衝に當り物資の移出入並に旅客の吞吐量に於ては本島中首位を占む。而して魚族豊富なる亞庭灣沿岸一帯の商業中心地にして將又政廳所在地たる豊原を始めとし鈴谷、留多加、内淵等の農耕地帯を控え、加ふるに埋藏量豊富なる内淵、川上兩炭田を擁し、之等産業の開發と相俟つて一般物資の移出入港として最も重要なり。



築港 明治四十四年工費約五十萬圓を投じ榮町前面約二三一、四〇〇平方米を埋立て船渠二箇所を築設し水陸連絡の便に供したるも其の後修築の要を認め、第一期修築工事は總工費五、八七〇、四〇〇圓を以て大正九年度起工昭和三年度に於て竣功す。延長四二七米の繫船岸壁及水深一米八乃至三米六面積一三九、八〇〇平方米の船入淵を築設し三千噸級二隻、二千噸級二隻の同時繫岸可能ならしむ。第二期修築工事は總工費二百五十一萬一千圓を以て昭和十年年度以降五箇年に亘る繼續事業として大泊驛前面海岸より一條の繫船埠頭(岸壁延長六一三米、水深七米三乃至八米)を築造し、更に荷役設備用地として海面約六萬五千平方米の埋立工事中なり。上記諸設備完成の曉は五千噸級二隻、三千噸級三隻の同時繫岸可能にして一箇年約四十萬噸の荷役可能なるべし。

二、眞岡港

西海岸中部より稍南に偏し北方に小能登呂岬突出して大灣形を爲し西海岸に於ける交通産業の樞要地點にして開港場たり。附近水産業の中心地として商業頗る盛なり。今後北部鐵道の延長と相俟つて益々發展すべき前途を有し一般物資の吞吐港として重要なり。

築港 大正元年約七千九百平方米の船入淵を築設せるも、其の後港勢の急激なる發展に伴ひ修築の要を認め、第一期工事は大正十年度總工費二百五十萬圓を以て起工昭和二年に於て完了す。該工事は先づ天然の地形を利用し面積二八、八七五平方米(水深五米)の濕船渠を築造し一千噸級四隻の同時繫岸を可能ならしめ、之に隣接して面積九、二四〇平方米(水深二米七)の船入淵を築設して小型船

船の繫留に備へ、更に水面十萬五千六百平方米の埋立を爲したり。亞で第二期工事は總工費百七十八萬五千圓を以て昭和十年年度以降五箇年の繼續事業として南北二條(延長五八〇米)の防波堤を築造し面積二十二萬八千平方米の安全水面を包容し、且つ從來の濕船渠内一部水深を七米三に増掘し三千噸級四隻の同時繫岸可能ならしめ、更に陸岸に沿ひ延長七五〇米の物揚場(水深二米七)を築設し且つその後方水面四萬四千平方米を埋立て以て荷役用地並に市街地に充つべく目下工事中なり。

三、本斗港

西海岸南部に位する要港にして陸地より約三六〇米の沖に陸地に並行し延長約二軒の岩礁露出し、天然の防波堤を爲し南北兩端に港口あり。本島唯一の不凍港にして沿海には夙に沖合漁業發達し就中冬期沿海州方面に於ける鱈釣漁業は殷盛を極め、漁船の出入頻繁なり。尙近時南部炭田の開發及石炭低溫乾溜事業の創業せらるゝに及び之等生産品其他水産物並に一般物資の吞吐港として港勢著しく發展せり。

築港 第一期修築工事は總工費二百五十萬圓を以て大正五年度起工昭和元年度に於て竣工し、延長七七七米の防波堤を以て一八八、四三〇平方米の水面を被覆し内一萬七千平方米を水深四米五に浚漑し一千噸級三隻の收容を可能ならしめ、又海面約十五萬五千平方米を埋立て市街地並に倉庫用地とし、中間に面積一萬六千平方米(水深一米八乃至二米七)の船入淵を築設し小型船舶の繫留に備へたり更に昭和九年度以降第二期修築工事に着手し南防波堤の築設、港内の浚漑、繫船岸壁の築造及埋立等

目下工事中にして昭和十二年度末現在に於ては岸壁延長三八二米、水深七米三、港内浚渫面積十二萬平方米（水深五米乃至六米四）にして千五百噸級船舶三隻の接岸荷役可能なるも順次七・三米に増築し三千噸級船舶三隻の同時繫岸を爲し得る豫定なり。

四、敦香港

北方に多米加灣を擁し、幌内河口に望む東海岸北部の要港にして木材の移出港として著名なり。近時奥地産業開發せられ、日本人絹バルブ株式会社設立を見るに及び港勢は躍進的發展を續け將來陸上交通機關の整備に依る後方地域の擴大に伴ひ物資の集散益々増加の趨勢にあり。然るに従來は港灣としての設備なく僅に幌内河口木造棧橋により水陸の連絡行はれたるも、河口より沖合八百米附近一帯は砂洲の爲め水深一米に達せず干潮時にありては辛うじて小型船を通じ得るに過ぎず。一方昭和八年度に於て本島重要港灣として指定せられ應急の施設として昭和九、十兩年度に於て三十三萬圓を以て航路一部の浚渫を行ひ且つ市街地に並行し河岸の欠壞を防禦すると共に物揚場として利用せしむるため延長四・二米四の鐵矢板式荷揚場護岸を築設し、之に附帯して面積約八、七三〇平方米を埋立て市街地並に一般の荷役用地に供し居れり。

五、惠須取港

惠須取港は西海岸北部地方開發據點として産業及交通上の中心地たるのみならず、殊に近時石炭鑛業の殷盛に伴ひ之が積出港として益々重要性を加ふるに至りたるを以て、昭和十四年度より總工費六

百四十八萬圓、五ヶ年繼續事業として港灣の修築に着手せり。

即ち惠須取川を切替整理し北防波堤六百二十五米、西防波堤六百米、南防波堤七百米を築設し、水面百十萬平方米を被覆し石炭棧橋一基（延長百六十米）を突出し之に通ずる航路幅員三百米を水深十米に浚渫し、一萬噸級船舶二隻同時繫岸可能ならしめ北側の埋立護岸は燃料炭の積出に充て之に隣接して木材取扱場を置き、河川屈曲部には水深三米の船灣を設け其の周圍は物揚場として、一般雜貨の解船荷役に供せしめんとするものにして昭和十八年度完成の豫定なり。

六、船入湖

船入湖は沿岸航行汽船、發動機船及近海漁船の繫留、避難所並に荷役解船の繫留所として一般海運、地方産業の發展に資する處大なるものあり。沿岸樞要の地に國費又は國費補助を以て築設せられたるもの三十箇所（三箇所は工事中）私費を以て築設せられたるもの三箇所合計三十三箇所を算す。

船入湖施設の概要は有效面積最大一三九、八〇〇平方米平均二二、八〇〇平方米内外水深一米五乃至四米、五六十噸以下の小型船舶の繫留に適す。

航路

本島の海運業は領有以來各種の施設と相俟つて逐年隆盛に向ひつゝあるも、殊に大正十二年鐵道省經營の稚泊連絡運航せられてより急速の進歩を爲し翌十三年には稚斗連絡、十五年には大泊、真岡と

小樽、青森間の船車連絡開始せらるゝに至り着々發展の途につき昭和十三年に於ける出入船舶は入港汽船一三、三七〇隻、帆船一八隻を算す。尙樺太廳は奥地の開發、人口の増加、物資の集散等の現況を調査し、命令航路に年々補助金を交付し寄港地を増加しつゝあり。昭和十三年に於ける航路を便宜樺太廳命令航路、選省命令航路、鐵道省連絡船、朝鮮總督府命令航路及不定期船等に分ち略記すれば左の如し

樺太廳命令航路

樺太廳命令航路に内地北海道北鮮行線及沿岸線に大別す

一、内地北海道北鮮行線

本線は大阪線、敦賀線、伏木線、東海岸線、西海岸線及雄基線の六線に分つ。

大阪線 本線は大阪より東西兩海岸に至るものにして、東海岸に至るものは汽船二隻を以て大阪を起點とし横濱、東京、小樽、大泊、榮濱、元泊、知取、内路を経て敦香を終點とし四月より十一月に至る間十二回往復す。

西海岸に至るものは(1)汽船二隻を以て大阪を起點とし横濱、東京、函館、小樽、大泊、眞岡、野田、泊居を経て蕙須取を終點とし四月より十一月に至る間十四回十二月より三月の間往復八回とす。(2)汽船二隻を以て大阪を起點とし神戸、坂出、門司、函館、小樽、大泊を経て眞岡を終點とし四月より十一月に至る間十四回往復し、十二月より三月に至る間これを蕙須取迄延航八回往復す。(3)冬期十二月より

り翌年三月まで汽船二隻を以て大阪を起點とし東京、函館、小樽を経て大泊に至る間四回往復す。

敦賀線 汽船二隻を以て敦賀を起點とし伏木、酒田、船川、小樽を経て大泊に至るものにして、四月より十一月に至る間二十回往復す。

伏木線 汽船二隻を以て伏木を起點とし函館、留萌、大泊、富内、榮濱、白浦、元泊、知取、新聞、泊岸、内路を経て敦香に至る。四月より十一月の間十二回往復す。

東海岸線 函館を起點とするもの及小樽を起點とするもの、二線あり。(1)汽船一隻を以て函館を起點とし小樽、大泊、富内(又は恩洞)、野寒、榮濱、白浦、眞縫、登帆、馬群潭、元泊、知取、新聞、泊岸、敦香、野頃を経て能登に至る。五月より十一月まで十二回往復す。但し三回は海豹島及淺瀬、遠内に延航す。(2)汽船一隻を以て小樽を起點とし榮濱、元泊、知取、泊岸、内路を経て敦香を終點とし五月より十一月迄三十回往復す。

西海岸線 函館を起點とするもの一線、小樽を起點とするもの二線あり。(1)汽船二隻を以て函館を起點とし小樽、海馬島、武意泊、内幌、本斗、眞岡、蘭泊、野田、泊居、名寄、久春内、牛毛、萌菱、留久志、珍内、圓度、鶴城、蕙須取、名好を経て安別に至る。四月より十一月まで二十回往復す。

(2)汽船二隻を以て小樽を起點とし眞岡、野田、泊居を経て蕙須取に至る。四月より十一月の間四十回往復す。十二月より三月までは汽船二隻を以て小樽を起點とし大泊、海馬島、眞岡、泊居を経て蕙須取に十一回往復す。(3)汽船一隻を以て小樽を起點とし本斗、眞岡、野田、泊居を経て蕙須取に至るも



のにして四月より十一月まで三十二回往復す。

雄基線 汽船二隻を以て雄基を起點とし羅津、清津、滑川、魚津、新潟、小樽、大泊、本斗、真岡、野田、泊居、久春内を経て恵須取に至る。四月より十一月まで十六回往復す。

稚斗連絡船 稚内、本斗間を汽船一隻を以て夏季(自四月)は毎日、冬季(自十二月)は隔日運航し、樺太廳鐵道と鐵道省との連帶運輸をなす。

二、沿岸線

沿岸線は東線、西線及灣内線の三線に分つ。

東線 (1)五月より十月まで發動機船二隻を以て敷香を起點とし多來加、野頃を経て能登に百回往復す。(2)六月より十月の間發動機船一隻を以て敷香を起點とし多來加、野頃、能登、用萬、小泊、淺瀬を経て遠内に至るものにして十九回往復し内三回は海豹島に寄港す。

西線 (1)四月より十二月まで汽船二隻を以て真岡を起點とし泊居、久春内、留久志、珍内、鶴城、恵須取、名好、西檜丹を経て安別を終點とするものにして七十回往復す。(2)四月より翌年三月まで汽船一隻、發動機船一隻を以て本斗を起點とし南名好、武意泊、宗仁、菱背、十和田を経て白主に至るものにして七十回往復す。但し本斗、海馬島間は九十回直通連絡す。(3)四月より十二月まで發動機船一隻を以て恵須取を起點とし名好、西檜丹、沃内を経て安別に至るものにして百八十回往復す。

灣内線 大泊を起點とし亞庭灣内東西兩沿岸に至るものにして、何れも汽船一隻を以て四月より十

一月の間(1)大泊より女麗、長濱、遠淵、内音、懸滿を経て札塔に七十回往復し内六月より九月に至る間江瀬を経て乳根に月二回延航す。(2)大泊より雨龍、菱取、泥川、古江、内砂、孫杖、登、知志谷、毘砂、識を経て西能登呂に七十回往復す。(3)十二月より三月に至る期間大泊港の結氷を碎破し一般船舶の出入に便宜ならしむるため碎氷装置ある碎氷汽船をして、之に當らしむることに施設をなすあり。

選信省命令航路

選信省命令航路は周年汽船一隻を以て四月より十一月迄は函館を起點として小樽、大泊、真岡に寄港、恵須取に着し、復航真岡、小樽に寄港、函館に着し、十二月より三月迄は小樽を起點とし真岡、恵須取間を往復毎月三回以上一年期間三十六回以上就航す。

鐵道省連絡船

鐵道省連絡船は大正十二年北海道宗谷本線の全通を機とし鐵道省の施設せるものにして、汽船二隻を以て稚内、大泊間を夏季(自四月)は毎日、冬季(自十二月)は隔日に兩地を發航す。

朝鮮總督府命令航路

朝鮮總督府命令航路の中従來仁川を起點とし鮮内各地を経て境、舞鶴、敦賀、伏木、新潟、函館、小樽までの航路一年二十五回以上なりしを、内六回は昭和六年四月より夏季中大泊まで延航するに至りたるも、昭和十一年度より夏季中三回大泊を経て真岡迄延航するに至れり。

不定期船

命令航路船以外不定期船亦尠からず、多くは夏季に於て木材或は特殊貨物の運送を目的とし航海するものにして、内部の開發に伴ひ其の出入亦年々多きを加へつゝあり。

航路標識

露領當時に於ては航路標識と稱すべきもの少なく近海航行中難破の厄に遭遇する船舶多數に上りしが、邦領となるや航路標識を建設し船舶通報を開始し又測候所及び暴風警報、信號標を新設する等専ら海難の豫防に努めたる結果、出入船舶は年々増加するも海難は減するに至れり。

航路標識は逓信省の所管に屬し現在大泊港、西能登呂岬、宗仁岬、海馬島、愛郎岬、本斗港、氣主等の七燈臺の外公設の燈臺白油に一箇所あり。又二丈岩燈標並に大泊に燈竿あり。以上の外沿岸港口に公私の施設に係る簡易なる導燈或は燈竿様のものであるも、本島は環海七百九十餘海里に及び尙幾多燈臺の建設を必要とすべく逓信省に於て目下これが施設に付調査中なり。

驛遞

交通機關未だ完からざる僻陬の地方に於ける物資の輸送及一般旅行者の便益に資する爲、驛遞制度を設け必要の箇所に驛遞を設置し旅行者の宿泊、人馬の供給及郵便物の繼立等に備ふることとし、明治三十八年七月先づ大泊豊原間に之を設け、爾來交通機關の整否開發の程度其の他諸般の事情を斟酌し之を適當に普及改廢せしめ以て地方交通の便に供し居れり。現在驛遞の數は四十に達す。

第二節 通信

概説

本島に於ける通信事業は領有當時ウラジミロフカ(豊原)、コルサコフ(大泊)、マウカ(眞岡)、ガルキノウラスコエ(落合)の四野戰郵便局に於て野戰郵便事務の外普通郵便事務の一部を、又コルサコフ外七軍用通信所に於て軍事通信の傍ら公衆電報を取扱ひ又電話は軍事上の必要によりコルサコフ、ウラジミロフカ、ガルキノウラスコエ、ノトロの各軍用通信所及主要官衙に設置せられたるに端を發し、明治四十年四月軍政廢止と共に樺太廳に於て在來の通信機關全部を繼承し大泊に樺太廳郵便電信局を置き(同四十一年八月豊原に移轉)一般事業事務を取扱ふ外事務管理をも爲さしめ、地方は總て其の支局として事業の監督統一を圖れり。明治四十二年五月本支局の制を改め普通局及特定局の二種となし専ら現業事務を取扱はしめ、事業の監督は樺太廳直接之を主管することとなり逓信課を設く。現在局所及關係職員數左の如し

(昭和十三年度末現在)

種別	局數	業務		備考
		郵便	電信	
普通局(郵便局)	三	一	三	
無線電信局	一	一	一	
外三電信取扱所	一	一	一	所一九、公衆電話所四五、切手賣捌

交通通信



交通通信

一五四

特定郵便局(集配)	七	七	三	所六〇二、郵便函七三三、私書函九三アリ。
計	九〇	九二	九三	又豊原郵便局ニ短波無線設備ス

職員

(昭和十三年度末現在)

區別	奏任(含待選者)	判任(含通信手)	雇員	備人	計
本郵便局(普通)	一	七	一〇八	一九七	三七一
特定郵便局	二	三	四六	三五四	八〇〇
計	六	一〇	一五四	四九九	三二〇

備考 外ニ本廳屬託 一三

郵便

郵便・送 領有當時に於ける陸上交通施設は殆ど見るべきものなく、尙原始的境域にありて郵便送は甚だ困難を極めたり。然るに人口の増加産業の發展に伴ひ道路の開修鐵道の敷設等交通機關漸を逐ふて備はり、鋭意選送方法の改善並に選送回數の増加に努めたる結果大いにその面目を改めたり。現在の各選送線路概略左の如し

(昭和十三年度末現在)

選送線路便名	總延程
水路便	六六八程
自動車、馬車又ハ馬糞送便	六八一
人夫送便	三六一

水路便 線路延長一、七四三程にして島内相互間を連絡する樺太廳命令航路は四月以降十一月迄航海するを以て冬季結氷期を除くの外何等の支障なし。

本島内地間の連絡は従來通常郵便物は主として鐵道省連絡航路(稚内大泊間)及樺太廳命令連絡航路(稚内本斗間)に依り選送せられたるも、小包郵便物は選信省及樺太廳の命令航路にて大泊、真岡、泊居、惠須取等と小樽間航送せられたるを以て選送回數ならず、殊に冬季間は航海度數の減少に依り甚敷延延を免れざりしも、昭和九年十月一日以降は本島内地間發著の郵便物は總て前記連絡航路に依り選送することとなり従來の不便は大いに緩和せられたり。

日蘇間郵便送交換 本邦及「ソヴェート」社會主義共和國聯邦サガレン州間發著通常郵便物の交換は昭和二年二月以降毎年凡そ十二月より三月迄施行す。本邦より蘇國に達する郵便物は豊原郵便局に集中し亞港郵便局宛締切となし氣屯郵便局へ選送し同局選送人をして國境半田に於て交換をなす。又蘇國より本邦に達する郵便物は亞港郵便局に集中し「オノール」郵便局は媒介の取扱を爲し交換日時は昭和七年一月十八日より毎週月、木曜日の二回交換を爲すこととなり。又日蘇間小包郵便交換

交通通信

一五五

條約も新たに締結せられ、之が實施の日近きを以て是等關係事務は將來一層重要となるを疑はず。
 郵便集配 郵便物の集配は本島拓殖の進展及人口の増加に伴ひ年々集配區域の擴張並集配回數の増加を爲しつゝあり。而して郵便物の集配は内地と異り道路の設備未だ完からざるもの多きのみならず冬期に酷寒又は吹雪等ありて郵便物の集配に甚敷困難を極む。現在管内の郵便局九〇局中集配局七九を有し其の集配行程七、一一〇軒に及ぶ。

郵便物數 人口の増加、産業の發達に伴ひ郵便物は逐年増加しつゝあり。之を示せば次の如し

年 度	引 通		配 郵		引 小		配 郵	
	受	常	便	送	包	受	配	便
明治四十年	一、四八三、九三		一、七五七、〇四		八、四七〇		二七、六六	
大正元年	三、七七七、七〇		三、九八八、八元		三〇、一三三		五八、九二六	
昭和元年	三〇、三五九、〇〇		三三、九六六、四八		一六〇、九六		五五〇、三三三	
昭和十一年	二四、四〇〇、四六		二七、三三三、七二		三三三、九三		六五〇、三三三	
昭和十二年	三三、七五二、二八		三三、五五二、二八		三六、四四七		六五〇、三三三	
昭和十三年	二四、四三三、〇五		三三、〇七三、二二		三三、四四三		七三、九二四	

爲替貯金

本島は未だ民間に於ける金融機關の普及完からざる爲預金及送金の郵便局を媒とするもの頗る多

し。之が近況を示せば左の如し

郵便爲替

年 度	口 受		金 入		口 拂		金 波
	數	額	數	額	數	額	
昭和十三年	空	五、五八	二四、四三三、二二	三三、〇七三、二二	三三、四四三	七三、九二四	

郵便貯金

年 度	口 預		金 入		口 拂		現 年 在 度 高 末
	數	額	數	額	數	額	
昭和十三年	六、九、九〇	一〇、一〇一、〇二	二四、四三三、二二	三三、〇七三、二二	一、〇三三、七五	一、〇三三、七五	

振替貯金

年 度	口 拂		金 込		口 拂		金 波
	數	額	數	額	數	額	
昭和十三年	七、〇、一四	一、八、一、七五	三、五、三三	一、三、三、七五	一、三、三、七五	一、三、三、七五	

電 信

海陸交通の機關は既述の如く漸次整備の域に進みつゝあるも、本島特有の現象として冬期は風雪の襲來沿岸の結氷等の爲め交通杜絶する事尠からず。従つて電信の利用極めて旺にして通信機關中最も



長足の進歩發達を示せり。現在郵便局九〇中野寒を除く外は悉く電信事務を取扱ひ郵便局の設置なき地には電信電話取扱所を設置し尙落合、大泊、大泊港、豊原、新場、眞岡、北眞岡、南新間、泊居、敷香、久春内各驛には電信取扱所を設く。昭和十三年度末回線數九〇（豊原より北樺太亞港に通ずる國際回線を含む）、自動通信機三座（クラインシュミット鍵盤穿孔器使用）四重機四座、二重機一四座、單信音響機一六座、モールス機一座及電報送受用電話機一〇五、電信監督機二個を有す。此の外内地連絡有線電信の故障に備ふるたる大正十年八月大泊町高地に無線電信を設け平時は主として船舶との交信に使用す。殊に大正十一年來木材積取のため露領沿海州方面に航行する本邦汽船著しく増加し、是等船舶に發受する電報は殆ど大泊無線の中繼に係り、夏季は通信の輻輳甚しく疎通圓滑ならざるを以て尙無線電信設備の要を認め昭和六年度に於て豊原局に短波無線を併置し札幌及東京無線と連絡し一般電報を疎通せしむることとせるの外昭和十二年八月に於ては蕙須取無線を設置し本島北部、沿海州方面航行船舶との通信を取扱ひつゝあり。本島、内地間有線連絡電信は豊原、札幌間二回線及眞岡小樽間一回線にして何れも自動二重電信機を使用せり。左に昭和十三年に於ける電信線路及取扱電報數比較表を掲ぐ

昭和十三年陸上線	延長	一、七三八杆	延長	九、八三一杆
架空ケーブル線	同	九杆	同	九杆
地下ケーブル線	同	二杆	同	二杆

電報通數

年度	發信	著信	中繼信	合計
昭和十三年度	1,111,746	1,011,048	110,136	4,557,797

大泊無線電信局設備概要

- 一、位 置 東經一四二度四分四六秒、北緯四六度三六分四〇秒
- 二、業務種別 海岸局及固定局（専ら船舶の移動通信を媒介す）
- 三、開始年月日 大正十年八月二十一日
- 四、装置大要
 - 送信機 三キロワット 選信省式真空管送信機 二臺
 - 受信機 日無式R F四型受信機、交直兩用六球受信機 各一臺
 - 使用周波數 五〇〇 三九一 一四三 一二八 七二「キロサイクル」
- 五、電報取扱數（送受信昭和十三年）
 - 總通數 一五、八二四通
 - 一日平均 四三通



惠須取無線電信局設備概要

一六〇

- 一、位 置 東經一四二度二分四七秒、北緯四九度三分五九秒
- 二、業務種別 海岸局及固定局(専ら船舶の移動通信を媒介す)
- 三、開始年月日 昭和十二年八月十五日
- 四、装置大要
 - 送信機 一キロワット主設機付真空管送信機 二臺
 - 受信機 S型中短波受信機、S型中長波受信機 各一臺
 - 使用周波數 五〇〇 三八三 一四三 一三一 九五「キロサイクル」
- 五、電報取扱數 (送受信昭和十三年)
 - 總通數 一四、六〇三通
 - 一日平均 三九通

豊原郵便局無線設備概要

- 一、位 置 東經一四二度四分、北緯四六度五八分
- 二、業務種別 固定局として専ら東京、札幌と對手し一般電報を疎通す
- 三、開始年月日 昭和六年八月一日
- 四、装置大要

電 話

- 送信機 二キロワット水晶制御電力増幅式短波送信機 一臺
- 受信機 RS六〇二號受信機 RS四〇二號受信機 S型中短波受信機 各一臺
- 使用周波數 一一、五八〇 九、〇六〇 六、八九〇 五、九九〇 四、二七〇
- 三、五三〇「キロサイクル」

電話は始め軍事上の必要により軍用通信所及主要軍衝に設置せられたるものを後樺太廳之を繼承し明治四十年八月一日コルサコフ(大泊)に交換業務を、ウラジミロフカ(豊原)、ガルキノウラスコエ(落合)、コルサコフ(記念橋)、ポロアントマリ(大泊梁町)の各地に通話事務を開始せるが、爾來各地の發展に伴ひ電話の需要激増したるを以て漸次各地に交換業務及通話事務を開始し、昭和十三年度末に於ては交換局四六、加入者六、四一四名を算し、通話事務は海馬島、野寒の二局を除く外悉く之を取扱ふに至り、更に昭和八年度より電話取扱所を十九箇所を設置せり。昭和九年度に於ては内地本島間連絡通話を開始し本島通信事業の一新紀元を劃せり。現在内地樺太連絡電話線は札幌豊原間二回線、小樽豊原間及稚内大泊間に各一回線を有せり。尙設備改良として昭和六年度に於て豊原郵便局市内電話交換方式を自働式に変更せり。左に事業増進の状況を掲ぐ



電話線路 (單位軒)

種別	昭和十三年			種別	昭和十三年		
	延長	延長	延長		延長	延長	延長
市内							
架空線	延長	延長	延長				
架空ケーブル	延長	延長	延長				
地下ケーブル	延長	延長	延長				
市外							
裸線	延長	延長	延長				
海底線	延長	延長	延長				
計	延長	延長	延長				

電話加入者及交換機

年度	局別	種別	普通電話			計	特定局	總計
			加入者	交換機	共電式			
昭和十三年	市内	加入者	一、〇一八	九、五	六、七	一、〇一八	六、四	一、〇一八
		交換機	一、〇一八	九、五	六、七	一、〇一八	六、四	一、〇一八
昭和十三年	市外	加入者	二、七〇	八、二八	一、二九〇	二、七〇	八、二八	二、七〇
		交換機	二、七〇	八、二八	一、二九〇	二、七〇	八、二八	二、七〇
計			三、七一八	一七、七三	七、九六	三、七一八	一四、六二	

昭和十二年市外通話時數 (除無料)

加入者發信
非加入者發信

一、〇一九、八二二
二七〇、八二八
計
一、二九〇、六四九

市外通話區域 島内に於ける市外通話區域は豊原を中心として東西兩海岸は勿論灣内各地に至る。内地本島間通話區域は豊原は北海道、東北地方及東京、福岡間の各主要地を又豊原以外の各地は北海道及東北地方主要地並に東京等を通話區域とす。

(一) 豊原郵便局電話設備概要

- 一、電話交換方式
 - 市内交換 自働式
 - 市外交換 共電式
- 二、自働式電話交換機方式
 - ストロージャー式日本電氣型ラインフアインダー式
- 三、電話交換機種別及臺數
 - ラインフアインダーボード 三臺
 - セレクターボード 二臺
 - コンネクターボード 三臺

交通通信

- 三號C共電式市外交換機 五臺
 - 共電式電話監督機 一臺
 - 四、自働式電話交換機容量
 - 終極 四、〇〇〇回線
 - 實裝 一、二〇〇回線
 - 五、電力
 - 五キロワット充電用電動發電機 一臺
 - 五・二五キロワット浮働用電動發電機 一臺
 - 七五ワット信號用電動發電機 二臺
 - 四八ボルト九〇〇アンペア時蓄電池 二組
 - 六、實施年月日 昭和六年九月十三日
 - 七、CS型搬送式電話装置
 - 一組 (札幌豊原間電話線用)
 - 二組 (對知取 (三通路路實裝) 對札幌 (對惠須取))
- (二)
- 一、特種二號搬送電話中繼装置 一組 (札幌豊原間電話線用)
 - 二、特種平衡式一通路路搬送電話端局装置 一組 (大泊稚内電話線用)

- 三、四通路路搬送電信三號端局装置 一組 (札幌豊原電信線 一回線)
- 四、一・五キロワット電動發電機 二臺
- 五、二四ゾオルト六〇〇アンペア時蓄電池 二組
- 一三〇ゾオルト四八アンペア時蓄電池 二組

- (三)
- 一、CS型搬送式電話装置 一組 (對豊原 (三通路路))
 - 二、二・五キロワット電動發電機 一臺
 - 三、二四ゾオルト六〇〇アンペア時蓄電池 二組
 - 一三〇ゾオルト二四アンペア時蓄電池 二組

- (四)
- 一、CN型搬送式電話装置 一組 (對豊原 (三通路路))
 - 二、二・五キロワット電動發電機 一臺
 - 三、二四ゾオルト五〇八アンペア時蓄電池 二組
 - 一三〇ゾオルト二四アンペア時蓄電池 二組

簡易生命保険、郵便年金

簡易生命保険、郵便年金 本制度の目的は相互扶助の精神に基き勤儉貯蓄の美風を涵養し島民の福利を

交通通信

増進し生活の安定を得せしむるにあり。而して其の積立てたる資源は地方に還元し、社会公共事業の勃興を促進する等社会政策的施設として重要なを以て、簡易保険は大正十五年十月より、郵便年金は昭和三年十月より、小児保険は昭和六年十月より孰れも郵便振替貯金を媒介し、島内各郵便局をして取扱はしむることとなりたり。

而して孰れも實施後未だ短日月なるに拘らず、之が普及發達は著しきものあり。其の近況を示せば次の如し

一、契約状況

(一) 簡易保険

年度	契約件数	保険金	保険料	人口千人に對する普及率
昭和十三年度末	一四〇、五五五	三〇、四八、四六五円	一六、七〇五	四三〇

(二) 郵便年金

年度	契約件数	掛金額	年金額
昭和十三年度末	七五	三三、九八八円	一〇、八六円

二、積立金貸付状況(昭和十三年度末迄ノ貸付高累計)

小學校建設並同償還資金	三四件	九六八、三〇〇
町村廳舎建設及償還資金	九件	二一、六〇〇
公設火葬場並償還資金	四件	一七、〇〇〇
上水道建設並償還資金	一一件	六八三、二〇〇
町營住宅建設資金	一件	二〇、〇〇〇
傳染病舎建設資金	六件	二九、一〇〇
道路建設並償還資金	四件	一四二、一〇〇
公設質屋運轉資金	五件	八六、〇〇〇
公立中等學校建設資金	二件	三七、六〇〇
下水道建設並償還資金	五件	一一三、五〇〇
公設防火設備資金	二件	一三、〇〇〇
農村電氣事業	一件	三〇、〇〇〇
授産及補道事業資金	一件	五、〇〇〇
各種公共事業資金(公舎)	二件	二六、五〇〇
商工會議所事務所建設資金	一件	一五、〇〇〇
特定郵便局々舎建設資金	二件	二七、五〇〇
計	九〇件	二、四二五、四〇〇



第九章 電氣及水道

第一節 電氣事業

本島に於ける電氣事業は明治四十三年十一月樺太電氣合資會社が陸軍守備隊の設備せる發電所の貸付を受け豊原市街一圓に電燈の供給をなせるを嚆矢とす。次いで大泊、真岡等にも該事業の經營を見たるも當時開拓未だ進まず人口稀薄にして斯業遅々として振はざりき。然るに大正三年大泊にバルブ工場創設せられて以來各地にバルブ工場建設せられ工場の動力及燈用として自家用の電氣施設勃興し其の發電餘力を以て電氣事業の兼營を爲す者、或は該工場より受電して供給事業を經營する者等續出し供給區域として開業せるもの全島一市四十町村中一市三十三町村に及び最近は漸次之が合同統制の結果事業数は年々減少の傾向にあり、昭和十三年末に於ける事業概況次の如し

電氣事業一覽 (昭和十三年末現在)

種別	供給事業	自家用	計	前年度比較増減(△印減)
事業者數(開業)	二	六	八	△
事業者數(未開業)	—	—	—	—
電氣設備固定資本金(円)	五、八六三、九三五	一、七九四、〇九七	七、六五八、〇三二	△ 一、五〇、七四八

從業員數(人)	電線路		電力		電燈		發電力	
	電柱數(本)	電線延長(町)	電力設備(キロワット數)	需用戸數(戸)	燈數(十燭光換算燈數)	需用戸數(戸)	落成受電()	未落成()
三、四六	一、八七九	二、九三四	一、三二六	六二九	三、五九三	三、三〇八	五、九八三	—
一、三二二	七、七五七	一、〇一一	八、五三〇	四、〇一七	三、七、五六一	七、四四四	八、一、七四九	—
一、五九七	二、六七三	四、一三三	八、六六六	四、七三六	七、五、四九〇	三、八、八二一	七、四四五	—
三、三三	二、五七四	四、九六六	六、八〇〇	六、七三六	七、九、五七三	一、九、三六三	七、八五	—

主要市街地需用狀況 (昭和十三年末現在)

市街地種別	事業者	需用戸數	配電區域人口數	十燭光換算電燈數	均一戸當平電燈數	均一人當平電燈數	電燈料金(十燭光)
豊原	樟太電氣株式會社	五、六三戸	三、七九二	七〇、九九	一二・三	一八・六	八・〇
大泊	大泊營業所	四、〇六	三、五八〇	四七、六三	一一・六	二〇・二	〇・〇
眞岡	眞岡營業所	三、三三	一、七、八九	三四、二六	一〇・六	一九・三	〇・〇
留多加	留多加營業所	五、四四	七、八〇	三、九七	七・二	五・一	一〇・五
本斗	本斗營業所	一、六四〇	一〇、六〇七	一三、八九四	八・五	二二・二	九・五
落合	落合營業所	一、四四〇	一、四、八八	一八、五三	一〇・六	二・五	九・五
香合	香合營業所	二、七二七	三、八六四	三六、三三	一三・四	一五・三	九・五
知取	知取營業所	一、七六四	一、六〇七	三三、一八	一四・四	一三・八	八・〇

事業者種別	事業開始年月	目的	供給區域	原動力及電燈設備電力(キロワット)	電燈設備電力(キロワット)	電線長(キロワット)	電線延長(キロワット)	電線延長(キロワット)	資本金(円)
泊居	同	泊居營業所	同	一、五六六	一〇、四五五	一九、五三九	二・三	一八・七	八・五
惠須取	同	惠須取營業所	同	二、六三六	二六、五五	三三、二二八	一・六	一一・六	八・五
塔路	同	同	同	四〇五	一五、八二	七、〇二	一・四	四・五	八・五
野田	野田郡野田町(町營)	同	同	九八	七、三三〇	七、〇三三	七・七	九・八	七・五

備考 電燈數には屋外燈を含む。電燈料金は屋内定額燈料金なり。
 經營者別事業概況 (昭和十三年末現在)

事業者種別	事業開始年月	目的	供給區域	原動力及電燈設備電力(キロワット)	電燈設備電力(キロワット)	電線長(キロワット)	電線延長(キロワット)	電線延長(キロワット)	資本金(円)
樟太電氣株式會社	明治三三、二	燈、力	豊原市	受一、〇〇〇	九八	二二九	一〇・三	四・三	四・三
大泊營業所	大正三、二	同	大泊町	同	一、五〇〇	六四三	一・〇	一三・一	四・三
眞岡營業所	同	同	眞岡町	同	六〇〇	五七	九・五	三・四	四・三

久春内電気株式会社	野田町	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三三三	二〇二	二二〇	二四七	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三	二五三
燈	燈	燈	燈	燈	燈	燈	燈	燈	燈	燈	燈	燈	燈	燈	燈	燈	燈	燈	燈	燈
一部	久春内村	野田町	元泊村	富内村	塔路町	恵須取町	泊居町	敷香町	知取町	泊岸村	栄濱村	落合町	留多加							
吸瓦	受	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽
〇	一〇〇	六	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一七二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
四九	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
七〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
七〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

三井礦山株式会社 川上鐵業所	昭和	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
川上村	内路村	清水村	三濱村	白蓮村	名好村																						
受	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	
九〇九	四〇六																										

備考 目的の箇中燈は電燈、力は電力、原動力の箇中汽は汽力、受は受電、吸瓦は吸入瓦斯力なり。

電氣及水道

第二節 水道

上水道

上水道に就ては衛生及防火上之が施設の必要を認め、之が調査研究の結果先づ應急の施設として豊原、大泊、本斗、眞岡、野田、泊居及北名好の各市街地に木樋又は木管式の簡易水道を敷設したり。然るに大正十一年町村制施行せられたる結果水道は町村の事業となれるを以て従來の簡易水道と共に水道に關する事項は全部之を町村に引継ぎたり。然れども右水道は應急的施設なるを以て各地方に於ては改修を爲し或は擴張せるもの又は新規計畫を爲すもの等あり。左に其の概況を述ぶべし。

豊原・市水道 將來の發展を豫想して設計を爲し、工費六十五萬圓(内三十萬圓樺太廳補助)を投じ大正十二年七月起工翌十三年十月竣功せり。

本設計は現在の人口を基礎とし過去の増加率を斟酌して將來の人口を豫想し、二十年後の人口を六萬人と假定し之に基き設計したり。即ち導水管及配水管の如き將來擴張に巨費を要するものは人口六萬人に對する設計とし、濾過池、配水池及配水管等の如き隨時容易に擴張を施し得るものは差當り人口三萬人に對する設備に止めたり。

水源地は街の東方玉川にして従來の簡易水道水源地の上流約一千六百米の地點に於て河流を堰止め

其の上流左岸に取入口を設け、淨水場は樺太神社山北麓の緩傾地に設備し、此處に濾過池及配水池を築造せり。配水管は内徑三吋乃至十六吋、鐵管三三、二一〇米を網狀形に敷設し、制水閘大小七十九個を付して局部の斷水に便し、専用給水を受くる能はざる者のために共用栓百個を設置すると共に十字街の要所には地上式消火栓一三一個を設置せり。其後人口の増加に伴ひ街區膨脹したるため配水管の擴張に迫られ、延長六、七二〇米、制水閘六個、地上式消火栓二十七個其の工費十萬圓(内二萬五千圓樺太廳補助)を投じて昭和四年十月起工翌五年三月竣功せり。次で同年七月工費十五萬圓(内五萬五千圓樺太廳補助)を投じ防塞工事に着手し配水管埋設深度を二米以上とせり。他方給水量の増加の爲工費四萬八千圓(内一萬五千圓樺太廳補助)を投じ同月着工し現取入口より下流三六〇米の地に豫備取入口を設け、それより十五馬力唧筒にて濾過池に送水し得る設備を爲せり。又街區の膨脹せる地に配水管を敷設し其の延長七一〇米、地上式消火栓三個、阻水閘四個とす。現在専用栓一、二八〇共用栓一五七、消火栓一六三を配置す。

大泊・水道 大正十四年工費百六十二萬一千圓(内六十一萬圓樺太廳補助)を以て上水道敷設工事を計畫し、昭和二年六月着手昭和四年十二月通水す。

導水管は五萬人に對し充分なる管徑を保たしむるも、濾過池其の他の設備は三萬三千人に對するものとし將來必要に應じ擴張することとせり。水源池は大泊町字古牧路助澤地内大泊川支流中本流との分岐點より約九一〇米の地點にして長さ一四六米、最高一五米九の土堰堤を以て水流を縮切り有効水

量約百十八萬噸の貯水池を設く。貯水池より内徑十四吋、延長六、六三六米の鐵管を大泊川に沿ひて敷設し、大泊本町高地火藥庫所在地の淨水池に達せしむ。淨水池には長さ三一米六、巾一八米九、深さ三米の濾過池三個を設置し、濾過したる後馬力八十八「セ」重油機關二臺、直結タービン唧筒二臺に依り淨水を海拔六九米六なる方十八米深さ四米五の大いさを有する配水池に揚水す。配水池より徑十四吋鐵管を敷設し人口の密度に應じ之を八吋乃至十二吋の本管となし、更に二吋乃至六吋の支管を分派し全町に配水す。次で從來水利に乏しき清水町及大泊驛竝に鐵道官舎に給水し火防衛生の完壁を期する爲昭和九年七月之が應張工事を着手し工費七、六五七圓(内三千圓樺太廳補助)を以て同年九月之が完成を見たり。配水管延長八五二米、消火栓新設五箇所あり。現在専用栓三一四、共用栓一六四地上式消火栓一二三を配置す。

泊居町水道 簡易水道の木道を鐵管及混凝土に改むると共に將來の人口増加を豫想し、工費十萬二千圓(内六萬圓樺太廳補助)を投じ大正十一年五月起工大正十三年八月竣工せり。水源は泊居川の支流川口より約三、六三六米の箇所通稱二十間澤にして夏季萬一の濁水を慮り鐵筋混凝土を以て現河底以上二十呎四吋高の堰堤を築造し貯水池となせり。其の後水量不足及街區膨脹等の爲工費九萬二千圓(内三萬五千圓樺太廳補助)を投じ、丸山澤に貯水池を設置し給水量の増加を計り、又配水管は一、八七三米を敷設せんとし、昭和四年九月着工昭和五年十一月竣工せり。

本斗町水道 從來の簡易水道を改修し木樋木管を鐵管に替へ、工費二、三、九〇二圓(内六千圓樺太

廳補助)を以て大正十四年六月起工同七月竣工せり。其の後戸口増加に伴ひ水量不足の状態となりたるを以て工費一萬三千圓(内五千圓樺太廳補助)を投じ、水源池の擴張、鐵管の敷設換、消火栓の増設共用給水栓の新設を爲し、昭和三年七月竣工せり。更に近來人口の増加に伴ひ水量不足を告げたるため昭和八年度に於て工費十五萬圓(内六萬圓樺太廳補助)を投じ人口一萬人に給水する計畫の下に擴張工事を施行完成を遂げ給水しつゝあり。水源池は鳥舞澤上流約二千八百米の地點にて溪流を堰止め左岸に取入口及泥砂池を設け、淨水場は市街東方丘上公園豫定地南端に設置し、此處に長さ十五米、幅十二米の濾過池三箇所長さ一〇米六、幅八米五の配水池二箇所を築造せり。取入口淨水場間の送水管は内徑二百糎鐵管にて延長約二、七三〇米にして途中最凹所に排泥設備をなす。配水管は内徑一五〇糎乃至七五糎鐵管五千五百米を増設し制水瓣大小七三個を付して局部斷水に備へ専用給水を受くる能はざる者の爲に共用栓五五個を設置すると共に要所には地上式消火栓五四個を配置せり。尙築港岸壁には船舶給水栓四個を設け出入船舶の給水を爲さんとす。

名好村水道 從來の木樋簡易水道を改むると共に戸數増加したるに伴ひ之が擴張を計り工費六萬圓(内二萬五千圓樺太廳補助)を投じ、昭和四年七月起工十一月竣工せり。水源池は名好村の南方約九百米の溪流に高さ四米四、長さ二六米五の土堰堤を築造し約二千立方米を貯水し濁水期に備へ、淨水池には長さ六米四、幅五米五、深さ二米六の濾過池二箇所を設け、又七米平方深さ三米二の配水池二箇所を設く。導水鐵管は内徑八吋にして分岐點より四吋乃至六吋鐵管を以て配水す。現在共用栓は

十九、消火栓は十三を算す。

眞岡町水道 従來の簡易水道は設置以來已に二十數年を経過し其の間々修理を加へつゝありと雖も今や各施設に對し根本的變改を要する時期に到達したるを以て昭和十一年度より三ヶ年繼續事業として工費三十六萬圓を以て本水道工事に着手したるも十二年度以降物價高騰により三萬二千六百圓の工費を増額し合計三十九萬二千六百圓を以て昭和十四年三月竣功せり。
其の後人口の増加に伴ひ貯水量に不足を生じたる爲工費一萬三千圓を投じ昭和十四年八月貯水池擴張工事を起し、貯水量を一萬五千立方米と爲せり。

本水道は給水人口一萬五千人の計畫にして水源池は眞岡川上流約三千八百米の地に高さ八米四〇、延長百八米四〇、上幅八米の土堰堤を築造して水面積約二萬三千平方米、貯水量約六萬圓の貯水池を設けたり。淨水場は貯水池下流約二百米の地に設置し此に長さ十九米、幅十五米の濾過池三池及長さ十二米七五、幅十米の配水池二池を築造せり。

貯水池淨水場間は内徑三百耗高級鑄鐵管二百十米を埋設して淨水場に送水せり、配水管は淨水場出口に量水器を設置して配水量の測定設備を有せしめ、町入口迄の本管は内徑三百耗鑄鐵管にして之よりは人口稠密の度及將來の發展を考慮し二百五十耗より百耗迄の鑄鐵管延長二百五十米を各所に適當に埋設し制水瓣大小九十三個を付して局部斷水に備へ専用給水を受け得ざる者の爲に共用栓八十二個を設置すると共に要所に地上式消火栓七十一個を配置して火災に備へたり、尙築港岸壁には船舶用

給水栓三個を設けて出入船舶の給水を爲さんとす。其他落合町、惠須取町、敷香町其他の町村に於ても夫々改修の計畫を爲し居れり。

下 水 道

大泊町下水道 一時的木造下水道の築造せる箇所ありしも下水道完全ならざる爲雨天融雪に際しては泥濘甚しく交通、保健、衛生上捨て置き難く、工費十九萬六千圓(内八萬圓樺太廳補助)を以て本町年來の懸案たる下水道築造工事を(道路改修工事と共に)計畫し、昭和三年十二月着工同六年九月竣功せり。本工事は當町の經濟中心地たる築町、旭町一帯に施行し延長六、三九五米、人孔二十箇所に於て爲に全區域舊態を一新せり。更に本町大通より楠溪町驛迄の延長を計畫し昭和八、九、十、十二の四箇年度に於て工費六萬二千圓を以て本町大通に千五百七十米、人孔二十二箇所を施行し汚水雨水の流下を良好にせり。

豊原市下水道 道路側溝あるも汚水流下の用を爲さずして全部地下に滲透し、又雨天融雪期には泥濘甚だしく交通、保健、衛生上遺憾の點多かりし爲、工費百二十五萬圓を以て下水道計畫を樹立し其の第一歩として昭和七年度に工費五萬五千圓(内約半額樺太廳補助)を投じ、大通の一部及眞岡通を着工し鈴谷川へ放流する下水道を築造せり。延長千九百餘米、人孔四十箇、雨水井一四八箇とす。更に昭和八、九、十、十二の四箇年度に於て工費一三三、九〇〇圓(内約半額樺太廳補助)を以て眞岡通、

南五丁目及大通西二條間の區域及大通は南九丁目迄、神社通は東四條迄、南一丁目は西二條より西全部、南四丁目は東三條より西全部に亘り下水道を築造す。其の延長四、八一五米、人孔七十四箇、雨水井約四百四十箇とす。此の計畫は年を逐ふて順次施行の豫定なり。

知取町下水道 昭和六年度に工費一萬四千圓(内約半額權太廳補助)を以て初音町に延長九二五米の側溝式下水道を築造し、次で昭和九、十、十一年度に工費三萬五千圓(内約半額權太廳補助)にて千歲町及火防線通延長三十米、人孔十六箇所の下水道を築造せり。

眞岡町下水道 道路側溝あるも雨天及融雪期には其の用を爲さずして泥濘甚だしく車馬の交通さへ不能の状態なりしを以て昭和八年度より起工し下水道の築造に着手せり。昭和八、九、十、十一、十三、十四の六箇年度に工費十萬四千圓(内約半額權太廳補助)を以て南濱町、本町及榮町、北濱町の一部に延長三千五百米、人孔四十三箇、雨水井約百八十二箇の下水道を築造す。

落合町下水道 昭和六年以降毎年傳染病の發生を見保健衛生上遺憾の點ありし爲工費六十萬圓を以て下水道計畫を樹立し其の一部として昭和十一、十二、十三年度に於て工費七萬二千圓(内約半額權太廳補助)を以て大通及中通の一部に延長一、九〇〇米、人孔三十九箇、雨水井約百四十箇を築造せり。

本斗町下水道 昭和十三、十四の兩年度に於て工費八萬七千五百圓(内約半額權太廳補助)を以て大

通、濱通及中通の一部に下水道施設を爲し管の延長三千百九十米、人孔四十一箇、雨水井百四十四箇、汚水井二百四十六箇を築造す。

第十章 教化

第一節 學校教育

概 説

明治三十八年本島領有當時に於ては何等施設の見るべきもなく百般創始の状態に在りしが、年を逐ふて渡航者相續ぎ豊原、大泊及眞岡の如きは忽ちにして市街地を形成し、従つて兒童亦多數を算せるも其の教育機關なきを以て之が設立の念に迫られ、明治三十九年八月始めて豊原に小學校を開設し、次で同年十月大泊及眞岡の兩地に小學校を開設せり。之れ本島に於ける小學校の嚆矢なり。而して同年九月樺太小學校内規を定め其の據る可き所を明かにせり。然るに教育上の施設を要するは尙に是等市街地のみに止まらず、其の他の村落に於ても之が必要に迫れるを以て、應急策として民間に相當補助を與へ之が設立を助成せり。即ち明治三十九年には私立簡易教育所二、同四十年に私立簡易教育所二、私立小學校一の設置を見たり。越えて明治四十一年本島に於ける小學校に關する件(勅令)公布せられ大體小學校令に據ると共に、之が細則に就ては内務省令を以て一部を除く外小學校令施行規則を

準用することとなり、次で廳令を以て私立小學校補助規則を定め、前記三市街以外の村落の私立小學校に對し教員俸給及設備費に補助を與ふることとし之が普及を圖れり。然れども小學校に尙廳立、私立の二種あり。私立小學校には補助を與ふと雖も教員の招徠其の他不便尠からず。茲に於て大正九年管内の小學校を統一し之を公立となし教員給は之を國庫の負擔とし物件費は之を町村支辨となし教育機關の刷新を圖れり。而して町村教育費殊に農業部落及集團殖民地の負擔の軽減を圖る爲從來の補助法を改め昭和七年度より農漁業部落教育費補助規程を定め學校建築及經常教育費に對し相當の補助金を交付し居れり。然れども校數の約七割は單級若は複式單級なると、自然及文化的教材は自ら内地と趣を異にする等本島の特殊事情に因り此の點一般の考慮を拂ひ其の改善振興に努めつゝあり。

一方既に高等普通教育機關設置の必要に迫られ之が要望の聲漸く高きを以て、樺太廳は明治四十五年大泊に中學校を、大正五年豊原に高等女學校を設置せり。爾來人口の増加に伴ひ漸次増設され目下中學校三、高等女學校四、公立高等女學校一、公立實科高等女學校三を算す。

實業教育方面に於ては昭和四年樺太公立實業補習學校規程の公布と共に開設を見、爾來各地に漸次増設せられ昭和十三年度末現在九校に及びしが昭和十四年四月此等實業補習學校を廢止し、新に乙種程度實業學校八校を設置せり。尙樺太廳は本島の特殊事情にある農業經營に鑑み農業指導啓發に當らしむる中堅人物養成の目的を以て昭和九年七月拓殖學校を設置せしが昭和十四年四月新に林科を増設し甲種程度に昇格せしめ、更に昭和十二年六月從來の本斗水産補習學校を本斗水産學校に昇格せ

師範教育としては男子教員養成のため大正七年四月官立大泊中學校に小學校教員講習所を設置し、更に昭和十四年四月師範學校を設置せり、女子教員養成のためには大正九年四月官立豊原高等女學校に補習科を設置し、昭和十二年五月同補習科を廢し同校に小學校教員養成所を設置せり。以上の外私立幼稚園及私立學校等ありて夫々教育實績の向上を圖りつゝあり、教育施設斯くの如く漸く其の緒に就くと共に教育行政上監督機關充實の忽にすべからざるを認め、大正五年四月樺太廳に專任視學を置き、各支廳にも專任或は兼任視學を配置して之が監督統一の嚴密を期し、又大正九年には教育に關する告諭を發し以て其の嚮ふ所を示せり。

初等教育

輓近拓殖の進展に伴ひ人口の増加に因る學齡兒童の増加亦著しく、依て學校の増設校地校舎の整備と共に内容の充實を圖り教育の改善振興に努め居れり。而して初等教育は概ね普及され今や相當村落を形成する所學校の設置を見ざるなき狀況にして、従つて學齡兒童の就學率亦頗る良好となり昭和十三年度に於ては學齡兒童數六六、〇一七人、就學兒童數五六、七四九人にして就學歩合は八五・五六%なり。

學校、學級及教員、兒童數

(昭和十三年度末現在)

支廳市別	種別	學校種別					學級	教員	兒童
		尋常高等小學校	尋常小學校	高等小學校	尋常高等小學校	尋常小學校			
豊榮	尋常高等小學校	12				131	126	5,525	
大泊	尋常高等小學校	10				228	233	9,973	
大泊	高等小學校	1							
本斗	尋常高等小學校	11				111	112	4,221	
本斗	尋常小學校	1							
眞岡	尋常高等小學校	12				102	101	8,033	
眞岡	尋常小學校	1							
泊居	尋常高等小學校	1				322	326	12,250	
泊居	高等小學校	1							
元泊	尋常高等小學校	1				108	102	5,022	
元泊	高等小學校	10							
香	尋常高等小學校	10				225	226	6,799	
香	尋常小學校	1							



計	豊原市	
	尋常高等小學校	尋常小學校
	一〇三	六
	一、三〇〇	一、四三
	一、五〇〇	一、四八〇
	一、四	六、四四六

高等普通教育

小學校の増加に伴ひ其の卒業者にして更に中等教育を受けんとするもの年々増加の趨勢に在るを以て明治四十五年五月權太廳は大泊に中學校を設置し、次いで大正五年四月豊原に高等女學校を設置せり。爾來拓殖の進展に伴ひ人口の増加に因り漸次増加を見現在中學校三、高等女學校四、公立高等女學校一(昭和十四年四月一日公立敷香高等女學校新設)、公立資料高等女學校三(内昭和十四年四月一日公立敷香資料高等女學校新設)あり。

一、官公立中學校現況

(昭和十三年度末現在)

學校名	位置	設置年月日	學級數	教員數	生徒數
權太廳大泊中學校	大泊町	明治四十五年五月一日	二五	三	三〇〇
權太廳豐原中學校	豊原市	大正二十四年四月二十四日	二〇	六	九七

權太廳眞岡中學校

眞岡町

一昭和一二日年

四

元

六三

二、官公立高等女學校現況

(昭和十三年度末現在)

學校名	位置	設置年月日	學級數	教員數	生徒數
權太廳豊原女學校	豊原市	大正五年八月五日	二九	三	六三
權太廳大泊女學校	大泊町	四昭和一月二日	九	六	六三
權太廳眞岡女學校	眞岡町	四昭和一月四日	八	六	六三
權太廳泊居女學校	泊居町	四昭和一月七日	四	三	二七
公立敷香女學校	敷香町	四昭和十一月十一日	二	八	元
公立敷取資料高等女學校	敷取町	四昭和十二月九日	二	七	四

實業教育

(一) 拓殖學校 拓殖學校は一般農業學校と其の趣を異にし、農業に依る勤勞主義に基き心身鍛鍊を第一義とし、將來農業者として其の經營の實際に即應せる人材養成の目的を以て昭和九年四月豊原郡豊北村に設置せしが本島拓殖の進展に伴ひ農林業の重要性益々加はり、其の第一線に立つべき堅實な

る業者を需むること愈々切なると同時に一面又指導的技術者の養成を促して抱ます。依て昭和十四年四月新に林科を設置し甲種農業學校程度に改組せり。

現在學級數三、教員數八、生徒數六六名

(二) 水産學校 水産學校は昭和十二年六月本斗那本斗町に樺太公立實業學校規程に基きて設置し、水産業に従事せんとする者に實際に即せる体験教育を施し須要なる知識技能を授けると共に、國民道徳を涵養し併せて拓殖に適應する人材を育成するを以て目的とし、修業年限は二箇年とし高等小學校卒業程度以上の學力を有する者を入學せしむ。生徒定員六十名にして、現在學級數二、教員數一一、生徒數五二を算す。

(三) 實業學校 本校は實業に従事する者に須要なる知識技能を授けると共に、國民道徳を涵養し併せて拓殖に適應する人材を育成するを以て目的とし、修業年限二箇年にして高等小學校程度以上の者を入學せしむ。其の現況次の如し

公立實業學校現況

(昭和十四年四月末現在)

學校名	位置	設置年月日	學級數	教員數	生徒數
樺太公立豐原商業學校	豐原市	昭和十四年四月一日	二	七	五
同 落合商業學校	落合町	"	二	九	六

師範教育

男子教員の養成機關として大正七年四月官立大泊中學校に小學校教員講習所附設せられ、當初尋常小學校本科正教員を養成せるも大正十一年之を改め内地師範學校第二部に則り尙從來は修業年限一箇年なりしも昭和十二年度より之を二箇年に延長し小學校本科正教員を養成しつゝあり。昭和十三年度末現在生徒數七十三名を算す。

更に女子教員の養成機關としては大正九年四月官立豐原高等女學校に補習科を設け、修業年限一箇

同 大泊商業學校	大泊町	"	二	〇	六
同 眞岡商業學校	眞岡町	"	二	〇	六
同 泊居工商學校	泊居町	"	二	七	五
同 知取工商學校	知取町	"	二	九	三
同 敦香商業學校	敦香町	"	二	八	三
同 惠須取商業學校	惠須取町	"	二	二	三



年にして教員として特に必要なる學科を教授し無試験檢定を以て小學校本科正教員の資格を與へ隨時任用し來りしが、昭和十二年五月從來の補習科を廢し同様に男子教員と同様の小學校教員講習所を附設せり。昭和十三年度末現在生徒數七十七名を算す。而して前記講習所のみにては本島の將來を擔當すべき小國民を教育すべき者の養成施設としては甚だ不完全なるを免れざるを以て昭和十五年より講習所廢止の豫定の下に昭和十四年四月小學校教員養成の正規機關たる師範學校を設置せり。

現在學級數三、教員數一三、生徒數一一二を算す。

小學校教員 小學校教員に對しては左の方法に依り向上改善に努めつゝあり。

イ、機に應じ校長會議、研究會、講習會等を開き、或は研究論文を募集する等努めて研鑽の機會を與ふ。

ロ、毎年數名の現職者を選び内地及朝鮮其の他の殖民地に派遣し、教育狀況の實際を視察研究せしむ。

ハ、學術研究員規程を設け、現職者より試験又は無試験に依り毎年數名を選抜し、任意又は指定の學校に派遣依託し研究せしむ。

研究員は之を甲種、乙種に分ち甲種は一年、乙種は六箇月とし、大正十年度以降派遣せるもの甲種十三名、乙種五十四名を算す。

其の他の教育機關

(一) 私立學校 本島の私立學校に關しては大正九年九月廳令を以て私立學校の規則を定め、其の設立は長官の認可を経しむ。大正十五年四月豊原に樺太教育會附屬豊原夜間中學校の設立せられたるを初めとし現在三校あり。

私立學校現況

(昭和十三年度末現在)

學校名	位置	設立者	設置年月日	學級數	教員數	生徒數
私立樺太教育會附屬豊原夜間中學校	豊原市	樺太教育會	大正二十五年四月二十二日	四	三	三
同 女 學 校	同	藤川マキエ	大正十五年八月十三日	三	六	二〇
私立大泊實科女學校	大泊町	大沼銚太郎	昭和十三年九月一日	三	八	三

(二) 幼稚園 本島に於ける幼稚園は大正十年八月大泊に設置せられたるを初めとし、次で大正十二年五月豊原に、昭和二年三月恵須取に之が開設を見たるも何れも私立にして其の施設未だ完からざるを遺憾とする所なり。

(昭和十三年度末現在)

園名	位置	設立者	設置年月日	組数	保母数	園児数
私立大泊幼稚園	大泊町	吉居義道	大正十年八月一日	三	三	三
同 豊原幼稚園	豊原市	福山惟吉	大正十二年五月十五日	二	二	三
同 恵須取青鹿幼稚園	恵須取町	速間純間	昭和二年三月九日	二	二	共

(三) 教育所 内地人に比し智能劣れるアイヌ族以外の土人の子弟を教育の爲敷香に教育所を設置し公立小學校に準じ學習を指導し其の智徳の涵養に努めつゝあり。現在在籍兒童二十四人あり。

第二節 社會教育

概 説

明治三十八年十月本島の帝國版圖に加はるや漸次内地人の移住するもの多きを加へ開拓の進展と共に學校教育の施設整備を見るに至りしも、時運の進展に伴ひ學校教育のみを以て足れりとせずして一般民衆教育の必要を痛感せらるゝに至り、各地に於て男女青年團の活動及講演會の開催等社會教育事

業亦漸次行はるゝに至れり。

斯くして昭和五年十月樺太廳に社會教育官設置せられ専ら社會教育の指導監督事務を掌ることとなりたり。大正十一年豊原に樺太廳博物館、昭和三年大泊に、同七年豊原に夫々圖書館開設せられ、大正十五年全島二十七ヶ所に青年訓練所、大正十四年樺太青年團、昭和三年樺太聯合女子青年團組織せらるゝ等主要なる社會教育施設の開設を見るに至りしが、更に教育會及婦人會其の他の各種團體をして社會教化の諸運動を振起せしむると共に、樺太廳内に活動寫眞班を置きて各地に派遣し地方の教化に努め、或は各種講習會を開催し、或は島外に視察者を派遣し内地優良町村の社會施設を見學せしめ、而して社會教育に努めたる島内優良團體に篤行者を表彰する等社會教育の發展に努め來れるも未だ充分なるを得ず、漸次之が組織の整備に依り、規模を擴充し以て本島の開發社會の進歩向上に寄與せんとす。

本島に於ける社會教育は拓殖の重大使命を荷へる本島住民として須要なる資質を向上し社會の進歩改善を圖るを以て目的とし左の諸點に重點を置き指導し、其の徹底に努めつゝあり。

- 一、國民精神の作興
- 二、公民思想の涵養
- 三、敬虔眞摯並に質實剛健の氣風の育成
- 四、産業的智能の啓培

教化

教化

- 五、情操の陶冶
- 六、休位の向上

主なる社会教育團體

一、樺太教育會

從來各支廳の下に獨立したる教育會ありたるも時代の推移は之を以て足れりとせず、是等を統一するの要あるに鑑み、大正十三年三月從來の教育會を解散し新に支廳管内を統一したる教育會を創設し、之を單位として中央に樺太教育會を設置したり。爾來講演會、研究會、夏季大學の開催、各科学研究調査會、圖書館及夜間中學校の開設並に機關雜誌の刊行等着々事業を進め、尙新刊書籍を購入し巡回輪讀に供し居れり。

二、恩賜財團樺太教化事業獎勵會

本會は大正十四年五月十三日 天皇 皇后兩陛下御成婚滿二十五年の御祝儀に方り御下賜せられたる恩賜金及其の利子を以て昭和六年八月設立せられたるものにして御内帑恩賜の聖旨を奉體し本島に於ける教化事業の獎勵を爲すを以て目的とす。事務所を豊原(樺太廳内)に置き篤行者、社会教化功勞者並に團體の表彰及補助等社会教化に盡力しつゝあり。

本島社会教育施設

本島社会教育施設一覽

(昭和十三年度末現在)

支廳別	全島		地方		青年訓練所	青少年		婦人團體	體育團體	圖書館	博物館
	社會團體	體育團體	社會團體	體育團體		青年男子	青年女子				
豊原市	三				七	三	一	七	三		
豊原市					三	一		一			
大正					三	一		一			
本斗					三	一		一			
真斗					三	一		一			
泊居					三	一		一			
元泊					三	一		一			
敷香					三	一		一			
計	三				三	一		三	三		

備考 青年團は單位青年團のみを掲ぐ

一、青少年教育

國家活力の源泉にして次代國家を背負つて立つべき青少年を指導誘掖し、以て其の心身の健全なる發達を期するは最も緊要なり。殊に本島小學校卒業者の大部分は直ちに社會の活動場裡に立つものなるを以て之が教育の必要の重大性なるを益々感ぜしむるものあり。本島に於ける青少年教育は國民精神の作興を以て其の指導精神となし、國民たる資質の育成と向上とを計り以て公民たるの教育を授くるを目的とす。

(一) 青年團

本島に於ける青年團は概ね十四歳以上二十五歳以下の男女青年を以て結成せられ、専ら心身の修養に努めしむると共に資質の向上品性の陶冶を計るを以て其の指導方針となす。故に樺太廳及各支廳に於ては幹部講習會を年々開催し優秀なる幹部の養成を計り、又内地各府縣に開催せらるゝ各種講習會其の他に團員を派遣すると共に青年團の經營並素質の向上に努め其の充實振興を期しつゝあり。

1、男子青年團 從來町村に於て任意に設立し來りたるも大正十四年十一月樺太青年團創立せられ昭和三年三月大日本聯合青年團に加盟を見るに及び一層の整備を見、昭和六年十月團則改正の結果聯合制となり内容の充實、組織の統制を見るに至り近時特に著しき發展を示せり。昭和十三年度末調によれば町村聯合青年團數四一、單位青年團數二六四、團員數一〇、一〇五名に達し經費豫算四七、七五五圓を算す。

2、女子青年團 從來處女會なる名稱の下に各町村に於て任意に設置し來りたるも大正十五年十一月女子青年團に關する内務、文部兩省訓令發布せられたるを機とし昭和三年十二月曠古の御大典を記念として樺太聯合女子青年團の組織を見るに至れり。女子青年團は女子としての立場に鑑み家庭を中心とする修養を主とし衣食住其の他生活の改善、家庭副業等に關すること等専ら主婦としての資格を得るを目標とし他面社會教化並社會奉仕等近時著しき成績を擧げつゝあり、昭和十三年度末調によれば町村聯合女子青年團四三、單位青年團一八五、團員數五、〇五四名、之に要する經費豫算一五、二一七圓に達す。

(二) 青年訓練所

大正十五年四月勅令に依り青年訓練所令公布せられ、内地に該制度施行せらるゝや本島に於ても拓殖進展上青年の心身鍛鍊資質の向上を目的とする斯かる機關の必要を認め、同年六月樺太廳令を以て樺太公立青年訓練所規程を公布し、其の後昭和五年十二月之を樺太青年訓練所規程に改め、青年訓練所の目的、設立者、訓練内容、職員等略内地に準じたる制度を實施し今日に及べり。斯くて昭和五年五月廳訓令を以て樺太青年訓練所學科視閲規程を公布し、設置目的の貫徹に努め尙毎年六月十二日を以て青訓記念日と定め行事を行ひ趣旨の普及徹底を圖りつゝあるも時運の進展に伴ひ將來之が制度の普及並に改善に依り一層青年大衆教育の振興を圖るの要あるを認む。昭和十三年度末の調査に依れば訓練所數七八、町村豫算三四、九九六圓、樺太廳補助四、六六七圓を算す。

(三) 少年團

本島に於ける少年團は其の組織不十分に於て、僅かに三箇團の設立せるを見るのみなるを以て之が連絡統制上並に少年の訓練指導上遺憾の點尠からず。依つて目下小學校を中心にして之が施設を慫慂し、學校教育と相俟つて校外生活指導及社會的訓練を核心とする少年團の着實なる發達を期すべく努めつゝあり。昭和十三年度末調に依れば其の狀況左の如し

團名	創立年月日	團長	團員數	指導者數	施設概要
少年團日本聯盟	昭和五年九月十五日	高橋 弥太郎	二〇	三	敬神奉仕を主とする公民教育の他訓練に依る人材の教育其の他訓練。
豊原少年團	昭和九年十一月十日	藤野 幸藏	七	二	規律節制、情操陶冶、野外訓練、社會奉仕、團體訓練等。
榑太公立眞岡第二尋常高等小學校少年團	昭和八年五月十四日	柳久保 義榮	二〇	三	修身、修養、早起會、例會、講習會、登山、神社掃除等。

二、成人教育

本島に於ける成人教育に關する施設は未だ見るべきものなく僅かに成人講座、婦人講座、榮養講座等あるのみなり。將來全島住民をして教化的精神に燃えしめ郷土に即したる綜合的社會教化施設として島内各市町村毎に各種團體聯合會及教化員を設置し以て國民精神の作興、公民教育の徹底、産業の

振興並生活の改善等教化の實績を擧ぐるの要ありと認めらる。亦勞務者教育及工場、鑛山教化機關等を助成し、又映畫に依る教化の振興を圖りつゝあり。

觀覽施設

一、圖書館

本島の精神文化振興機關として最も必要なる圖書館施設は内地の其れに比し甚だ幼稚なる存在に過ぎざりしも昭和三年十二月大泊教育會に大泊圖書館を設置し又榑太教育會に於ても昭和七年一月より附屬圖書館を豊原に開設し爾來何れも有効に利用せられ又各中等學校、小學校及支廳教育會に於ても圖書閱覽室、兒童文庫等を設け夫々活動するの狀況に至りたりと雖も未だ遙籃の域を脱せざるに鑑み昭和十二年度に於て廳立圖書館經營の計畫を樹立し同年八月之が設置と共に圖書館機構の充實を圖り以て本島文化の開拓に寄與する所あらむとす。今昭和十三年度に於ける利用狀況を示せば左の如し

圖書館名	蔵書數	閱覽人員	開館日數
榑太廳圖書館	九、八二四	二五、四三〇	三六八
大泊教育會圖書館	五、〇六六	一七、八七〇	三四



教化

二、樺太廳博物館

本島の我が領有に歸するや拓殖の礎を樹つる爲其の天産物を調査し利用の途を究むるは最も急務なりとし明治三十九年五月樺太民政署に於て斯道の權威者に囑託し植物調査を遂げ樺太廳設置と共に動物調査を行ひ、越えて明治四十二年農産、林産、水産、鑛産等各種産業上の標本を蒐集するに當り同時に土人の使用せる器具等をも蒐集したるも、未だ公開せしむるに至らざりき。斯くして諸種の標本蒐集せるもの多數に上るや、大正六年舊樺太駐屯軍司令官々舎に之を陳列公開し大正十一年に至り其の内容漸く整ひたるを以て樺太廳博物館規程を設け毎年五月乃至十月の期間を公開し、本島唯一の觀覽施設たらしめたり。

越えて昭和二年に至り、植物、動物、水産、林産、農産、鑛産、土俗及歴史參考品の各部を設け内容の整備、擴充を圖ると共に陳列、解説等に改善を加へ爾來蒐集品の増加に伴ひ陳列室狹隘のため、工費十八萬五千圓を投じ日本式建築美を表現せる新館を建設し内容の充實と相俟つて社會教育並學校教育の補助學術研究機關として本島拓殖の進展に寄與しつゝあり。現在陳列品一三、二八八點を算し昭和十三年に於ける觀覽者三五、五二六人に達せり。

體育

本島の特殊の事情に鑑み人的資源の育成を期する上に體育の重んぜらるべきは言を俟たざる所にし

て之が健全なる發達を期する爲、樺太體育協會は、各種體育團體の指導連絡統一を圖り其の振興を期しつゝあり。尙樺太廳に於ても之に對し補助を爲す等其の發達に努めつゝあり。
今其の概況を擧ぐれば次の如し

一、體育團體及體育設備

(昭和十三年度末調)

支 別	種 別		別 類	豊 榮	大 泊	本 斗	眞 岡	泊 居	元 香	敷 計
	陸上競技	野 球								
體 團	陸上競技	野 球	體 團	二	二	二	二	二	二	二
場 動 運	陸上競技	野 球	場 動 運	一	一	一	一	一	一	一
體 團	野 球	庭 球	體 團	二	二	二	二	二	二	二
場 動 運	野 球	庭 球	場 動 運	一	一	一	一	一	一	一
體 團	庭 球	水 泳	體 團	一	一	一	一	一	一	一
場 動 運	庭 球	水 泳	場 動 運	一	一	一	一	一	一	一
體 團	水 泳	ス キー	體 團	一	一	一	一	一	一	一
場 動 運	水 泳	ス キー	場 動 運	一	一	一	一	一	一	一
體 團	ス キー	ス ケート	體 團	一	一	一	一	一	一	一
場 動 運	ス キー	ス ケート	場 動 運	一	一	一	一	一	一	一
體 團	武 道	武 道	體 團	一	一	一	一	一	一	一
場 動 運	武 道	武 道	場 動 運	一	一	一	一	一	一	一
體 團	其 他	其 他	體 團	一	一	一	一	一	一	一
場 動 運	其 他	其 他	場 動 運	一	一	一	一	一	一	一

備考 一、團體中には統制團體を含まず

教化

教化

- 二、團體及設備は主なるもののみを掲ぐ
- 三、學校内の體育設備は掲げず

二、全島の體育統制團體

(昭和十三年度末調)

種目別	團體名	所在地	設立年月日	備考
スキー	樺太スキー聯盟	豊原市	昭和七年二月五日	全日本スキー聯盟ニ加盟、島内各地一〇俱樂部加入
陸上競技	樺太體育協會	同	昭和二年三月五日	全日本陸上競技聯盟ニ加盟、各支
庭球	樺太庭球聯盟	同	昭和九年五月一日	全日本庭球聯盟ニ加入、島内各地
スケート	樺太スケート聯盟	同	昭和二年三月〇日	五〇俱樂部加入
野球	樺太野球聯盟	同	昭和六年	島内九俱樂部加入
武道	武徳會樺太支部	同	昭和八年八月三日	十二支所(各警察署所在地)に分た
弓道	樺太弓道聯盟	同	昭和二年	
拳闘	樺太拳闘聯盟	同	昭和二年七月五日	
自転車	樺太自転車聯盟	同	昭和三年七月	

第三節 専門學校入學者試験檢定

大正十四年廳令第十八號を以て専門學校入學者檢定に關する規程を公布し昭和三年乃至昭和五年は毎年九月、昭和六年以來春秋二回之を施行し、全科合格者十一名あり。右試験の效力に付ては大正十五年文部省令第五號を以て大正十三年文部省令第二十二號に依る試験檢定と同一に認められ且つ免除學科の效力は昭和三年文部省議を以て相互共通し同一に認めらる。

第四節 史蹟名勝天然紀念物

昭和六年一月廳令第三號を以て史蹟名勝天然紀念物保存規程を公布し、同時に史蹟名勝天然紀念物調査會を設置せり。現在該規程に依り指定せられたるもの史蹟三箇所、天然紀念物百十七種にして目下猶調査しつゝあり。

(一) 史蹟は左の如し

名	稱	位	置
白主	勤番所跡		本斗郡好仁村大字白主字南白主
鶴城	元會所跡		鶴城郡鶴城村俗稱鶴城澤
松川	辨之助堀跡		長濱郡長濱村大字長濱字長濱

(二) 天然紀念物概記

教化

- 一、白墨系化石(アンモナイトの類)
 - 二、頭場湖の蘆藻(天泊郡富内村)
 - 三、馬群潭泥火山(元泊郡帆寄村大字馬群潭)
- 共の他高山植物百十種

第五節 神社及宗教

神 社

明治三十八年本島領有後住民の増加するに伴ひ神社の創立を企圖するもの各地に相續ぐに至り、茲に於て人心の歸嚮を察して敬神の思想を涵養し崇祖の信念を振作するため、明治四十四年全島鎮護の大祀として官幣大社樺太神社を建立せられたり、爾來豊原、眞岡、大泊、泊居其の他各地に相亞で産土神社の建立を見現在其の數一二六社に及ぶ。

官幣大社樺太神社 祭神は大國魂命、大己貴命、少名彥命の三神一座にして豊原の東郊旭ヶ丘に鎮座し幽遠絶佳の勝地なり。明治四十三年起工翌明治四十四年八月鎮座あり。大祭日は樺太施政記念日たる八月二十三日なり。社殿社域整備し境内樹木鬱蒼として森嚴の氣漲り神威赫として島民の崇敬殊に厚し。

縣社豊原神社 祭神は天照皇大神、豊受大神、明治天皇、照憲皇太后の三座四柱にして豊原市大字北豊原に鎮座し閑雅にして森嚴なる淨地なり。明治四十一年の創建にして例祭日は六月十六日なり。昭和三年十一月五日縣社に列格せらる。

縣社亞庭神社 祭神は大國主命、事代主命、市杵島姫命、御食津神、饗田別命にして、幽遠森嚴なる大泊町神樂ヶ丘の高地に鎮座し亞庭灣を望む。大正三年創建、昭和五年七月五日縣社に列格せらる。例祭日は八月十日なり。

縣社眞岡神社 祭神は天照皇大神、豊受姫大神にして西海岸眞岡町市街の高臺山手町の森嚴閑雅なる淨地に鎮座し眞岡町を二眸に收む。明治四十三年の創建にかゝり、昭和九年五月縣社に列格せらる。例祭日は七月十日なり。

樺太護國神社 豊原市の東郊官幣大社樺太神社に隣接せる淨地に在り。日露戦争、昭和六年乃至九年事變及支那事變に於ける本島關係の戦病死者の英靈を祀る。昭和十年九月樺太招魂社として創建せられたるが昭和十四年護國神社の制度施行と共に樺太廳より樺太護國神社として指定せらる。例祭日は八月二十五日なり。

表忠碑 大泊中央高地にあり。明治三十七、八年戦役に際し本島に於て不幸戦病死せる陸軍歩兵少佐西久保豊一郎以下軍人軍屬五十一名の遺骨を埋葬し其の英靈を祀り、最も激戦にして敵の主力を全滅したる七月十二日(西久保少佐戦死)をとし毎年招魂祭を舉行す。全島民の尊崇を續むるところ

にして大正十四年 今上陛下皇太子殿下に在します御當時本島に行啓あらせられ長くも特に鶴駕を枉げさせられたる本島唯一の由緒ある記念碑なり。
 樺太戦跡記念碑 本島の我領有に歸するや、二十有餘年の今日に至るまで其の戦跡は徒に荒野に委棄せられ、漸次其の形態を燼滅するに至らんとするを恐れ、官民有志の組織する樺太戦跡保存會の手に依り一萬數千圓を投じ彼我兩軍の輪廓を一舉に決せる交戦地たる豊原市宇軍川を選び花崗石を以て高さ二十四尺の碑を建設せり。

宗教

本島領有後各宗派の布教師續々渡島し各地に寺院、布教所を設け布教傳道に努めたる結果歳を遂ふて盛となり、檀徒の數亦倍々増加しつゝあり。宗派は神道、佛教、基督教の三種とす。
 神道 神道、黒住、天理、金光、大社其の他にして現在布教所六〇箇所あり。
 佛教 眞宗、日蓮、曹洞、眞言、淨土其の他にして現在寺院九〇、布教所二二二箇所に達す。
 基督教 日本聖公會、日本メソヂスト教會、天主公教會、日本基督教會、救世軍、きよめ教會及新教日本一致教會の七にして現在教會一三箇所あり。

第六節 兵事

明治三十八年樺太南半を領有すると共に大泊に樺太守備隊を設置し、明治四十年之を豊原に移轉し第七師團の管區に屬せしめ以て本島の守備警衛に任じたるが大正二年五月之を撤廢するに至れり。然れども大正九年五月突發したる尼港事件に基因し、薩哈嶺州の保障占領に伴ひ同年十月再び豊原及内路に守備隊の駐屯を見るに至れり。越えて大正十四年二月、日露の新協約成立し國交の恢復に伴ひ再度守備隊の撤退を見、尙憲兵隊は樺太守備隊の駐在と共に設置せられたるも守備隊の撤退と共に廢止せられたり。然るに近年樺太の軍事的地位の向上に伴ひ軍事警察機關設置の必要あるに鑑み昭和九年四月二十四日再び豊原憲兵分隊の設置を見るに至れり。

本島には從來徴兵令の施行なく特別地域を爲し居りたる爲、遺憾の點尠からざりしも大正十三年戶籍法と共に之が施行を見、第七師團の管區に屬し漸次關係法規の適用を受け内地と其の軌を一にするに至り、爾來毎年徴兵検査を施行し良好なる成績を得、簡閱點呼及勤務演習其の他一般兵事業務に於ても圓滑なる遂行を見つゝあり。

一、海軍募兵

本島は從來海軍志願兵令の適用は受けざりしも、大正十四年より其の適用實施を見たり。爾來本島に於ける志願者の検査は北海道稚内に於て行ひ來りたるも、其の初年たる大正十四年には志願者十九名採用者七名を得て相當成績を收め尙逐年増加の傾向にあるを以て、昭和二年豊原に検査所新設せられたるも同所に於て全島の志願者を受驗せしむるは交通其の他の關係上遺憾の點尠からざるを以て、



東西兩方面に區分せらるゝ本島の地形により、昭和三年度に於て更に西海岸真岡に検査所を増設せられ、爾來益々志願者の増加に伴ひ昭和九年度に於て更に大泊、知取、本斗の三箇所に、越えて昭和十一年度より泊居、敷香に又昭和十三年度より惠須取に増設せらるゝに至れり。

二、在郷軍人

人口の増加に伴ひ在郷軍人又逐年増加の趨勢にあり、是等在郷軍人は概ね質實剛健能く生業に精勵し良兵良民の實を擧げつゝあり。大正十四年三月陸軍召集令實施せられ次いで大正十五年七月より海軍召集令施行せらるゝに至り是等軍人に一層の自覺を促し在郷軍人會の結束愈々鞏固となれり。

三、軍事扶助其の他

大正六年十月軍事救護法施行せられ、越えて昭和六年十月入營者職業保障法の施行を見、之が適切なる運用に依り軍事扶助の事務は圓滑なる遂行を見つゝあり。

又滿洲事變及支那事變を契機とし時局に對する認識は一層深きを加へ國防思想の普及と相俟つて軍事扶助團體の活動旺盛となり扶助慰藉の萬全を期しつゝあり。之等の主なる團體は恩賜財團軍人援護會榊太支部、海軍協會榊太支部、日本赤十字社榊太支部、愛國婦人會榊太支部其の他にして全島各地の此種團體と緊密なる連繫を保ち各々其の目的使命に向つて特有の機能を發揮しつゝあり。

第十一章 社會事業

本島に於ける社會的事象は從來甚だ單調なりしを以て慈善救済及釋放者保護を主とし社會事業の發達亦著しきものなかりしも、輒近本島の人口増加と時運に伴ひ社會的事象も漸次複雑化し此種事業の發達を促すこと漸く繁く、最近豊原及大泊の主要市街地に於ては市町村及民間篤志家の手に依り無料宿泊所、託兒所、職業紹介所、公益質屋、授産場等の設置を見、市町村に於ては方面委員を設くる等既設社會事業團體の事業擴張と相俟つて社會の要望に副はむ事を期し榊太廳に於ても極力之が助成に努めつゝあり。尙法令に基き實施しつゝある社會事業は軍事扶助、罹災者救助、行旅病人及行旅死亡人の救護並に取扱、精神病者監護、公益質屋、水難救護及入營者職業保障等あり。社會事業團體中相當成績の見るべきものとしては財團法人榊太慈惠院、財團法人榊太共濟會、財團法人榊太恩賜財團、財團法人大禮恩賜榊太慈惠財團、財團法人榊太保護會、大泊社會院、大泊託兒所、財團法人榊太恩賜財團經營の職業紹介所、同大泊簡易宿泊所等あり。

一、法令に基く社會事業
罹災救助

廳令罹災者救助規程に依り多數者同一の災害を蒙りたる場合に限り救助を行ふものにして避難所費、食料費、被服費、治療費、小屋掛費、就業費及學用品費等に對し救助金を附與す。

昭和十三年度火災救助

費目別	戸數(人員)	金額	備考
食料費	三九(九人)	一七二・六〇	久春内村分ノミ
被服費	四一(九人)	四六五・〇〇	久春内村
小屋掛費	二五(八人)	六〇〇・〇〇	久春内村
就業費	二六戸	七七一・〇〇	久春内村
學用品費	六戸	三〇・〇〇	久春内村
避難所費	二ヶ所	二五一・八〇	久春内村
焚出費	五四五(人)	四三九・六六	久春内村
合計		二、七三〇・〇六	

災害別	戸數	人員	金額	摘要
水害	八戸	四四人	五、四七五	落合町及桑濱村管下
同害	三	一七	三九四	清水村及小能登呂村管下

災害別	金額	摘要
火災	四、四七五	眞岡町
雪害	三、二〇〇	大泊町、深海村、遠瀬村、知床村及能登呂村管下
火災	三、三三五	能登呂村管下
水害	三、一三五	留多加町及三郷村管下
同害	一、五三三	内幌村管下
雪害	一、七九	内幌村及好仁村管下
水害	八、〇六	泊居町及名寄村管下
合計	三九、九三三	

行旅病人及死亡人救護並に取扱
 行旅病人及死亡人は本島人口の増加と共に逐年増加し、救護並に取扱費亦相當多額に上り、本人又は扶養義務者より求償し得るもの稀にして之が繰替支出を爲すべき市町村にありては財政上影響する所尠からず。

昭和十三年度に於ける救護並に取扱状況左の如し

社會事業

二二二

行旅病人	行旅人		行旅死亡人	
	死亡者	年度末現在	病死	計
受入者	六	六	一五	二一
死亡者	六	六	一五	二一
年度末現在	六	六	一五	二一
國庫貸付金額	三〇、八〇〇	三〇、八〇〇	三〇、八〇〇	三〇、八〇〇
病死	一五	一五	一五	一五
計	六	六	一五	二一
國庫貸付金額	三〇、八〇〇	三〇、八〇〇	三〇、八〇〇	三〇、八〇〇

精神病者監護

精神病者監護法に依るものにして昭和十二年末現在の非監置精神病者は二二四名にして内既監置者は二七名なるも精神病者監護の公的施設としては財團法人樺太慈惠院一を擧ぐるのみにして昭和十三年度末現在收容者十三名あり。他は私宅に於て監護しつゝあり。

公益質屋

公益質屋は一般庶民階級に對し簡易敏速なる金融の途を與へ之が福祉増進を圖るを以て目的とする經濟的保護施設にして昭和九年十一月本島に公益質屋法施行せられてより時代の要求と當局の獎勵と相俟つて年々増加し、今後に於ける普及發達を期待せられつゝあり。昭和十三年度末現在の經營狀況左の如し

名	經營組織	貸付資金	貸付制限	貸付利率	流失期限	業務開始年月日
豊原市	市營	一〇、〇〇〇	一口二付二世帯二付	月百分ノ二・五	四ヶ月	昭和七、三、一八
公益質屋	市營	一〇、〇〇〇	一口二付二世帯二付	月百分ノ二・五	四ヶ月	昭和七、三、一八

知取町	大泊町	公取町	公取町	公取町
一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
月百分ノ二・五	月百分ノ二・五	月百分ノ二・五	月百分ノ二・五	月百分ノ二・五
四ヶ月	四ヶ月	四ヶ月	四ヶ月	四ヶ月
昭和六、三、一〇	昭和七、三、一	昭和七、三、一	昭和七、三、一	昭和七、三、一

二、社會事業團體
財團法人樺太慈惠院

明治四十四年の創立に係り主として自活し得ざる者を救護し天恵を全ふせしむるを以て目的とし行旅病人及精神病者の委託救療、貧困患者の施療及院外救護等の事業を行ひ本島に於ける唯一の救療機關とも稱すべく、本島社會事業の複雑を加ふるに従ひ同院の活動は社會の要望する所にして同院亦各般の事業計畫を樹立し、事業の擴張を期しつゝあり。昭和十三年度に於ける事業成績を示せば左の如し

人	員	行旅病人	精神病者	貧病者	特別救護者	計
實	員	七	三	二七	一	三八
延	員	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	九、〇〇〇	〇	一六、〇〇〇

社會事業

二二三

財團法人樺太共濟會

大正七年設立せられ、本島に於ける住民の生業に必要な物資の需給を調節し併せて天災地變に際し罹災者を救助するを目的とし、設立以來農林省より外米を購入し、米の需給及價格の調節をなし、或は交通不便なる奥地住民の爲冬季物資の購入資金を貸付し、水害、火災等に當り罹災民に救助金を交付する等相當の活動を爲せり。右は本會事務の一端に過ぎざるも、拓殖途上に在る本島の爲貢獻尠からず、其成績見るべきものあり。

財團法人樺太恩賜財團及財團法人大禮恩賜樺太慈惠財團

財團法人樺太恩賜財團は大正元年 明治天皇御大喪に當り地方賑恤の資として賜はりたる御下賜金を以て設立せられ、其の後 照憲皇太后、大正天皇御大喪の際の御下賜金をも本財團の管理に屬せしめ、財團法人大禮恩賜樺太慈惠財團は大正四年 大正天皇御大禮に際し内閣總理大臣に賜はりたる御沙汰の旨を奉體し、御頒賜の賑恤資金を以て之を設立し、昭和三年御大禮の際の御下賜金をも併せ管理し共に本島に於て慈惠救済の事業を行ひ、廣く住民をして聖恩に浴せしめ、之を永遠に傳ふるを以て目的とし設立以來専ら資金の増殖に努め、大正十三年より鰥寡孤獨孝子節婦にして貧困又は病氣の爲自活療養の途なきものに對し惠恤を行ひ來れり。近時資金も相當の増加を見るに至り漸次事業を擴張し、貧困者の生活扶助及施療等を行ひ相當の成績を挙げつゝあり。

尙財團法人樺太恩賜財團に於て事業の一端として昭和七年十月豊原に人事相談所を開設し職業紹介

を始め一般人事の相談に應じ社會事情に特異性を有する本島に在りては其の活動は大いに期待せられつゝあり。昭和十三年度に於ける取扱成績左の如し

職 業 紹 介	求 人 數	求 職 數	就 職 數
	四、四六五	四、四三六	四、三三七

財團法人樺太保護會

大正八年の創立にして刑の執行を受けたるものに對し釋放後の保護を爲すものにして收容保護、間接保護及一時的保護の三種に區分し保護事業を行ふ。而して釋放後の一時宿泊、職業紹介及衣食旅費の給與等一時的保護最も多く、昭和十三年度に於て二七八名に及び、間接の保護者二八二名、收容保護者四四名にして、斯業の爲貢獻する所尠からず。

以上の團體は一般に基礎未だ十分なりと云ひ得ざる狀況なるも、畏くも毎年紀元節に當り斯業獎勵の御思召を以て御内帑金を賜はり、又樺太廳に於ても之等社會事業團體は指導獎勵に努めつゝあるを以て漸次發達を見るべし。

第十二章 殖民及農業

第一節 土地

邦領樺太の面積は凡そ三万六千九百方呎にして臺灣に比し稍廣く北海道本土の約半ばに等しき面積を有す。

而して本島に於ける農牧適地面積は四千八百餘方呎にして總面積の約一割四分に當り、又之を更に利用及目的に依り區分するときは三千三百餘方呎の地味肥沃なる農耕地を得ると共に殘餘の千五百餘方呎は亦好適なる宅地及放牧地となすことを得べし。

土地區劃 明治三十八年始めて大泊に宅地を區劃し、戰爭當時の移民を收容したるを嚆矢とす。爾來土地整理並に移住民の收容に便せんが爲、地味の良否と交通の便否とに鑑み、殖民地として區劃を施設したるもの昭和十三年末に於て三七〇、八三七町歩餘あり。其の主なるものを記せば左の如し。農耕地は地味肥沃にして交通至便の地を選び、五町歩乃至十町歩を普通農家一戸の收容に充つることとして明治三十九年より事業を開始し、昭和十三年末に於て其の面積一九八、二〇八町歩に達せり。

市街地は樞要の地に之を施設し、普通七十八坪を一戸分となし、明治三十八年本島領有後直ちに大泊に區劃を新設せり。爾來新設又は増設を行ひたるもの大泊、豊原、眞岡、久春内、野田、泊居、敷香、名好、本斗、知取、内路、鶴城、落合、惠須取、留多加川口の十六箇所あり。昭和十三年末に於ける區劃面積七一六町歩に及べり。

部落宅地は移住の密居を必要と認めたる土地に之を施設し、殖民地にありては一戸の標準を普通九〇〇坪となして専ら農業者の收容に便し之を農村宅地と通稱す。又海岸に於ける必要なる土地には一戸の標準三〇〇坪となして専ら漁民の收容に便し之を漁村宅地と通稱せり。尙漁村には明治四十二年より六〇〇坪内外の附屬畑を測設し漁閑を利用して農耕を奨励せり。昭和十三年末に於ける區劃面積三、二七八町歩に達せり。

土地改良 本島の河川は概して迂曲蛇行せるもの多くして流水を妨げ、ために河水氾濫し農耕地を浸害するもの亦尠からず。大正十年より鈴谷川、留多加川、内淵川、列丹川及來知志川の五大流域に對し土地改良基本調査を開始し、昭和十一年迄に九〇、三〇〇ヘクタール餘の調査を爲せり。殊に地味肥沃なれども低濕地にして直接農牧に利用し得ざる土地に對しては、官營又は補助金を給し大小排水溝の開鑿を企圖して専ら土地の乾燥を計り、明治四十三年以來官營施設したる大排水溝の延長昭和十三年末に於て四〇〇、七二三間に達し、又大正二年より農業者に補助金を給して各自の農耕地内に小排水溝を掘鑿せしめたるもの昭和十三年末現在に於て延長一、二二二、三二二間に及べり。

以上排水溝の施設と相俟つて一方農耕道路の開鑿を計畫し、先づ殖民地内及殖民地相互間に所謂幹線農耕道路を開鑿することとし、其の工事の困難なるものは急設を要するものは之を官營となし、簡易なるものは農村住民に補助金を給し之を開鑿せしむる等専ら農村交通の便を計れり。昭和十三年末に於ける施設農耕道路延長官營七八、〇四一間、補助一、〇七七、五〇四間に達せり。

土地處分 樺太國有未開地は隨意契約を以て賣拂又は貸付することを得るも、直ちに賣拂を爲すは殆ど特殊の事業に供する場合に限り、他は何れも貸付の際附したる一定の條件を成功したる後に於て賣拂又は讓與に因り民有に歸するを原則とせり。

土地の貸付は有償を以て原則とするも農耕、牧畜、造林及之に直接附隨の用途に供する場合は拓地殖民の見地より之を無償にて貸付し、専ら農牧業を目的とする開拓者の便益を計りつゝあり。

賣拂又は貸付すべき地積の制限は其の使用目的に依り一定せざるも、一人に付耕作及之に直接附隨の用途に供する土地は三万坪、牧畜及之に直接附隨の用途に供する土地は五十万坪、造林及之に直接附隨の用途に供する土地は五百町歩、市街宅地及部落宅地に供する土地は千五百坪、其の他の事業に供する土地は一万坪を各限度とす。但し農耕目的の地は借地人に於て一万五千坪に對し一戸の割合を以て移住農業者を收容するときは九万坪迄を貸付し、造林目的の地は公共團體、會社其の他の法人に對して前記面積の五倍迄、樺太廳長官の定むる重要産業を營む者に對しては五十倍迄増加する事を得、其の他の事業に供する土地は公共團體、會社其の他の法人に對する場合其の所定面積の五倍迄増加する

ことを得せしむ。昭和十三年末に於ける處分面積は貸付地六九、七六〇町歩、讓與及賣拂に依り民有に歸したる土地八〇、五〇六町歩餘に達せり。

第二節 移 民

交換前の殖民概況

本島に於ける移民は文化、文政以後多少の施設經營なきにあらざりしが所謂殖民としての事蹟に至りては素より論ずべきものなく、今より約八十年前堀利熙奉行の建言に基き時の幕府は移住民の招徠を企て内地漁夫の出稼を奨励すると共に農業開拓者をも奨励し新に「是迄本島出稼人ハ松前、函館人別ニ限ル様相成趣ニ聞ユレ共以後ハ何國ノ者トモ身元隨カナル者ハ引移住居不苦云々」と布達せるを以て奥羽方面より多數の移住を見るに至れり。是本島移住の端緒なり。

次いで明治元年岡本監輔は函館より人夫二百名を募集して移住せしめ、又明治二年岡本制官東京より移住するに際し農工民三百名を募集し同伴して移り、彼等に賄料、工料を給し開墾、土木の事業に従事せしめたり。

明治三年九月永住者三年間一日に付玄米五合、一月手當金三分、衣類料一年金五兩を給し、六十五

歳以上七十七歳未満は十月より翌三月迄六月間一日一人に付玄米二合五勺とし、又移住民病死手當をも定めたり。

明治三年十月畑地、漁業共有地の割渡の上永住者には終身無税とせり。又寄留者出稼者には三年間無税にして四年目より收穫高の二分五厘を納めしむ。而して農業開拓者に對しては一人に付三百坪の地を下附し、次年検査の際に耕作を勵む者には更に土地を増給する等種々獎勵方法を定めて其實績を擧ぐるに努め移住民を保護したるも、多くは風土に慣れざるを以て病者續出したるため明治三年七月病弱男女百五人を東京に送還し、同年十月に至りて更に身體虛弱なる農工男女三十名を東京に送還せる状態なりき。

農工永住者は三年間扶助を受くる規定なりしも其の實殖民の多くは勞力を厭ひて唯一時の糊口を得んがために永住を口實にし扶助を願ひ出づる者多きを以て明治四年三月に至りて更に再度永住扶助願出をなさしめたり。而して農業開拓者男女十五歳以上は一人毎に農具七點と扶助を與へたり。

自作せんとする者には手當金を給し又漁民と協力漁業をなさんとする者には漁具を貸與せり。明治四年七月には大工職二十名を函館にて募集し移住せしめたれども、是等農業開拓者の多くは本島の風土に慣れざるのみならず惰民多く樺太を去り歸國する者百餘名に達せりといふ。明治六年七月永住者にして官の扶助を受くる者夫々歸省に托し其の儘歸り來らざるもの多々あるを以て此の弊を矯めんとし以後歸省を願出づる者は事實を調査し、土着の見込なく轉籍出願の者は從來給與せる扶助米を返還

せしめたる上歸國を許し、又事實歸省の者には保證人を定めしめたり。若し一年歸島せざる時は從來給與の扶助米を保證人より上納せしむることとせり。

明治四年十二月に至り從來永住出願者には三年間手當を給與したりしが、此の時より以後は新たに願出づる者は手當を給せざる事とせり。

當時の農業開拓者は生計困難にして其の多くは様子を窺ひ本島を去らんと計るもの多きに反し、新たに永住する者稀少にして戸口年々減少し明治七年九月に於ける居住民數は僅々四五〇人のみとなれり。

右の如く開拓使に於ては數年間移住民を保護し、自主獨立自活の途を樹てしめんと努力せるに拘らず應募者の多くは概ね内地に於て生活し能はざる下級民にして誠實に勸勵せず、加ふるに露國人の跋扈甚だしき爲安住するを得ず、百方獎勵の効もなく到底自活の見込なきを以て開拓使は止むを得ず之等移民を北海道に移さむと欲し、明治七年三月樺太廳支廳は「當州永住人竝ニ雇農工民ノ儀ハ詮議ノ次第モ有之ニ付一先御引揚相成候條引拂ノ儀ハ別紙箇條書ノ通り心得ベシ」と布達をなしたり。於是本島の居住民は殆ど皆退散し單に出稼地たるの狀態となり。明治八年領土の交換を待たずして之を投棄したるものゝ如くなりき。

要之當時の殖民は其の選擇を誤りしと交通不便及氣候的差異に依る新生活に對する順應性乏しかりしため、新領土移住開拓に適應せざりしこと其の近因なりとすべし。

露領時代の本島殖民概況

明治八年樺太を露國に讓渡するや露國は同島を以て流刑囚徒の監獄場となし、囚人は此の地に收容し其の改心せる者は之を放免し開拓に従事せしむるの政策を執りたり。即ち年々本國より數百名の囚人を送致し一年乃至三年後一定の制度の下に監獄外の居住結婚を許可し、更に一定の時期を経て農務其の他の事業に従事するを得せしめ、刑期満了後六年間品行方正なるときは所轄長官の上申に依りて之を農民に編入し一定條件の下に自由民たるの權利を恢復せしむる等種々獎勵策を講じ大いに同島開發に努力せり。

即ち一八九八年(明治三十一年)調、自由民九、七九七人、流刑民二二、一六七人、計三一、九六四人にして犯罪者は全數の約六九%を占め、一九〇四年(明治三十七年)調、自由民一一、九九七人、流刑民二二、二五一一人、計三五、二四八人にして犯罪者は六六%なりき。此の間特記すべきは日本人にして交換以後單に漁業に従事せんとして夏季渡來する者毎年尙七千人を下らざりしと云ふ。

而して流刑囚の刑期を経て流刑殖民となるを許されたる者は殖民監督官の監督下に島内諸所に多數居住し以て農業に就き所謂農民部落を形成せり。即ち其の村落一三三、戸數六、一六八、建物七、四九一、人口二一、七七七人なりき。

流刑農民に對する政策

- 一、土地貸付(三町歩乃至六町歩を一戸として自由に撰定せしむ)
 - 二、住宅建築補助(所要木材の無償給與及勞働補助)
 - 三、食糧給與及被服貸與(最初二年間)
 - 四、種子貸付(收穫時迄)
 - 五、家畜貸付(民間貸馬の仲介保證)
 - 六、官營病院
 - 七、小學校設置
 - 八、結婚補助
 - 九、農産物の買上
 - 一〇、私設水車場建設
- 其の他牧草地、部落宅地、市街宅地、官設備荒倉庫に對する設備等あれども之を略す。然れども彼等は刑餘の民にして概ね着實持久の性質を缺き、従つて開拓の事業進捗せざるのみならず、一旦刑期満了し自由の身となれば何れも島外に退散したるを以て二十有餘年間曾て著しき人口の増加もなく其の産業の發達をなすに至らずして終止せり。

領有後に於ける殖民概況

領有以來本島の人口は實に躍進的增加を示せり。即ち明治三十九年末人口は僅かに一二、三六一人なりしが昭和十三年末に於ては三三九、三五七人に増加し實に二七倍餘に奔騰せり。而して此の人口増加の内容を見るに舊土人及諸外國人は領有當時より現在に至る迄、殆ど同一率を以て進みつゝあるに反し、獨り我本邦人のみは逐年急激なる増加を示し居れり。

爾來本島に於ける開拓者は逐年著しき増加をなしつゝありと雖も、今尙季節的に渡來する漁業、林業労働者等尠からず。本島に移住する者は敢て其の職業を問はずと雖も凡そ處女未開の國土を開發して國産の興起を圖らんとせば、先づ以て農牧業を以て定着開拓者招徠の一大根本政策を確立するに在りとなし、領有以來我政府は農業開拓者の招徠に全力を傾注したるを以て、逐年開拓者の増加を來し今日に至りたるものなり。即ち本島の我領有に歸するや、露領時代の農業經營狀態を考査し斯界専門の學者及技術者に托し精密なる調査を遂げたる結果其の地味、氣候共に農業に好適なるを確認し、本島農業經營は自作農業者をして有畜農業に倚らしむべきを認識し、諸種の法規も亦此の一大方針に則り制定し、且土地處分の規定を定め、更に農業者に對する保護獎勵の機關を設け、明治三十九年以降農業者の移住を獎勵すると共に、一方農事の積極的研究調査發達を以て諸種の試験場、試作場及其他の施設をなし大いに其の研鑽に努め、更に進んで昭和四年從來の試験場を改めて樺太廳中央試験所となし、大規模なる設備と内容の充實革新を圖り其の大使命たる大自然の富源開發に努めつゝあり。

加之今後三三〇、〇〇〇ヘクタール餘の廣大なる農牧適地とを有する本島の道路、排水、教育、衛生機關其の他の施設の完成を期せしむるに於ては、實に移住價値の増大と現下日本の深刻にして緊急なる人口食糧問題解決に對する一大光明たるべし。明治三十八年十月以來樺太廳は殖民に適應する土地の撰定に着手し、三十九年殖民地の部分區劃の測設を設け、土地貸付を開始せしが、四十年以降漸次土地處分の諸法規を施行するに至りたり。

明治三十九年四月	軍令第四十四號	官有土地建物貸付假規則
同	四十年四月一日	官有建物貸付規則
同	四十年四月一日	樺太國有土地貸付規則
同	四十年四月二十日	樺太移住民取扱規則
同	四十一年三月四日	内務省告示第十八號
同	四十年四月一日	樺太移住民ニ對スル汽車汽船ノ特別取扱方
同	四十年四月一日	種子貸付規則
同	四十年四月一日	家畜貸付規則
同	四十年四月十三日	牛、馬、豚種付規則
同	四十二年四月九日	共同放牧地貸付規則
同	四十二年三月二十九日	農事獎勵補助規則
同	四十一年十月九日	樺太國有土地管理規則
同	四十二年四月二十九日	有價貸付地貸付規則
同	四十二年四月二十九日	公獸醫規則
同	四十二年六月二十九日	家畜去勢規則

殖民及農業

- 同 四十三年四月十日 勸令第十二號 家屋建築費規程
- 同 四十四年四月十五日 勸令第十二號 種畜貸付規則
- 同 四十四年十二月二十三日 勸令第二九〇號 樺太國有未開地特別處分令
- 同 四十四年十二月二十三日 勸令第二八九號 樺太官有財産管理規則

等の法令を制定し専ら本島に農業開拓者招徠及之が助成發達を期し開拓者の保護に努め、以て本島開拓の大方針を樹立せり。即ち此の期に於ては方三百間を一區劃とし、之を更に四分して七町五反歩を一戸分の土地面積とし、移住後一ヶ年以内に六坪以上の防塞に適する家屋を建築せる時は、一戸に付金三十五圓以内の補助金を交付し更に種子及牛馬豚をも貸付するの途を講じたり。

大正七年六月勸令第二十一號産業獎勵補助規程を制定し、開拓者の招徠に努められたれども、農民の數一萬五、六千人、耕地面積一萬町歩を得たるに過ぎず。農産額又九十萬乃至三百萬圓に過ぎざりしを以て、大正八年四月十八日勸令第八號移住獎勵補助規則に依り移住費及開墾費を補助することとせり。

- 一、移住費十五歳以上の者一人に付五圓以内、但し一戸に付十五圓以内。
- 二、開墾費十圓以内。

更に大正十五年六月二十三日勸令第十九號に依り移住獎勵補助規則改正せられ指定地の貸付を受けたる者に對し、一戸宛三百圓以内の補助金を交付することとなり、同年七月七日告示第一三七號に依り農業開拓者を收容すべき指定地を豊原、大泊、真岡各支廳及留多加出張所の四管内二十箇村六九〇戸と定めたり。

然れども是等移住者は所謂自由移民にして、昭和二年始めて收容したる指定地の農業移民は三一八戸に過ぎず、間もなく指定移民の制度廢止せられ、昭和三年更に移民の素質向上と官營施設の徹底及補助に依り従来の自由移民と區別理想農村建設の一大新計畫を以て集團殖民地制度を設定し以て各府縣よりの移住者を集團的に一定の殖民地に移住せしめ着々として其の顯著なる實を挙げつゝありたるも更に昭和十四年四月二十五日移住獎勵補助規則の改正を行ひ島民中の建實なる着農者に對しても百五十圓の移住獎勵補助金を交付するの外向獨身者に對しても共同經營をなす場合は一戸として同様の補助をなし益々充實強化を圖ることとせり。更に既設農村の振興充實を期する目的のもとに既設農村に指定地を設定該地に將來部落の中堅人物たり得る優良なるものを扶植し以て自から既住農家を指導せしむることとせり。

右殖民地に對する施設並に保護特典の概要を述べれば左の如し

- 一、殖民地内に官營を以て土地改良工事を施し農耕道路及排水溝を掘鑿し、且農家一戸に對し二町歩の無償伏根開墾を爲す。
- 二、各殖民地内に移住者指導所を設置し指導員を配置して開拓者に對する萬般の指導斡旋を爲す。
- 三、殖民地内には小學校を設置し子弟の教育を爲す。
- 四、殖殖醫、産婆を配置し保健、衛生に萬全を期す。
- 五、青森、函館、稚内、大泊の諸港には移住民取扱事務所を設け諸般の保護指導を與ふ。

尙大泊榮町には移民休泊所を設置し實費にて宿泊せしむ。

六、土地の貸付及無償譲與、未開地は一戸に付五町歩乃至十町歩を標準として無償貸付し五年若は七年以内に規定の家畜(一萬坪以下は不要、一萬坪以上一萬五千坪以内は牛又は馬一頭をそれ以上一萬坪を増す毎に馬又は牛一頭増加す)を有して其の土地に居住し十分の七以上を成業すれば其の全地を無償にて譲與す。

七、産業獎勵補助

イ、自ら農業を営むもの、又は其の組織したる組合に對しては適當と認むる場合は補助金を交付す。

1 家畜を購入したるとき。

牛 馬

種畜の資質あるもの 一頭に付評價々格の二分の一以内。

其の他のもの(管内にて購入したる場合 一頭に付評價々格の三分の一以内。

管外より購入したる場合 一頭に付購入價格の二分の一以内。

2 農業經營に要する器具機械を購入したる場合は購入價格の二分の一以内。

3 副業を經營したるとき。

ロ、種牡牛馬を所有し種付を行ひ若は種畜貸付規則に依る種畜の貸付を受けたる者には毎年度豫算の範圍内に於て一月に付十五圓以内の補助金を支給す。

ハ、産業の獎勵上必要と認むる工事又は事業若は産業に關する共進會、品評會又は競馬會等に對しては毎年度豫算の範圍内に於て其の經費を補助し又は器具機械を貸付す。

ニ、土地改良費補助 部落民共同して農耕道路を設け、又は排水溝を掘鑿したるときは工事費の二分の一以内を補助す。

八、共同放牧場の使用

市町村に無料にて共同放牧場を貸付し之を農業者に使用せしむ。

九、種畜貸付

樺太廳に於て必要と認むるときは農業者若は同團體に種畜を貸付す。

一〇、牝牛馬貸付

本島移住者にして固有未開地の貸付を受け又は土地を有し農業を営むものは牝牛若は牝馬の貸付を受くる事を得。而して其の家畜より生産したる仔畜中一頭を樺太廳に返還するときは他は自己の所有となる。

一一、開墾獎勵補助

農業經營上土地利用増進を圖る爲、農耕適地を一年七反歩以上開墾したるものに對し、適當と認めたるときは開墾費の四割以内を補助す。

一二、特殊土壤改良獎勵補助

土地の農業上の利用を増進する目的を以て特殊土壤の改良を行はむとする者に對し、適當と認めたるときは毎年度豫算の範圍内に於て石灰は必要量の八割以内を、肥料は必要量の五割以内を給與す。

一三、移住費補助

本島に集團移民となりて移住し集團殖民地の貸付を受けたる者に對しては移住費の補助として島外三〇〇圓島内百五十圓の補助金を支給す。

一四、家屋建築費補助

本島に移住し十町歩以下の國有未開地の貸付を受けたる農業者にして、貸付地内に自己の住宅目的を以て家屋を建築せむとする者に對し適當と認めたる場合は、毎年度豫算の範圍内に於て一棟に付五百圓以内の補助金若は建築材を交付す。

一五、種子の無償給與

農耕目的を以て本島に移住し土地の貸付を受けたる者には入地の初年に限り優良種子を無償にて給與す。

一六、移住に際して汽車、汽船賃の三割乃至五割の割引證を受くることを得。

之を要するに現今の集團殖民政策は、移住許可に際しては嚴密なる移民の身元調査遂行の上、其の良質なるものを收容し加ふるに施設の向上を圖りつゝあるを以て移民の定着率良好にして顯著なる實績を擧げつゝあり。

第二節 農業

概 説

本島は我國唯一の亞寒帯に位する島にしてポドゾル地帯を形成す。此の氣温と土性に基く本島の農業は異なる氣温及土性を有する北海道、内地、臺灣等に於ける農業とは其の趣を異にせり。

本島の自然的基礎條件を考慮し、科學的及經濟的に研究せる結果、其の合理的と認むべきものは含水炭素即ち砂糖、澱粉、纖維等の生産にして甜菜、亞麻、馬鈴薯、麥酒用大麥、麵粉用小麥、酒精用ライ麥の栽培は其の將來を認められつゝあり。

次に實際的農業經營に就き形態上より之を觀れば、本島に於ける農業は所謂畜農業を主とし畜力の利用、地力の維持を計り收穫の増加を期すべき情勢にあり。

現 狀 及 施 設

本島領有以來茲に三十有餘年其の間各種産業の發達に伴ひ農業に關する施設亦著々其の緒に就き、現時農畜産物生産額約九百八十三萬圓を算し十年前に比し實に隔世の感あり。然れども耕地面積は僅

かに三四、〇三三ヘクタールにして、農耕適地三三二、三一七ヘクタールに比すれば未だ其の割強に過ぎず。尙容易に數萬戸の農民を收容し得べく、是等農耕適地開發の嚆には蓋し後に他の産業を凌駕し得ること明かなり。以上の如く拓殖の餘地極めて廣く本島農業の發展は寧ろ今後の經營に俟つところ大なるを知るべし。

耕地 本島の耕地面積は年を逐ふて漸次増加しつゝあり。其の最近五年間の状況を見るに左の如し

種別	年次	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年
耕地面積	ヘクタール	三、五七〇・四	三、八七三・六〇	三、六〇〇・八三	三、八八八・三三	四、〇三三・四三
増加指数		100	101	100	110	108

昭和十三年度耕地面積の減少は不在地主耕地及荒廢牧草地の整理に因る。

農業者戸口 近時本島内地間交通の便著しく増進せられ世人の本島に對する知識向上し、一般渡來者の増加すると共に農業移住民も亦著しく其の數を増加し、全戸口の約一割八分に達し昭和十三年末戸口九、三二五戸、四九、二五〇人を算す。

農畜産物の地位 本島の沿海は到る處魚介豊富なるのみならず、陸には森林、鑛物及沃野の農牧に

適する處亦尠からず。各種の産業は之より起り逐年隆昌に赴きつゝあれども開拓日淺く未開の地は今尙隨所あり、従つて之等の未開地にして開發せらるゝに至らば本島の産業は注目し値するものあるべし。今昭和十三年に於ける農畜産物生産額と他産業生産額とを比較すれば左の如し（單位圓）

種別	年次	昭和十三年	種別	年次	昭和十三年
農畜産物		六、〇五、〇〇〇	鑛産物		三、九五、四三三
畜産物		三、七五、三三三	工業物		一、四八、六六六
林産物		二、三〇、六六六	計		一、〇〇、七〇五
水産物		一、九八、八二二			

作物の種類 本島は北緯四十五度以北に位するを以て氣温は内地北海道に比し低しと雖も、栽培せらるゝ作物の種類に至りては水稻栽培を除きては略北海道に於けると大差なし。

食糧作物中到的處栽培せられつゝあるは麥類、豆菽類、馬鈴薯、根菜類、葉菜類の各種にして麥類中最も多く栽培せらるゝものは燕麥にして其の範圍は全島に亘る。

稗燕麥は最近燕麥食の奨勵に伴ひ著しく栽培普及せり。大小麥は能く本島の風土に適し生育良好なるを以て之が栽培を促し食糧の自給を期すると共に、一面副業の發展を圖らんがため製粉、精麥事



業を奨励しつつあり。

豆穀類中最も廣く栽培せらるゝは豌豆にして、品質又優良なり。豌豆に次ぐは菜豆、蠶豆にして大豆に至りては何れも作付面積僅かにして未だ大なる生産を見ず。之大小豆は未だ廣く栽培せられざる爲なるも、蠶豆は全島到る處生産せらるゝを以て、家畜の増加と相俟つて其の飼料として將來益々増加すべし。穀類としては以上の外蕎麥、粟、黍、玉蜀黍等生産せらるゝも蕎麥を除きては栽培普及せずして生産額僅少なり。馬鈴薯は燕麥と共に本島に於ける重要作物にして、從來副食物として自家用に供せらるゝに過ぎざりしも、近年澱粉製造業、酒精製造業の勃興と共に之が製造原料として相當多量の需要を見るに至れり。

蘿蔔は全島に亘りて廣く栽培せらるゝも大根蛆の被害甚しく、農業者は其の害蟲を避くる爲被害少き新墾地栽培を行ひつゝありしが近年之が有效なる駆除劑發見せられ作付額に増加したるを以て將來之が産額は躍進的增加を來し島内需要を充たして尙餘あるに至るべし。甘藍は清涼温和なる氣候を好みて生育するものなれば本島に於ては特に優良なるもの生産せられ一箇一〇畝以上の結球は敢て珍しからず。而して之が需要又尠からざるを以て作付面積逐年増加す。以上の外牛蒡、人蔘、胡瓜、茄子、南瓜等の蔬菜生産せらるゝも廣く栽培せらるゝは市街地附近にして其の他の地方に於ては自家用を充たす程度に過ぎず。

工藝作物中本島に適するものはライ麥、亞麻、甜菜、薄荷等にして就中甜菜は昭和十一年樺太製糖

株式會社の操業開始に伴ひ、急激に其の栽培面積を擴大され、昭和十三年の作付面積一、七四〇・三九ヘクタール收穫高五一、九六九、四六四斤に及ぶ。尙甜菜は輪作關係より糖作農業經營上不可缺の作物にして、且残渣たる莖葉根冠は家畜飼料として大なる價值を有するものなるを以つて、今後耕地の擴張に伴ひ本作物は逐年増産せらるゝに至るべし。

飼料作物としては燕麥、牧草、瑞典燕麥、家畜ビート等何れも生育良好にして收量又少からず。就中燕麥、チモシー、瑞典燕麥、家畜ビート等に至りては品質優良にして他の追従を許さざるものあり。燕麥は家畜飼料たるの外近時食糧として一般需要亦尠からず。其の作付面積は作物中第一位に位し尙年々増加の趨勢にあり。然れども未だ島内需要を充たすに至らず年々北海道より移入するもの尠からず。

牧草も又燕麥と同様需要多く且つ耕作容易なる結果其の産額多し。其の他家畜胡蘿蔔、デントコーン等に至りては未だ栽培普及せざるも、酪農業の勃興と共に濃厚飼料として栽培面積漸次擴張せらるべし。

果樹は一般的に栽培し居るものなきも將來有望なるは苹果及葡萄なるべし。之等は現在中央試験所及地方に於ける二三有志によりて栽培せらるゝに過ぎざるも其の成績概して良好なり。

水稻作は近年各地に夫々小規模の試作をなすもの増加し來りたれども、其の成績年により著しく異なれり。後年土地改良の完成と新品種の出現、耕作法の改善等に依りて必ずしも水稻作は不可能に非

さるべしと雖も、本島農業の自然的條件の現状より見るときは、未だ積極的に耕作を奨励する時機に非ざるべし。

尙之等農産物の昭和十三年に於ける作付面積、收穫高及生産額の主なるものを示せば左の如し

品名	作付面積	收穫高	生産額
大麥	一三、七〇〇	二、六〇〇	三、一〇〇
小麥	九、五二〇	一〇、六〇〇	一〇、四〇〇
燕麥	八、六八〇	一〇、九〇〇	一八、八七〇
粟	九、九五〇	一三、四〇〇	一、四〇七、七五〇
糯	三、八一〇	四、一七〇	五〇、九〇〇
黍	九、一七〇	一、三三〇	一四、五九〇
稷	三、六九〇	一、六二〇	五、六四五
玉蜀黍	一、八二〇	三、九〇〇	五、四〇〇
蠶豆	三、三九〇	三、三九〇	六、〇〇〇
菜豆	三、五八〇	三、八六〇	五、八二七
大豆	二、六〇〇	三、四〇〇	五、一〇〇

品名	作付面積	收穫高	生産額
馬鈴薯	三、九四〇・九	八、〇七〇、〇〇〇	七、六二九、九〇
甘藍	三、三六〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、三〇三
白菜	四、八七九	一、二六、八五〇	一、五九、三〇〇
体菜	一、三二六	八、六〇〇	八〇、四四五
葱	八、九一八	一、五三、三五三	五三、三三八
蘿蔔	六、七四三	三、八〇、九四五	四九、九四〇
蕪菁	七、四九六	三、三三、八三三	六、四三三
胡蘿蔔	一、六八三	六、五三、三〇〇	九、六〇六
牛蒡	一、〇三三	三、五三、八九八	七、九四六
南瓜	二、八〇三	一、七五、〇〇〇	一、三三、〇〇〇
甜瓜	一、七四九・六	一、三、八三五	四、三三七
瑞典燕麥	一、九一六	一、三六、五三六	一〇、一〇三
家畜ピート	三、六三六	三、四〇、〇五五	一、五、一〇一
牧草	五、三三〇・四	六、二五五、八八五	六、七、六七八
其他	五、五三〇	一、九四三、〇〇〇	三、〇、九六六
計	二、八、〇五二・九〇	一、〇、九七三、〇〇〇	六、〇、六〇八

第四節 畜 産

本島の氣候風土は家畜の飼養に適し飼料作物の生育亦良好にして寒氣も何等恐るゝに足らず、其の施設宜しきを得ば大いに斯業發展の要素を具備せり。然るに露領時代に於ける飼養家畜類は一般に品位能力共に劣悪にして、加ふるに之が改良増殖に關する施設として清川に官營牧場を設置し種牡牛二頭を置き、荒栗の私設牧場に於ける種牡馬二頭と共に民有牝牛馬の種付に使用したる外何等見るべき施設なく、其の飼養法亦甚だ粗放にして放牧を主とし、牝牡混牧の結果自由交配に因り不規則なる近親繁殖繼續せられ、遂に體格矮小となりたるものゝ如し。

明治三十八年我軍の樺太を占領するや、露人の多くは其の飼養せる家畜を遺棄し本國に引揚げたるを以て牛馬は群を爲して山野に彷徨し島内は宛然一大牧場の觀を呈せり。依て臨機の策として軍令を以て移住民の之を自由に捕繋するを許すと共に、其の半數を上納せしめ他の半數は之を捕繋者に拂下ぐることにし、一方貝塚、並川、一ノ澤、古牧、軍川等に牛馬收容所を設置し上納牛馬を收容すると同時に、島内家畜の減少を防ぐため牛馬の島外輸出を禁止せり。當時收容所に收容したる牛馬は僅かに五百餘頭にして、民間に於て拾得飼養のものを含し二千數百頭に過ぎず。尙其の大部分は山野に放棄の儘にし、時恰も晩秋に際し寒氣漸く迫り草木枯死し食糧を得ること能はず遂に斃死するもの多かりき。

かりき。

明治三十九年七月各牛馬收容所を合併し貝塚に種畜場を置き、種牡馬二頭(ベルシュロン種)、種牛一頭(ホルスタイン種)を購入し場内の牝畜に種付すると同時に民間の種付に供したるを始めとし、爾來諸般の施設を爲し之が改良蕃殖に努め來れり。現在は牛、馬、豚、鶏を主とし、山羊、家兎、水禽等の飼養せらるゝもの少數あり。亦近時養蠶業漸次堅實味を加へ經營宜しきを得益々發展の兆あり。今昭和十三年末の家畜飼養數を示せば左の如し

飼養戸數	羊		豚		鶏		狐	
	頭數	飼養戸數	頭數	飼養戸數	羽數	飼養戸數	頭數	飼養戸數
九	二四八	二、四五五	六、五七	五、四〇〇	一、四一、〇〇〇	八〇八	一、三、三三	

一、畜 牛

本島畜牛の基礎をなせるものは在來種(露人の遺棄せるものにして繁殖用に供したるもの)及領右後北海道より移入せるものゝ二種に大別せらる。在來種は體格一般に矮小にして形態一定せざるも朝鮮半に似たるもの尠からず。寒氣に堪ゆるも乳量一箇年二石乃至三石五斗にして四石を泌乳するもの尠く、肉量亦尠く四、五歳に達したるものにして骨付三十貫乃至四十貫に過ぎず。其の移入の経路詳かならざるも略馬匹と同一経路を辿りたるものと思料せらる。



北海道より移入せるものはエアシャー、ホルスタイン、シンメンタール、シヨートホン、ブラウンスペデボン種等にして、其の多くは絶滅或は辛うじて其の痕跡を留むるに過ぎざるも、ホルスタイン及エアシャーの二種は繁殖盛にして、在來種は殆どホルスタイン種に依り改良せられ現在畜牛の七割以上はホルスタイン種を以て占め成績甚だ良好なり。昭和十三年に於ける成牝牛は四、九四七頭に於て、牛乳搾乳高は六二、八二七箱、價額五四五、一三〇圓を算す。

二、馬

本島産馬の基礎をなせる馬匹を大別すれば在來種及領有後内地より移入せるもの二種とす。在來種は極めて僅少となれるも多く矮小緊縮し、性質敏捷持久力に富み且つ粗食寒冷に耐ふるも負擔力、挽曳力少く概して能力低劣なり。是等馬匹の詳細なる移入経路は知る能はざるも、其の大部分は蒙古種に屬する西比利亞馬なりと云ふ説眞なるが如し。

領有後馬匹の改良増殖を圖るため樺太廳に於ては優良馬を直接移入するの外補助金を與へ民間に移入せしめ尙個人として移入せざるもの尠からず。主としてトロツター、ハクニー、ノルマン等の雜種及サラブレッド、ベルシユロン、クライスデル、アングロアラブ等の系統に屬し、優良なる駒を産し馬匹改良上效果顯著なるものあり。現今にありてはアングロノルマン種を獎勵品種となし居れり。

三、養 豚

在來豚は樺太占領當時殆ど食用に供せられ今は其の跡を絶ち、従つて其の何種に屬するものなるや

不明なり。明治四十年樺太廳に於てパークシャー種とチエスターホワイト種との雜種を移入したるも今は之に屬するもの殆どなく、其の後民間に於てパークシャー種及ヨークシャー種を移入し現在殆ど此の二種を以て占むる状況にして、蕃殖並に成育甚だ良好なり。樺太廳に於ては獎勵品種としてパークシャー種及ヨークシャー種の二種を決定し中央試験所畜産部に於て種畜の配付をなし居れり。

四、養 鶏

占領當時より露助鶏と稱する在來種の系統と認むべきもの各地に分布せり。されど其の起源不明にして形状より推斷するにレグホン種とハムパーク種との雜種なるが如きも一定の形態を存せず。體軀一般に矮小舉動輕快體重僅に三百匁乃至五百匁にして、其の産卵數一箇年五十乃至八十箇を算し一箇の重量十二、三匁内外なり。最近漸次改良せられつゝあるを以て將來其の跡を絶つべし。

領有後移入せられたる鶏種はレグホン種を最多とし、ミノルカ種、アングルシャン種、オービントン種、横斑ブリマスロツク種、名古屋種其他數種を數ふるも、飼養試験の結果單冠白色レグホン種並に横斑ブリマスロツク種を本島に最適のものとして認め之を獎勵品種に決定し、一般に其の飼養を獎勵したる結果現在總數の約九割を占め成績亦佳良なり。

五、綿 羊

露領時代に於ける牧羊業の詳細は之を知る能はずと雖も、占領當時少數ながら綿羊を飼養せるものありしが如し。占領當時露人の遺棄せる綿羊五頭を守備隊に收容したるも、明治四十一年一月樺太民

政署に保管轉換を行ひ貝塚種畜場にて飼養したり。然れども劣等種なるを以て之を食用に供し其の跡を絶てり。

明治四十四年農商務省月寒種畜牧場よりシロップシャー種細羊牝四頭、牡一頭を購入して種畜場に收容し、大正二年再び同種牡一頭を購入し飼養試験を繼續せり。大正八年農事試験場（現中央試験所畜産部）に於ける設備を擴張し、爾來四年間シロップシャー種を米國より輸入し其の繁殖を圖れるに成績良好なるを以て大正十四年より之を一般農家に集團的に配付しつゝあり。然れども專業的細羊牧場の經營に至りては尙疑問の點尠からざるを以て大群飼養は未だ之をなさず。

六、養狐

養狐事業は大正四年廳種畜場に於ける飼養試験を以て本邦に於ける嚆矢となし、爾來飼養者漸次増加し樺太特有の有望なる産業たるを失はず。依つて樺太廳に於ては大正四年廳令第二十七號を以て養狐業のため其の用地として一萬五千坪以内の未開地を貸付するの途を開けり。然るに時恰も毛皮の市價暴騰し需要亦激増せるを以て養狐業經營者續出し稍堅實味を缺くに至りたるが、大正十一年毛皮市價下落の結果一時飼養者激減したりと雖も爾後再び増加し來り堅實なる發達を遂げつゝあり。

養狐場は人家を離れたる閑静且つ高燥なる針潤混浴林地を選び、飼料の關係より以上の條件を具備せる海濱附近を最適とするも、現在副業的に之を飼養する農家各地に増加しつゝあり。飼養管理は繁殖時期及仔狐の育成中最も困難にして、狐は驚怖心及猜疑心強きを以て管理人は相當の經驗を有し、

動物の習性を熟知するの外特に細心の注意と鋭敏なる觀察力とを要す。熟知せる管理人は一人にて約五十個を管理することを得べく、飼料は獸肉、魚肉を主食とし根菜類、麥粉、骨粉、果實等を適宜に給し、幼狐には牛乳を用ふ。飼料の配合蒐集貯藏等には細心の注意を要す。昭和十三年末の養狐種別は赤狐、紅狐、十字狐、青狐、黒狐、銀黒狐等にして生産額一、九二三、一七七圓なり。

七、牛酪

露領時代に於ける牛酪製造は農家に於て自家用として簡易なる製造法に依り製造せるに過ぎず。領有後樺太廳に於て試験の目的を以て小規模の製造行ひ來りしが、乳牛の増加に伴ひ漸次生産増加せるを以て大正八年以後之を拂下ぐることとせり。一方大正七年民間牧場の之が製造を始めてより漸次増加し大正十四年度には豊原、真岡兩支廳管下に酪農組合設立せられてより各地に該組合の設立を見、牛酪の製造量頗る増加し乳牛の移入増殖と共に漸次堅實なる發達をなしつゝあり。昭和十三年末製産高は一六九、一〇一疋、價額四三二、〇八〇圓なり。

第十三章 林業

第一節 總説

本島林業の沿革に就ては文献の徴すべきもなく、幕府時代に在りては濫伐を警め林間薬品の採取を奨励したるが如きも、露領時代に於ては何等施設經營の跡を見ず。

明治三十八年邦領に復歸して以來専門の學者、技術者に依頼して實地に踏査せしむると共に、過去に於ける施設を調査研究し本島森林行政に關する方針を定め、之に基き諸般の施設に努め居れり。本島の森林は總て天然林にして、樹種約百二十二種あり、内喬木四十九種、灌木七十三種に分類せらるるも實際利用價値ある林木はエゾマツ、トドマツ、グイマツ、イチキ、シラカバ、ドロヤナギ、ハンノキ及タモ等にして其の分布殆んど一定し、河岸の底地にはヤナギ、ハンノキ及タモ等の潤葉樹生立し、山岳にはトドマツ及エゾマツの針葉樹を生じ、中腹より白樺を混生し頂上に近づくに従ひ其の混生割合を増加し遂に白樺の純林となり、グイマツは主に底地濕地に生ず。而して此等樹種中最も多きはトドマツ及エゾマツにして全島に分布し全森林蓄積の約八割を占む。

本島の國有林野面積は陸地測量部の地形測量完成後にあらざれば的確なる面積を了知し難きも、大

體二、九三九、〇〇〇ヘクタールにして邦領樺太全面積の約八割を占む。

第二節 林政

領有直後並に民政署時代に於ける林政に關しては軍令及民政署令に依りて其取締及處分を行ひしが明治四十年四月樺太廳の設置と共に同廳の主管する處となり、同廳第二部に林務課を設け一切の林務行政を掌らしめたり。其の後林務課は内務部に屬せしが、大正七年拓殖部の設置と共に其の一課となり林政を統轄せしめ、支廳及出張所には屬技手等を配置し地方林務行政に當らしめたり。然るに大正十三年拓殖部を廢したるを以て林務課は内務部に屬するに至り、大正十五年には支廳に林務係を置き昭和二年農林部新設と同時に林務、林業兩課に分離し同部の所屬となれり。超えて昭和五年支廳林務係を廢し各支廳、出張所管内を管轄區域とする林務署各地に新設され、林務行政上一新紀元を劃するに至れり。

森林主事は大正五年始めて十六名を各支廳、出張所に設置し大正十一年には五十七名、大正十五年には七十名、昭和二年には七十七名に増員し營林及森林保護の事務に従事せしめたるも、國有林の盜伐、森林火災、放牧、又は無斷開墾等頻りに行はれたるを以て、林業の發展上遺憾なきを期する爲、昭和三年大増員を行ひ定員二六三名となし、之を各支廳及四十八箇所の森林主事駐在所に配置し森林

の管理保護に努めたり。昭和五年一月樺太廳林務署官制の公布を見、豊原外八箇所に林務署設置せられ、其の定員技師六名、屬技手五九名、森林主事二六三名と定められしも管轄區域廣汎なる爲、國有林野の營林上遺憾多き實情に在るを以て、其の後漸次人員の擴充を行ひ、更に昭和十一年七月樺太廳林務署官制の改正に依り管轄區域最も廣汎なる敷香林務署管内に野嶺出張所を設くるに至り同十二年一月之が開廳を見たり。現在事務官一名、技師一四名、屬技手一六九名、森林主事二八七名、森林主事駐在所數二六三箇所を算す。

大正八年より松毛蟲發生し其の蟲害木を急速處分をなす必要上大正十一年臨時森林作業所官制を發布し林務課より分離し直接官行事業を營むに至りしも、事業完了と共に昭和二年には森林作業所と改稱し定置機關として生木の官行斫伐事業に着手せり。然るに昭和五年一月林務署官制公布の結果森林作業所は廢止せられ、事業の實行は各林務署に於て之をなし、其の企劃並に監督は之を林務、林業兩課に於てなすことゝなれり。

各課署の管掌事項を擧ぐれば次の如し

林務課

林務署の監督、國有林野の取締保護及其の監督、林野産物並に製品處分、官行斫伐の基本企劃及林業に關する事項

林業課

森林調査、造林、官行斫伐の實行企劃並に監督及保安林に關する事項

林務署

國有林野保護取締、營林の實行及公私有林の監督指導に關する事項

尙林業試験は中央試験所設置と同時に同所林業部に於て行はる。

昭和七年樺太林政史上に未曾有の大改革を斷行せり。其の主なる事項は賣拂單價劃一制度の廢止、賣拂調査方法の改善、林務實地調査の勵行、出材數量の統制、年期賣拂契約の整理、年期賣拂制度の廢止、島外用材賣拂の隨意契約廢止、農林適地區分並に施業案編成促進計畫、造林事業の大擴張等諸般に亘る森林政策の革新を以て従來の面目を一新し其の效を收めつゝあり。

第三節 造林

一、樺太に於ける造林の沿革

(イ) 露領時代は全島殆んど天然林を以て蔽はれ住民各自其の欲する所に從ひ利用せしも、造林に關しては何等施設なかりしものゝ如し。

(ロ) 領有後製紙工業の勃興に伴ひ天然林の利用大いに進みしも其の伐跡に對しては既存天然生後繼樹の生長に依る自然の成林を期待せり。

(ハ) 然るに年々各地に頻發せる山火は所期の天然更新を妨ぐることも大なるものありしのみならず、大正八年邦領南部の天然林に發生したる松毛蟲の被害は、世人をして本島の林力保続上至大の不安を感ぜしむるに至れり。

(ニ) 大正九年造林用苗木養成に着手すると同時に落合方面に播種造林を試み爾來播種及植樹により主として山火跡地の復舊に努力し、尙保護施設としての防火線は大正十一年より、林内歩道は昭和四年より、又天然更新の補助作業は將來本島に於ける造林事業の主体たるべしとの見地に基き昭和四年より夫々之を實施し來れり。

二、現在及將來の方針

(イ) 本島に於ける國有未開地に關しては拓殖上の諸關係に基き之が利用上の區分を急ぎ昭和十一年度之が完了を見たるを以て、公安公益の爲緊急成林を要する保安林見込地若は地方資材の欠乏目睫の間に迫れる方面に就て速急なる造林事業を進むるは勿論國有林内未立木地の造林を行ひ其の將來に於ける森林資源の充實を計り、以て林産の保續的供給を期すると共に水産の恒續水害の豫防等島情の安定に資する所あらむとす。

(ロ) 造林方法は天然更新地に對しては其の林況に基き下種、補植、除伐、撫育間伐及手入等適切なる補助作業を加ふるものとし、天然更新の見込なき未立木地に對しては植樹或は播種造林を施行し、終始山火の防止に努めつゝ其の成林を期せむとす。

次に造林樹種は天然更新に在りてはトドマツ、エゾマツ、グイマツ、樺類等現在既存のもの主體として其の成林撫育を圖るべきは勿論なれど、人工造林に於ても亦郷土の樹種を最安全なりとする技術上の通則と、既往數年の造林成績並に將來の需要を考察し、主としてグイマツ、エゾマツ、トドマツ、樺類の如き在來種を用ひて要造林地の種々なる立地に應じ適切に配植し、以てバルブ資材、鋸業用材、構築用材、薪炭材等島内消費原木の自給を圓滑ならしむる方針なり。

(ハ) 尙現在の廣大なる未立木地は官民協力して之が成林を促進する必要があるのみならず、一面山火警防上よりすれば住民に直接の利害關係を齎すべき公私有林を設定すること最も適切にして且つ急務なるを認め、前記の如き方針を以て官行造林を進むると同時に、昭和十一年度より左の方法に依り民間造林を奨励し舉島一致し林力の復興を企圖しつゝあり。

國有未開地特別處分令を改正し昭和十年十月改正案公布造林に供する土地の無償貸付並に成林後の土地讓與を可能ならしむ。

苗木の無償交付及造林奨励金交付の途を拓き主として市町村地元住民及島内に於て重要産業を營む會社の造林を奨励す。

而して從來拓殖十五箇年計畫に基き人口造林は官行造林及奨励造林各毎年三千ヘクタールを實施し以て要急地域約九万ヘクタールの綠化を目標として實施し來れるも本島の諸事情は

林業

二五〇

更に積極的なる大造林を必要とするに至れる爲、昭和十一年前記十五箇年計畫を造林十箇年計畫に擴充改訂し、人工造林は毎年官行四千ヘクタール、獎勵六千ヘクタールを實施すると共に天然更新撫育作業一萬ヘクタールを實施せんとす。

三、既往施業の概要

(イ) 官行造林の部

施業年度	事業別	播種面積 (ヘクタール)	植樹面積 (ヘクタール)	天然更新面積 (ヘクタール)	防火線新設延長 (米)	林内歩道新設延長 (米)
自昭和七年		四、九七五・四〇	八、四三三・〇〇	七、七五二	九七、一六三	五、七七六
昭和八年		三、五二〇	三、二八・八	六、七〇	五〇、一六六	一〇、五七〇
昭和九年		一、八二六	三、六九七	三、七〇九	三、八五六	三、六〇三
昭和十年		三、〇〇〇	四、五〇・九	二、〇二七	一四、〇三九	一、四、七五五
昭和十一年		—	三、三三・二五	三、七〇・六〇	五、三六〇	九、一三〇
昭和十二年		—	三、五三・〇八	一〇、二九・六一	五、〇〇六	一、八、四三〇
昭和十三年		—	三、七三・四九	二、二七〇・九九	七〇、六四四	一、五、八四六
累計		一五、〇〇一・七	三〇、〇九六・八五	三三、五六一・四一	一、一、五、〇四四	一、三、三、四三三

(ロ) 獎勵造林の部

施業年度	事業別	植樹面積	防火線	林内歩道	備考
昭和十一年度		四、三九九・九〇	四、三六〇	一〇、五五五	
昭和十二年度		八、一三五・六八	一〇、六九七	一六、〇〇一	
昭和十三年度		三、五三三・三〇	一〇、四七一	一〇、三三八	
累計		一五、〇〇一・七	三三、五六一・四	一六、〇四四	

説明

(イ) 播種造林は發生後の經過不良なるもの又は山火の爲焼失したるもの等施業面積累計の過半に達せるも爾餘の成績比較的良好なるものに在りては今後補植に依り、或は現に混生せる天然生稚樹と共に成林せしめ得る見込充分にして、本事業は將來尙植樹造林の傍研究的に之を續行する豫定なり。

(ロ) 植樹造林の成績は概して良好なるも、信州カラマツ、ドイツタウヒ及朝鮮カラマツ等の如き外來種は野兎野鼠等の被害各地に生じ、且本島の寒氣に堪へ難きもの、如し。仍て將來は前述の如く主として本島在來の樹種を用ひむとす。

(ハ) 天然更新事業は既往伐跡の内後繼樹過密なる箇所に對し其の成長を促進する目的を以て除伐を施行せり。

林業

二五一

- (三) 防火線は概ね危険地帯に沿ひ又は峰通りに於て幅員五米、十米若は二十米の剝土面を作り尙將來に於ては其の維持費效果等の關係上二米乃至五米の林内歩道を作り、其の兩側に各二〇米幅の危険物を整理して之に植樹し防火樹帯を造ることとせり。
- (ホ) 林内歩道は幅員一、二米を標準とし其の目的は造林の實行、林野の保護巡視竝に山火に於ける活動に便ならしむるにあり。將來森林の利用竝に造林の進捗と共に逐次其の施設地域を擴張せむとす。
- (ハ) 既往造林事業の實行に就ては養苗、造林、保護施設等何れも確固たる基案の編成を困難とする事情の下に經過したるも、昭和十一年より全島の未立木地の分布状況、要急の順位、勞力の分布状況等を考慮し各林務署別の割當面積を定め、各署に於ては管内適當各地に五ヶ年以上の繼續事業計畫を樹て實行を進むることとせり。

第四節 森林經營調査

一、既往に於ける調査概要

- (イ) 邦領樺太森林調査は領有の次年即ち明治三十九年に之を開始し同四十一年迄の三ヶ年に於て其の概況調査を遂げたり。其の後引續き一部分の林地細密調査、乾溜工業用潤葉樹の蓄積調

査、全島に亘る簡易施業案の編成及簡易林地區分調査をなし昭和三年を以て一先づ完了したり。

- (ロ) 昭和四年度は大泊町外三十九町村に對し面積約六万ヘクタールの町村林豫定地を分割調査せり。

二、現在に於ける調査概要

- (イ) 昭和五年度本邦林業界空前の壯舉たる航空寫眞撮影に依る地形及林相調査を執行す。即ち陸軍當局の諒解を得て下志津陸軍飛行學校に交渉し八八式偵察機四機を以て知取、伊皿を連ぬる線以北保惠、恩内を連ぬる線以南の區域此の面積約六十八万一千ヘクタールに及ぶ。本撮影實施の結果は其の寫眞應用に依り頗る敏速且普遍的に各種調査及立案に至便を來し、本島森林經營竝に其の他の産業開發上一大革命を招來せり。

- (ロ) 昭和六年度は前年に同様に下志津陸軍飛行學校の四機を以て引續き落合、小能登呂を連ぬる線以北知取、伊皿を連ぬる線以南及保惠、恩内を連ぬる線以北國境間、内路國境間、軍用道路以東幌内川以西の區域此の面積約九十九万二千ヘクタールの撮影を爲す。

- (ハ) 更に同年陸軍陸地測量部に依頼し前記寫眞區域の地形圖化に着手し略完成せり。同時に林業課に於ても紙片法及三角形分割法を應用し寫眞より直ちに誘導せる林相圖を作製せり。

- (ニ) 昭和七年度は時局多端の關係上飛行機に依る航空撮影は之を中止したるも、前兩年間の撮影

區域の内落合、小能登呂以北幌内川以西國境間約百七十万ヘクタールに對し寫眞を應用し、本島拓殖の現況及將來を考慮しつゝ最も科學的且合理的に農林適地區分調査即ち從來の國有未開地を要存置林(固定國有林)不要存置林(公私有林豫定地不要林)及殖民見込地(農牧用地、鑛業用地、住宅地、其の他)に區分實測し、以て國有林として經營すべき區域及面積を豫定調査せり。

(三) 昭和八年度も都合に依り航空撮影は中止の餘儀なきに至りたる爲全力を擧げ施業案編成に従事せり。即ち本島森林中最も重要地位を占むる惠須取、敷香兩林務署管内の約九十六万ヘクタール(殖民見込地及不要存置林を含む)に對し之を名好、惠須取、鶴城、氣屯、敷香及新開の六事業區に分ち本島森林の特殊性並に特殊事情に應じ夫々合法的施業を企劃し實査の終了を告げ、昭和九年度以降本案の實施を見るに至れり。

(ホ) 昭和九年度は昭和五、六年度同様下志津陸軍飛行學校の四機を以て幌内川以東國境間此の面積約六十五万五千ヘクタールの撮影を爲す。更に陸地測量部に依頼し撮影區域の地形圖化に着手し昭和十年に之を完成せり。同時に林業課に於ても三角點其の他實地測設せる基準點、標準地等を利用して紙片法の應用に據り、集成寫眞より直接林相圖の作製に着手、昭和十年三月之を完成し從來殆んど推定の範圍を出でざりし同地方の狀況を明にする事を得たり。

(ヘ) 昭和九年度は昭和八年度施行區域に接続し知取、元泊、内淵、久春内の四事業區並に豊眞峽、逢坂風致保安林此の面積約三十八万ヘクタールの區域に對し施業案を編成し昭和十年度以降本案に據り實行しつゝあり。

(ト) 昭和十年度は昭和九年度航空寫眞撮影區域たる幌内川以東の區域を散江、野頃、多來加の三事業區に分ち施業案の編成並に林地區分調査を施行し、昭和十一年以降本案に依り實行しつゝあり。

(チ) 昭和十一年度は小田寒、長濱、富内、留多加、清水、落合、野田、泊居の八事業區此の面積約六十五万ヘクタールの區域に對し施業案を編成し昭和十二年度以降本案に據り實行しつゝあり。

(リ) 昭和十二年度は豊原、本斗、眞岡の三事業區此の面積約二十四万ヘクタールに付施業案を編成し昭和十三年度以降本案に依り實行しつゝあり。而して本年を以て昭和八年度以降五ヶ年に亘り編成中の全島二十五事業區に對する施業案を完了せり。尙右三事業區の施業案編成の外名好、惠須取、敷香の三事業區に對し臨時檢訂を施行せり。

(ヌ) 昭和十三年度は氣屯、古屯(氣屯事業區より分割)、新開、鶴城、來知志(鶴城事業區より分割)の五事業區此の面積約三十八万ヘクタールに付臨時檢訂を施行せり。

(ル) 昭和十四年度は東柵丹、知取(知取事業區より分割)、北遠古丹、元泊、馬群潭、(元泊事業區)



區より分割)、久春内、幸濱、珍内、(久春内事業區より分割)各事業區此の面積約二十九万ヘクタールニ付目下施業案檢訂施業中なり。

三、將來に於ける調査方針の概要

昭和十四年度より同十八年度に至る五ヶ年間を以て左記業務を遂行せしむる豫定なり。

年度	調査別	摘要
自昭和十四年度 至同十八年度	施業案臨時檢訂	前年に引續き編成済の全島施業案に對し順次臨時檢訂をなす

因に施業案編成の要目は森林經營上適當なる圃地區域(事業區)の決定、當該區域内の面積蓄積及地況況調査、伐採方法、各年の伐採順序及數量、供給先、跡地更新法、各種設備及工事計畫、保安林の設定、事業區の收支計算其の他營林に關する必要事項を洩なく調査説明し、且之等の關係圖簿を調製するものにして、此の一貫せる編成案の運用を俟つて初めて森林の利用は永遠に保続せられ、併せて國土の保安並に公益を保持せらるゝに至るものとす。

第五節 土地利用基本調査

一、本調査施行事由

國有未開地に對する利用上の區分は殖殖の第一歩に於て全管内に亘り最も合理的に之が實施を了すべき管なりしも諸般の實情は容易に其の餘裕を與へず爲に農耕、牧畜、漁業其の他の用地何れも概して當面の必要に應じ調査處分せられたるを例とし、殖民區劃地及處分外の未開地は總て營林上國有林の取扱を爲しつゝ今日に及べり。而して斯かる状態が國有林に對する施業案の編成並に其の運用を困難ならしめ、殖民適地の開發民有林の設定等殖殖に關する具體的計畫の樹立乃至進捗上支障を伴ふべきは言を俟たず。仍て殖殖十五箇年計畫の實施に當り多年の懸案たる他の幾多の要急施設を促進すると同時に全管内の未處分未開地に對して利用區分調査を施行し以て速かに土地利用計畫の式綱を確立せんとするものなり。

二、調査方針概要

- (イ) 本調査は集團的に發達せる農漁村又は其の機運に向へる地方より先づ着手し、逐次全管内に及ぼすものとす。
- (ロ) 農耕放牧用地は主として河流江濫土より成れる肥沃地及市街又は部落に近接する緩傾斜地に選定するものとす。但し公益の爲又は營林上特に支障ある場合を除く。
- (ハ) 民有林豫定地は原則として耕作に必要なならざる未立木地を選定し且つ成るべく農耕放牧地等に介在若は接続せしむ。
- (ニ) 位置、氣候、地味、地貌等の關係上林業以外の用地又は民有林豫定地として不適當なる地域



は概ね國有林とす。但し適地と雖も開發の急を要せざるものは現在の林況を善用せんが爲當分國有林とすることあり。

(ホ) 本調査は林業、殖民の兩課協力して施行す。

三、既往概要

昭和九、十兩年度に於ては榮濱郡、敷香郡の一部及豊原郡、大泊郡、富内郡、長濱郡、留多加郡本斗郡、眞岡郡、散江郡の各全部に付區分を了し、昭和十一年度は野田郡、泊居郡、鶴城郡、久春内郡、名好郡、榮濱郡、元泊郡及敷香郡を踏査の上全島の調査を一應完了せり。

四、將來に對する方針

既述の如く一應完成せる土地利用區分の成果も其の後地況の變動により局部的に之を改修するの要少なからざるを以て可及的速に豫算の計上を待つて之を實測確定せんとす。

第六節 森林の利用

領有當初に於ける本島森林は殆ど無盡蔵の觀を呈せしも、之が利用に關しては見るべきものなく、住民用、漁業用其の他一時的利用に限られ、僅かに電柱材、鐵道枕木用材の移出ありしに過ぎず。何れも落葉松にして主要樹種たるトド、エゾ利用の合理化は一大懸案として殘されたり。爾來銳意研究

を續けたる結果、パルプ製産を最も適切と認め一方民間企業家の調査研究と相俟つてこゝにパルプ會社設立の機運醸成さるゝに至り、大正三年大泊に、同四年泊居に工場設立せられ操業の開始を見たり。時恰も歐洲戦亂に際會し、パルプの輸入杜絶せるを以て需要頗る多く、良好なる成績を挙げ、本島パルプの名聲頗る昂まれり。

爾來打續く好況に伴ひ豊原、落合、眞岡、野田、恵須取、知取の各所に工場設立せられたり。之が經營は從來王子、富士及樺工の三社鼎立の状態なりしも昭和八年五月三社正式に合併し、王子製紙株式會社の經營に移り益々斯業進展の狀況に在り。尙本島パルプ工業の研究は漸次進歩し、製紙パルプ以外更に人絹パルプ製造に進出し、昭和七年四月日本人絹パルプ株式會社設立せられ、同十年六月同社敷香工場の建設竣功を見、同月操業開始せり。

尙最近除間伐事業の開始に依り生ずる細經木利用の爲昭和十二年六月泊居管内珍内川畔に簡易曹達パルプ工場を新設し目下操業中なり。又國策パルプ増産計畫に付ては林力の關係上専ら燒枯損木、虫害枯木及ヤナギ類を充てつゝあり。

大正八年より同十二年に於ける松毛蟲の森林被害の爲之が急速利用の必要上、大正十一年より同十五年に至る五箇年間に於て整理の計畫を以て官行斫伐を開始し急激に大量處分行はれたり。此の被害木處理は大部分一般用材として島外へ移出せられたるも時偶々關東大震災に遭遇し復興用材として其

の安價なる點より大いに歡迎せられ一躍樺太材の需要を喚起し、被害木伐採整理完了後に於ても依然大量の伐採繼續せられ、一千百數十萬石の大量移出せられたるが漸次森林蓄積減少し本島林政上の將來に憂慮せらるゝ状態に至りたるを以て、昭和七年林政の一大刷新を行ひ、爾來企圖斷行せられたる各般の事項と共に森林の利用を島内消費本位と爲したるにより島外移出數量激減するに至れり。又近來石炭鑛業俄かに勃興し巨額の鑛業用材を必要とするに至れるを以てカバ類及北部多木加灣地方グイマツの利用開發に努めつゝあり。

第七節 大學演習林

大正三年四月相川、小田寒川流域二萬ヘクタールを割きて東京帝國大學演習林設置せられ之と相前後し北海道、九州、京都各大學の演習林設置せらるゝに至れり。昭和十三年三月末に於ける蓄積材積針葉樹一二、七五八、四四五立方米、闊葉樹八九二、一八五立方米なり。

今其の箇所、設置年月日を表記すれば次の如し

演習林名	所在地	設置年月
東京帝國大學演習林	茨城県茨濱村大字相濱字小田寒	大正三年四月

京都帝國大學	古丹岸演習林	敷香郡泊岸村大字泊岸字古丹岸	大正四年十二月
同	亞屯演習林	敷香郡敷香町大字氣屯字亞屯	大正五年二月
北海道帝國大學	演習林	久春内郡三濱村大字珍内字珍内	大正二年六月
九州帝國大學	演習林	敷香郡敷香町大字保恩	大正三年四月

第八節 官行斫伐

概説

一、事業の開始

大正八年より同十二年に亘る松枯蠹延の爲め森林面積約二十二萬ヘクタール、材積約二、四五六萬立方米の被害を蒙りたるが、當時之が利用應急の措置として其の一部は民間に拂下ぐると同時に他方官營に係る虫害木の斫伐事業を計畫し、臨時森林作業所を設け、大正十一年度より事業を開始し昭和元年度に於て大體所期計畫の完了を見るに至れり。

更に昭和二年度より恒久的官行斫伐事業を實施することとなり、樺太廳森林作業所官制の公布を見

たるが、昭和五年一月二十一日林務署開設と共に樺太廳森林作業所は廢止せられ、伐採事業の實行は林務署に移り、樺太廳林業課に於て計畫並に監督を爲すことに改定せられたり。

而して本島森林の特異性及林型上の見地より擇伐更新法を採用し、現在に於ては輪伐期九十年、東海岸一帯は回歸年二十年、伐採率三三%、西海岸地方は回歸年三十年、伐採率四〇%の弱度の擇伐を實施せり。

二、事業の計畫

昭和二年五月現行官行新伐事業開始に當り年々エゾ、トド丸太五三五、七四三立方米（百五十萬石）を伐採する豫定の處種々の事情に依り既定計畫の通實現するに至らず年々伐採量を變更せしが昭和五年に至り經常部事業に編入せられ年々丸太一九六、三七〇立方米（五十五萬石）を伐採することに改定せられたり。

爾來右數量を實行し來りたるが昭和十一年度に至り樺太廳鐵道事務所用グイマツ鐵道枕木六一、〇〇〇挺昭和十三年度にエゾ、トド蟲害木整理伐として丸太四〇、〇〇〇立方米（十萬石）を増石し漸次擴張の機運となり尙同十四年度に至りエゾ、トド、カンバ四〇、〇〇〇立方米（十萬石）を生産する事となれり。

昭和十四年度事業計畫を示せば次の如し

一、新伐費豫算 一、二七五、〇〇〇圓

二、製作

(イ) 製作數量

バルブ用丸太	二三八、八九〇立方米（六四七、〇〇〇石）
坑木用丸太	二八、五〇〇立方米（七五、〇〇〇石）
枕木	六一、〇〇〇挺
薪	三、二〇〇敷
木炭	二五、〇〇〇疋（二五疋入一、〇〇〇俵）

(ロ) 事業箇所

豊原林務署管内	中野、保呂
泊居林務署管内	珍内、小田洲
恵須取林務署管内	西橋丹、北名好、上恵須取
敷香林務署管内	初間、氣屯
野頃出張所管内	淺瀬、達内
計	十一箇所

三、製品處分

(イ) 處分數量

林業

バルブ用丸太 三三、七七八立方尺 (四八〇、二四八石)
 坑木用丸太 七、一一七立方尺
 枕木 三二、五六三挺
 薪 一
 (外に副製品)

(H) 処分価格 五、〇九七〇、一九圓 (外に副製品)

事業の概況

伐木造材 造材方法は利用の集約運搬並に用途等の關係上エゾマツ、トドマツ、バルブ用丸太は總て丸太材末口直徑八種以上、材長一・九、二・七及三・八米とし、グイマツ丸太は末口直徑一〇種以上、材長は枕木、坑木、薪其の他の用途に應じ所要の長さに造材す。
 集材運搬 夏山小川の修繕、木馬、手落し及玉曳等により流送地點に運材巻立を爲し直に流送に付す。冬山は端乳橋、四乳橋等により流送地點又は海岸迄運搬し巻立を爲す。
 搬出は主として流送に依り本流網場迄狩下げ水中引渡或は水切巻立を爲す。
 製品處分 従来エゾ、トド丸太は製紙會社年販拂區域より出材せしものは會社に特賣し、其の他の區域に屬する分は豫約公募に依り特賣したるも昭和八年度には公入札に附して處分し、九年度以降

は王子製紙會社にバルブ資材として處分することなれり。

事業成績表

年度	伐木	搬出	引渡	備考
自大正十一年 至昭和元年	九三〇、〇〇〇石 一、三五五 二、八八三 三、〇〇〇	八、四八五、八五石 一、〇〇〇 二、六三三 三、〇〇〇	八、七六〇、八〇石 一、九〇〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇	一、搬出は鐵道沿線に在りては鐵道各驛附近、土堀其の他に在りては海岸最終土堀迄とす。 二、敷は薪材、丁は枕木なり。 三、材積は昭和元年以前は石を以て示し、昭和二年以降は立方米を以て示す。 四、括弧は枕木用丸太。
昭和十一年 至昭和十二年	七、三九九 三、三三三 三、〇〇〇 六、六九〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇	三、八八三 三、〇〇〇 三、〇〇〇 七、三九九 三、〇〇〇 三、〇〇〇	三、八八三 三、〇〇〇 三、〇〇〇 六、六九〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇	
昭和十三年	七、三九九 三、三三三 三、〇〇〇 六、六九〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇	三、八八三 三、〇〇〇 三、〇〇〇 七、三九九 三、〇〇〇 三、〇〇〇	三、八八三 三、〇〇〇 三、〇〇〇 六、六九〇 三、〇〇〇 三、〇〇〇	

製品處分表

年度	別立積立		年	期	豫約公募	特	賣	計
	金額	材積						
自大正十一年至昭和元年	七、四八、八〇〇	三、六二、二〇〇	三、三〇、七〇〇	三、六〇、九二〇	八、七〇、二〇〇	三、三〇、九二〇	八、七〇、八〇〇	
自大正十一年至昭和十一年	六、六九、九〇〇	二、四八、五〇〇	三、四〇、〇〇〇	三、四〇、〇〇〇	三、四〇、〇〇〇	三、四〇、〇〇〇	三、四〇、〇〇〇	
昭和十二年	三、〇六、八八〇	一、〇五、二〇〇	六、六九、九〇〇	六、六九、九〇〇	六、六九、九〇〇	六、六九、九〇〇	六、六九、九〇〇	
昭和十三年	三、八二、七〇〇	一、二八、〇〇〇	三、八二、七〇〇	三、八二、七〇〇	三、八二、七〇〇	三、八二、七〇〇	三、八二、七〇〇	
昭和十三年	三、八二、七〇〇	一、二八、〇〇〇	三、八二、七〇〇	三、八二、七〇〇	三、八二、七〇〇	三、八二、七〇〇	三、八二、七〇〇	

備考 自大正十一年は虫害木處分にして昭和二年以降は生木の處分なり。

第十四章 水産業

第一節 總説

本島に於ける鯉、鱒及鮭の漁業は遠く松前氏の蝦夷に封ぜられたる時代に於て既に邦人に依りて行はれたりしが、明治八年千島樺太交換條約の結果、本島の露領となりたる後に於ても漁業は尙依然として邦人に依り經營せられたり。而して鯉、鱒及鮭のみならず、其の他の魚族亦尠からざれば水産は本島に於ける唯一の富源として重要視せられ、明治三十八年邦領に歸するや其の主要魚族たる鯉、鱒、鮭に付ては其の漁利を永遠に保持し該漁業の堅實なる發達を期せんが爲建網制度を採用し、其の漁場は露領時代に設けられたる漁區に基き之を定め、邦人の經營したる漁場は從來の經營者に免許し、其の他の漁場は競争入札に依り漁業者を定めたり。鯉、鱒及鮭以外の漁業に付ては鯉、鱒、鮭の蕃殖保護に妨なき範圍内に於て一般に之を許可したりと雖も、是等の漁業に従事する者の多くは資力乏しき本島定住の漁業者にして、其の收益亦鯉、鱒及鮭に比し尠く生計の維持困難なる狀況に在りしを以て、大正四年漁業法規の一部を改正し本島定住の漁業者を以て組織する漁業組合に對し鯉、鱒、鮭の專用漁業を免許し、其の漁業組合員をして一般漁業に従事するの傍ら鯉、鱒及鮭の漁利に均霑せしめ

以て漁業經濟の一端を補はしめたり。越えて大正十年專用漁業の数を増加し漁利の均霑に努め、大正十一年及同十五年漁業法規を改正し漁業免許の入札制度を廢し、更に昭和十二年漁業法規の全般的改正を行ひ漁具漁法等漁制上改革せられたる點少からず。

鯨、鱈、鮭及鰻の定置漁業、介類、藻類等の區劃漁業及專用漁業に付ては樺太廳長官の免許を受けることを要し其の漁具は鯨に付ては建網、鱈、鮭に付ては建網又は瓢網、鰻は落網に限られ、又專用漁業は鯨に付ては刺網及小建網又は地曳網、鱈及鮭に付ては小建網又は地曳網に限らる。

許可漁業の種類は十六種に大別し支廳長の許可を受くることを要し、漁業の場所二支廳以上の管轄に亘るとき又は漁場の管轄明確ならざるときは樺太廳長官の許可を受くることを要す。

漁業制度の概要斯くの如しと雖も樺太に在住する土人に對しては例外規定を設け、土人にして土人以外の者を使用せずして漁業を爲す場合に於ては免許を要する漁業を除き鯨、鱈、鮭の捕獲に付ては慣行の區域及特に定められたる區域に於て、其の他の水族の採捕に付ては自由に之を放任せり。

第二節 漁業並水産製造

本島に生産する水産物の主なるものは鯨、鱈、鮭、鱈、鱈、鱈、鱈、鮫、蟹、海鼠、帆立貝、北寄貝、臘蛤及昆布等にして其の漁業並製造の概況を述べれば

鯨 鯨漁業は其の産額漁業中の首位を占め近時漁獲最も多き地方は西海岸各地にして、南海岸及東海岸は天災海況の變化等相續き昔日の如き漁獲なし。

本漁業中定置漁業に使用する漁具は明治三十九年は露領時代の例に倣ひ一漁業權に付建網一統及曳網一統なりしが翌四十年より曳網を廢し副網に代へ建網二統を使用せしめたり。然るに大正九年七月漁業法規全般の改正に依り一漁業權に付一建網の制に改め、鱈、鮭及鯨とは別個の漁業權と爲し鯨漁に對しては副網に代ふるに待網を以てし、更に大正十一年漁業法規の改正に伴ひ待網に代ふるに建網を免許せり。又專用漁業に使用する漁具は大正四年に於ける制度改正に際しては刺網のみなりしが大正十一年更に之を改正し刺網と地曳網又は船曳網の併用を認め大正十五年更に刺網及小建網又は地曳網を使用せしむることに改正せられたり。

其の他西海岸及南海岸に於ては六月一日より、東海岸に於ては七月一日より夫々流網及刺網を使用する事を得せしむ。

鱈は各漁業者に依り其の大部分は製造せられ、製品の重なるものは搾粕なるも近時身欠鱈並に鱈の製品次第に其の数を増加し各製品の品質改良に意を用ふるに至れり。鱈は明治四十五年後數年間當該漁業者に依り製造せられ支那に試賣したりしも其の成績良好ならざりし爲大正五年以後之を中止せるも昭和八年より滿洲方面輸出向として製造せらるゝに至れり。亦近時燻製鱈の製造に従事するものあるに至りたるも其の産額未だ多からず。生鱈は貯藏並に輸送機關の完備に伴ひ年々其の量を増加す

るの傾向を示せり。鯨漁業の經濟改善は久しきに亘りて攻究せられたりしが昭和七年十二月樺太共同漁業株式会社(總資本金五二六萬圓)の創立に依り資金の融通並に販賣統制を圖り得るに至れり。

鯨漁獲高 (單位疋)

年度	支離	數	香	元	泊	豐	榮	大	泊	本	斗	眞	岡	泊	居	計
昭和十三年		一、八八八、三五八	三、〇八八、四七三	三、二一三、七四七	八、八六八、六六八	三、三二七、六〇六	六、九六九、七七一	二、四四一、七三三								一、三六、〇五九、六六九

鯨製品及生賣 (昭和十三年)

品名	支離別	數		價		合計
		數	價	數	價	
鯨油		一、九二〇、九二〇	九、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
鯨身欠		三、三三三、三三三	七、九五七	六、一〇〇	八、〇二七	一、三、三三三、三三三
鯨外刺		六、八五七	六、八五七	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
鯨刺		二、九〇六	二、九〇六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
鯨刺		五、〇〇〇	五、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
合計		一、八八八、三五八	三、〇八八、四七三	三、二一三、七四七	八、八六八、六六八	一、三六、〇五九、六六九

鯨・鯨漁業は鯨漁業に亞ぐ重要漁業にして東海岸を主とし、就中幌内川を中心とする多來加・新聞間及内淵川を中心とする元泊、富内間を最とす。此の外南海岸に在りては中知床岬及留多加川を中心とせる一帯は稍漁獲多く、西海岸に於ては内幌、樂磨附近、來知志川口附近の鯨漁場は比較的優秀なり。本漁業中定置漁業に使用する漁具は従來建網に限られたるが大正九年より瓢網をも使用し得ることゝなれり。

鯨は島内各地冷蔵船に依り内地へ生賣せらるゝもの、殊に最近島内に於ける冷蔵庫の設備と相俟つて冷蔵原料に供するもの並に罐詰原料に供するもの次第に増加せるも、尙其の大部分は鹽藏せらる。

品名	支離別	數	價	合計
鯨目		一、三五〇	三、五〇〇	一、三五〇、〇〇〇
鹽		三、六八三	七、八七五	二、九〇六、八七五
小鯨魚干		三、七五〇	三、五〇〇	一、三二五、〇〇〇
鹽製鯨		六、五五七	六、五五七	四、三二七、〇〇〇
生賣鯨		六、四〇六	三、〇〇〇	二、四〇六、〇〇〇
鹽		二、一六〇	九、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇
子		三、二〇〇	九、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇
其他		一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
計		一、八八八、三五八	三、〇八八、四七三	一、三六、〇五九、六六九



水産業

鱈漁獲高 (單位担)

二七二

年度	支離	敷	香	元	泊	豊	榮	大	泊	本	斗	真	岡	泊	居	計
昭和十三年	五八、九七	二四、二六	一〇、九〇	四〇、三〇	一六、四八	二、七〇	二、七〇	一、八〇	八、八六							

鱈製品生賣 (昭和十三年)

品種	支離別	敷	香	元	泊	豊	榮	大	泊	本	斗	真	岡	泊	居	計
鹽	子	三、四一														
燻製	子	一、二〇														
生	魚	一、二〇														
共	他	一、二〇														
計		一、二〇														

鱈 鱈は夏期秋期の二期に漁獲せられ前者は夏鱈又はトキシラズと云ひ後者をアキアジと稱し、其の分布區域狭く豊凶の差少し。夏鱈は東海岸敷香附近を主とし、一漁場にして漁獲高二十萬担内外に達するものもあるも他の地方は甚だ稀薄なり。アキアジは西海岸に於ては南蘭泊、麻内、阿幸及南名好

川附近、東海岸に在りては内淵川附近に多く一漁場にて十萬担以上漁獲するものあり。鱈は鱈と同じく一部生賣せられ又は鱈詰原料に供するも其の大部分に鱈に製せられ、近時燻製品製造を企圖するものもあるも尙其の産額多からず。

鱈漁獲高 (單位担)

年度	支離	敷	香	元	泊	豊	榮	大	泊	本	斗	真	岡	泊	居	計
昭和十三年	三三、六六	一一、三三	六、七三	四、〇五	六、九六	二、七〇	二、七〇	一、八〇	一〇、六六							

鱈製品及生賣 (昭和十三年)

品種	支離別	敷	香	元	泊	豊	榮	大	泊	本	斗	真	岡	泊	居	計
鹽	子	三、四一														
燻製	子	一、二〇														
生	魚	一、二〇														
共	他	一、二〇														
計		一、二〇														

水産業

二七三

鱈は全島沖合一帯に棲息せるも其の主産地は西海岸野田より武意泊に至る間に於て、専ら配種を以て釣獲せらる。該地方に於ては夏期三箇月を除くの外殆ど該漁業に従事す。同地方に於ける盛漁期は所謂春漁季節即ち二月より六月に至る時期にして、此の期間に於ける漁獲高は川崎船一隻にて三萬尾乃至四萬尾、發動機付漁船一隻にて五萬尾乃至十萬尾に達す。十月より翌年一月に至る秋及冬漁は漁獲高春漁の半ばに達せず。大正十四年夏以來小型發動機船増したるのみならず、最も多産する北本斗漁船の如きは五、六十馬力を普通とし最大百馬力を超ゆる發動機をも据付くるに至りしを以て今後は其の産額著しく増加すべし。

鱈は主として棒鱈に製するも夏期に於けるものは主として搾粕又は開鱈に製す。尙大正六年頃より歐米輸出向鱈、特にストックフイツシの製造企業せられ、大正八年の如きは其の年産額九五六、二五〇尾に達したるも、大正九年以降歐米市場の變動と一般經濟界の打撃とに依り漸次減少し現在は殆ど休止の状態に在り。大正十四年以來冬期鱈として移出せらるるもの百萬尾に達するに至れり。尙副産品たる鱈肝油の製造盛にして主要なる鱈漁業地には其の工場多く、製品は工用油及薬用肝油の二種にして其の年産額一萬函に達す。

鱈漁獲高 (單位尾)

年度	支那	香港	元泊	豐榮	大泊	本斗	眞岡	泊居	計
昭和十三年			六五七		三六四、三六	六三、四九二	三、六三三、〇八〇	七、〇六、九四	二、〇四、九八

鱈製品及生賣 (昭和十三年)

品名	支那別	香港	元泊	豐榮	大泊	本斗	眞岡	泊居	計
開鱈					一九、四七五	二六、五五五	一六、六五五	八、一〇〇	六〇、七八五
鱈骨					三、四〇〇	三、〇〇〇	三、三三三	二、五三三	一二、二六六
鱈肝油					三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	一三、三三三
鱈肝油					三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	一三、三三三
鱈子			六五七		三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	一三、三三三
其他					三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	一三、三三三
計			六五七		三六四、三六	六三、四九二	三、六三三、〇八〇	七、〇六、九四	二、〇四、九八

鱈の主産地は西海岸野田より本斗に至る間及南海岸の長濱郡内主要漁村にして、主として小型發動機船により配種を以て釣獲せらる。西海岸地方に於ては一月より早春に至る鱈の抱卵時期を盛漁期とし、南海岸に於ては五月中旬より六月中旬に至る間とす。鱈は主として明太に製造せらるるも夏期に於けるものは搾粕又は開鱈に製す。

鯊漁獲高 (單位担)

年度	支離	敷香	元泊	豊榮	大泊	本斗	眞岡	泊居	計
昭和十三年					三、三九、七〇〇		三、九、五〇〇	三、三六、〇〇〇	一、四、三、五〇〇
									六、八二、二〇〇

鯊製品及生賣 (昭和十三年)

品種	支離別	敷香	元泊	豊榮	大泊	本斗	眞岡	泊居	計
開	明					三、〇三三	六、四〇〇	四、四三三	一三、八六六
明	太					四、八二二	四、四〇五	四、四〇五	一三、六四五
明	和					三、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	七、一〇〇
明	子					一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	五、一〇〇
明	油					一、六八五	二、八九七	一、〇三三	五、六一五
明	他					三、五二二	三、八二二	三、八二二	一、一、一六六
計						三、〇三三	三、八二二	三、八二二	一、一、一六六

鯊の種類は十數種に及び到る處之が棲息を見、漁業は配糶又は手繰網漁業の二種なりしも最近

發動機船に依る底曳網續出せり。鯊は生賣せらるゝの外悉く搾和に製造せらる。

鯊漁獲高 (單位担)

年度	支離	敷香	元泊	豊榮	大泊	本斗	眞岡	泊居	計
昭和十三年		三、三、七〇〇	九、四、七〇〇	三、三、五九〇	三、六、五五〇	七、九、七、四〇〇	一、〇、四、九〇〇	一、七、五、三六〇	二、七、六、八四〇

鯊製品及生賣 (昭和十三年)

品種	支離別	敷香	元泊	豊榮	大泊	本斗	眞岡	泊居	計
鯊	和	一、八、四〇〇	一、六、四〇〇	三、三、三〇〇	九、四、〇〇〇	八、六、四〇〇	三、六、八〇〇	一、三、九〇〇	三、四、三、四〇〇
鯊	油			三、七、五〇〇	二、〇〇〇	二、二、七三三	六、四、八七〇	三、三、三三三	六、四、〇〇〇
鯊	他	三、三、五〇〇	一、〇、〇〇〇	一、六、二八〇	三、八、五〇〇	三、三、五〇〇	五、一、六八〇	一、〇、七、四八〇	三、九、九六〇
計									五、七、七〇〇

鯊の最も多く利用せらるゝものはトラバガニと稱するものにして、沿海到る處に棲息し、専ら刺網を使用して漁獲せらる。

明治四十二年以降諸製造業勃興に伴ひ本漁業の隆盛を來せしが、濫獲の弊に陥るを避け之が繁殖保護の爲鯊及背甲五寸以下の稚鯊の漁獲を禁止し、且つ一定の禁漁期を設くる等力めて漁利の維持

蟹は少量の生賣を除くの外全部罐詰に製造せられ、大正六年には其の産額十二萬兩、價格三百萬餘圓に上れるが、蟹漁獲高漸減の傾向を呈せるを以て大正九年工場の手合を行ひ、蟹の産獲を防ぐと共に一面製品の改良統一を計り、本島の重要水産物として其の聲價を擧ぐるに努め居れり。

蟹漁獲高 (單位尾)

年度	支離	敷香	元泊	豊榮	大泊	本斗	眞岡	泊居	計
昭和十三年			七、五〇〇	三、四〇〇	三〇、六〇〇	五、三六〇	一、三三三、一八三	二、六六五、五九	一、六六五、〇〇〇

蟹製品及生賣 (昭和十三年)

支離別	品種								計
	蟹水蒸罐詰	蟹殼	蟹生賣	蟹他	敷香	元泊	豊榮	大泊	
支離別									
蟹水蒸罐詰	三、三三〇	三、三三〇	七、五〇〇						
蟹殼	三、三三〇	三、三三〇							
蟹生賣									
蟹他									
計	三、三三〇	三、三三〇	七、五〇〇						一、六六五、〇〇〇

昆布 昆布は其の分布頗る廣く全沿海殆ど産せざる所なく、就中西海岸及南海岸に多く産す。西

海岸に於ては有部以南西能登呂に至る間及海馬島最も多く品質亦良好なり。南海岸に於ても大泊、池邊産額多く品質東海岸に次ぎ、東海岸は品質一般に劣れり。昆布は豊凶隔年にして凶年には豊年の二分の一にも達せざることあり。

昆布は其の種類品質等に應じ反昆布、花折昆布、細目昆布、トロ、昆布、島田昆布等に製せられ、食用に堪へざるものは沃度製造の原料としてケルブに製せらる。

昆布製品 (昭和十三年)

支離別	品種								計
	反昆布	花折昆布	トロ昆布	島田昆布	加工昆布	昆布灰	昆布他	計	
支離別									
反昆布	三、三三〇								
花折昆布	三、三三〇								
トロ昆布	三、三三〇								
島田昆布	三、三三〇								
加工昆布	三、三三〇								
昆布灰	三、三三〇								
昆布他	三、三三〇								
計	三、三三〇								

昆布 海豹島は我國唯一の昆布産殖場にして、米嶺プリビロフ群島及露領コマンドルスキー



群島と共に北太平洋に於ける三大棲息地として並び稱せらる。明治三十八年本島の我領有に歸するや直に獵獲を禁止し、次で之が蕃殖状態を調査し、翌明治三十九年より年々監視員を駐在せしめ専ら臘貯蓄蕃殖調査に従事せしめたり。

明治四十四年英米露との條約の結果大正元年より之が獵獲を開始せり。

臘貯蓄蕃殖狀況 (單位頭)

年別	最多上陸頭數	産兒數	死兒數	獵獲頭數
昭和十三年	三三、五五〇	一四、八〇〇	七、七〇〇	二、一〇〇

以上各種水産物の最近の總價額を示せば左の如し

水産物總價額

種類	年別	昭和十三年	種類	年別	昭和十三年
鮭		一〇、五三、四三三	鱈		三三、三七〇
鮭		一、〇、八、四〇八	魚		八、五、〇〇八
鮭		三、四、七、七〇七	貝類		三、〇、三、三九
鮭		一、三、四、一、三三三	其他		七、〇〇、七、七
鮭		五、四、〇、〇一	其他		八、四、五、四三三
計		二九、一、四、八、一一一			

第三節 蕃殖保護

本島に於ける養殖事業の主なるものは河川養殖に屬する鱒、鮭人工孵化事業にして現在廳營孵化場六、水産會經營七ありて何れも平水式を採用せり。最近諸般事業の勃興に伴ひ鱒、鮭の天然蕃殖に障害を與ふるもの尠からざるを以て年々廳營又は民營の孵化場を擴張又は増設し之が蕃殖を圖るの方針を採れり。其の他湖沼、池中及淺海養殖に屬するものには遠淵湖に於ける寒天原藻たる伊谷草及牡蠣の養殖、富内湖に於けるワカサギ人工増殖、來知志湖に於けるワカサギ、蜆、南貝塚、鶴城の北寄貝の養殖事業、東西兩海岸に於けるクラバガニ人工増殖事業、其の他池中に於ける鱈、鮭の養殖並漁業組合の施設に屬する昆布其の他有要藻類蕃殖保護の爲投石及雜藻去除等の實施を見るに至れり。

第四節 水産物検査

本島に於ける水産物検査は明治三十八年本島の邦領に歸したる當初の數年間には西海岸南部水産組合、亞庭灣水産組合、西海岸亞庭灣東海岸各建網漁業水産組合、釧路業水産組合及鹽竈製造業水産組合等

の各種水産組合に於て其の組合員の生産したる特定水産品に限り之を行ひ來りたるも、水産業は本島に於ける最も重要な産業に屬するのみならず、其の生産品の殆んど全部は商品として島外に移出せらるゝ關係上、水産製品全般に亘り之が検査を施行し改良の實を擧げ、品位の統一を期し、以て市場の聲價を高むるの必要を認め、大正三年樺太廳に水産物検査所を設け廳令を以て水産物検査規則を公布し、水産物の検査は専ら廳營となし、樺太廳長官の任命する水産物検査員をして之を行はしむることとなりてより爰に二十五年其の間數次に亘り検査規則の改廢を行ひ、需要地の要求と時勢の進運に伴ふ検査等級の増加、検査品の追補に努め以て品位の向上統一に盡したる結果、其の成績大いに見えるべきものありて本島水産品は内外市場に好評を博するに至れり。

検査の施行は水産物検査員百餘名を沿岸各地に駐在せしめ、其の擔當区域内を常時巡回して検査を行はしめ、同時に製品改良の實地指導に當らしむるの外全島沿岸を十區に區分し、各區に検査主任を置き區内の検査員を指導督勵し以て検査の敏活と其の統一に任ぜしめ、更に本所より數名の職員各地を巡回し各級の指導と監督に當り之が改良統一の實を擧ぐるに努む。

検査の生命とする検査の厳正統一に付ては前記の如く各職其の職分に應じ精進努力するも尙其の統一をして一層完全ならしむる爲各主要生産品の出廻期前樞要地に其の検査等級の標準査定會を催し、検査員と生産者たる漁業者、製造業者並に海産取引業者の多數を以て多種多様の品位を有する多數の標品に付其の等級區分をなし、各等級品位に馴致せしむると共に、決定したる等級標品は各検査員駐

在所に之を備付け一般に閱覽せしめ、當業者の製造並に製品選別上の參考に資せしめ検査に際し遺憾なきを期しつゝあり。

検査を行ふべき水産製造物の種類は水産肥料及飼料一切。鱒、鮭、鱈、鱈、鱈、鱈、鱈等の鹽藏品。鱒及鮭の筋子、鱈鱈、鱈及鱈の子、雲丹等の鹽藏類。身欠鱈、外割鱈、鱈鱈、棒鱈、明太、棒鱈、鮫鱈、乾鮫、鱈、鱈、キウリ、玉筋魚、小鱈等の素乾品。開鱈、開鱈の鹽藏品。海參、乾貝、刺蝦、鱈、キウリ、玉筋魚、小鱈、フヂコ等の煮乾品。昆布、銀杏草、サルメン、海蘚等の海藻類。魚油、肝油、海獸油等の油脂類。蟹、鱈、鮭、蝦、北寄貝、帆立貝、白魚、雲丹及鱈等の水煮、鱈、鮭、鱈、海螺、雲丹、鮭及鱈等の味付、鮭及鱈等のトマト漬、鮭及鱈の油漬、香辛料漬、醃漬類、寒天、酢鮓、採魚肉の調味加工品等にして殆ど全水産製品を網羅せり。

更に昭和九年三月二十八日輸出水産物取締法の公布を見るや同年九月二十日同法の一部を本島に施行し、同年十月二十日廳令を以て輸出水産物検査規則を公布同時に之を施行し蟹、鱈、鮭水煮醃漬及フイツシュ、ミール並に魚粕を輸出水産物と指定し其の輸出検査を行ふべき職員の任命を見たり。

第五節 水産に關する組合

漁業組合は明治四十一年十二月漁村部落を二十區に分ちて漁業組合を組織せしめ之に三十九の定置

漁業権を興へたるに始まれり。其の後大正五年組合の分合新設を行ひ二十八の漁業組合を設置し鮭、鱒、鮭の定置漁業権の外更に専用漁業権を附與し、組合員をして直接鮭、鱒、鮭の漁利に均霑せしむるの途を開きたり。昭和九年改正に係る漁業法の實施に依り昭和十年全島漁業組合を一齊に保證責任に依る漁業協同組合に改組し、更に昭和十一年全島組合を一丸とせる漁業組合聯合會を組織し統制の強化を圖り之が指導獎勵と相俟つて最近共同施設事業の發達を促し漁村の基礎漸く堅實の域に進みつゝあり。其の主なるものは漁業資金の貸付、共同販賣、共同購買、共同貯蓄、遭難救恤、講習、講話其の他魚介藻類の保護蕃殖等なり。昭和十三年末現在漁業組合數 五一、組合員數 五、〇七一名に達せり。

水産組合は全島定置漁業者を網羅せる樺太定置漁業水産組合並に大泊町に於ける海産物製造業者に依り組織せる大泊海産物製造業水産組合及大泊海産物販賣業水産組合の三組合ありて、水産業の改良發達と組合員共同利益の増進に努め居れり。

昭和十三年末全島に於ける漁業組合状況左の如し

支離別	組合名	組合員數	出資口數	主ナル共同施設事業	
				販賣	購買
敷香	西野	六八	六	六	一
	内濱	二	二	二	二
	計	七〇	八	八	三

支離別	組合名	組合員數	出資口數	主ナル共同施設事業	
				販賣	購買
元泊	元泊町	四〇	一一	一一	五
	元泊村	一〇〇	二〇	二〇	一〇
豊榮	白縫村	四	七	七	三
	榮濱村	三	二	二	一
計	計	一四七	四〇	四〇	一八
	計	一四七	四〇	四〇	一八

水産業

火泊	
計	10,510
富内郡	1,690
外知床	1,010
札塔	1,000
知床	1,000
胡蝶	1,000
遠淵	1,000
長濱	1,000
奥別	1,000
禮文	1,000
深村	1,000
大海	1,000
大泊	1,000
大泊	1,000
千歳	1,000
一ノ瀬	1,000
計	10,510

水産業

木斗	
計	1,000
留多加町	1,000
西郷	1,000
能登呂村	1,000
計	1,000
好仁村南	1,000
好仁村北	1,000
内帆	1,000
本斗町南	1,000
本斗町	1,000
本斗町遠節	1,000
本斗町阿幸	1,000
本斗町北	1,000
海馬村	1,000
計	1,000

水産業

眞岡		泊居				輪城	
廣地村	眞岡町	南泊村	野田郡	計	泊居町	名寄村	久春内村
三九七	三三三	三三三	三三三	八〇三	三三三	三三三	三三三
二〇六一	四二一	六五五	五〇八	三、七七一	三三三	二六九	一、四四三
五九六、六〇七	一、七〇三、六〇〇	一、六六三、三三三	一、三六八、八〇〇	五、四三〇、三三〇	二、三三、五五〇	一、三、八八八	三、七、六六四
三〇〇、二六七	三、七、三三三	三、一、六六六	一、〇、三三三	七、三、五五六	六、八、六六六	二、八、八八八	三、〇、三三三
一、六八、八六六	一、六九、二二八	一、三、四四四	一、六九、八四四	四、八、〇〇〇	一、六、八八〇	六、三、三三三	三、八、八八八

合		計	
五、〇一五	三、三三三	一、八、九八八	五、四、六六六
一〇、三、三三三	一、七、七一九	一、四、六六六	一、六、六六六
五、〇一五	三、三三三	一、八、九八八	五、四、六六六

水産業

第十五章 礦業

第一節 總説

本島の礦業は其の領有前に在りては僅に猿津炭礦、落帆炭礦及西海岸小田洲附近に於て極めて短期間少量の石炭採掘を見たる外、露國政府時代に於ては殆んど世人の腦裡に片影だも存せざりしが如く、従つて礦物の調査等も僅かに海岸及河口の一部分に於ける炭層の露頭、或は流礫の存在等に付略記せるものありしに過ぎず、内部森林地帯の礦物に付ては何等知る所なかりし状態なり。明治三十八年邦領に歸するや軍令を以て先づ全管内礦物の採取を絕對に禁止し、爾後幾多の調査と變遷とを経て漸次部分的に之が開放を行ひ、今や管内三大封鎖炭田の石炭礦業を除くの外は總て内地と同一制度となれり。

礦業制度

現今本島に於ける礦業制度は内地同様鑛業法、砂鑛法、鑛業登録令、鑛業抵當法、砂鑛區稅法等鑛業法令の殆ど全部を施行し、手續規定も略内地の夫れに準據したるものを廳令を以て適用し居れり。只此の間に本島獨特の制度に據る所謂封鎖炭田なるもの存在す。即ち軍政時代以來幾多の變遷を経て

明治四十五年樺太に於ける石炭の採掘に關する法律第二十三號の公布あり、此の法律に據り主務大臣の指定したる別項掲載の區域内に於ける石炭の採掘に付ては採掘料を徴收することとし、採掘料は特定資格者の間に於て、競争入札に附し落札者に石炭の採掘を許可し、鑛業法に基く一般の石炭採掘の出願を拒否す。

然るに時代の進展に伴ひ昭和十四年該法律の一部改正が行はれ人造石油製造事業法に據り人造石油製造事業の許可を受けたる會社は競争入札に據らずして封鎖區域内の石炭採掘の許可を受け得ることゝなれり。因に封鎖區域は左の如し

南部炭田

雨龍川及吐龍保川流域以南能登呂半島一圓

中部炭田

内淵川流域一圓 但し第一支流落合基點より下流を除く川上川流域一圓

東は分水嶺を界とし北は泊居川流域より南追手川流域に至る一圓

北部炭田

内路川以北國境に至る間の幹線道路とその西方分水嶺との間一圓

今少しく制度の沿革を述べれば、領有直後即ち明治三十八年八月軍令第四號を以て本島全域に互り礦物の採取を嚴禁し、又同第五號を以て鑛産物の島外移出を嚴禁せり。之れ當時諸般の秩序未だ定ま

らずして、鑛業に關して他日一定の方針に基く制度の確立せらるゝ迄は全島の鑛業を絶對に禁止し、以て所謂鑛山師の爲に貴重なる鑛區を先占亂掘せられ、天與の鑛利の暴殄せられんことを防止するが爲に外ならず。蓋し本島從來の鑛業に關する記録及制度に據るべきものなく、從來の本島地質鑛物の調査も亦見るべきものなきを以てなり。

明治四十年民政署廢止せられ樺太廳の設置せらるゝや、勅令第二三三號を以て先づ鑛業法の一部即ち鑛業税に關する規定、國の鑛業に鑛業法を適用するの規定、試掘に關する規定、鑛業の出願許可手續に關する規定、土地使用の規定、訴訟、訴願、裁決に關する規定を除き之を施行すると共に、勅令第二三四號を以て樺太鑛業令を公布し、本令第一條に依り内務大臣の指定したる區域即ち大泊、榮濱間幹線道路以東の地域に對し普通の出願手續に依り鑛業權(採掘權)を許可せり。其の以外の地域に於ける各種鑛業に對しては本令第十七條に依り樺太廳長官は内務大臣の認可を得て鑛種及鑛區を指定し一定の資格者に採掘權許可の際納付すべき金額を競争入札に付し其の落札者に鑛業權を付與することとせり。爾來地質鑛物の調査進捗に伴ひ、前記封鎖區域内に於ても大規模の經營を要する石炭鑛區の如き其一部分に止まり、他は之を一般の出願許可に委するも本島開拓の大局より見て鑛利保護上何等支障なきものと認め明治四十二年一月内務省令第二號を以て封鎖區域を現在の三大炭田及惠須取北名好兩炭田の區域に止め他は全部之が開放を斷行せり。一面同年八月に至り勅令第二一四號を以て鑛業法中未施行に在りし第三章土地使用に關する規定及第七章訴訟、訴願、裁決に關する規定(試掘に關

する規定を除く)を施行し、其の範圍を擴張し採掘出願に關しては略内地同様の制度に改めたり。次で明治四十五年六月法律第二十三號の公布を見、之に胚胎して勅令第一三七號及閣令第二號に依り石炭のみの封鎖區域を更に縮少し現在の區域に改むると同時に鑛業法施行の範圍も擴大し、同法中鑛業税に關する規定を除きたる以外は全部之を施行し、殆ど内地の鑛業制度と同様に爲すと共に從來の樺太鑛業令を廢止したり。然れども稼行鑛區は尙漸次増加の趨勢にあるに鑑み、大正十年七月勅令第三〇八號を以て鑛業抵當法を施行し、次で大正十一年四月勅令第二〇六號を以て從來鑛業法中未施行部分全部及砂鑛區税法を施行したるを以て玆に全く内地と同一の制度となれり。尙砂鑛業に關しては明治四十年勅令第二三五號を以て砂鑛採取法中第十二條を除きたる全部を施行し次で明治四十二年勅令第一七八號を以て同年七月一日より砂鑛法の全部を施行したり。

鑛務行政の狀況

本島に於ける鑛務行政は前述の如く明治四十年度に開始せられてより實に三十餘年にして其の間出願總件數昭和十三年末迄に約一三、七〇〇件に及び其の大部分は石炭鑛業に屬す。鑛業出願の趨勢を見るに明治四十年の十件を初めとして爾來一般經濟界の盛衰に伴ひ年により多少の増減ありたるも大體連年倍加率を以て増加し昭和十年六二六件、昭和十一年一、三三四件、昭和十二年に於ては四、〇七九件の著しき増加を示せるも昭和十三年に於ては一、一三七件に減少せり。

昭和十三年末現在許可鑛區數、面積(又は延長)を示せば左の如し

鑛種別	探	掘	試	鑛	砂
	區數	坪數	區數	坪數	區數
石油	1	8,650,830	1	2,786,330	1
石炭	1	8,760,830	1	3,500,330	1
鐵	1	5,540,660	1	3,000,000	1
金	1	1	1	2,560,890	1
銀	1	1	1	8,810,000	1
銅	1	1	1	9,500,000	1
錫	1	1	1	400,000	1
鉛	1	1	1	1	1
鋅	1	1	1	1	1
銻	1	1	1	1	1
碲	1	1	1	1	1
鉍	1	1	1	1	1
釷	1	1	1	1	1
計	101	97,907,770	462	39,606,860	94

第二節 鑛物

本島に於ける鑛物は石炭を主とし石油之に亞ぐ。其の他の鑛物にありては金、砂金、含銅硫化鐵鑛及辰砂鑛等存在するも未だ重要な鑛床を發見せず。非金屬鑛物としては石灰石、海綠石及柘榴石等あり。其の中石灰石は製紙用原料として、又海綠石は硬水軟化劑として採掘せられつゝあり。

石炭

炭田 炭田の主なるものは北部、中部、南部の三大炭田、惠須取炭田、西柵丹及東海岸炭田等に於て主として白堊系より成る西樺太山脈の兩側に發達する古第三系及新第三系中に胚胎し、之を分つて上部夾炭層及下部夾炭層の二群とす。

古第三系 下部夾炭層 安別、知内、珍内、泊居、内淵、川上、雨龍、奥内幌炭田等

東海岸上部 夾炭層 半田澤、内川、内路、知取、泊岸、樺保、登帆、白浦及皆別炭田等

新第三系 西海岸上部 夾炭層 北部 沃内、西柵丹、北名好、塔路、大平、武道澤、上惠須取、天内及

南部 小田洲、追手、野田、吐鯤保、内幌及南名好炭田等



下部夾炭層 北は西海岸國境地方より泊居川流域を経て内淵川及川上川流域に發達し、南下して豊眞山道、留多加川流域に至れば一度中絶するも南方に至りて再び雨龍川流域地方より能登呂半島の分水嶺の兩側に沿ひ、南北に長く發達せり。本層の厚さは七百米を降らず。三層乃至十三層の稼行炭層を挾有し、豊富なる埋藏炭量を有するを以て、本島石炭鑛業上重要視される可きものなり。

上部夾炭層 本層は東海岸上部夾炭層及西海岸上部夾炭層に分つことを得。

東海岸に於ては北は國境より南は白浦に至る約二五三籽の間及中知床半島皆別地方に發達し、就中北部封鎖炭田中の内川地方に在りては厚層の炭層を挾有せり。

西海岸に於ては更に之を北部及南部の二群に大別することを得。北部の夾炭層は北は親鶴地方より南は親岸川上流地方に至る約一二〇籽の間に發達し、厚さ四百米に及び、最も能く發達せる處に在りては十三枚の稼行炭層を挾有し炭層は一般に厚層にして厚さ十八米に達するものあり。南部の夾炭層は野田地方に局部的に存在する外、本斗より十和田に至る約七五籽の間に發達し層厚約三百米に及びり。

一般に上部夾炭層は東、西兩海岸地方に於て其の分布廣汎にして炭層概して厚く本島石炭鑛業上重視されるべきものなり。炭質は西海岸北部に屬するものは良好にして發熱量大にして灰分少けれど東海岸及西海岸南部に屬するものは何れも水分多く發熱量小なり。

炭質 本島の石炭は其の性状に依り之を略左の五種に區別することを得。

- 第一種 硫黄分、揮發分少く、漆黒色の無煙炭
- 第二種 硫黄分、揮發分少く、稍々粘結性を有する半無煙炭
- 第三種 灰分、硫黄分少く、強粘結性、發熱量大、漆黒色の高度瀝青炭
- 第四種 灰分、硫黄分少く、不粘結性、揮發分多く、發熱量大、漆黒色の普通瀝青炭
- 第五種 水分多きも灰分、硫黄分少く、不粘結性の低度瀝青炭

左に樺太廳にて行へる島内石炭分析の結果を掲ぐ

種別	炭種名	炭層名及炭種名	水分 (%)	灰分 (%)	揮發分 (%)	固定炭素 (%)	全硫黄 (%)	發熱量 (Cal/g)	灰軟化點 (°C)	灰熔點 (°C)	コークスの性状
第一種	諸無煙炭	二番層	一・三三	一七・三三	九・八七	七三・六〇	〇・五〇	六、七〇〇	一、一〇〇	一、一七〇	不粘結
第二種	諸津	五番層	〇・七〇	一一・八四	一七・一八	七〇・二六	〇・五二	七、二五〇	一、一七〇	一、二〇〇	粘結
第三種	安別	南一坑	〇・八三	四・九一	四三・〇三	五三・三四	一・三八	七、八九〇	一、三三〇	一、三三五	粘結、膨脹
第四種	興南	四番層	〇・五八	三・五三	四七・七六	六二・二四	〇・六三	八、二七〇	一、三三〇	一、三三〇	粘結
第五種	西榴丹	寶澤三番層	三・二五	三・五六	四八・八四	四九・四三	〇・二四	七、六三〇	一、一七〇	一、二八〇	粘結



種	三	種	四	種	五
豊畑	三番層	名好	北小澤	塔路	上塔路
〇・八五	一八八	一〇六	二〇九	二七	二七
三・七三	一一九	九三六	七・五二	五三二	五三二
五・五七	五二八	五・四二	五・九二	四・〇九	四・〇九
五九・八〇	五・四二	五・七七	〇・四八	〇・〇五	〇・四九
八〇・〇	七・四三	七・三〇	七・五〇	七・五〇	七・五〇
一・三三〇	一・三三〇	一・三三〇	一・三三〇	一・三三〇	一・三三〇
一・三三〇	一・三三〇	一・三三〇	一・三三〇	一・三三〇	一・三三〇
粘結	"	"	"	"	"
三番層	六番層	一番層	塊炭	木坑上層	木坑上層
五・五二	一八八	一〇六	二〇九	二七	二七
三・七三	一一九	九三六	七・五二	五三二	五三二
五・五七	五二八	五・四二	五・九二	四・〇九	四・〇九
五九・八〇	五・四二	五・七七	〇・四八	〇・〇五	〇・四九
八〇・〇	七・四三	七・三〇	七・五〇	七・五〇	七・五〇
一・三三〇	一・三三〇	一・三三〇	一・三三〇	一・三三〇	一・三三〇
一・三三〇	一・三三〇	一・三三〇	一・三三〇	一・三三〇	一・三三〇
粘結	"	"	"	"	"
大平	粉炭	惠須取	尺層	中切炭	大平
五・五二	四・四二	四・四二	四・七	四・八	四・八
四・〇九	四・〇九	四・〇九	四・〇九	四・〇九	四・〇九
七・七〇	七・七〇	七・七〇	七・七〇	七・七〇	七・七〇
一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇
一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇
不粘結	"	"	"	"	"
大平	尺層	中切炭	大平	大平	大平
五・五二	四・四二	四・四二	四・七	四・八	四・八
四・〇九	四・〇九	四・〇九	四・〇九	四・〇九	四・〇九
七・七〇	七・七〇	七・七〇	七・七〇	七・七〇	七・七〇
一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇
一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇
不粘結	"	"	"	"	"
大平	尺層	中切炭	大平	大平	大平
五・五二	四・四二	四・四二	四・七	四・八	四・八
四・〇九	四・〇九	四・〇九	四・〇九	四・〇九	四・〇九
七・七〇	七・七〇	七・七〇	七・七〇	七・七〇	七・七〇
一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇
一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇
不粘結	"	"	"	"	"
大平	尺層	中切炭	大平	大平	大平
五・五二	四・四二	四・四二	四・七	四・八	四・八
四・〇九	四・〇九	四・〇九	四・〇九	四・〇九	四・〇九
七・七〇	七・七〇	七・七〇	七・七〇	七・七〇	七・七〇
一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇
一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇
不粘結	"	"	"	"	"
大平	尺層	中切炭	大平	大平	大平
五・五二	四・四二	四・四二	四・七	四・八	四・八
四・〇九	四・〇九	四・〇九	四・〇九	四・〇九	四・〇九
七・七〇	七・七〇	七・七〇	七・七〇	七・七〇	七・七〇
一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇
一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇	一・一〇
不粘結	"	"	"	"	"

石 油

種	知取	保中	保中	保中	保中	保中	保中
切込炭	中塊炭	木坑粉炭	特塊炭	二七	二七	二七	二七
一三・二四	一三・二四	九・〇三	八・三	四・三三	四・三三	四・三三	四・三三
一三・七二	九・二四	八・三	四・三三	四・三三	四・三三	四・三三	四・三三
六・九七	四・三三						
三・五二							
〇・三三							
五・三〇							
一・三三〇							
一・三三〇							
"	"	"	"	"	"	"	"

本島に於ける第三系は古第三系及新第三系に、新第三系は更に上層及下層に分つことを得。現在迄に知られたる本島の主要含油層は新第三系に多きも稀には古第三系下部夾炭層中に油砂の存在を認め又は白堊系最下位層中に瓦斯の發噴及石油の徴候あり。而して本島に於ける含油層は層位上之を六層に分つことを得。最上位の第一層は主として砂質頁岩より成り鶴城郡鶴城村知志仁、古丹、伊皿地方に、第二層は上部夾炭層にして久春内郡珍内及小田洲地方、野田郡野田町及久良志地方、本斗郡吐鯤保及牛荷澤地方に、第三層は砂岩、頁岩の互層より成り本斗郡本斗町、吐鯤保及牛荷澤地方に、第四層は黒灰色頁岩層の上部に存し眞岡郡荒貝地方に、第五層は下部夾炭層中にありて本斗郡南名好地方に、第六層は白堊系最下部層中に存し救香郡古屯地方に在り。

之等含油層分布區域中地質構造良好にして蓄油を期待し得べき地域及構造左の如し

一、本斗背斜層 本斗油田に於ける背斜軸は略南北に走り、南は椎内川より北は眞岡に至る延長五十

五軒に亘り吐鯨保澤は其の中心なり。
 二、牛荷澤背斜層 牛荷川河口より約四軒上流の地を略々南北に走る背斜軸にして、昭和十一年度の油田調査に依りて始めて発見せられたるものにして現牛荷澤試掘井背斜軸の西方約四軒の地に在り。牛荷澤北岸を頂部として南方に展開する背斜構造を示せり。
 三、知志仁ドーム 鶴城郡知志仁川及古丹川流域に亘りドームあり。昭和十年度の油田調査に依りて始めて発見せられたるものにして極めて緩斜にして頂部廣く地質狀況亦良好にして極めて有望視せらる。

本島の石油試掘は大正十二、十三兩年度に於て施行せられ、爾後は中絶の状態にありたるも、昭和四年に至り日本石油株式會社が樺太廳の慫慂に依り樺太廳石油試掘獎勵補助金の交付を受け本斗郡本斗町及同郡内幌村、榮濱郡落合町及泊居郡名寄村の三地域に存する同社所有の鑛區内に於て合計七本の試掘井を開坑したるも未だ出油を認めず。更に昭和十三年二月鶴城郡鶴城村知志仁に於て網式に依る試掘井を開鑿せるも出油を認めず同年之を廢棄せり。又同社に於ては昭和十三年十月本斗郡内幌村牛荷澤試掘井開鑿の外今後尙引續き有望地域に順次試掘を行ふべく計畫中にして之等の結果は必ず出油を見るに至るべく、本島石油鑛業の開発も近き將來にありと言ふ可し。

海 綠 石

海綠石は本島の海成層中に廣く分布し其の主なるものは泊居郡名寄川流域、野田郡上能登呂、名好郡惠須取地方、大泊郡女麗地方及榮濱郡内淵川流域に分布し、其の埋藏量は實測の結果に依らざれば正確なる數字を以て表はし得ざるも蓋し甚大なるものなるべし。

今名寄村西條川の斷崖より採取せる海綠石砂岩に就き東北帝國大學理學部岩石鑛物鑛床學教室八木理學士の行へる分析結果に依れば選鑛せざる海綠石砂岩中の海綠石含有率は五〇乃至八〇%にして、此中の加里含有率は三乃至五%、之を硫酸加里とすれば約六乃至一〇%にして純海綠石中、加里含有率は六乃至七%、之を硫酸加里とすれば約一二乃至一五%なり。

海綠石砂岩の用途は化學的操作に依りて硫酸加里或は鹽化加里を精製し、加里肥料として使用するを普通とす。而して加里は果樹、蔬菜、根菜類、甜菜、馬鈴薯等、桑及煙草等の栽培上必要缺くべからざる土壤中の成分にして、水稻及麥作等に對しては根莖を強剛に發育せしめ、病蟲害に對する抵抗力を強大にして其の品質を良好ならしむるに大なる效果あり。

本邦土壤は歐米大陸の土地に比し遙かに加里含有量少く、近年加里肥料の使用量著しく増加するにつれ、加里原料は總て獨逸及米國より輸入せざるべからざる現狀に際し、本島に於ける海綠石砂岩の發見は本邦加里工業殊に肥料界に一大衝動を與へたるのみならず、之が經濟的加里抽出法の研究を完成せば本邦人口食糧問題解決の一助たらしむるを得べし。
 最近に至り米國に於ては海綠石を硬水軟化劑として利用しつゝあるを以て、本島産海綠石をも硬水

軟化剤として利用し得べしとの見解の下に研究の結果、優良なる硬水軟化剤を製造することに成功し既に一般工業的價値を認められたり。

柘榴石 (金剛砂)

柘榴石は主として接觸鑛物なるに拘はらず、本島東海岸近視附近の海岸に柘榴石の細粉を含有する砂層を發見したるも、未だ之等柘榴石を胚胎せる母岩の現状を知る能はざるを遺憾とす。

柘榴石の用途は其の結晶大なるは寶石とするを得れども、細粉のものは金剛砂及砥石として金屑及硝子等の研磨に供するを得べし。

金屬鑛物

本島に於ける金屬鑛物としては未だ見るべきものなしと雖も、豊原市の東部より榮濱村の南部に連亘する鈴谷山脈は、結晶片岩系の岩石に依りて構成せらるゝを以て將來の探鑛に俟つべきもの多かるべく、且西海岸鶴城地方の火成岩地帯、知床半島及長濱、敷香兩郡地方の古生界地帯も亦金屬鑛床存在地域として注意を要すべし。

大泊郡深海村大字女麗、鳥居澤に水銀鑛即ち辰砂鑛存在するも未だ其の鑛床の本體を發見せざるを遺憾とす。

第三節 鑛業

現今本島に於ける唯一の鑛業は石炭にして、年々産額増加の傾向にあるも、從來需要炭の一部は之を島外に仰ぎつゝありしを以て昭和三年末に於て封鎖炭田中、南部炭田の一部(自北内麓澤面積二、一三八・九九ヘクタール)及北部炭田の一部(自内川面積二、五九五・二五ヘクタール)を開放し自給自足を計りたる結果近年内地方面に多量に移出するに至り、特に最近に於ける一般産業界の隆盛に依る石炭需要の増加は必然的に樺太の石炭鑛業界にも反映し出炭量は逐年増加の傾向にあり。

稼行炭鑛の現況

最近に於ける樺太の石炭鑛業は漸次大企業としての形態を具ふるに至り、一時的試探掘を目的とせる小炭鑛は何れも影を潜めたる一方、將來相當の大企業を目的として豊富なる資本の下に新規着手せる炭鑛多く、尙稼行の炭鑛に於ても極力増産に努めつゝありて、従つて各種機械の新増設、坑内外運搬施設の整備、選炭及發電設備の改良擴充、採炭方法の改善等大いに見るべきものあり、各方面に亘りて面目を一新しつゝあるの状態にして昭和十三年中に出炭せる炭鑛三十、昭和十三年中に起業に着手せる炭鑛六及昭和十四年に入りてより起業に着手せる炭鑛五を算す。



今少しく詳細に各炭礦の稼行状況を見るに、昭和十三年中に於て前年に比し増産を爲せる炭礦數二十三、増産量總計約九〇万噸にして反之昭和十三年中に於て前年に比し減産を示せる炭礦數十三、減産量約三万六千噸なり。

各炭礦に於ては何れも未だ十分の探鑛を施行し居らざるを以て起業の進捗に努むる一方試鑛、探炭坑道掘進或は地表調査により新炭層の發見、地層の變化、炭層の賦存状況を調査しつつあり。

樺太に於ては從來各炭礦共坑口水準上を主として稼行せるも事業進捗に伴ひ漸次水準下探掘に移行するもの多く、水準下探掘を爲せる炭礦數十、何れも斜坑に依るものみにして未だ豎坑の開鑿を見ず、現在主として採用せらるゝ探炭法は全充填長壁式及局部充填長壁式にして無充填長壁式及柱房式又は残柱式探炭法を採用せるは一部分に過ぎず、坑内掘進及探炭用としては鑿岩機、截炭機、コールドビット等を使用し、原動力として壓縮空氣使用増加の傾向にあり。

坑内運搬設備に於ては斜坑運搬機として捲揚機その他ベルトコンベヤーをも使用し、主要水平坑道及片磐運搬機としても電車、メインテール捲機、エンドレス捲機等の外にベルトコンベヤーを使用し、切羽運搬機としては主としてチェーンコンベヤーを使用し此方面に於ける機械化大いに促進せられたり。坑内運搬設備に於ては各炭礦共増産遂行の爲順次線路の敷設、重軌條の使用、機械運搬への移行の傾向を示し着々整備に力を注ぎつつあり。車輛設備に於ては運搬能率の向上を圖る爲鐵製炭車を使用する炭礦著しく増加し、坑内に二種鐵製炭車、坑外に五種鐵製炭車を使用するものあり。

排水設備としては電動タービン唧筒を使用するもの多く、通氣設備としては機械通氣一般に行渡らず主要扇風機を備ふる炭礦比較的少なきも局部扇風機は甚だ多く使用せらる。坑内照明としては電気安全燈を使用する炭礦益々増加し、油安全燈を使用せる炭礦も何れも電気安全燈に移行の傾向を示せり。

從來機械選炭設備を有せしは八炭礦に過ぎざりしも選炭の必要性愈々加重せらるゝに至り、機械選炭設備を新設せる炭礦三、又水洗設備を有する炭礦も十一に達し、樺太に於ける選炭も茲に漸く舊套を脱し、炭質の向上を見るに至れり。

尙動力供給用の自家発電所の新設増設も甚だ多く現在發電設備を有する炭礦數は十六に達す。

石炭低溫乾溜工業

現在西海岸内幌に三菱石炭油化学工業株式會社經營の石炭低溫乾溜工場あり。同工場は昭和十年四月より操業を開始せるものにして、同社經營の内幌炭礦に隣接して建設せられ、内幌炭を原料とし、半成焦炭、揮發油、重油其他各種製品を製造するものなり。

鑛業の將來

本島に於て現在探掘稼行せられつゝある鑛物は石炭のみなり。然りと雖も將來探鑛調査の進展に従

ひ石油は勿論其の他の礦物も亦發見せらるゝに至り、それ等の有利に採掘稼行せらるゝ時期の到來すべきことに就ては大なる期待を有するを得べし。

石炭鑛業にありては昭和十三年に於て約三四万噸を産し年産の五割を島外に移出し從來に比して著しき進展を示せりと雖も、稼行炭鑛數少く一箇年の出炭量は未だ本島に於ける埋藏炭量の千分の二に達せざる状態にあり、本島の石炭鑛業は前途遙遠なりと謂ふべし。而して島内の炭田分布状態を見るに各地に散在し適當に集合せりと雖も、炭層の膨縮、炭質の變化及斷層又は褶曲作用の影響等比較的頻繁なるのみならず、炭田地域の地勢狹隘なるを以て、内地に於けるが如く多數の炭鑛相隣接錯綜し別個に採掘稼行を開始するに至らば各炭鑛相互間の諸施設及び操業上の不利、不便は勿論鑛利の損失も亦甚大なるものあるべく殊に港灣築設の關係上將來に於ける石炭の移輸出に圓滑を缺くに至るべし。仍て將來の對策として各炭田地域毎に現在稼行中の少數炭鑛を基礎とし之に未採掘石炭鑛區の合同を爲さしめ秩序整然たる科學的管理法の下に企業及採掘の統制を圖り大量生産に依る石炭生産費の遞減に努力せしめ以て島外移輸出の増進と島内に於ける石炭油化工業の勃興を圖るは本島の石炭を現在の地方的のものより國家的産業として發展せしむることを得べき最も適切なる方策なりと謂ふべし。故に燃料國策の重要性に鑑み石炭の液化工業を奨励し以て我國液體燃料の一助たらしめんとし西海岸内幌炭鑛に於ては昭和九年六月より石炭低溫乾溜工場の建設に着手し昭和十年四月より操業を開始し更に十三年中に能力倍加の豫定なり。然して其の成績は甚だ良好にして順調に操業を行へるに鑑

み本島内に更に此種工場の建設を爲し以て本島石炭鑛業の合理的發展を計るは目下の急務なるべし。而して石油鑛業に就ては我國に於ける石油資源は敢て豊富なりと言ふを得ざるべしと雖も、油脈は南は臺灣より本州裏日本を経て北海道に亘り遂に本島に及び尙含油層の分布状態は前述せる所に依りて明かなるが如く相當有望地域として大いに期待せらるゝに拘らず、未だ出油を見るに至らざるは畢竟するに試掘事業の不振なるに基因するものなりと斷ずるを得べし。

今や我國は外交上未曾有の危機に直面せるの秋に當り、吾人の最も衷心に堪へざるは動力資源としての石油の缺乏にあり、此の秋に於て本島に於ける有望なる地域に對し試掘油井の開坑を盛ならしむるは眞に焦眉の急務なるべし。

第十六章 工業

概説

本島は天産物豊富にして水産、林産、農産等の粗原料は無限なる上に助成原料たる石炭無盡蔵と稱せらるゝも、人口稀薄にして勞銀高く其の發達遲々として進まざる状態にあり。今其の概況を見るに昭和十三年に於ける各種生産物總額二四〇、二四七、〇八五圓中、工産物は一四四、八八六、九八八圓にして其の六割を占む。然れども斯の如き無盡の原料と助成原料を有する本島に於て尙進歩發展の遅々たるは畢竟資本と勞力の缺乏に歸せざるべからず。最近本島の資源漸く一般識者の認むる所となり、資本家の視聽を惹くと共に勞働者の渡來する者漸次増加し來れるは喜ぶべき現象なり。

我が富有なる天産物殊に林産物を如何に利用すべきかに就ては、領有の初期に於て夫々斯道の専門家を招聘し調査研究を爲したるも、明治四十三年樺太廳に臨時工業調査所を設けると共に大泊に附屬工場を設置し、主として林木の利用に關し松脂よりテレピン油及樟腦製造、木材乾溜、割箸製造及バルブ製造等の試験研究を爲し、他方明治四十四年豊原に乾溜工場を設け潤葉樹材を乾溜し醋酸、石灰、木精及タールを製造して之を移出し、其の副産物たる木炭は之を一般の需要に應ずるの外、鍊鐵工場

を起し其の需要に充つる計畫の下に着手し、次で大正六年工場を大倉組に拂下げ之を經營せしめたるも大正八、九年の經濟界の變動に依り化學製品下落し、爲に工場の維持困難となり大正十年閉鎖するの止むなきに至りたるも一方針葉樹の利用は建築材、鐵道用材の外製紙原料たるバルブ製造用に充つるを以て策の得たるものとし之を奨励したる結果遂に今日の盛大を致せり。又他面臨時産業調査所を設け本島産業の獨立を得せしむべく調査研究を重ね、直接或は間接に其の助成に努めたり。

而して年々漁獲さるゝ豊富なる水産物の利用に關しては中央試験所を始め其他一般民間に於て研究の結果、種々の工作に依り逐年食料化の量を増しつゝあり。又近年本島産石炭は試験分析の結果液化事業に好適なること判明し昭和九年内幌に工場を設置し昭和十年四月より操業開始せり。尙本島産甜菜は品質収量共に優良にして含糖率亦多量なるを以て之が工業化を計り工場を豊原に建設し昭和十一年十一月より操業せり。之を要するに本島の工業は今尙發達の途上にありと言ふべく、將來の資本並に勞力の移入に依り漸次堅實なる發展を見るべし。

バルブ

本島森林の利用に就てはバルブ製造を最も得策となし、工場設置箇所を豫定し之が奨励に努めたりしも當時我が國に於けるバルブ事業甚だ不振にして、且つ本島の事情未だ一般に知悉せられず、加之勞力の缺乏並冬季操業の不安等に脅威せられ、有利なる條件及特殊の保護も企業者の意を惹くに至ら

ざりしが漸次具體的調査の進むに従ひ冬季操業可能にして、勞力供給の方法樹ちたるを以て、大正二年始めて大泊に三井樺太紙料工場を建設し大正三年十二月操業開始せられ、次で大正四年九月泊居に樺太工業株式會社工場の操業を開始し漸次好況に向ひたりしも、時恰も歐洲大戰に際會しバルブの輸入杜絶せるのみならず却つて逆輸出の状態を示すに至りし爲、更に落合に富士製紙株式會社工場設置せられ大正六年操業を開始したるを始めとし次第に發展し現在八工場を算す。

昭和八年五月前記三會社工場は王子製紙株式會社に合同せられたるを以て其の基礎漸く強固を加へ將來倍々堅實なる發展を見るべし。尙人造纖維事業の勃興に因り、日本人絹バルブ株式會社に於て敷香に工場を建設し昭和十年より操業開始せり。今王子製紙株式會社各工場の概況を示せば左の如し

名	所在地	製品種類	設立年月日
王子製紙株式會社			
大泊工場	大泊町	バルブ	大正三年十二月
豊原工場	豊原市	バルブ、洋紙	大正六年一月
野田工場	野田町	同	大正十年十一月
泊居工場	泊居町	バルブ、洋紙	大正二年十二月
眞岡工場	眞岡町	洋紙、和紙	大正七年六月
恵須取工場	恵須取町	バルブ、洋紙	大正十四年十一月

醸造業

邦領後移住者の増加に伴ひ酒類の醸造を企圖するものありしが、氣温の低下に對する設備の不完全等に起因し好結果を得る能はざりしも、漸次設備の完全を期すると共に一面原料米の精選技術の進歩向上に専念せる結果、今や内地先進都市に比し敢て遜色なき醇良品を生産するに至り、遂に今日の成功を収むる事を得たり。本島は殖民地にして加ふるに沍寒の地なるを以て、酒精飲料の需要比較的多きも當初は概して製品不良の爲自然内地よりの移入酒に依り需要を満たし來りしも、年と共に品質向上改善せられ、一面人口の急激なる増加に伴ひ生産量亦逐年増加しつゝあり。本島開發の進展並に斯業の發達に伴ひ一般の嗜好亦向上し、濁酒の如き劣等酒は漸次減少し清酒、燒酎及酒精含有飲料等は益々品質向上すると共に漸次造石數増加の趨勢を辿り、各醸造者に於ても早晚移入酒を驅逐すべく努力しつゝあり。

昭和十三年酒造年度に於ける製造高を示せば次の如し

醸造場數	酒造高
五二	一〇八、九七一
	六、六九一、八〇四

落合町	薩摩	大正六年 四月
知取工場	サルファイトバルブ、クラフト紙	大正十三年五月

備考 酒造高は清酒、焼酎、酒精及酒精含有飲料其の他

醬油の醸造は酒類に比し未だ幼稚なるも將來相當發展すべし。

罐詰業

本島に於ける蟹罐詰業は明治四十二年以來事業勃興し一時工場數一二三、産額十二萬餘兩、價額三百十六萬餘圓を算し、本島輸出水産物の首位を占むるに至りたるも蟹濫獲の結果著しく其の數を減少せるを以て大正九年蟹罐詰工場の合同を行はしめ、工場を十餘箇工場に制限せしめたる結果製産額減少せるも其の後斯業は漸次堅實なる發達を遂げつゝあり。昭和十三年に於ける着業工場數は二にして産額(蟹水煮罐詰)四二、九〇〇餘兩、價額二、二五〇、九五三圓に達す。

尙餘罐詰は昭和十三年の製産額(鮭水煮罐詰)一、四六五餘兩、價額一六、六九八圓に達し其の他の罐詰産額二二七、四六八圓を算す。

其の他の工業

澱粉製造 農産工業に馬鈴薯を原料とする澱粉製造あり、一時非常の勢を以て發展し大正七年には製造戸數二八八、生産額四四、四四一圓に達したり。然るに大正十三年には製造戸數四七三に漸増せるも製産額は七、二一五圓に激減し、爾來漸次不況となりしかば昭和五年斯業の統制を圖りたる結

果、昭和十三年末に於ては製造場數二三、價額一一五、〇三〇圓に達せり。

牛酪製造 牛酪製造を奨励し以て之に補助金を交付し、漸次發展しつゝあり。昭和十三年に於ては

一六九、一〇一疋、價額四二二、〇八〇圓を算す。

製糖業 本島の氣候風土は甜菜の栽培に適し産品亦優良なるを以て昭和十年七月資本金五百萬圓を以て樺太製糖株式會社創立せられ昭和十一年北豊原に工場の建設成り之が操業の開始を見、昭和十三年に於ける生産高は一、五五九、三七四圓を算せり。

其の他の各種工業は未だ幼稚にして僅かに島内消費に充つるに過ぎず。要するに本島の工業はバルブ及一部水産製品を除くの外は何れも之を將來に俟たざるべからず。



第十七章 商業

概説

明治三十八年本島占領後新領土の通弊として所謂一攫千金を夢想し、浮薄なる商人の渡來する者頗る多かりしが、爾來幾多經濟界の變動は斯かる不健全分子を驅逐し、賢實なる商人は漸く其の基礎を確立し、拓殖の進展、人口の増加に伴ひ漸次堅實なる發展をなしつつありしが、明治四十二年大泊港開港せられ外國貿易を行ふに至りてより面目頓に一新し、次で大正十一年二月真岡の開港を見、尙港灣の修築鐵道の開通、道路の新設等に伴ひ愈々繁盛の氣運に赴きつつあり。

豊原市は島内政治、文化、交通の中心地として發展し、大泊町は本島の玄關にして物資の吞吐港として發展し、真岡町は西海岸に於ける商取引の中心地たるのみならず大泊と共に本島に於ける物資の二大集散地なり。敷香町は東海岸極北の都にして先年人絹バルブ工場の操業開始と共に他方附近木材の集散地として發展をなしつつあり、蕨須取町は西海岸北部の都にして豊富なる炭田と木材等により發展しつつあり。其他東海岸に在りては落合、榮濱、元泊、知取等西海岸には本斗、野田、泊居等あり、夫々特殊の使命を有し内部の開拓と交通の普及とに依り漸次發展しつつあり。

會社 會社設立の狀況は産業の發達に伴ひ大規模の企業漸次増加し、殊に近時各種工業を目的とする

する會社の設立せらるゝもの多きを加ふる傾向を示せり。

樺太に本店を有する會社

(昭和十三年末)

種別	會社數	資本金	拂込額
株式會社	三三	九三、六四〇、五〇〇	六四、一七五、七〇〇
合資會社	三〇	二、九六六、四〇〇	二、九六六、四〇〇
合名會社	二六	一、五三三、六三三	一、三三三、一一三
計	八九	九七、〇五三、六六六	六八、四八八、六六六

樺太外に本店を有する會社

(昭和十三年末)

種別	會社數	資本金	拂込額
株式會社	一四	五、四一七、五〇〇	三、五八八、五〇〇
合名會社	一	三、五〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇
合資會社	三	六、三三〇、〇〇〇	六、三三〇、〇〇〇
計	一八	一五、二四七、五〇〇	一三、四一八、五〇〇

食品卸賣市場 魚介類、肉類、卵、蔬菜及果實等の雜賣を目的とする卸賣市場は夙に發達し之が取締に付ては明治四十年四月制定に係る市場規則に據りたるも本規定は専ら市場の衛生取締を目的とするため、助成監督上遺憾の點尠からざりしを以て昭和七年十月廳令を以て食品卸賣市場規則を公布し

中央卸賣市場法に依り市場の部類的單數制を實施し市場の合理化を圖りたる結果現在十市場を算し之が昭和十三年に於ける取引高は果實蔬菜類一、一五二、七六五圓、鮮魚介海藻類一、五四七、六〇六圓、鳥獸肉卵類二、〇一三圓、鹽干物類一、一四三、〇九八圓にして總額三、八四五、四八四圓に達せり。

物價 戦後各種企業の興隆に伴ふ労働者の増加並農村好況に伴ふ購買力の増進に因り物價は漸次強調を辿りしも爾來交通機關の整備と配給組織の合理化とに依り現今に於ては内地の其れと大差なきに至れり。

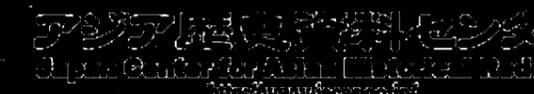
豊原市場小賣物價

(昭和十四年九月十五日調)

品名	單位	價格	品名	單位	價格
白米(越中二等)	十疋	三・四〇	鹽(龜甲)	斤	〇・〇六
糯米(中)	同	三・九〇	鹽(白)	同	〇・〇九
大豆	同	〇・三三	雙節	同	〇・三九
小豆	同	〇・三三	大節	同	〇・三七
大豆(乾)	同	〇・三三	馬鈴薯	同	〇・三三
大豆(小)	同	〇・三三	同	同	〇・三三
大豆(大)	同	〇・三三	同	同	〇・三三
大豆(小)	同	〇・三三	同	同	〇・三三
大豆(大)	同	〇・三三	同	同	〇・三三

品名	單位	價格	品名	單位	價格
味增	斤	〇・九〇	玉葱	斤	〇・一〇
梅干	同	〇・〇五	蕎麥	斤	〇・〇二
豆腐	同	〇・〇一	酒(內島)	升	〇・〇三
鹽干	同	〇・〇一	酒(地產)	同	〇・〇三
鹽魚	同	〇・〇一	サイダ	同	〇・〇三
龜魚	同	〇・〇一	石炭	噸	二・五〇
昆布	同	〇・〇一	薪(落葉松)	噸	二・〇〇
乾苔	同	〇・〇一	木炭	噸	二・〇〇
豚肉	斤	〇・〇一	白紙	斤	二・二〇
雞肉	斤	〇・〇一	白紙(紋)	斤	二・三〇
牛肉	斤	〇・〇一	白紙(表)	斤	二・四〇
豬肉	斤	〇・〇一	中紙(改良)	斤	二・五〇
牛奶	斤	〇・〇一	中紙(花王)	斤	二・六〇
雞蛋	個	〇・〇一	石鹼	斤	二・七〇
卵類	個	〇・〇一	石鹼(花王)	斤	二・八〇
木綿	斤	〇・〇一	石鹼(包)	斤	二・九〇
晒布	斤	〇・〇一	石鹼(包)	斤	三・〇〇
晒布	斤	〇・〇一	石鹼(包)	斤	三・一〇
晒布	斤	〇・〇一	石鹼(包)	斤	三・二〇
晒布	斤	〇・〇一	石鹼(包)	斤	三・三〇
晒布	斤	〇・〇一	石鹼(包)	斤	三・四〇
晒布	斤	〇・〇一	石鹼(包)	斤	三・五〇
晒布	斤	〇・〇一	石鹼(包)	斤	三・六〇
晒布	斤	〇・〇一	石鹼(包)	斤	三・七〇
晒布	斤	〇・〇一	石鹼(包)	斤	三・八〇
晒布	斤	〇・〇一	石鹼(包)	斤	三・九〇
晒布	斤	〇・〇一	石鹼(包)	斤	四・〇〇
晒布	斤	〇・〇一	石鹼(包)	斤	四・一〇
晒布	斤	〇・〇一	石鹼(包)	斤	四・二〇
晒布	斤	〇・〇一	石鹼(包)	斤	四・三〇
晒布	斤	〇・〇一	石鹼(包)	斤	四・四〇
晒布	斤	〇・〇一	石鹼(包)	斤	四・五〇
晒布	斤	〇・〇一	石鹼(包)	斤	四・六〇
晒布	斤	〇・〇一	石鹼(包)	斤	四・七〇
晒布	斤	〇・〇一	石鹼(包)	斤	四・八〇
晒布	斤	〇・〇一	石鹼(包)	斤	四・九〇
晒布	斤	〇・〇一	石鹼(包)	斤	五・〇〇

勞銀 大正五年以後歐洲大戰の進展に伴ひ財界は未曾有の活況を呈し、各種企業の勃興は勞銀の昂騰を促し其の著しきを見たが、大正九年三月財界の變動を大轉機として爾來内地事業界は停頓



し、勞銀亦低落の歩調を辿るに至りし結果其の波動を受け、本島に於ても内地と同歩調を採り年々低落の傾向にありたるも先年戰時經濟の整備開始に因り之が生産力の擴充に伴ひ内地同様本島に於ても勞働力の不足を來し前年に比し少しく昂騰を示せり。

各種勞銀賃銀表(日給)

(昭和十四年九月調)

職業別	市町村						
	豊原	大泊	本斗	眞岡	泊居	元泊	敷香
大工	四・〇〇	三・六〇	三・八〇	三・五〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇
左官	四・〇〇	三・五〇	三・六〇	三・七〇	四・〇〇	四・〇〇	四・〇〇
家根職(柱掛)	三・五〇	三・〇〇	三・一〇	三・二〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇
ベソキ塗	三・五〇	三・〇〇	三・一〇	三・二〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇
靴縫(和)	三・五〇	三・〇〇	三・一〇	三・二〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇
洋裁縫	三・五〇	三・〇〇	三・一〇	三・二〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇
洋服仕立	三・五〇	三・〇〇	三・一〇	三・二〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇
車縫	三・五〇	三・〇〇	三・一〇	三・二〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇
指物製	三・五〇	三・〇〇	三・一〇	三・二〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇
指物具職	三・五〇	三・〇〇	三・一〇	三・二〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇
製材工(男)	三・五〇	三・〇〇	三・一〇	三・二〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇
鐵力工	三・五〇	三・〇〇	三・一〇	三・二〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇
清酒製造職	三・五〇	三・〇〇	三・一〇	三・二〇	三・五〇	三・五〇	三・五〇

貿易

職業別	豊原	大泊	本斗	眞岡	泊居	元泊	敷香
油製造職	二・〇〇	一・八〇	一・九〇	二・〇〇	二・〇〇	一・五〇	二・〇〇
菓子職	二・〇〇	一・八〇	一・九〇	二・〇〇	二・〇〇	一・五〇	二・〇〇
繻工	三・〇〇	二・八〇	二・九〇	三・〇〇	三・〇〇	二・五〇	三・〇〇
錫工	三・〇〇	二・八〇	二・九〇	三・〇〇	三・〇〇	二・五〇	三・〇〇
銀工	三・〇〇	二・八〇	二・九〇	三・〇〇	三・〇〇	二・五〇	三・〇〇
仕上紙工	三・〇〇	二・八〇	二・九〇	三・〇〇	三・〇〇	二・五〇	三・〇〇
製字工	三・〇〇	二・八〇	二・九〇	三・〇〇	三・〇〇	二・五〇	三・〇〇
植工	三・〇〇	二・八〇	二・九〇	三・〇〇	三・〇〇	二・五〇	三・〇〇
印工	三・〇〇	二・八〇	二・九〇	三・〇〇	三・〇〇	二・五〇	三・〇〇
蠶職	三・〇〇	二・八〇	二・九〇	三・〇〇	三・〇〇	二・五〇	三・〇〇
日師職	三・〇〇	二・八〇	二・九〇	三・〇〇	三・〇〇	二・五〇	三・〇〇
日儲夫(男)	三・〇〇	二・八〇	二・九〇	三・〇〇	三・〇〇	二・五〇	三・〇〇
荷車夫	三・〇〇	二・八〇	二・九〇	三・〇〇	三・〇〇	二・五〇	三・〇〇
漁夫	三・〇〇	二・八〇	二・九〇	三・〇〇	三・〇〇	二・五〇	三・〇〇
下男(月給)	一・五〇	一・四〇	一・五〇	一・五〇	一・五〇	一・〇〇	一・五〇
下女(月給)	一・〇〇	九・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	八・〇〇	一・〇〇

本島に於ける貿易は我が領有後政府の産業上に於ける諸般の施設と、天然資源利用に基く民間企業
の勃興とに因り、漸次發達の趨勢を示し、殊に製紙工場設置以來急激なる發展を遂げ、且つ歐洲大戰
亂に因る財界好況の波に乗り一大躍進を爲せり。然るに大正九年戰亂終焉に伴ふ世界經濟界不況の影
響を受け一時減退するの傾向を示せるも、其の後財界稍平靜に歸するに及び次第に回復し、最近の發
達は實に目覺しきものあり。

一、内地貿易

本島貿易總額の大部分を占むるものは内地貿易にして、昭和十三年に於ける貿易額は移出一四九、
五四八、五〇五圓、移入八八、二四八、〇二三圓、總額二三七、七九六、五一八圓に達し移出超過
六一、三〇〇、四九二圓を算す。

昭和十三年に於ける移出入品の主なるものを擧ぐれば左の如し

- 移出 バルブ、石炭、木材、製紙、海産肥料、鹽魚、乾魚、鮭、魚油、昆布、蟹權詰等。
- 移入 米、麥、麥酒、清酒、燒酎、燕麥、大豆、鹽、砂糖、醬油、味噌、小麥粉、麵類、セメ
ント、筵及繩等。

二、外國貿易

本島の貿易港は現在大泊、眞岡の二港にして、大泊港は明治四十二年三月、眞岡港は大正十一年二
月に開港を見たり。貿易先は最初殆んど朝鮮、中華民國、露領東部亞細亞に限られしが、大正十二年

より關東州との貿易を見、大正十四年には英國、米國及獨逸等の間に貿易を見るに至り、更に大正十
五年以來西班牙、白耳義、蘭領印度及埃及を加へ、昭和七年には比島及滿洲國とも交易を見るに至れ
り。

本島の貿易は最初朝鮮への鐵道枕木其の他の木材、中華民國への木材、露領亞細亞への石炭等の輸
出及朝鮮より軌條其の他鐵道用金具、露領亞細亞より鱒及鮭等魚類の輸入に始まり、明治四十三年の
貿易額輸出總計三五、六〇七圓なりき。其の後對外貿易は順調なる發達を來し大正三年には總額二
四九、八六九圓に達したるも、同六年は歐洲大戰の影響により總計僅かに五三、二七六圓に激減せり。
同七年よりは輸出貿易の増加に因り亦總額に於て回復し、其の後年により幾分の増減ありしも昭和三
年迄は漸次増加の狀況を呈せり。この間大正十一年二月眞岡港の開港を見たるも貿易は却て逆調を呈
し大正十二年より昭和三年迄輸入超過を來し昭和三年輸出總額九三七、七一〇圓（入超五三九、二九
四圓）を算す。然るに昭和四年には一躍總貿易額二百萬圓を突破し輸出超過を見るに至れるも昭和五
年以來金融逼迫による世界的經濟界の不況により對外貿易は著るしく激減し昭和七年以來又輸入超過
を呈せり。昭和十三年に於ける貿易額は輸出二四二、二九九圓、輸入三九二、〇〇五圓、總額五三四、
三〇四圓に達し其の概況を示せば次の如し

商 業 區 別	貿易額	區 別	貿易額
商 業		區 別	

關東州	中華民國		香港	
	輸入	輸出	輸入	輸出
輸入	谷、七三		二五〇二	
輸出		二五〇二		二五〇二
合計	二五〇二	二五〇二	二五〇二	二五〇二
超過				
輸入				
輸出				
合計				
超過				
輸入				
輸出				
合計				
超過				

輸出貿易は最初北樺太、沿海州及東部露領亞細亞を販路として極めて小額行はれたるに過ぎざりし、昭和三年中華民国、關東州方面に木材及紙類約二十萬圓の輸出ありてより斯の方面への輸出増加し、尙昭和七年以降滿洲國への輸出貿易を見るに至れり。輸出貿易の消長は對露領亞細亞への輸出を見るに至りたる明治三十九年以來大正六年迄、大正九年より同十一年及昭和四年より同六年間は輸出超過を呈し他は何れも入超を呈す。今昭和十三年に於ける貿易品の主なるものを擧ぐれば左の如し

輸出 乾藤子、石炭等
輸入 鹽、飼料等

商工會議所

本島の主要市街地たる豊原、大泊、真岡の各地には夙に商工會議所類似の經濟團體設置せられ専ら商工業の改善發達に資するところありたるも本機關は固より法令に據らざるものなるを以て事業遂行上不利不便尠からざりしも大正十一年九月本島に商業會議所法施行せらるゝや前記團體は之を解散し新たに商業會議所を設立せり。而して昭和三年一月商工會議所法の施行せらるゝに及び夫々商工會議所と改稱せられ其の後知取、惠須取商工會議所の設立を見、昭和十四年には更に敷香商工會議所設立せられ現在六商工會議所を算し銳意之が機能發揮に努めつゝあり。

尙商工會議所の連絡協調機關として樺太商工會議所聯合會設置せられ商工業の進展に寄與しつゝあり。今商工會議所の概況を擧ぐれば左の如し

(一) 所在地及其他

名 稱	所在地	地 區	設立年月日	議員定數	役員定數	顧問定數
豊原商工會議所	豊原市大通南六丁目	豊原市	大正十二年三月二十日	六	二	八
大泊商工會議所	大泊町本町大通南四丁目	大泊町	大正十一年九月二十八日	六	二	八

眞岡商工會議所	眞岡町山手町 一丁目	眞岡町	大正十二年 月十六日	二四	二四	二四	二四
知取商工會議所	知取町千歲町 四丁目	知取町	昭和五年 二月二十日	六	六	六	六
惠須取商工會議所	惠須取木町四 丁目	惠須取町	昭和十三年 五月七日	一	一	一	一
敷香商工會議所	敷香町千草通 北一丁目	敷香町	昭和十四年 五月一日	一	一	一	一

(二) 經費の收支總額

年度	豊原商工會議所		大泊商工會議所		眞岡商工會議所		知取商工會議所		惠須取商工會議所	
	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出	収入	支出
昭和十二年	三、三三〇	三、〇〇三	一、五二四	一、三〇六	一、〇七九	一、八四九	一、二二〇	一、	一、	一、
昭和十三年	三、三〇八	三、三〇八	一九四七	一九四七	九、九九一	九、九九一	一四、五五五	一四、五五五	一一、五三七	一一、五三七
昭和十四年	三、三六三	三、三六三	二〇、五〇五	二〇、五〇五	一五、七二五	一五、七二五	一七、八五五	一七、八五五	三三、四六五	三三、四六五

尚此の外落合、留多加、本斗、内幌、野田、泊居、三濱、敷香の各町村には商工團體として商工會設置せられ地方商工業の發展に資しつゝあり。

度量衡

本島に於ける度量衡制度の沿革は大正五年其の準備調査に着手し、大正八年九月廳令を以て度量衡規則公布せられたるに始まる。本規則は内地に於ける度量衡制度を斟酌して制定せるに依り、其の内容内地に於けると異なる所なきも、法系を異にする結果實際運用上尙不便尠からざるを以て大正十二年四月に度量衡法及其の附屬法令施行せられ茲に内地と同一制度の下に立つに至れり。

而して大正十年四月法律第七十一號改正度量衡法は大正十三年五月勅令第十六號を以て同年七月一日より施行すべく公布せられたり。爾來改正法律の趣旨を徹底せしむる爲め講演又はポスター、活動寫真等に依り指導獎勵をなしたる結果メートル法度量衡の使用は先づ教育方面と石炭の販賣に始まり、次で鐵道及選信方面に於て之を使用するに至り各官公署其の他漸を遂ふて之を採用し、殊に昭和十二年七月日本度量衡協會樺太支部の設立を見るやメートル法實行促進に一段の拍車をかけ、豊原米穀雜貨商組合を初め全島各地に於ける白米の容量取引を廢し重量制に改めるや之を採用するに至れり。

營業免許 度量衡器、計量器の製作は商工大臣の免許を要し、度量衡器、計量器の修復及販賣は樺太廳長官の免許する所なり。

而して昭和九年三月より特殊販賣者制度確立し、藥劑師法に依り藥局を開設する者にして目盛ある玻璃製又は體溫計の販賣の業を営まんとする者は登録を受け其の業を営むことを得ることとなり、最近に於ける營業者數を示せば左の如し

年別種別	度量衡器		計量器		特殊販賣	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額
昭和十三年	二	二	六	六	一	一
三月十七日現在	二	二	六	六	一	一

檢定、度量衡器の檢定に甲種、乙種の二種ありて、甲種檢定及計量器の檢定は商工大臣之を行ひ、樺太廳長官は乙種檢定を行ふ外、尙商工大臣の委任に依る甲種檢定の一部をも行ひ居れり。昭和十三年中に於ての檢定器物數甲種一七、乙種一、〇八八、内不合格乙種一〇あり。

取縮、取縮に第一種、第二種及度量衡の計量取縮等あり。第一種取縮とは業務上取引又は證明に供し若くは供する爲め所持する度量衡器及計量器の取縮を謂ひ、第二種取縮とは第一種取縮以外の取縮を謂ふ。度量衡法施行せられてより未だ一六年を経過せるに過ぎざるが、良く周知普及せられ度量衡法の實施に關しては何等支障を生ぜざるのみならず取縮も亦順調に行はれ居れり。

度量衡器及計量器需要高、最近管内に於て販賣せる度量衡器及計量器の數量及金額を營業者別に示せば左の如し

度量衡器販賣數

年別種別	度量衡器		計量器	
	數量	金額	數量	金額
昭和十三年	四三、八五	二〇、三五	三、〇六	四、九三
三月十七日現在	四三、八五	二〇、三五	三、〇六	四、九三

計量器販賣者

年別種別	計量器		浮秤		溫度計		乳脂計		計量計	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額
昭和十三年	五、六	五、六	一、五	七、二	二、七	二、七	四	一〇	七、五	一、〇
三月十七日現在	五、六	五、六	一、五	七、二	二、七	二、七	四	一〇	七、五	一、〇

特殊販賣者

年別種別	目盛ある玻璃製辨		體溫計		計量計	
	數量	金額	數量	金額	數量	金額
昭和十三年	一、五	六	一、三	一、三	一、三	一、三
三月十七日現在	一、五	六	一、三	一、三	一、三	一、三

第十八章 産業試験

第二節 中央試験所の沿革

明治三十九年時の民政署は南樺太を退去せる露人の牛馬を山野に馳驅するを集め貝塚、一の澤、古牧、軍川及並川の五箇所に牛馬收容所を設け翌年七月全部之を貝塚に併せ貝塚種畜場と改め、種畜の育成事業を開始せり。而してそれと同時に農業的富源開發の必要を認め、地を並川に相して假試験場を設置し適種適作物の試験調査を試みたり。之本島に於ける農事試験の濫觴なり。越えて同四十一年前者は樺太廳種畜場後者は樺太廳農事試験場と改稱せられ、同四十四年豊原郡豊北村字小沼に兩場相亞で移轉せられたるも農事試験場は大正元年更に並川附屬農園に本場を移せり。然るに本島農業經營時運漸く有畜農法の妙諦に即せしむるの要あるに鑑み、大正七年六月種畜場を農事試験場に合併し小沼をその分場とすると共に真岡郡真岡町字遠泊の農事試験農園を分場に改め西海岸地帯の農事試験に當らしめたり。而して大正九年並川の農事試験場は再び小沼に移轉し、其の後試験部門の追加擴張を圖りて農事、畜産、化學の三部を置けり。

水産に關しては明治四十一年十月西海岸樂磨に樺太廳水産試験場を設けたるを以てその嚆矢とせり當時に於ては主として水産製造に關する試験及調査を試みるに過ぎざりしと雖も、本島の水産は所謂世界三大漁場の一を控へ、之が海田の開發は島産業上亦最も重大なる關係を有するを以て、大正七年之が試験事業を擴充し從來の製造部に加ふるに漁撈、養殖の二部を置き、爾來各種の試験研究調査を續行することゝなれり。

次に林業方面を見るに、往事全島は鬱蒼として千古斧鉞を加へざる森林を以て覆はれ他に比類を見ざる一大林産地として一帯帯水の北海道と相對峙したるを以て之が試験研究の歴史も亦久しきに遡る即ち明治四十二年樺太廳に臨時工業調査所を設置するや、大泊にその工場を設け主として林産製造に關する試験を開始し大正五年之を廢止せり。然るに之に先立ち樺太廳は大正元年更に豊原の近郊大澤に國有林三千町歩を劃して大澤試験林(同廳林業課所屬)を設け天然更新及人工造林に關する試験を施行したりしも、偶々同八、九年に至り樺太松毛蟲發生し、其の被害に加ふるに數次の山火に襲はれ全島を擧げ林業史上未曾有の慘事に遭遇したる結果遂に所期の目的を達するに至らざりき。爾來専ら松毛蟲の防除竝に森林保護方面に關する試験調査に主力を傾注せしが漸く之が終熄を見るに至りしを以て、同十二年再び林業經營に關する試験調査の事業を興し、東海岸保呂の國有林約五千六百町歩を試験林に設定し以て林業全般の試験を施行するとともに、他方大澤試験林の蟲害山火跡地一、三一五町歩に人工造林に關する試験を施行せり。而して保呂試験林は昭和四年九月その南方隣接國有林を編入し總面積七、六五五町歩を算するに至れり。

斯くして農事、畜産、水産並に林業に關する試験調査の事業は各別の機關に於て之を遂行し來たれり

と雖も其の規模概ね狭小にして目的達成には幾多遺憾の點ありしに鑑み、昭和四年九月従来の農事、水産兩機關を廢止すると共に樺太廳に於ける林業試験事業及醸造指導事業をも移して中央試験所を創設し農事、畜産及林業に關する試験部門は之を小沼に置き、水産に關する試験部門は舊機關をその儘繼承して樂磨に分置し、宇遠泊舊分場は之を宇遠泊農事試験支所と改むる等試験研究の陣容を整へたり、越えて昭和十二年一月惠須取町に農事試験支所を開設し又昭和十三年三月には更に化學工業部を新設し本島特殊工業資源の開発利用に關する試験研究を開始せるを以て近き將來之が機構完成するに於ては本島産業の開発上一新紀元を劃するに至るべし。

事業

本島に於て夙に識者の囑目する産業必ずしも鮮しとせざるも、之が完成垂統を期する上に於て今後慎重なる試験調査に俟つべきもの亦甚だ多く、就中基礎的産業の開発と之等産業の生産に立脚せる化學工業の具現大成とは本島拓殖の促進上最も急務なるを以て本所の試験研究は概ね之が振興助長に力を傾注せり。今事業の概目を擧ぐれば左の如し

- 一、農業、畜産業、林業、水産業及化學工業に關する研究調査、試験、分析、鑑定、講習及講話。
- 二、種子、種畜、種禽、種卵其他研究調査又は試験の結果に因る物料等の處理、育成、製造、配付又は貸付。

組織

中央試験所の組織は農業部、畜産部、林業部、水産部及化學工業部の五部竝に庶務課より成り本所を豊原郡豊北村に水産部を真岡郡樂磨に設置し、各部課には夫々部長及課長を置き部課に屬する事務を掌理せしめ其の定員は技師十五名、書記五名、技手三十一名にして配するに雇員五十名を以てせり。尙特殊事情に在る本島西海岸地方に於ける種藝園藝に關する調査試験を擔當せしむる爲宇遠泊及惠須取に農事試験支所を設置せり。

第二節 試験部門

農業

農業部に於ける事業の分掌左の如し
 農業部は主として種發、病害、害益蟲及農藝化學に關する研究部門にして本島の如き特殊自然要素の下に栽培可能なる適作物の査定、主要農作物の品種改良、寒地栽培に適する耕種法の創案改良、農業用器具機械の改良創案、農業氣象に關する觀測調査、農業經營試驗調査其他種子、種苗の鑑定及配付に關する事項、諸種病害蟲の防除法に關する試験調査有用野草の利用に關する研究、本島各種土壤の成因分布竝に理化學的組成性状の究明各種土壤の農業的利用價值査定及其の改良法、各種土壤に於ける主要農作物の合理的施肥法に關する試験調査島産農産物の組成成分の査定竝に之が適切なる加

産業試験

三三三

工利用法の創案等に關する事項を掌る。

従來試験の結果擧げ得たる成績中其の主なるものを掲ぐれば左の如し

一、適作物の査定試験

廣く各地より各種作物の種苗を蒐集試作したる結果、其の成績良好にして本島の風土に恰適するものと認めたる作物中其の主なるもの左の如し

大麥、稷麥、小麥、ライ麥、燕麥、稷燕麥、蕎麥、豌豆、蠶豆、蕎麥、亞米利加防風、瑞典燕麥、青刈用玉蜀黍、牧草、荳蔻、甜菜、亞麻、馬鈴薯、蘿蔔、燕麥、牛蒡、胡蘿蔔、火焰菜、葱、糖萵、土當歸、石刀柏、胡瓜、甘藍、球莖甘藍、花椰菜、羽衣甘藍、苜蓿、白菜其

の他葉菜類、草蓐、須俱利、總須俱利等。

右の中小麥、燕麥、豌豆、蠶豆、馬鈴薯、甜菜、瑞典燕麥、牧草、葉菜類は特に本島の風土に恰適し其の收量、品質共に極めて優良なる重要農作物なり。

二、品質改良

優良品種査定試験により本島の風土に好適せる主要農作物の優良品種を査定し殊に小麥に就ては早熟豊産品種たる曉を、燕麥に在りては冷害に極めて安全なる極早熟性品種百日早生を選出して栽培適地の擴大に資し又稷麥、小麥、燕麥及馬鈴薯等に就ては純系淘汰法により優良品種の第一次的育成として樺丸實一號外五種の新優良品種を選出し更に人工交配法により耐病性に

富む馬鈴薯新優良品種日の九一號同二號を育成せしが目下小麥甜菜に就き同法により新品種の育成試験を施行中なり。

三、耕種法改良試験

主要作物に就き寒地栽培に適する耕種法の創案試験、播種適期査定試験、播種適量査定試験、播種法試験、生育領域査定試験、除草中耕回数並に適期査定試験、收穫適期査定試験、栽培努力調査、除葉が馬鈴薯の生育並に收量、品質に及ぼす影響査定試験、綠肥作物の混播が亞麻の生育に及ぼす影響と混播綠肥作物の收量査定試験、綠肥作物の栽培法に關する試験、摘心による蠶豆の成熟期促進試験、菊芋の栽培法に關する試験、杞柳に對する凍害防止法創案試験、蔬菜類の早熟法創案試験、有用野生植物の作物化に關する豫備試験等を行ひ、見るべき成績を擧げたり。

害虫に關する試験調査

一、本島の重要病害蟲たる麥類赤黴病、馬鈴薯黑痣病、クロウリハムシモドキ、ダイコンバハ、ヨタウガ等に對する適切なる防除法に關する試験調査を完了したるがその成績見るべきものあり。尚ヨタウガの天敵卵寄生蜂に關する調査を施行し本島に於ても亦之が利用の示唆を得たり。

有用野草に關する調査

産業試験

三三三

一、本島山野に自生する有用野草に関する調査の一部を完了し其の種類分布を探究すると共に之が利用價值を闡明せり。

化學に関する試験調査

一、土壤に関する事項

(一) 本島土壤の成因並に其の普遍的性状に関する基礎的調査試験

(二) 樺太ポトゾル系土壤を構成する各種標式土壤の種類性状並に其の分布に関する調査

(三) 肥化ポトゾルの鹽質酸性土壤の改良利用に関する調査試験

(四) 地方的高位泥炭土(所謂サカレンツンドラ)の農業的改良利用に関する調査試験

(五) 本島に特有なる不毛性ハンノキ跡地土壤の不毛性原因並に其の改良利用に関する調査試験

(六) 甜菜栽培適地の土性に関する調査

二、肥料に関する事項

(一) 河流横溢土標式土壤に於て主要作物を栽培する場合の初期地力減耗度査定に関する試験

(二) 河流横溢土標式土壤の小麥、蠶豆及馬鈴薯に對する養分天然供給量査定に関する試験

(三) 樺太ポトゾル系各種酸性土壤に對する石灰給與量査定に関する試験

(四) ポトゾル標式A・B各層土の小麥に對する養分天然供給量並に窒素燐酸の施用適量査定

に関する試験

三、農産物分析加工に関する事項

(一) 島産主要食用作物中大麥、稗麥、小麥、ライ麥、燕麥、蕎麥、豌豆、蠶豆の普通成分査定に関する試験

(二) 島産小麥種質の理化學的性能査定に関する調査試験

(三) 島産主要特用作物中馬鈴薯、甜菜、蕪菁、薄荷、罌粟、除蟲菊の有効成分査定に関する試験

(四) 馬鈴薯の冷凍乾燥法に関する基礎的試験

(五) 蘿蔔の冷凍乾燥による加工利用法に関する試験

(六) 貯藏中に於ける小麥、子實の理化學的變化に関する試験

四、優良農具に関する調査

本島に於て新案作製せられたる洋犁、培土器、除草器等に就き調査し、其中優良と認めたるものを優良農具として決定せり。

五、實習生養成

一年間農家の子弟を收容し農村の中堅人物養成に努め、昭和八年迄に七十九名の修業者を出せり。而して昭和九年以降本施設は樺太廳殖産學校に移管せり。

産業試験

六、種苗配付

三三六

従来の試験の結果得たる主要作物の優良品種を増殖の上、之を原種として興農會又は農事實行組合並に一般當業者に配付し以て農産の改良増殖に努めたり。
昭和十四年度に於ける主なる事業項目左の如し

種藝に関する試験調査

一、豊凶考照試験

二、適作物査定試験

三、主要作物優良品種査定試験

四、小麦、甜菜、胡瓜の育種試験

五、小麦、蠶豆、馬鈴薯栽培に於ける耕鋤の省略が作物の生育に及ぼす影響査定試験

六、小麦、蠶豆、瑞典蕪菁を主作物とする場合に於ける緑肥作物の合適栽培法査定試験

七、超短電波處理による農作物生育促進に関する試験

八、播種上より觀たる緑肥作物の開花調節法創案試験

九、瑞典蕪菁の栽培法査定並に之が移植栽培生産費調査

一〇、寒地に適する特殊耕作法による主要農作物栽培經濟調査

一一、早春期に於ける新鮮蔬菜育成法創案試験

一二、薯蕷の合適栽培法査定試験

一三、農産物罐詰に関する試験調査

一四、簡易温室に関する試験調査

一五、簡易貯蔵倉創案に関する試験

一六、有用野生植物エゾリンドウの栽培法に関する試験

一七、農業に關係ある各種氣象觀測調査

一八、農業經營法の基準創案試験調査

一九、農作物優良品種の増殖普及を目的とする原種圃の經營及原種の配付

病害蟲並に野草に関する試験調査

一、病害に関する調査試験

(一) 甜菜立枯病の防除に関する調査試験

(二) 豌豆種子消毒法に関する試験

(三) 一般病害の種類並に發生に関する調査

(四) 農業用藥劑に関する試験調査

二、害虫に関する調査試験

(一) 針金蟲に関する調査試験

産業試験

三三七

イ、針金蟲の生態調査

ロ、針金蟲の駆除試験

(一) 一般害虫の種類及分布に関する調査

(二) 重要害虫の飼育調査

(三) 殺虫剤に駆除剤に関する調査

(四) 殺虫剤による趨光性昆虫の採取調査

(五) 大甘八星瓢虫防除剤に関する調査

(六) 誘蛾燈による趨光性昆虫の採取調査

三、害受動物に関する調査試験

(一) 野鼠の駆除に関する調査

四、野草に関する調査

(一) 圃場雑草に関する調査

(二) 有用野草に関する調査

(三) 麥角の増殖法に関する試験調査

化學に関する試験調査

一、樺太ポドゾル系土壌細密調査(能登呂村)

二、本島各標式土壌の肥瘠判定法査定試験

三、樺太「ポドゾル」系土壌の凍結融解による變化並に凍結防止融解促進による耕作期間の延長法創案に関する研究

四、「ポドゾル」標式土壌酸度矯正用石灰實際適量査定試験

五、河流横溢土標式土壌に於ける主要作物の連作並に輪作による土壌性狀の變化特に生産力變化査定試験

六、「ポドゾル」系「ポドゾル」標式土壌に於ける甜菜に對する肥料三要素適量査定試験

七、「ポドゾル」系「ポドゾル」標式土壌に於ける小麥、蠶豆、甜菜に對する養分天然供給量査定試験

八、「ポドゾル」系「ポドゾル」標式土壌に於ける甜菜の酸度矯正用石灰實際適量査定試験

九、「ポドゾル」系標式土壌に於ける厩肥による地力増進度査定試験

一〇、烏産小麥及豌豆の既定等級と分析的試験結果との比較に関する試験

一一、樺太農産物検査上利用せらるべき氷點下の低温度に於て使用可能なる迅速水分檢定法の創案に関する研究

尙當部に於ける試験研究調査の成績にして特に重要なりと認むる事項は之を記録の上所報として廣く當業者並に關係方面に配付し、以て業績の普及徹底に努めたり。既往に於て發行したる所報次の如し

種別	業務概要	所報別番號	種別	所報別番號	題名	発行年月
同	同	第一八號	同	第七號	昭和四年度 農業部	昭六、三
同	同	第一九號	同	第八號	昭和五年度 同	昭六、一〇
同	同	第二〇號	同	第九號	昭和六年度 同	昭八、三
同	同	第二一號	同	第十號	昭和七年度 同	昭九、三
同	同	第二二號	同	第十一號	昭和八年度 同	昭一〇、三
同	同	第二三號	同	第十二號	昭和九年度 同	昭一一、三
同	同	第二四號	同	第十三號	昭和十年度 同	昭一二、三
同	同	第二五號	同	第十四號	昭和十一年度 同	昭一三、三
同	同	第二六號	同	第十五號	南樺太産有用野生植物	昭一四、三
同	同	第二七號	同	第十六號	1 後生花被亞綱	昭七、三
同	同	第二八號	同	第十七號	クロウリハムシモドキに関する研究	同
同	同	第二九號	同	第十八號	ヨタウガに関する調査	昭一〇、三
同	同	第三〇號	同	第十九號	誘蛾燈に依る趨光性昆虫に関する調査成績	昭一〇、九
同	同	第三一號	同	第二十號	第一編 大蛾類	昭一〇、三
同	同	第三二號	同	第二十一號	小麥に於ける小麥の生育現象に就て	昭一〇、三
同	同	第三三號	同	第二十二號	小麥稚苗の懸液汁の屈折率に関する研究	昭一〇、三
同	同	第三四號	同	第二十三號	南樺太産有用野生植物	昭一〇、三
同	同	第三五號	同	第二十四號	古生花被亞綱	昭一〇、三
同	同	第三六號	同	第二十五號		昭一〇、三

種別	業務概要	所報別番號	種別	所報別番號	題名	発行年月
同	同	第一八號	同	第七號	I 樺太産春播型小麥子實の理化學的性質	昭一二、三
同	同	第一九號	同	第八號	II 小麥に於ける一畸形の出現に就て	昭一二、三
同	同	第二〇號	同	第九號	樺太産第一報 鱗翅目(蠶類)	昭七、三
同	同	第二一號	同	第十號	主要農作物優良品種の解説	昭九、二
同	同	第二二號	同	第十一號	樺太農作物害虫目録	昭九、二
同	同	第二三號	同	第十二號	甘蔗	昭九、二
同	同	第二四號	同	第十三號	馬鈴薯	昭一〇、五
同	同	第二五號	同	第十四號	製麵法に就て	昭一〇、五
同	同	第二六號	同	第十五號	人工厩肥の製造と其の施用に就て	昭一〇、七
同	同	第二七號	同	第十六號	ハノキ跡地土壤の不毛性原因と其の改良利用法に就て	昭一〇、八
同	同	第二八號	同	第十七號	南樺太産食用野生植物	昭一一、七
同	同	第二九號	同	第十八號	蔬菜優良品種の解説	昭一一、四
同	同	第三〇號	同	第十九號	樺太に於ける清酒釀造経過に関する調査成績	昭一二、四
同	同	第三一號	同	第二十號	甜菜	昭一二、五
同	同	第三二號	同	第二十一號	主要農作物優良品種の解説	昭一四、三
同	同	第三三號	同	第二十二號	農産物家畜飼料(分析成績)	昭一四、三
同	同	第三四號	同	第二十三號	病害虫防除要綱	昭一八、二
同	同	第三五號	同	第二十四號		昭一八、二

特別彙集	時報	第一類	第一類
第二號	第四號	第一號	第一號
第七號	第七號	第二號	第二號
第八號	第八號	第三號	第三號
第九號	第九號	第四號	第四號
第一二號	第一二號	第五號	第五號
第一三號	第一三號	第六號	第六號
第一七號	第一七號	第七號	第七號
第二二號	第二二號	第八號	第八號
第二三號	第二三號	第九號	第九號
第二四號	第二四號	第十號	第十號
第二六號	第二六號	第十一號	第十一號
第二七號	第二七號	第十二號	第十二號
第二八號	第二八號	第十三號	第十三號
第三〇號	第三〇號	第十四號	第十四號
第三一號	第三一號	第十五號	第十五號

質疑應答録「農業編」
 馬鈴薯萎縮病に關する注意
 燕麥食の奨め
 麥類病害の豫防法、風呂湯浸法に就て
 だいこんばへと其の防除法
 瑞典燕麥採種の奨め
 黍の優良品種と其の栽培法
 しろうりはむしもどきと其の防除法
 麥類赤黴病(一名黒點病)に就ての注意
 本島へ移入の危険性ある豌豆の大害虫エ
 ンドウマメゾウに關する警告
 凍乾蘿蔔の製造法
 須具利ウドソ病の防除法に關する注意
 蕎麥の播種期に就て
 再びダイコンバへの防除法に就て
 裸乾馬鈴薯の製造法
 馬鈴薯黒痣病防除の奨め

昭一、三
 昭五、四
 昭六、三
 昭六、四
 昭六、五
 昭六、一〇
 昭七、一
 昭七、六
 昭八、一
 昭八、二
 昭八、二
 昭七、二
 昭八、五
 昭八、五
 昭八、六
 昭八、二
 昭九、五

第三三號	第一六號	同	同
第三五號	第一七號	同	同
第三七號	第一八號	同	同
第三八號	第一九號	同	同
第三九號	第二〇號	同	同
第四〇號	第二一號	同	同
第四一號	第二二號	同	同
第四二號	第二三號	同	同
第四三號	第二四號	同	同
第四四號	第二五號	同	同
第四五號	第二六號	同	同
第四六號	第二七號	同	同
第四七號	第二八號	同	同
第四八號	第二九號	同	同
第四九號		同	同

馬鈴薯播種上の二、三注意事項に就て
 蔬菜の早熟栽培に對する度登園の効果に
 就て
 西海岸地方に於ける蘿蔔栽培上の二、三
 注意事項に就て
 野生當歸栽培の奨め
 西海岸地方に於ける農作物播種期に對す
 る注意
 胡瓜黒星病防除の奨め
 現製「スマレ」粉の特性と之を原料とする
 餅の作り方に就て
 燕麥の新優良品種「百日早生」の特性と其
 の栽培上の注意
 馬鈴薯疫病と夏疫病防除の奨め
 現製燕麥の新優良品種「早生理」の特性と其
 の栽培上の注意
 小麥の新優良品種「曉」に就て
 馬鈴薯の耐病性品種「日の丸一號」に就
 て
 甜菜の大害虫「アホヨタウ」の發生と防除法
 新害虫「アホヨタウ」の發生と防除法

昭一〇、二
 昭一〇、七
 昭一一、四
 同
 同
 同
 同
 同
 昭一一、七
 昭一二、五
 昭一三、五
 昭一三、三
 昭一四、六
 昭一四、八



畜産

畜産部に於ける事業の分掌は左の如し
 畜産部は主として家畜、家禽及毛皮獣の改良、蕃殖、飼養管理及病理、衛生に關する事項、畜産物の利用及化學的試験調査に關する事項、飼料作物の耕作及生産に關する事項、種畜、種禽及種卵の生産貸付、配付及種付に關する事項、畜産に關係ある物料の分析及鑑定に關する事項等を掌る。
 従來行ひたる試験調査事項中既に結了せる主なるものを擧ぐれば次の如し

- (一) 家畜、家禽及毛皮獣の改良蕃殖に關する事項
- (二) 牡馬の最適受胎時査定試験
- (三) 家畜、家禽及毛皮獣の飼養管理に關する事項
- (四) 乳牛の經濟的調査試験
- (五) 乳用種牡犢の經濟的飼育試験
- (六) 蠶豆及大豆粕の乳牛飼料價值比較試験
- (七) イワノガリヤスの乳牛飼料試験
- (八) 青豌豆、蠶豆及煉粕の乳牛飼料價值比較試験
- (九) エーローデントコーン及アルサイククロバーエンシレージの畜牛の發育に及ぼす影響試験

驗

- (一) 煉粕の畜牛の發育に及ぼす影響試験
- (二) デントコーンエンシレージ、瑞典蕪菁及菜葉の乳牛飼料價值比較試験
- (三) 甜菜莖葉根冠の乳牛飼料價值査定試験
- (四) 乳牛の綠藪攝取量並に之が泌乳能力に及ぼす影響試験
- (五) 牧草地の經濟的利用法に關する試験
- (六) 紫外線の雌牛並に其の胎仔の發育に及ぼす影響試験
- (七) 甜菜莖葉根冠エンシレージの乳牛飼料價值査定試験
- (八) 牝牛の綠藪攝取量並に之が發育に及ぼす影響試験
- (九) 土砂附着甜菜莖葉根冠の乳牛の健康並に泌乳能力に及ぼす影響試験
- (一〇) ビートバルブの乳牛飼料價值査定試験
- (一一) 運動及手入の畜牛の發育に及ぼす影響試験
- (一二) 生肉代用品の仔犢の發育に及ぼす影響試験
- (一三) 種卵の孵化並に雛の發育に及ぼす紫外線の影響試験
- (一四) 融雪期に多發する鶏の疾病に及ぼす肝油又は紫外線の影響試験
- (一五) 家兎の飼養試験

産業試験

三四六

- (二二) カーキキャンベルの飼養試験
- (二三) 濃厚飼料代用としてのビートパルプ及甜菜葉根冠エンシレージの飼料價值比較試験
- (二四) 畜牛の晩秋放牧停止適期査定試験
- 三、家畜、家禽及毛皮獣の病理衛生に関する事項
 - (一) 甜菜葉根冠給與量の妊牛の健康に及ぼす影響試験
 - (二) 牛の顆粒性膣炎の治療法に関する試験
 - (三) 養狐の刺蟲及十二指腸蟲並に條蟲の駆除薬に関する試験
 - (四) 養死狐の死因に関する調査
 - (五) 養狐寄生蟲の種類調査
 - (六) 養狐耳疥癬蟲驅除薬創案に関する試験
 - (七) 養狐のサルモネラ菌屬に関する豫備試験
 - (八) 馬匹の内寄生虫に関する調査
- 四、畜産物の利用及化學的試験調査に関する事項
 - (一) チェダーチーズ製造試験
 - (二) プロセスチーズ製造試験

- (三) 牛乳味噌及牛乳醬油製造試験
 - (四) 牛乳豆腐製造試験
 - (五) 鳥産飼料の普通分析並に無機成分定量試験
 - (六) 乳酸菌檢索利用試験
 - (七) ハンドウォーカー改良試験
 - (八) 乾酪成熟庫に関する試験
 - (九) 刈取乾燥中飼草の降雨による養分喪失量査定試験
 - (一〇) 鳥産飼料の消化率査定試験
 - (一一) 小麦麩のビタミンE定量試験
 - 五、飼料作物の耕作及生産に関する事項
 - (一) 不凍簡易サイロの創案に関する試験
- 昭和十四年度に於ける事業項目を列挙すれば左の如し
- 一、家畜、家禽及毛皮獣の改良蕃殖に関する事項
 - (一) 種狐の改良試験
 - (二) 飼料配合の仔狐の發育並に蕃殖に及ぼす影響試験
 - (三) システン劑の養狐の被毛に及ぼす影響試験

産業試験

三四七

産業試験

三四八

- 二、家畜、家禽及毛皮獣の飼養管理に関する事項
 - (一) レットクロバリエンシレージ及甜菜莖葉根冠エンシレージの乳牛飼料價値比較試験
 - (二) 粉碎チモシー乾草の乳牛飼料價値比較試験
 - (三) 肉用種牡犢の經濟的屠殺年齢査定試験
 - (四) 分娩哺育時の管理方法に依る養狐の育成率増進に関する試験
 - (五) 放牧の仔狐の發育に及ぼす影響試験
 - (六) 樺太犬の經濟的飼養試験
 - (七) 養豚の管理法に関する試験
 - (八) ミンクの飼養試験
 - (九) 蜜蜂の飼養試験
- 三、家畜、家禽及毛皮獣の病理衛生に関する事項
 - (一) 畜牛の蕃殖障害に関する試験
 - (二) 養狐のバラチフス症様疾患の病性に關する調査
 - (三) 養狐に寄生するノソセストイデス屬條蟲の中間宿主に關する調査試験
- 四、畜産物の利用及化學的試験調査に関する事項
 - (一) 馴鹿飼料の研究

- (二) 養狐に於ける飼料の消化率査定試験
- (三) 粉碎牧草の消化率査定試験

五、飼料作物の耕作及生産

- (一) 不凍簡易サイロ利用による春期給與用根菜類の貯藏試験
- (二) 牧草地の更新期に關する調査試験
- (三) 飼料の生産
 - (四) 乾草含水率の粉碎能率に及ぼす影響試験
 - (五) 粉碎乾草の壓縮加工試験

六、種畜、種禽及種卵の生産貸付、配付及種付に関する事項

- (一) 種牛及種馬の生産、貸付及種付
 - (二) 種狐、種豚、種細羊、種鶏及種卵の生産及配付
- 尙當部に於ける試験研究調査の成績にして特に重要なりと認むる事項は之を記録の上所報として廣く當業者並に關係方面に配付し以て業績の普及徹底に努めたり。既往に於て發行したるもの左の如し

種類	所報別番號	種別	所報類ノ番號	題名	發行年月
業務概要				昭和四年度 畜産部	昭六、三

産業試験

三四九

業務概要		報告		報告		報告		報告		報告		報告		報告		報告		報告	
昭五年度	畜産部	昭六年度	同	昭七年度	同	昭八年度	同	昭九年度	同	昭十年度	同	昭十一年度	同	第一號	第一類(農業)	第一號	第一類(農業)	第一號	第一類(農業)
昭六、一〇		昭八、三		昭九、三		昭一〇、三		昭一、一〇		昭一、三		昭一、三		第一號	第一類(農業)	第一號	第一類(農業)	第一號	第一類(農業)
昭七、三		昭一四、三		昭一四、三		昭一四、三		昭一四、三		昭一四、三		昭一四、三		第一號	第一類(農業)	第一號	第一類(農業)	第一號	第一類(農業)
昭九、五		昭九、七		昭一〇、九		第一號	第一類(農業)	第一號	第一類(農業)	第一號	第一類(農業)								
昭一、三		昭一、三		昭一、三		昭一、三		昭一、三		昭一、三		昭一、三		第一號	第一類(農業)	第一號	第一類(農業)	第一號	第一類(農業)
昭一、八		昭一、八		昭一、八		昭一、八		昭一、八		昭一、八		昭一、八		第一號	第一類(農業)	第一號	第一類(農業)	第一號	第一類(農業)

林業

昭一四、三	同	第一號	第一類(農業)																
昭八、一	同	第一號	第一類(農業)																
昭七、七	同	第一號	第一類(農業)																
昭七、八	同	第一號	第一類(農業)																
昭八、二	同	第一號	第一類(農業)																
昭九、五	同	第一號	第一類(農業)																
昭九、八	同	第一號	第一類(農業)																
昭一、八	同	第一號	第一類(農業)																

林業部は本島林業の合理的發達の研究を目標とする部門にして、森林育成の方面としては主として人工造林法、天然更新法、森林の保護撫育及森林氣象に關する事項の研究を、木材利用の方面としては木材の理化學的性質の研究、木材の他林産物の利用加工法、處理並に保存に關する事項の研究を、施業經營の方面としては林木の生長並に材積の算定及森林の施業法に關する試験並に試験林の管理經營に關する事項を掌る。

業績中既に開明せられたる事項を一括して示せば左の如し
一、人工造林に関する事項

- (一) トドマツ、エゾマツ、グイマツ、シラカンバ及ダケカンバ種子形態調査
- (二) トドマツ、エゾマツ、グイマツ及シラカンバ種子成熟時期調査
- (三) トドマツ、エゾマツ及グイマツの結實年度調査
- (四) トドマツ、エゾマツ、グイマツ、シラカンバ及ダケカンバ種子の播種前に於ける準備的處理法に関する試験
- (五) 播種床に於けるトドマツ、エゾマツ稚苗の土壤凍結に因る被害防除試験
- (六) トドマツ、エゾマツ及グイマツの苗木養成上適當なる土壤の査定試験
- (七) 島外有用樹種中テウセンカラマツ、カラマツ、オオシウタウヒ、バンクシヤマツ、リギダマツ、シナアカマツ、マンシウクロマツ、オオシウアカマツ、ドイックロマツ、ストロウブマツ、テウセンゴエフ、サワグルミ、オニグルミの適種選出試験
- (八) トドマツ、エゾマツ、グイマツ、カラマツ、テウセンカラマツ、オオシウタウヒ苗木山出年次に關する調査試験
- (九) トドマツ、エゾマツ、グイマツ、カラマツ、テウセンカラマツ、オオシウタウヒの幼苗造林試験

- (一〇) 造林苗木の生長時期に関する調査
- (一一) 山火跡造林地の氣象狀況調査
- (一二) 播種造林地に於けるトドマツ、エゾマツ及グイマツの生長狀況調査
- (一三) トドマツ、エゾマツ天然苗の人工造林用苗木として價值査定試験
- (一四) オオシウタウヒの本島に於ける適應性並に其の造林法に関する調査試験
- (一五) トドマツ、エゾマツ天然生苗木の移植に関する調査試験
- (一六) 本島各地主要造林苗圃に於ける土性に関する調査
- (一七) 本島主要造林樹苗の肥料三要素試験
- (一八) 本島主要林木種子の貯造法試験

二、天然更新に関する事項

- (一) 原生林内氣象觀測
- (二) カラフトグルミの分布調査
- (三) 南樺太に於ける天然生グイマツ分布調査
- (四) トドマツ、エゾマツ混淆林の林型調査
- (五) トドマツ、エゾマツ混淆林に於ける樺太廳擇伐作業法の適用試験
- (六) トドマツ、エゾマツの發生と林床植物群落との關係調査



- (七) 带状皆伐地に更新する稚樹の造林學的性質に関する調査
 - (八) トドマツ及エゾマツ原生林内に於ける病傷害木に関する調査
 - (九) 林床處理と發生竝に生長との關係試験
- 三、森林保護に関する事項
- (一) エゾマツ寄生キクヒムシ科昆蟲の樹体内に於ける分布狀況調査
 - (二) タウヒのハダニの驅除法試験
 - (三) ヤツバキクヒムシの被害防除對策に関する調査研究
 - (四) 誘蛾燈による趨光性昆蟲調査
 - (五) ヤツバキクヒムシの生態調査
 - (六) エゾマツ加害キクヒムシ類の發生と林況竝に地況との關係調査
- 四、林産物の利用に関する事項
- (一) 針葉樹廢材木炭に就ての研究
 - (二) 本島保呂産トドマツ材の機械的性質に関する研究
 - (三) 本島保呂産エゾマツ材の機械的性質に関する研究
 - (四) 本島産トドマツ及エゾマツ立木の季節別含水率に関する調査
 - (五) 本島數香産グイマツ材の機械的性質に関する研究

- (六) 本島産有用針葉樹材の物理的性質に関する研究、保呂産トドマツ(其の一)
 - (七) 本島に於ける針葉油製造の研究竝に之が經濟調査
 - (八) エゾマツ及トドマツ丸太の樹皮の厚さ及樹皮率に関する調査
 - (九) エゾマツ及トドマツ丸太の邊材の厚さ及邊材率に関する調査
 - (一〇) エゾマツ及トドマツ丸太の屋内天然乾燥經過調査
 - (一一) 本島産有用樹木の組成成分に関する試験
 - (一二) トドマツ及エゾマツ病害蟲被害木の組成成分に関する試験
 - (一三) 本島産エゾマツ立木よりの松脂採集試験
 - (一四) 郷土樹種を利用する木材工藝品の作製に関する調査試験
- 五、林木の生長竝に材積の算定に関する事項
- (一) 本島産針葉樹丸太材積に関する調査
 - (二) 本島保呂産トドマツ及エゾマツの形數調査
 - (三) 南樺太に於けるグイマツ天然林の林木構成竝に生育狀況に関する調査
 - (四) 本島に於ける薪材の層積と實積との關係調査
 - (五) 本島に於けるトドマツ及エゾマツ天然林木の枝條量竝に枝條率に関する調査
 - (六) 本島原生林に於けるトドマツ及エゾマツの生長調査

産業試験

昭和十四年度に於ける主なる事業項目を擧ぐれば左の如し

一、人工造林に関する事項

- (一) 天然苗の植樹造林用苗木としての價值に関する調査試験
- (二) 母樹の形態と所産樹果及種子の品質並に稚樹生長との關係試験
- (三) 風害跡地の造林に関する調査試験
- (四) 植栽苗木の形狀と造林地に於ける生育との關係試験
- (五) 本島主要造林樹種の生育と立地との關係試験
- (六) 造林地苗圃及見本園並に母樹林の管理經營

二、天然更新に関する事項

- (一) 林床處理とトドマツ、エゾマツ稚樹の發生並に生育との關係調査試験
- (二) 本島中部地方原生林の更生狀況に関する調査
- (三) 擇伐後の林木生長並に更新狀況調査
- (四) 本島中部地方原生林の主要土壌型に関する理學的性質調査
- (五) 森林氣象觀測調査

三、森林保護に関する事項

- (一) 森林昆蟲基本調査

- (二) 森林昆蟲飼育並に害蟲驅除豫防試験
- (三) キクヒムシ類其他穿孔性昆蟲の被害消長に関する調査
- (四) 森林鳥類の食性に關する調査

四、林産物の利用に関する事項

- (一) トドマツ及エゾマツの燒害木、病蟲害木及風倒木に對する理化學的性質試験
- (二) 郷土樹種を利用する木材工藝品の作製に關する調査試験
- (三) 本島北部地方グイマツの材質と立地並に之が流送との關係基本調査
- (四) 簡易ソーダバルブ製造並にバルブ用材としての各種被害材の利用價值に関する調査
- (五) 瓦斯専用木炭製造試験
- (六) 松脂採取法に關する基本調査

五、試験林の施設經營に関する事項

- (一) 本島に於けるトドマツ、エゾマツ、グイマツ天然林の生長及收穫に関する調査
- (二) 試験林經營試験
- イ、試験林の風倒木處分に伴ふ集材運材の機械力應用試験
- ロ、試験林の山火警防
- ハ、試験林の施設

産業試験

尙當部に於ける試験研究調査の成績にして特に重要なりと認むる事項は之を總録の上所報として廣く關係方面に配付し以て業績の普及徹底に努めたり。既往に於て發行したるもの左の如し

種別	所報別番號	種別	所報類ノ番號	題名	發行年月
業務概要		林業部			
同	昭和四年度			昭六、三	
同	昭和五年度			昭六、一〇	
同	昭和六年度			昭八、三	
同	昭和七年度			昭九、三	
同	昭和八年度			昭一〇、三	
同	昭和九年度			昭一〇、一〇	
同	昭和十年度			昭一一、三	
同	昭和十一年度			昭一一、四、三	
同	昭和十一年度			昭七、一一	
同	昭和十一年度			昭七、一二	
同	昭和十一年度			昭七、一二	

種別に於けるトドマツ、エゾマツ天然林の林型に関する調査
 樟太産有用針葉樹材の機械的性質に関する研究
 I・保呂産トドマツ

種別	所報別番號	種別	所報類ノ番號	題名	發行年月
報告	第五號	林業部	第三號	エゾマツ寄生キクヒムシ科昆虫の生態學的研究 樟太産有用針葉樹材の機械的性質に関する研究 I・保呂産エゾマツ	昭八、三
同	第七號	同	第四號	樟太産トドマツ及エゾマツ立木の季節別含水率に関する調査 樟太産有用針葉樹材の機械的性質に関する研究 II・敷香郡内川産グイマツ	昭八、一二
同	第八號	同	第五號	勝鹿座による選光性昆虫に関する調査成績第一編 大蠟類 南樟太に於けるグイマツ天然林の林木構成並に生育状況に就て	昭九、一二
同	第九號	同	第六號	樟太産有用針葉樹材の機械的性質に関する研究 III・敷香郡内川産グイマツ	昭九、一二
同	第一號	同	第七號	樟太原産生林に於けるヤツバキクヒムシに因る被害調査並に之が対策	昭一〇、九
同	第二號	同	第八號	樟太産有用針葉樹材の機械的性質に関する研究 IV・保呂産エゾマツ、トドマツ(補遺)	昭一一、三
同	第三號	同	第九號	樟太産有用針葉樹材の物理的性質に関する研究 I・保呂産トドマツ(其の一)	昭一一、六
同	第四號	同	第一〇號	樟太産有用針葉樹材の物理的性質に関する研究 II・保呂産トドマツ(其の二)	昭一一、三
同	第五號	同	第一一號	樟太産有用針葉樹材の物理的性質に関する研究 III・保呂産トドマツ(其の三)	昭一二、三
同	第六號	同	第一二號	樟太産有用針葉樹材の物理的性質に関する研究 IV・保呂産トドマツ(其の四)	昭一二、三
同	第七號	同	第一三號	樟太産有用針葉樹材の物理的性質に関する研究 V・保呂産トドマツ(其の五)	昭一三、三
同	第八號	同	第一四號	樟太産有用針葉樹材の物理的性質に関する研究 VI・保呂産トドマツ(其の六)	昭一四、三
同	第九號	同	第一五號	樟太産有用針葉樹材の物理的性質に関する研究 VII・保呂産トドマツ(其の七)	昭一五、三
同	第一〇號	同	第一六號	樟太産有用針葉樹材の物理的性質に関する研究 VIII・保呂産トドマツ(其の八)	昭一六、三
同	第一一號	同	第一七號	樟太産有用針葉樹材の物理的性質に関する研究 IX・保呂産トドマツ(其の九)	昭一七、三
同	第一二號	同	第一八號	樟太産有用針葉樹材の物理的性質に関する研究 X・保呂産トドマツ(其の一〇)	昭一八、三
同	第一三號	同	第一九號	樟太産有用針葉樹材の物理的性質に関する研究 XI・保呂産トドマツ(其の一〇)	昭一九、三
同	第一四號	同	第二十號	樟太産有用針葉樹材の物理的性質に関する研究 XII・保呂産トドマツ(其の一〇)	昭二〇、三



産業試験

三六〇

年報	報	業	報	業	報	業	報	業	報	業	報	業
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
第五五號	第六六號	第七七號	第八八號	第九九號	第一〇〇號	第一〇一號	第一〇二號	第一〇三號	第一〇四號	第一〇五號	第一〇六號	第一〇七號
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同附生物季節調査報告 昭和九年
保呂試験林氣象年報 昭和十年
同 昭和十一年
同 昭和十二年
1. 樺太産針葉樹丸太材積に関する調査
保呂産トドマツ、エゾマツ丸太材積に関する調査
針葉樹廢材木炭に就て
樺太産針葉樹形數調査
1. 保呂産トドマツ、エゾマツ樹幹胸高形數表
トドマツ、エゾマツの樹冠枝條量並に針葉量に就て
歐洲タウヒの樺太に於ける適否並に其の製造法に就て
樺太に於けるトドマツ針葉油の製造法に就て
I. エゾマツ、トドマツ丸太の樹皮の厚さ及樹皮率に就て
II. エゾマツ、トドマツ丸太の邊材の厚さ及邊材率に就て
新材の層積に就て

水産

同	同	同	同
第二八號	第二九號	第三〇號	第三一號
同	同	同	同
第九號	第一〇號	第一一號	第一二號
樺太保呂試験林植物目錄	樺太主要林木種子採取法	南樺太に於けるカラフトマツカレハの寄生種類に就て	ヤツパキクヒムシの被害と其の防除法
昭一、二、七	昭一、三、三	昭一、四、三	昭一、四、一〇

水産部に於ては科學的檢索部門及事業的檢索部門に分ち主として淡水棲生物の形態及生態、海洋漁場、湖沼の調査に関する事項、漁具、漁法、漁船に関する事項、水産物の化學研究、水産物の加工利用、水産製品の改良並水産に関する物料の分析及鑑定に関する事項、淡水棲生物の増殖保護、種卵の配付に関する事項、水産科實習生の養生に関する事項等を掌る。從來試験の結果闡明したる事項に付之を列挙すれば左の如し

- 一、産卵期の洄游時期と生殖素の成熟度との關係
- 二、産卵期の洄游適温範圍
- 三、沖合洄游及沿岸洄游の餌料に関する事項

三六一

産業試験

三六二

- 四、沿岸群來鯨の年齢に関する事項
- 五、本島に來游する産卵ニシンの形態に関する事項
- 六、西海岸に於けるトラバガニの棲息所及移動状況
- 七、雌カニの故卵時期に関する事項
- 八、雄カニの洄游時期並に適温範囲
- 九、トラバ蟹の形態の地方的變異
- 一〇、マスの洄游適温範囲
- 一一、マスの沖合洄游と浮游生物との關係
- 一二、形態に表はれたるマスの地方的變異性
- 一三、標識放流に依るマスの洄游移動範圍
- 一四、標識放流に依るサケの洄游移動範圍
- 一五、サケの速度に関する事項
- 一六、イタニ草の培養法並に移植適地に関する事項
- 二、海洋に関する調査
- 本島近海の海洋の性状並に四季に於ける變化
- 三、漁場調査

- 一、水深並に底質及棲息魚族に関する事項
- 二、長濱沖合赤岩札塔間沖合手繰適地に關する事項
- 三、水深及底質に依り手繰網操業適地に關する事項
- 四、西海岸及東海岸に於けるスケトウタラの漁場の探險及漁撈法の改善及處理加工の創案に関する事項
- 五、東海岸海區に於けるカニの棲息漁場に関する事項
- 四、湖沼調査
- 一、本島に散在する湖沼の利用開發に関する調査及試験
- 二、夏期西海岸北部沖合トラ漁業試験
- 三、イワシ流網漁業試験に関する事項
- 四、秋期南海岸及西海岸に於けるスケトウタラ漁業試験
- 五、東海岸に於けるケカニ漁業試験に関する事項
- 五、水産科實習生の養成
- 一年間漁業家の子弟を收容し漁村の中堅人物養成に努め昭和十三年迄は八十三名の修業者を出せり。
- 六、水産物利用に関する試験

産業試験

三六三

産業試験

- 一、ニシン鹽藏法改良に関する事項
- 二、サケ、マス卵鹽藏法改良に関する事項
- 三、夏タラを利用する鹽藏法に関する事項
- 四、ウニ鹽藏法改良に関する事項
- 五、魚類燻製に関する事項
- 六、魚箱製造用電池燃料の改善に関する事項
- 七、魚箱防腐に関する事項
- 八、冷温を利用する水産物加工貯藏試験に関する事項
 1. 製鹽法の創案に関する事項
 2. 魚類肝油製造法創案に関する事項
 3. 凍乾魚糞製造法創案に関する事項
 4. 凍乾明太魚製造に関する事項
 5. 簡易氷藏庫に依る魚類貯藏法に関する事項
- 九、ニシンの加工利用に関する事項
- 七、水産物の増殖に関する試験
- 一、サケ人工孵化法改良に関する事項

三六四

- 二、チカ人工孵化法改良に関する事項
 - 三、タラバカニ人工孵化法創案に関する事項
 - 四、サケ卵移植に関する事項
 - 五、ニジマス並にチカ卵移植に関する事項
 - 六、コンブの間引に依る増殖に関する事項
 - 七、洞歸率調査
 - 八、川水利用に依る鮭稚魚飼育法に関する事項
 - 八、水産生物の蕃殖保護に関する試験
 - 製紙並に製紙原料パルプ工場廢液の魚介藻類の生活に及ぼす影響に関する事項
 - 九、サケ種卵の配付
- 昭和十四年度に於ける事業項目左の如し

- 一、科學的檢索部門
- 一、ニシンの洄游調査
- 二、海洋觀測調査
 - イ、横斷海洋觀測調査
 - ロ、定地海洋觀測調査

三六五

産業試験

三、沿岸気象観測

四、東海岸海區水産資源開拓に関する調査試験

イ、水産生態の調査

ロ、有用海藻類の調査

五、西海岸中部海區水産資源開拓に関する調査試験

漁場細密調査

六、にしん人工孵化用親魚の活力を採取精及卵子の活力との關係並精及卵子の貯藏に関する調査試験

七、こんぶの蕃殖に関する調査試験

八、漁網染料としての松葉塗料「エキス」の價值査定試験

九、樺太産大麻「ワラビ」根の漁業用網として價值査定試験

一〇、あぶらざめ魚皮の利用試験

二、事業的檢索部門

一、南海岸海區水産資源開拓に関する試験

イ、ほたてがひの採苗試験

ロ、こんぶの増殖法に関する試験調査

- 二、南海岸海區水産資源利用に関する調査試験
- ひとでの利用法に関する調査試験
- 三、東海岸海區水産資源開拓に関する調査試験
- あぶらざめ漁業調査試験
- 四、西海岸北部海區水産資源開拓に関する調査試験
- 光火誘導法によるイワシ漁業調査試験
- 五、蘇聯邦沿海州沖合に於ける機船底曳網漁場調査
- 六、海産増殖豫備調査試験
- 七、漁況調査
- 八、イワシ處理加工法に関する調査試験
- 九、あぶらざめ魚肉の食用化に関する調査試験
- 一〇、魚粕並魚類内臓物の食用化に関する調査試験
- 一一、家庭工業に依る養狐飼料に適する魚粕製造調査試験
- 一二、サケ人工孵化に関する調査試験
- 一三、川床を利用するサケ人工孵化法に関する調査試験
- 一四、僅少なる用水によるサケ人工孵化法に関する調査試験

産業試験

産業試験

一五、池中養殖に関する調査試験

一六、サケ種卵の配付

一七、水産科實習生の養成

尙當部に於ける試験調査の成績にして特に重要なりと認むる事項は之を繰録の上所報として廣く當業者並に關係方面に配付し以て業績の普及徹底に努めたり。既往に於て發行したるもの左の如し

種別	所報別番號	種別	所報別番號	題名	發行年月
業務概要				昭和四年度 水産部	昭六、三
同				昭和五年度	昭六、一〇
同				昭和六年度	昭八、三
同				昭和七年度	昭九、三
同				昭和八年度	昭一〇、三
同				昭和九年度	昭一一、〇
同				昭和十年度	昭一二、三
同				昭和十一年度	昭一四、三
報告	第六號	第三(水産)	第一號	南樺太近海産タラバカニの地方型に就て	昭八、九

種別	所報別番號	種別	所報別番號	題名	發行年月
年報				海洋観測報告 自大正十三年至昭和三年	昭一、七
時報				海洋観測年報	昭四、
報				同	昭五、
報				同	昭六、
報				同	昭七、
報				魚類燻製法	昭七、一〇
報				西海岸に於ける本年度春鯉來游高豫察	昭五、三
報				鯉の食用化に就て	昭五、四
報				昨今の水温分布と鯉群に就て	昭五、五
報				西海岸に於ける昨今の水温分布状況と本年度鯉來游高豫察	昭五、五
報				築港近海々況と鯉群に就て	昭五、六
報				乾かずのこ及鹽かずのこ製造法に就て	昭六、五
報				にしんの燻製法に就て	昭六、一
報				すけとう鱈の漁業と之が加工利用法に就て	昭六、一一
報				春にしんの處理法と其の食用法に就て	昭七、二

時 報	第一六號	第三(水産)類	第一〇號	昭七、四
同	第二一號	同	第一二號	昭七、一一
同	第二九號	同	第二二號	昭八、七
同	第三六號	同	第三三號	昭一〇、二

鹽蔵にしん製造上の注意
 凍乾明太魚製造上の注意
 イクラの製造法に就て
 タラ製品の造り方に就ての注意

化學工業

化學工業部に於ては化學工業に關聯せる島内資源の開発並に其の化學工業試験及調査を分掌するものにして昭和十四年度に於ける施行事業の項目左の如し

- 一、石炭資源に關する調査及試験
- 二、海綠石の利用に關する調査及試験
- 三、カゼインより可塑物質の製造に關する調査及試験
- 四、甜菜バルブよりベクチン製造に關する調査及試験
- 五、バルブ廢液の利用に關する調査及試験
- 六、野生植物成分に關する調査及試験
- 七、魚類内臟利用に關する調査及試験

八、海藻より沃度、マンニット及アルギン酸の製造試験

九、廢糖蜜よりクエン酸製造に關する調査及試験

一〇、菊芋原料果糖の製造に關する調査及試験

一一、ツンドラの利用に關する調査及試験

一二、助成及指導に關する事務

依頼分類及鑑定試験

宇遠泊農事試験支所

本所は主として西海岸南部地帯の溫暖なる氣象環境に即せる種藝及び園藝に關する調査試験を擔當し、當該地方に於て栽培可能な適作物の査定並に品種改良に關する事項、各主要作物の耕種法に關する事項、農業氣象に關する事項等を掌るものにして尙其の他種子種苗、種卵の配付を行ふものとす。

惠須取農事試験支所

本所は昭和十二年度より開所せるものにして、本島西海岸北部一帯は其の位置北偏せりと雖も對島



暖流の影響を被り、自ら其の自然要素に於て特異性を有するを以て本所は當該地方の作況に關する試験調査及普通、工藝、園藝各作物に關する諸般の試験調査並に肥料に關する事項等に就き究明するものとす。

尙其の他種牝牛馬の種付及農産種子種畜及種卵の配付等の事業を行ふものとす。

第十九章 土 人

第一節 總 覽

我が樺太に在住する土人とはアイヌ、ニクプン(ギリヤーク)オロツコ、キーリン、サンダー及ヤクトの六種族を指稱せるものなり。彼等は從順にして其の智能概して低く、同化の程度稍高きアイヌ族すらも内地人社會の競争場裡に伍し自立し得ざる状態に在るを以て農業、漁業其の他に關し特殊の制度を設け之を保護し、其の生活の基礎を安固ならしむると共に農耕を奨勵して自活思想を養ひ、子弟に教育を授くるの外彼等の風習を毀げざる範圍に於て自由に文明の惠澤に浴せしむる等専ら其の保護誘掖に努めつゝあり。

第二節 種族及戸口

アイヌ族 往昔は廣く樺太全島に亘り居住せしとの説あり。領有當時に於ては東西兩海岸及中央内淵川の沿岸各地に散在し居りたるも、保護上集團せしむる必要を認め鶴城管内のアイヌを除き大正元年より同三年に至る三箇年間に於て東海岸は落帆、白濱、樺保、新開及多來加の五箇所に、西海岸は

多蘭泊、登富津、智來及小茂白の四箇所に夫々集合せしめたるも樫保の居住者は其の希望に依り全部新聞に轉住せしめ、尙白濱の土人部落は昭和八年火災の厄に遭ひたるを以て其の一部を富濱に移轉せしめたり。同族は從來有籍の北海道復歸アイヌと本島在來の無籍アイヌとに區別せり。而して本島在來のアイヌは其の智能文化の程度北海道復歸アイヌに比し著しく劣れるも尙他の種族に比し内地人に接すること久しきを以て我が國體の梗概を知り、内地人に對し尊敬の念を有し文化の程度亦比較的進めるを以て昭和八年一月樺太施行法律特例を改正し之に對し均しく戸籍法を施行するに至れり。然れども尙近時物質文明の普及に因る衣食住の激變、内地人移住者増加に伴ひ直接間接に受くる生活上の壓迫、其の他酒精分の過飲、花柳病の傳播等に依り體質劣弱に赴くの嫌あるを以て此等の弊害除去に努め居れり。

ニクブン族 太古に於ける亞細亞人の殘存者にして北部幌内川流域に居住し、先住民族たるオロツコ族間に雜居す。近親結婚を嫌ひ他民族と雜婚するを以て其の體格漸次優良となり能く困苦に耐へ他種族の如く夏季惰眠を食ることなく孜々として常に冬營準備を怠らず。オロツコ族、キーリン族に比し優越の位置を占む。今後其の指導宜しきを得ば相當の發展を期し得べし。

オロツコ族 トングース族の一派にして其の人口アイヌ族に次ぎ、北部幌内川流域に居住す。馴鹿を飼育すると共に一、二月は山に入り鹿、貂を獲り、三月より五月には海岸に出で、海豹を捕へ、六月より八月迄は鱒鮭漁に従ひ、特に八月の候魚族の湖河するに至れば川を溯り之が漁獲を爲す等一定

の居所を定めず山野水草を逐ふて天幕内に起臥す。一般に無智昧且つ怠惰にして年少にして煙草を好み、酒に親む者あり。斯くして生活難に迫れば他を恨み、或は同族互に反目するの狀態なり。然れども教育所設置以來面目頗る革まりたるの觀あり。

キーリン族 本種族の現に我が樺太に居住するもの僅かに十六人、其の本島に渡來したるは他民族に比して遙かに遅きものゝ如し。大陸居住中支那文明の感化を受けたる爲め、他種族に比し文化の度稍進めり。快活にして舉動敏捷、種族的偏見少なきも漂泊性に富み轉々居を移せり。

サンダー族 我が國に於て往昔山丹人(又は山麓人)と稱へ、往時貿易の爲め大陸と本島間を往來したるものにして、漸次減少し遂に其の跡を絶たんとするに至れり。其の言語習俗はニクブン族、オロツコ族と大同小異なり。

ヤクト族 純土耳古族にしてヤクトク方面より移住し來れる民族なりと云ふ。昭和五年國勢調査の結果敷香支廳管内に二人發見せられたり。

第三節 風俗習慣 (主としてアイヌ族につき記述す)

概 説

夏期は河海に於て漁撈に従事し冬期は狩獵又は勞働によりて生活の資料を得つつありしも、半農半



漁の方針に依り指導したる結果漸次農耕の方法を習得し、馬鈴薯、茶根の類を栽培して其の成績見るべきものあり。一面拓殖の進展に伴ひ各種事業勃興し、勞力の需要増加し來れるを以て、之等勞働に従事し漸次獨立自營の域に進みつゝあり。従つて生活状態も不知不識の間に改善せられ時に内地移住農民を凌ぐものありて到底昔日の比にあらず。然れども一般に虚榮に驅られ、金錢を得れば之を酒食に徒費し然らざれば不用の物品を購入する等概して貯蓄の念なく、一朝不漁、不作其の他の災厄に遭はんか直に窮境に陥るを常とす。古來彼等の風習として隣保相扶け同病相憐むの情厚く、相互に扶助するの美風あるも一面却つて依頼の念を助長する憾みあり。

衣食住

衣服 多く草木の皮を以て製したるアッシを用ゆ。アッシはオヒョウ(木の皮)又はエラ草(一名カイ草)の皮を剥ぎて水に浸し、冬期越年中糸に製して之を織る。禮服には其の優良品を用ひ襟、袖、背等に刺繡を施し、之を製作するに三年の日子を費すと云ふ。婦人の用ひるものは海豹皮、鱈及イトウ(魚の名)の皮にて製し、鳥毛にて裝飾せり。其の他犬の皮を以て外套、腹引、手袋等の防寒具を作る。現今にては男子は洋服を着用し、女子は内地人に倣ひ帯、羽織等を用ゆ。之れ價格低廉にして且つ欲する儘に求め得らるゝを以てなり。

裝飾 身體の裝飾としては男女共に耳環を付け、婦人の年長者は一般に上唇に黥をなす。其の他

練玉又は青銅貨等を紐に通し頸より胸に懸け、或は眞鍮の輪若くは穴明錢を紐に通し帯の如く腰に締むるものあり。頭飾としては男子は十二、三歳の頃滿洲玉、南京玉を以て三角形のものを作り前頭部に掛けたるも今は全く廢れたり。女子は綿布を以て高さ三寸位の環を作り、色糸を以て刺繡をなし種々の玉を付け冠となし、頭髮の亂れを防ぐ爲なりと云ふ。

飲食物 主食物は魚類にして其の主なるものは鱈及鱈なり。何れも漁獲期に之を割き乾燥して貯藏し冬期の食料とす。夏期には生魚を海水にて煮又は焼き海豹の脂肪にて調理せるものを食す。海豹の脂肪は海豹の油肉を鍋に入れ煮沸し脂肪の滲出するを掬ひ取り、其の胃袋の洗滌乾燥したるものに之を容れ貯藏して使用するものなり。其の他アママス、鱈、カジカ、ウグイ及貝類等を用ひ、副食物としては野生の百合根、キト、トマ、コザク及款冬等を生又は乾燥貯藏して用ふ。極めて酒を好み、煙草も亦男女共に之を嗜む。

家屋 家屋を建築するには汚穢凶妖の地を避け最も清淨の地を選ぶ。之を建つるに大小廣狹の別あれども一定の規矩ありて何れも規を一にす。即ち四方に柱を建て粗雑なる丸太を積上げ、屋根及周圍は樹皮又は草を編みて之を覆ひ、度器なきを以て其の長短を計るに手又は指長を以てし木根、藤莖等にて緊縛したりしが現今は大工職を営む者ある等大いに其の面目を改めたる觀あり。土間の中央には大なる爐を造り其の上部に煙出兼採光のため二、三尺角の天窗を明け、室の兩側には高さ一尺五寸、幅二、三尺の床を設け寢臺に充て、左側の床の隅には必ず家神を祭る。家財、道具、食料を貯藏

する爲に倉庫を建つるも便所は之を設くること少かりしが近來その設備を整ふる者多し。

社會及家族關係

社會關係 往時は各部落に酋長ありて部落民を統率し、部落内に於ける紛擾犯罪等に關しては總て自ら之を裁斷し異議を挟むことを容さず、酋長は專制獨裁にして而も世襲の支配權者なりしが、領有後は樺太廳に於て各部落毎に總代を選任し、之等をして統率せしむるに至れり。總代の多くは元の酋長を以てし他は部落より選舉せられたる者之に當れり。

部落相互間の關係は極めて親密にして其の情誼の濃かなるは到底内地人の比にあらず。慶弔共に禮節を以てし數十里の遠路寒暑雨雪の厭ひなく互に相往來し、吉凶禍福を分つの美風今尙存す。

家族關係 父又は長兄を以て家長とし、長は幼を憐み幼は長を敬ひ、家内に紛擾の起るが如きことは稀なり。男子は漁業、農業、狩獵等に從事し、女子は裁縫、炊事、採薪等に從ふ。家督は普通長子之を相続するも事故ある場合には次男、三男等に順次之を讓る（一説に曰く、家長の生存中長男妻を娶らば別居し次男、三男亦此の如くして家長死去の時同居せる男を後嗣とし、相続者を長男と定むる掟なしと）。

結婚について見るに、往時は子女の父兄間の婚約に依り成年に達するを待ちて結婚を行ふ。所謂許婚なりしも、現今に於ては雙方の合意により他より何等干渉を受くることなく、又別に儀式を行ふ事

なく當事者の同居を以て結婚したるものと看做すを普通とす。離婚は頗る簡單にして其の數又多し。即ち雙方の合意の者は言ふ迄もなく、夫が強て妻を離婚せんとする場合は幾分の物品を與へて親許に歸らしめ、妻より離婚せんとする時は無斷にて夫の家を去るのみ。出産の場合は湯を以て生兒を洗ふの外別に醫藥を用ひず、多くは二、三年後に於て命名したる慣習なりしが現今は漸次速に行はれつゝあり。

又死を語るを甚だしく忌むも死事は決して忽にせず、死者あれば斂葬の具を備へ親族故舊相集り擲哭數日に及び、生前の所持品及寶物等は棺に入れ埋葬し、墓標を建つる者あるも多くは之を用ひず、埋葬すれば死者は神となるものと信じ、墓の掃除、墓參等をもなすことなし。死者あれば三日目にして爐の灰を新にし、變死者の場合は其の家を燒き又は墳ち、疫病にて死亡せる場合は其の家を捨て、省みず。

經濟及法律關係

往昔に於ける物資の交易は専ら物々交換に依り有無相通せり。即ちギリヤーク（ニクブン）族は麝香方面より富内に來り、山丹人はアレキサンドル方面よりマヌイ山道を経て湖内に來り銅、玉、金具等を提供し、アイヌ族は貂、獺、狐等の皮を提供したるが、亦遠く宗谷海峡を渡りて刀、鐔、陳羽織、酒器等と交換したるものあるが如し。然れども現在は鐵道、船車等の便を利用し賣買取引等昔日の比

に非ず。

貸借契約に關しては何等法的觀念なく、義務は必ず履行すべきものとして證書、抵當等を徴せず、且つ數の觀念に乏しきを以て、之に關しては木片に印を付け、又は繩に結目を作りて記憶の便に供せり。期間は長きは一年又は二年にして其の時期は鯨、鱈及鮭等の漁獲時期等を以て定め、短きは月の盈虧等を以て其の期間となせり。期日に至りて返済を怠るものあれば一應之を督促するも敢て追求せず。萬一是が義務を果さざるものあらば違約者として之を卑下するに止まる。

領有前に於ては犯罪は凡て會長之を審問し處罰するものにして、多くは財産刑なるも稀には體刑をも行へり。財産刑は被告人所有の寶物又は家畜等を沒收して、之を相手方に給付するを普通とし、體刑は管杖指切、死刑等にして是が執行は被告の最も近親のものをして行はしめたり。然れども領有後土人の民刑事に關する事項は總べて會長又は總代の直接執行を許さず、當局に於て彼等の舊慣に則り執行することとなりしが、昭和八年一月樺太施行法律特例の改正に依りアイヌ族のみは内地人同様民刑事法の適用を受けることとなりたり。而してアイヌ族以外の土人全部に對しては刑事法のみ適用せらる。

娛樂及祭禮

アイヌ族の娛樂としては聲樂、音樂、舞踊及遊戲等あり。聲樂としてはユーカラ(酒宴の席などに

て歌ふ男女の痴情を語るもの)、ハウケ(祭文の如きもの)、ヤエガタカラ(都々逸の如きもの)、オйна(昔歌)、トイタ(伽歌)等あり。

樂器には左の二種及團扇形の太鼓あり。麝香鹿の皮にて作り主に祈禱者之を使用す。

トンコリ(三味線に酷似せる五絃なり)

ムツキナ(竹を以て作り口に銜て吹く)

舞踊は内地の盆踊の如く八人づゝ一團となりて環狀を爲し、中腰と爲りて一足飛びつゝ手を拍ち、リリリリリと叫びながら踊り廻る。多くは熊祭の時に爲す。

遊戲には綱曳、角力、繩飛び、棒飛及輪投等あり。

祝祭には内地の如く盆、正月、氏神祭典等と稱するものなく、唯漁期の始めに海岸、河岸に木幣を掛け濁酒を捧げ豊漁を祈る。最も嚴肅壯嚴に行ふものは熊祭にして、其の部落は勿論遠近の部落より老若男女の別なく集り、盛裝して飲み、歌ひ且つ踊り歡樂を盡すこと數日に亙り、青年男女の情事は多く此際に行はれたり。近時熊祭を行ふこと稀となり従て斯る弊習も漸次改善されつゝあり。

第四節 文化

教育

土人の教育に關しては教育所を設くるの外各種施設を爲し、専ら智徳の啓發、生活の改善其の他の指導誘掖に努めつゝあり。

教育所は明治四十二年初めて東西兩海岸のアイヌ族集團部落に各一箇所を設置し、其の子弟を收容するの外、尙地理的其の他の關係上一部は公立小學校に委託して教育せるが、各種の設備充分ならざりしを以て、大正十三年四月部落の合併行はるゝと共に、教育所を五箇所と爲し、昭和五年九月更に敷香教育所を増設し爾來其の内容の充實を圖り、昭和六年十二月多蘭泊教育所を多蘭泊尋常小學校に昇格變更せり。

尙昭和八年一月樺太施行法律特例改正の結果アイヌ人の子弟は小學校に收容され、内地人兒童と同様に教育さるゝこととなりたる爲、敷香教育所以外の教育所は廢止又は小學校に昇格せられたり。而してオロツコ、ニクブン族等の土人の子弟は敷香教育所に收容され現在々籍兒童三二人あり。其の成績を見るに書方、圖畫、手工、唱歌等は内地人子弟に比し遜色なきも算術、綴方は劣れり。卒業者の成績は概して良好にして普通々信文其の他家庭の用務を辯ずるは勿論、曾て官公署の雇員又は代用教員等を奉職せし者もあり。

社會教育に關しては各部落に男女青年團、婦人會等を設け夜學會を開き、主として小學校教員指導に當り、之が誘導啓發に努め居れり。尙昭和十三年以來オタスに中堅青年の勤勞觀念の向上を目的とする修養所を設け手藝の指導並に修養等に努め居れり。

衛生

土人は一般に衛生思想に乏しく、従つて疾病多く特に其の血族結婚と酒精分の過飲とは體質を脆弱ならしむ。之れ彼等の容貌の魁偉なるに似ず體質の虚弱なる所以にして、而も病魔に犯さるゝや先づ舊習に依る祈禱卜占を爲し、草根、木皮、獸骨等を服用し愈々重態となるに及び始めて醫藥を求め、病苦少しく減するか若は短期に特効を認め得ざる場合は多く醫藥を廢するを以て、傳染性疾患の如きは其の間に傳染の機會を多からしめ保健上遺憾の點尠からず。以上の事實に鑑み土人の衛生に關し深甚の注意を拂ひ、部落の衛生的施設の整備を計ると共に各部落に公醫を囑託して診察せしめ、各種藥品、器具等を配備して傳染病豫防に備へ、時々衛生に關する講話を爲し又は衛生に關する活動寫眞を映寫して觀覽せしむる等衛生思想の喚起普及を計りつゝあり。

昭和九年十月施行の土人健康診断の結果に依れば齲齒、トラホーム、中耳炎、扁桃腺炎、疥癬等は各種族に互りて割合に多く、脊柱後彎、前彎等はオロツコ、ニクブン族に多かりしも肺炎カタル、肺結核等は比較的尠し。而して土人の家屋は概して採光、換氣不充分なると便所の設けなきこと、沐浴を嫌ふ者多き等は健康上及ぼすべき悪影響多きに依り各部落に浴場設置を奨励すると共に之が指導に當る者深くこの點に留意し着々衛生上の自覺を促がし住宅構造、生活様式の改善を計る等益々彼等の健康増進のため鋭意努力しつゝあり。

第五節 産業

領有前に在りては河海に漁り山野に獵し、天産物によりて衣食したるを以て、一定の産業に従事し將來の策を樹てんとするの念なく複雑を厭ふ風あり。従つて彼等の最も得意とする漁業に就き特殊の方法を授け漁船漁具を貸付し漁業を爲さしめ舊慣を改め其の改良發達を促がしつゝあり。然れども漁業は年々變遷ありて收穫一定せざるを以て、一面農耕を奨励し土地を貸付して農具並に種子を給與し之が奨励を爲す。然れども彼等從來の惰性に依り勤勞を厭ひ播種後の中耕、除草を怠る者多く、甚しきは給與の種子を食用に供し、僅かに一時の食料を得て後日生活難に苦しむ者ある等の點に鑑み、勤勞生活と産業の發展等に就き注意の喚起に努め居れり。亦商業を營むものありたるも比較的計數の觀念に乏しく、經濟思想なきを以て好成績を擧ぐるもの稀なりしが近年漸く昔日の面目を改めんとするに至りたるは、不斷の指導啓發と拓殖の進展、人口の増加に伴ふ周圍の刺戟並に教育の振興等に依る結果なり。

第六節 救恤

土人の救恤に關しては特例を設け、其の普遍を圖ると共に諸般の事情を參酌し、遺憾なきを期し居

れり。即ち漫然金品を與へ依頼心を助長せしむる弊を避け、老幼を恤み、不具廢疾者を憐み、課寡孤獨の者、十歳未満の幼者三名以上を有する者、六歳以下六十歳以上のもの等にして自活し得ざるものに對しては救恤米を與へ、罹病者にして治療の資力なきものには醫藥を給し、或は樺太慈惠院に收容施療し、水火災其の他の罹災者には金品を施與する等之が救済に關し遺憾なきを期しつゝあり。

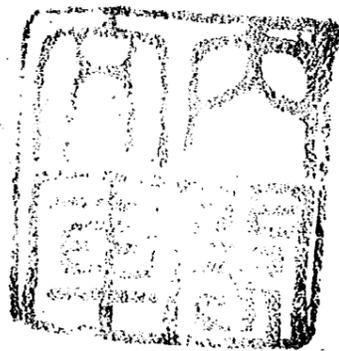
第七節 指導要項

土人の指導に關しては教員を始め支廳當事者等其の任に當るは勿論なるも、場所に依りては特に專任の指導員を置き、土人漁場管理者(樺太廳長官)之を任免し、其の監督は第一次として勤務地管内の支廳土人事務取扱(支廳長)の直接指揮監督を受け庶務に従事するものにして、土人に對し國體の貴き所以を會得せしめ敬神崇祖忠孝博愛の觀念を鼓吹せしめ、部落民の遊惰を戒め義務觀念を涵養すると共に勤儉の美風涵養に努むること、從來の漁業の外に農耕其の他の職業をも指導奨励すること、指導員は職務の内外を問はず廉耻を重んじ貧汚の所爲を爲さず常に率先躬行範を示すべきこと、土人間に於ける從來の惡習慣は漸次改良する様懇切指導すべきこと、土人等より物品の購入を爲さざるは勿論贈與等は嚴に之を禁すべきこと、常に言語を慎み其の舉措等亦充分之を注意し誠心誠意職務に忠實なるべきこと、兒童の教養を重んぜしめ産業の發達、生活の改善を促がし時代の趨勢に順應し向上の氣

土 人
風養成に努むること、衛生並に體育上に注意し傳染病豫防等に力を注ぎ、天幕生活者に對しては家屋の建築を勧め、居住を一定せしむるの方針を取らしむ可きこと等指導要項を定め向上發展の道を講じ居れり。

三八六

樺太要覽終



昭和十五年一月十日印刷
昭和十五年一月十五日發行

樺太廳

樺太廳府大廳附六丁目一番地
印刷者 佐々木 龜一
樺太廳府大廳附六丁目一番地
印刷所 樺太印刷合資會社
(電話三三三三)